

政策動向

平成 30 年度 №.3 Ver.1／2018.8.17

新着情報

◇政策トレンド

	社会保障・社会福祉制度改革等の工程表（主な事項）	P1
【財政・税制、経済・成長】	➢ 第 15 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策	2018.7.20 P12
(社会保障全般含む)	➢ 経済財政諮問会議（平成 30 年第 11 回）：平成 31 年度概算要求基準を了承	2018.7.9 P13
	➢ 経済財政諮問会議（平成 30 年第 10 回）：平成 31 年度予算概算要求に当たって	2018.7.6 P14
	➢ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太方針 2018）を閣議決定	2018.6.15 P15
	➢ 「未来投資戦略 2018」を閣議決定	2018.6.15 P15
【規制改革】	➢ 規制改革推進会議（第 36 回）：電波制度改革に関する意見とりまとめ	2018.8.1 P44
	➢ 規制改革推進会議 第 19 回医療・介護ワーキング・グループ：「医療個人データのデータポータビリティ」について	2018.7.3 P16
【地方創生・地方分権等】	➢ 第 77 回 提案募集検討専門部会：ヒアリング（一時預かり事業（幼稚園型）の人員配置基準の緩和等）	2018.8.7 P53
	➢ 第 32 次地方制度調査会第 1 回専門小委員会：2040 年頃までに想定される各行政分野の課題等	2018.7.31 P17
	➢ 第 32 次地方制度調査会：自治体協力のあり方を諮問	2018.7.5 P54
【社会福祉法人等】	➢ 通知「社会福祉法人による海外事業の実施等について」発出	2018.7.2 P70
【高齢者】	➢ 平成 29 年度介護労働実態調査結果公表：介護人材の不足感は 4 年連続増加	2018.8.3 P79
	➢ 「平成 29 年度「介護人材」に関するアンケート調査の結果について」公表	2018.7.27 P18
【障害者】	➢ 「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」報告書とりまとめ	2018.7.30 P97
【子ども・家庭福祉】	➢ 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（第 24 回）：都道府県社会的養育推進計画の策定等について	2018.8.3 P111
	➢ 第 4 回保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会：関係団体ヒアリング	2018.8.2 P112
	➢ 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会（第 1 回）：婦人保護事業の現状・今後の進め方	2018.7.30 P113
【生活困窮・生活保護】	➢ 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（平成 30 年 5 月）	2018.7.27 P129
	➢ ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果 公表	2018.7.13 P130
【予算】	➢ 平成 31 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について 閣議了解	2018.7.10 P141
【人材確保】	➢ 総務省「平成 29 年就業構造基本調査結果」公表	2018.7.13 P145
	➢ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 成立	2018.6.29 P146
【災害対策】	➢ 平成 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージの公表	2018.8.2 P154
	➢ 平成 30 年 7 月豪雨による被害	2018.7.9 P155
【その他】	➢ 年金担保融資制度は平成 34 年 3 月末の予定で申込受付を終了	2018.7.30 P158
	➢ 「建築基準法の一部を改正する法律」公布	2018.6.27 P159
(参考資料)	➢ 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策	2018.7.20 P163
	➢ 福祉医療機構「平成 29 年度「介護人材」に関するアンケート調査の結果について」	2018.7.27 P175
	➢ 介護労働安定センター「平成 29 年度「介護労働実態調査」の結果」	2018.8.3 P187

目 次

◇政策トレンド	P 1
社会保障・社会福祉制度改革等の工程表(主な事項)	P 12
〔分類・事項〕	
1. 財政・税制・経済・成長(社会保障全般含む)	P 13
2. 規制改革	P 44
3. 地方分権改革	P 53
4. 社会福祉法人等	P 70
5. 高齢者	P 79
6. 障害者	P 97
7. 子ども・家庭福祉	P 111
8. 生活困窮・生活保護	P 129
9. 予算	P 141
10. 人材確保	P 145
11. 災害対策	P 154
12. その他	P 158
(参考資料)	P 163

政策トレンド

【財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)】

◆経済財政諮問会議(平成30年第11回):平成31年度概算要求基準を了承

- 7月9日、第11回経済財政諮問会議(議長:安倍晋三 内閣総理大臣)が開催された。2027年度までの「中長期の経済財政に関する試算」の説明のうえで、前回の民間議員からの提案に基づき「予算の全体像」の取りまとめを行い、その考え方を踏まえた「概算要求基準」について了承を得た。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済財政諮問会議の下に、専門調査会として「経済・財政一体改革推進委員会」を設置することが提案され、了承された(設置要綱改正)。経済・財政一体改革推進委員会では、以下の取り組みを進め、経済財政諮問会議に報告することとしている。
 - (1)KPI(重要業績評価指標)を盛り込んだ新たな改革工程表を 2018 年末までに策定するとともに、毎年策定する骨太の方針に基づき改革工程表を改定する。
 - (2)「新経済・財政再生計画」に沿って、政策効果に基づくメリハリのある予算が実現されるよう地域差等の見える化・分析を重点的に進め、各府省の EBPM(Evidence-based Policymaking、証拠に基づく政策立案)の質の向上を図る。
 - (3)改革の進捗状況の評価・点検を毎年度行い、結果をその後の改革の進捗管理に反映する。2021 年度には経済・財政一体改革の中間評価を行う。(P13)

◆第15回地域医療構想に関するワーキンググループ:地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策

- 医療提供体制の再構築に向けて、地域医療構想の実現が急務とされ、骨太の方針 2017 では、「個別の病院名・病床数を掲げ、機能転換に向けた具体的対応方針を速やかに策定するため、2017・18 年度の 2 年間程度で集中的な検討を促進する」とされた。
- 地域医療構想の実現に向けては、地域医療構想調整会議で関係者が集い、データを踏まえて率直な議論を行い、納得の上で各医療機関が自主的に機能分化を目指すことが求められており、ワーキンググループでは以下の方策によって議論活性化を図るとして議論が進められている。
 - (1)都道府県単位の調整会議を設定する
 - (2)都道府県主催の研修会を設ける
 - (3)学識者を「地域医療構想アドバイザー」とし、調整会議を支援してもらう
- 厚生労働省は、これらに関連して第15回ワーキングに、「2017年における地域の現状」と「2025年における地域の状況予測」の把握のため、各区域における個別医療機関ごとの具体的な対応方針の協議に関する状況、基本情報(人口動態、高齢化率、ベッド数、病床利用率、患者の流入出の状況等、公立・公的医療機関の状況等を整理した資料を提示した。

【規制改革】

◆規制改革推進会議 第19回医療・介護ワーキング・グループ:「医療個人データのデータポータビリティ」

- 7月3日、規制改革推進会議 第19回医療・介護ワーキング・グループが開催された。
- 「医療個人データのデータポータビリティ」について、具体的には受診履歴や服薬履歴などを、本人やその家族が把握する仕組みであるパーソナル・ヘルス・レコード(PHR)を構築することによって、生活習慣や健康状態の改善などを後押しすることを検討する。
- 本テーマについての議論のキックオフとして、有識者(一般財団法人医療情報システム開発センター 山本 隆一 理事長)へのヒアリングが行われた。

◆「規制改革実施計画」を閣議決定

6月15日:政府は、臨時閣議において「規制改革実施計画」を閣議決定した。

今回の「規制改革実施計画」は、規制改革推進会議においてとりまとめた「規制改革推進に関する第2次答申」(平成29年11月29日)及び「規制改革推進に関する第3次答申」(平成30年6月4日)により示された規制改革事項を期限を定めて着実に実現を図つていくために策定されたもの。

計画では、「行政手続コストの削減」、「農林」、「水産」、「保育・雇用」、「医療・介護」、「投資等」、「その他重要課題」が改革の重点分野とされたが、「医療・介護」については、社会福祉法人・福祉施設に直接関係する事項は盛り込まれなかった。

「保育・雇用」については、第2次答申で示された「待機児童解消」の事項に加え、第3次答申で新たに追加された「大型の駆動補助機付乳母車に関する規制の見直し」が盛り込まれた。

なお、これまでの規制改革実施計画と同様に、計画に定められた事項の実施状況についてフォローアップが行われることになる。

【地方創生・地方分権等】

◆第32次地方制度調査会第1回専門小委員会:2040年頃までに想定される各行政分野の課題等

○7月31日、第32次地方制度調査会第1回専門小委員会が開催された。2040年に向けた人口の動向、人口段階別市区町村の変動を示すとともに、2040年頃までに想定される各行政分野の課題について、子育て・教育、医療・介護、インフラ・公共交通、空間管理・防災、労働力、産業・テクノロジー等の観点から示されている。

【子育て・教育】

○5歳未満人口、5~14歳人口ともに減少傾向。社会構造の変化に即した子育て環境の整備が必要。幼稚園ニーズは減少。保育所ニーズは増加。

○1970~1980年代に急速に整備した学校が老朽化し、更新時期を迎える。児童生徒数の減少により、小規模校や廃校が増加。

【医療・介護】

○東京圏を中心に、高齢者(85歳以上)が2040年にかけて増加。県境を越えて介護施設等を利用。東京都が最も他県への依存度が高い。

○介護人材の需給ギャップ拡大。2025年需要見込253.0万人／供給見込215.2万人 ▲37.7万人

○一人暮らし高齢者が増加。家族や地域の支えの低下。(認可地縁団体(自治会等)の加入率低下。総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果」(H26.3)より)

【防災】首都直下地震発災時には、避難所生活者が最大約460万人発生。23区では収容力が不足。

【労働力】高齢者と女性、若者の労働参加が進まないと労働力不足が顕著に。(2030年600万人不足)

◆第32次地方制度調査会:自治体協力のあり方を諮問

○7月5日:第32次地方制度調査会が発足し第1回総会を開催した(会長:市川 晃 住友林業株式会社 代表取締役社長)。

○自治体戦略2040構想研究会の取りまとめを踏まえ、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方」について審議する。

○今後2年以内をめどに、人口減少社会への対応策を盛り込んだ答申をまとめる。

◆国家戦略特別区域会議(第35回):地方裁量型認可化移行施設(仮称)

○6月14日:国家戦略特別区域諮問会議(第35回)が開催された。区域計画の認定、新たに実現した規制改革事項、指定区域の評価、国家戦略特区の4次指定について確認するとともに、新たな規制改

革事項の追加について提案があり、了承された。

- 新たな規制改革事項は、大阪府が平成 28 年度来提案している「保育支援員※(当初提案時の名称は『準保育士』)」の創設による待機児童解消に向けた人員配置基準の緩和について、厚生労働省対応案が示された。厚労省案は、待機児童解消のための保育の受け皿拡大と保育の質の確保は「車の両輪」であり、保育園等による保育は、国が定める設備運営基準を満たす保育園等により実施されることが基本としながらも、待機児童が多い自治体において、保育にあたる職員の 6 割が保育士であればよいとする「地方裁量型認可化移行施設」(仮称)を設置して、「保育支援員」等を活用しながら待機児童の解消に取り組むことを認めるとして。計画期間は 5 年間とするが、自治体による延長判断も可とした。(P55)

【社会福祉法人等】

◆通知「社会福祉法人による海外事業の実施等について」発出

- 7 月 2 日、厚生労働省は、通知「社会福祉法人による海外事業の実施等について」を発出した。
- 通知では、社会福祉法人が新たに海外の機関・法人と連携して事業や取組を行う契機が生じていることから、①社会福祉法人が海外で行うことができる事業等、②社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等について考え方の整理を行ったもの。
- 「①社会福祉法人が海外で行うことができる事業等」は、社会福祉法人の制度趣旨等に鑑みて一定の制約の下で行われるべきとして、社会福祉事業の一環として行う活動のほかは、公益事業、収益事業として整理された。具体的な内容としては、以下のようなものが挙げられている。

＜社会福祉事業の一環としての活動＞

- ・ 国内の社会福祉施設で勤務する介護職員の採用活動及び研修活動

＜公益事業＞

- ・ 送出国の送出機関や準備機関と連携し、研修事業の委託、講師の派遣等を通じて、介護職種の技能実習生候補者の送出し支援等を行う事業
- ・ 送出国の日本語学校等の教育機関等と連携し、介護福祉士をめざす外国人留学生候補者の受入れ支援等を行う事業
- ・ 海外で介護人材を募集・育成し、国内での就労へと誘導するための事業
- ・ (独)国際協力機構(JICA)等から助成を受けて行う国際貢献事業(人材養成や海外の老人ホームへのノウハウ供与等)

＜収益事業＞

- ・ 海外の介護事業者のための研修事業 ・ 海外の介護事業者のためのコンサルティング事業
- ・ 海外での老人ホーム運営 ・ 海外での介護人材養成のための学校運営

- 「②社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ」に関しては、介護職種の技能実習生の受け入れのための監理団体へ、社会福祉法人が会員または組合員として求められる会費や監理費等、一定の範囲での支出が認められる旨も示された。

- ・ 実習実施者として監理団体の会員又は組合員となること等に伴い必要となる監理費。
- ・ 監理団体の許可を得る目的のために法人を設立する場合、登記等の手続のための初度経費について監理団体の会員等となる社会福祉法人から、設立中の法人に対して一時的な貸付けを行うことは可。
- ・ 監理団体を運営する法人に対する対価性を有しない支出のうち、介護職種の技能実習生を受け入れる前提として支払う必要がある支出(例えば、年会費等)。
- ・ 監理団体が事業協同組合の形態で運営される場合で、かつ法人が介護職種の技能実習生を受け入れる前提として組合員となる必要がある場合は、中小企業協同組合法第 10 条第 1 項の出資を行うことは、例外的に認められる。また、監理団体の許可を得る目的のために新規に事業協同組合を設立する場合

の同項の出資も同様。

- ・監理団体を運営する法人に対する対価性を有しない支出のうち、例えば、いわゆる出資や、財産の拠出や寄附、初度経費以外の貸付などは認められない。

【高齢者】

◆介護労働安定センター「平成 29 年度介護労働実態調査結果」公表:介護人材の不足感は 4 年連続増加

- 8 月 3 日、介護労働安定センターは、平成 29 年度介護労働実態調査結果を公表した。
- 調査対象は、無作為抽出による全国の介護保険サービス事業所(17,638)。有効回答は 8,782 事業所(入通所)。
- 調査結果では、介護サービスに従事する従業員の不足感(「大いに不足」+「不足」+「やや不足」)は 66.6%(前年度:62.6%)であり、「適当」は 33.0%(前年度:37.0%)であった。平成 25 年以降、4 年連続して不足感が増加している。
- 介護サービスに従事する従業員の「不足している理由」は、「採用が困難である」が 88.5%(前年度:73.1%)である一方、「離職率が高い」は 18.4%(前年度:15.3%)であった。
- 「採用が困難である原因」は「同業他社との人材獲得競争が厳しい」が 56.9%、「他産業に比べて、労働条件等が良くない」が 55.9%、「景気が良いため、介護業界へ人材が集まらない」が 44.5%。
- 介護労働者の就業意識に関する調査結果では、介護関係の仕事を辞めた理由として、「職場の人間関係に問題があったため」が 20.0%(前年度:23.9%)で最も高く、次いで「結婚・出産・妊娠・育児のため」が 18.3%(前年度:20.5%)、「法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があったため」が 17.8%(前年度:18.6%)であった。

◆福祉医療機構「平成 29 年度「介護人材」に関するアンケート調査の結果について」公表:6 割超の特養ホームで介護職員不足、うち 5% では入所者受け入れ制限を実施

- 7 月 27 日、独立行政法人福祉医療機構は、全国の特別養護老人ホームを対象に実施した「介護人材」に関するアンケート調査結果を公表した(有効回答 628 施設)。
- 平成 30 年 1 月 1 日現在の職員状況については、64.3%の施設が不足と回答。そのうち約 1 割が利用者の受入れを制限していた。特別養護老人ホーム本体での受入れを制限している施設では、平均 11.1 床が空床であった。
- 調査時点(本年 2 月～3 月)での 30 年春の新卒採用内定者は、56.8%の施設が「内定者なし」と回答。回答施設の平均新卒採用内定者は 1.12 人で、平成 27 年度の 1 施設平均 1.56 人から減少を続けている。
- 平成 28 年度の退職者数は「1～3 人」がもっと多く、全体の 31.8% であった。退職理由としては「転職」および「人間関係」との回答が多かった。
- 職員採用にあたっての経路は、新卒者採用では「学校訪問(就職課等)」が、中途・非正規採用では「ハローワーク」「職員からの紹介」が、それぞれ効果が大きかった。採用する対象によって有効と考えられる経路が異なっていた。
- 新卒者採用状況による分析によれば、新卒者の採用実績のある施設では、職員が働き、成長することを支援する施策をとっている傾向があった。給与面のみではない「働きやすさ」もまた無視できない要素となっている。
- 4 月 4 日に公表された「平成 29 年度介護従事者待遇状況等調査」の結果では、介護職員待遇改善加算の取得状況は、加算を「取得(届出)している」事業所が 91.2%、加算を「取得(届出)していない」事業所が 8.8%。また、加算の種類別(I～V)の取得状況をみると、加算(I)を取得している事業所が、64.9%。

◆介護職員 7割がハラスメント経験:「日本介護クラフトユニオン」調査

- 介護職員でつくる労働組合「日本介護クラフトユニオン」は、組合員を対象に「ご利用者・ご家族からのハラスメントに関するアンケート」を実施し、介護職員の約7割が、利用者やその家族から暴言や暴力、性的な嫌がらせなどのハラスメントの被害に遭っていたことが分かった。
- 調査は2018年4~5月に同ユニオンの組合員約7万8千人を対象に、2,411人が回答。1,790人(74%)が「ハラスメントを受けたことがある」と答え、そのうち94%が利用者に暴言などパワハラ、40%がセクハラにあたる行為を受けていた。
- パワハラの具体的な内容(複数回答)は「攻撃的態度で大声を出す」(61%)が最も多く、「暴力」(22%)、「暴言」(22%)などが続く。土下座の強要(3%)などの被害に遭った人もいた。
- セクハラでは「不必要に身体に触れる」(54%)や「性的な冗談を繰り返す」(53%)、「性的な関係の要求」(14%)など。被害に遭った介護職員の多くが強いストレスを感じ、精神疾患になった人もいた。
- パワハラ、セクハラともに、被害に遭った約8割の職員が上司や同僚などに相談をしていたが、そのうち4~5割が相談後も状況が変わらなかつたと答えていた。
- そのほか、被害を誰にも相談できなかつた約2割は、相談しなかつた理由について「相談しても解決しないと思ったから」「認知症に伴う症状だから」などとしている。

◆医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議 「これまでの議論の整理-NDBと介護 DBの連結解析について-」公表

- 7月19日、医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議(座長:遠藤 久夫 国立社会保障・人口問題研究所所長)は、これまでの議論の整理を公表した。
- 国が保有するレセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)や介護保険総合データベース(介護DB)などの公的データベースを連結して第三者に提供する仕組みについて、5月16日の初会合以降、7月12日まで5回にわたる会議を行い、これまでの議論の整理を行つたもの。今後、議論の整理に記された諸課題について議論を継続し、秋頃に議論をとりまとめる予定。
- 報告書は、現行法におけるNDBと介護DBの収集・利用目的に言及し、NDBと介護DBの連結解析を契機として、両データベースの収集・利用目的について法の規定を整備する必要性を指摘している。
- さらに、幅広い主体による公益目的での利用を図るため、「第三者提供の枠組みを制度化すべき」と求めた。その具体化に向けては「個々の第三者提供の申出に係る利用目的・利用内容の個別審査や成果の公表、目的外利用の禁止や不適切事案への対応等の適合性確保のための仕組みについて、法定化に向けた検討を進めるべき」と要請した。

【障害者】

◆「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」報告書とりまとめ

- 7月30日、今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会(座長:阿部正浩 中央大学経済学部教授)は、研究会の報告書を取りまとめ、公表した。本報告書の内容は、今後、労働政策審議会(障害者雇用分科会)に報告し、議論に繋げていくこととされている。
- なお、報告のなかでは、現在の就労継続支援A型事業所について、その利用者は雇用契約を締結しており、法定雇用率計算上の対象(計算上の分子に含まれる)であるが、一方で障害福祉サービスの報酬対象であることから、法定雇用率の計算においては控除すべきとの意見もあった旨が指摘されている(今後への検討課題)。

【「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」報告書】(事項)

- 多様な働き方のニーズ等に対応した障害者の雇用の質の向上に向けた取組の推進

- 1 多様な希望や特性等に対応した働き方の選択肢の拡大
 - (1)週所定労働時間 20 時間未満の障害者の雇用に対する支援措置の創設
 - (2)自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保
 - (3)希望する障害者のテレワークの推進
 - 2 安心して安定的に働き続けられる環境の整備
 - (1)精神障害者等の個別性の高い支援を要する場合の支援の充実
 - (2)中高年齢層の障害者が希望により長く安定的に働く環境の整備
 - (3)地域における就労支援体制の機能強化
 - (4)障害者雇用の質の向上に向けた事業主の取組に対する支援措置の創設等
- 中小企業における障害者雇用の推進
- 1 中小企業における障害者の雇用状況と支援措置
 - 2 障害者が働きやすい環境を整備する中小企業の認証制度の創設
 - 3 中小企業に対する障害者雇用調整金及び障害者雇用納付金の適用
- 障害者が長く安心して安定的に働き続けられる環境整備に繋げる制度の在り方
- 1 障害者雇用率制度の在り方(→就労継続支援 A 型事業所について記載)
 - 2 障害者雇用納付金制度の在り方

【子ども・家庭福祉】

- ◆社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会(第 24 回):都道府県社会的養育推進計画の策定等について
- 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会(第 24 回)(委員長:柏女 露峰 淑徳大学教授)が開催され、7 月 6 日に発出された「都道府県社会的養育推進計画」の策定等について、及び 7 月 20 日にとりまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等について報告された。
- 第 24 回をもって、柏女委員長は委員長を辞任し、新たに山縣 文治 関西大学教授が選出された。
- 「推進計画」の策定等をめぐって委員からは、「地域の実情は踏まえつつも」と記載された点を評価する意見のほか、計画の進捗状況に関するモニタリングにおいては、数値だけによらない評価を行うこと、児童養護施設等の関係者に対するていねいな説明や、「骨太の方針 2018」に即した抜本的な財政措置を求める等の意見が示された。

◆第 4 回保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会:関係団体ヒアリング

- 8 月 2 日、厚生労働省は、「第 4 回保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」(座長:汐見 稔幸 東京大学名誉教授)を開催した。
- 第 4 回では、「保育の質」を確保・向上するための取り組みと課題について、全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会へのヒアリングが行われた。
- 全国保育協議会からは、①保育内容の充実、保育の質向上のため取り組み(「保育の質」をどう捉えるか、「保育の質」を担保するための人材養成、保育を「見える化」と質の向上につなげるツールの開発)、②多様なニーズへの対応、③保育の評価の方法等(自己評価、福祉サービス第三者評価事業)に関する、全国保育協議会・全国保育士会における各種取り組みについて発言があった。
- 保育の質に関して福祉サービス第三者評価事業にふれ、受審した施設から業務改善につながったという意見があったことを紹介する一方で、第三者評価の評価基準については、改定された保育所保育指針にあわせた見直しが必要である、としている。

◆困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会(第1回):婦人保護事業の現状・今後の進め方

- 7月30日、厚生労働省は、困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会の第1回会合を開催した。
- 本検討会は、婦人保護事業の発足後、支援ニーズの多様化に伴って事業対象が拡大してくるも、支援の現場からは婦人保護事業のあり方の抜本的な見直しが問題提起されてきたところであり、一方で、売春防止法の規定の枠組みでは支援しきれない多様なニーズについては、この間、多くの民間での取り組みも進められてきていることから、困難な問題を抱える女性への支援のあり方という観点から、幅広い構成員の知見により検討するもの。
- 堀 千鶴子構成員(城西国際大学 福祉総合学部 教授)が座長に、新保 美香構成員(明治学院大学 社会学部 教授)が座長代理に選出された。
- 第1回では、参画する委員の活動内容や課題意識、本検討会での検討内容等について自由討議が行われた。
- 多くの委員から、取り扱う内容について抜本的に検討を行うまでの期間が短いこと、また、先行研究の十分な活用について指摘があり、当初示された事務局の検討スケジュールについては意見等を踏まえて改めて示すこととされた。
- 今後、各委員からの活動報告等を踏まえながら議論を進めていく。

【検討事項】(1)対象とする「女性」の範囲・支援内容について

- (2)他法施策との関係や根拠法の見直しについて
- (3)婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能について

◆児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

- 7月20日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策がとりまとめられた。
- 子どもを守るため、子どもの安全確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく介入することや、子育て支援・家族支援の観点から、早い段階から家庭に寄り添い、支援することなどの取組を、地域の関係機関が、役割分担をしながら、確実かつ迅速に行う。これにより、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指している。
- 本対策では、まずは、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、緊急に実施すべき重点対策として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や、子どもの安全確認を早急に行う。また、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進めるとして、さらに、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保など、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示している。
- 財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じるとしている。

◆平成28年度認可外保育施設の現況取りまとめ 公表

- 7月19日、厚生労働省は、平成28年度認可外保育施設の現況取りまとめを公表した。都道府県、政令指定都市、中核市が実施した、平成29年3月31日現在の指導監督状況の報告を集計し、取りまとめたもの。「認可外保育施設」とは、児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設で、このうち、①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりの子どもが利用児童の半数以上、のいずれかを常時運営している施設については、「ベビーホテル」としている。
- 平成29年3月31日現在「認可外保育施設」の数は計6,558か所であり、前年(6,923か所)から

365 か所(5.3%)の減少となっている。その内、「ベビーホテル」は 1,530 か所、「その他の認可外保育施設」は 5,028 か所。

- 「ベビーホテル」の減少理由は、「廃止・休止」が 156 か所と最も多く、次いで、「転換」が 128 か所、「認可の施設・事業への移行」が 49 か所となっている。
- 「その他の認可外保育施設」の減少理由は、「認可の施設・事業への移行」が 415 か所と最も多く、次いで、「廃止・休止」が 399 か所、「転換」が 65 か所となっている。

◆「都道府県社会的養育推進計画」の策定について等、改正児童福祉法等関連通知発出

- 7 月 6 日、厚生労働省は、都道府県知事・指定都市市長・児童相談所設置市長宛に、改正児童福祉法等に関連する 5 つの局長通知を発出した。
 - ①「都道府県社会的養育推進計画」の策定について
 - ②「フォースタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」について
 - ③「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」について
 - ④一時保護ガイドラインについて
 - ⑤児童相談所運営指針の改正について

【生活困窮・生活保護】

◆ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果 公表

- 7 月 13 日、厚生労働省は、平成 30 年 1 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査(目視による概数調査)結果を公表した。本調査は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成 14 年法律第 105 号)等に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、毎年、各自治体の協力を得て行っているもの。

【全国調査(概数調査)結果 概要】

1. ホームレスが確認された自治体は、300 市区町村であり、前年度と比べて 8 市区町村(▲2.6%)減少している。
2. 確認されたホームレス数は、4,977 人(男性 4,607 人、女性 177 人、不明 193 人)であり、前年度と比べて 557 人(▲10.1%)減少している。
3. ホームレス数が最も多かったのは東京都(1,242 人)である。次いで多かったのは大阪府(1,110 人)、神奈川県(934 人)である。なお、東京都 23 区及び指定都市で全国のホームレス数の約 4 分の 3 を占めている。
4. ホームレスが確認された場所の割合は、前年度から大きな変化は見られなかった。
(「都市公園」22.7%、「河川」31.0%、「道路」18.0%、「駅舎」4.9%、「その他施設」23.4%)

◆「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」に関する報告会

- 6 月 29 日:「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」に関する報告会が厚生労働省にて開催された。
- 改正生活困窮者自立支援法・生活保護法の概要について説明があり、今後の対応について現時点での考え方方が示された。

《今後の方向性について・改正生活困窮者自立支援法関係 ※抜粋》

- (1) 基本理念・定義の明確化
 - ・ 本年 7 月末に、全国担当者会議を開催(予定)し、関係者に周知する
 - ・ 「地域共生社会の実現に向けた効果の検証及び今後の政策のあり方等に関する調査研究事業」を実施し、「社会的孤立」に関する事項について、調査研究を行う。
- (2) 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- (3)関係機関間の情報共有を行う会議体の設置
- (4)自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計相談支援事業の一体的実施の促進
- (5)都道府県による研修等の市等への支援事業の創
- (8)居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

《今後の方針について・改正生活保護法関係 ※抜粋》

- (1)進学準備給付金の創設等
- (2)被保護者健康管理支援事業の創設
- (4)貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

【予算】

◆平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について 閣議了解

- 7月10日:政府は、平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について閣議了解した。高齢化などに伴う社会保障費の自然増の見込みについて、6000億円と見積もる。経済財政運営と改革の基本方針「骨太の方針」では、16~18年度に1.5兆円の伸びに抑える目安を設けたが、19年度以降は目安を置いていない。

予算編成過程における検討事項

- 要求・要望について、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を基調とした効率化を行う。その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、「新経済・財政再生計画」における歳出改革の取組を継続するとの方針を踏まえ措置する。
- 「新経済・財政再生計画」で示された「真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する」との方針を踏まえた対応については、予算編成過程で検討する。
- 消費税率引上げとあわせ行う増(これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」等)などについては、予算編成過程で検討する。

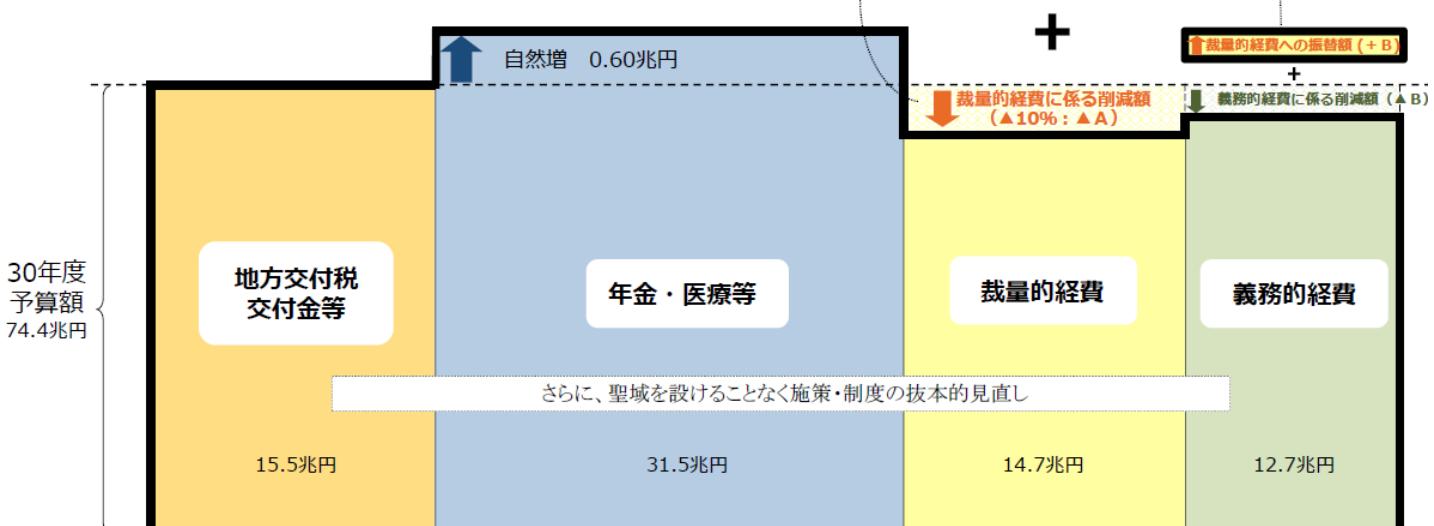
- 消費税率引上げとあわせ行う増(これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び公経済負担)等については、予算編成過程において検討。
- 「骨太方針2018」で示された「2019年10月1日における消費税率引上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、臨時・特別の措置を2019・2020年度当初予算において、講ずる」との方針を踏まえた平成31年度当初予算における対応については、予算編成過程において検討。

新しい日本のための優先課題推進枠

裁量的経費への振替額 $B \times 3$ 倍

裁量的経費に係る削減額 $A \times 3$ 倍

裁量的経費への振替額 (+ B)



【人材確保】

◆総務省「平成 29 年就業構造基本調査結果」公表:介護離職者は 9.9 万人

- 7 月 13 日、総務省は平成 29 年就業構造基本調査の結果を公表した。
- 就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎調査を得ることを目的に、5 年ごとに実施しているもの。
- 今回の調査結果のうち、過去 1 年間(平成 28 年 10 月～29 年 9 月)に「介護・看護のため」に前職を離職した者は、9 万 9,100 人(過去 1 年間に前職を離職した者に占める割合 1.8%)で、うち男性は 2 万 4,000 人、女性は 7 万 5,100 人となっており、女性が約 8 割を占めている。
- 就業状態別では、調査時点で有業者は 2 万 4,600 人、無業者は 7 万 4,500 人となっている。
- 平成 24 年と比べると、過去 1 年間に「介護・看護のため」に前職を離職した者はほぼ横ばいで、調査時点で有業者は 7,000 人増加、無業者は 9,000 人減少となっている。

◆働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法) 成立

6 月 29 日:働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が参議院で可決・成立した。
主な内容は、①残業時間の上限規制、②高度プロフェッショナル制度、③同一労働同一賃金。(P145)

【災害対策】

◆平成 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージの公表

- 政府「平成 30 年 7 月豪雨被災者生活支援チーム」は、「平成 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」をとりまとめ公表した。

1. 基本方針

○被災地の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、速やかに予備費等で対応を進めていく。今後も、本パッケージに基づき、被災者の安心感を確保し、被災自治体が財源に不安なく安心して復旧・復興に取り組めるよう、隨時、予備費等の措置を講じていく。

○地域ごとの災害の特性を踏まえたきめ細かな災害応急復旧を早急に進めていくとともに、被災した中小企業等が事業継続に向けて予見性と希望をもって取り組めるよう、被災地における地域経済の再生に向けた寄り添い型の支援を迅速に実施する。

2. 緊急対応策

(1)生活の再建

○廃棄物、がれき、土砂の処理 ○住宅再建等 ○金融支援等(生活福祉資金(緊急小口資金)の特例貸付等) ○切れ目のない被災者支援(仮設住宅入居者等への見守りや日常生活上の相談支援等)

(2)生業の再建

○中小企業・小規模事業者の支援等(「寄り添い型支援」の創設) ○観光業の風評被害対策

○農林漁業者の支援(営農維持・一日も早い経営再開) ○地域の雇用対策

(3)災害応急復旧 ○災害復旧事業の迅速化 ○河川の浚渫、樹木の撤去、岩・土砂等への対応

(4)災害救助 ○応急救助 ○自衛隊の活動

◆平成 30 年 7 月豪雨による被害

台風 7 号及び前線等の影響により、東日本から西日本の 11 府県で大雨特別警報が発表されるなど、

広範囲での豪雨により甚大な被害が発生した。8月8日19時00分現在、死者221人、行方不明者9人、負傷者414人(重傷69人、軽傷342人、程度不明3人)、住宅の全壊5,617棟、半壊8,291棟、一部破損4,890棟、床上浸水8,867棟、床下浸水19,181棟(消防庁まとめ)。

◆平成30年6月18日 大阪北部を震源とする地震

6月18日午前7時58分ごろ、大阪府北部を震源として最大震度6弱の地震が起きた。大阪北部で震度6弱を観測したほか、近畿地方の広い範囲で被害が出た。7月29日9時30分時点の被害状況は、死者5人、負傷者435人(重傷17人、軽傷418人)、住宅の全壊12棟、半壊273棟、一部破損41,459棟。避難所については、8月4日をもってすべて閉鎖された。

【その他】

◆年金担保融資制度は平成34年3月末の予定で申込受付を終了

- 年金担保貸付制度・労災年金担保貸付制度は、平成22年12月の閣議決定において廃止することが決定され、23年12月及び26年12月の2回にわたる制度の見直しが行われ、事業規模の縮減が図られてきたが、厚生労働省から「34年3月末の予定で申込受付を終了する」旨の方針が示された。
- 34年3月末の予定で申込受付を終了するまでの間は、従来通り、年金担保貸付の申込が可能。また、年金担保貸付の返済期間及び返済方法は従来と同様であり、34年3月末予定の申込受付終了時に残っている借入額を、繰り上げて返済する必要はない。
- また、制度廃止後の高齢者の資金ニーズに対しては、一定の要件を満たす者について、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の利用が可能と示している。

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

- 2018.7.20 第15回地域医療構想に関するワーキンググループ:地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策
- ▶ 医療提供体制の再構築に向けて、地域医療構想の実現が急務とされ、骨太の方針 2017 では、「個別の病院名・病床数を掲げ、機能転換に向けた具体的な対応方針を速やかに策定するため、2017・18年度の2年間程度で集中的な検討を促進する」とされた。
 - ▶ 地域医療構想の実現に向けては、地域医療構想調整会議で関係者が集い、データを踏まえて率直な議論を行い、納得の上で各医療機関が自主的に機能分化を目指すことが求められており、ワーキンググループでは以下の方策によって議論活性化を図るとして議論が進められている。
 - (1)都道府県単位の調整会議を設定する
 - (2)都道府県主催の研修会を設ける
 - (3)学識者を「地域医療構想アドバイザー」とし、調整会議を支援してもらう
 - ▶ 厚生労働省は、これらに関連して第15回ワーキングに、「2017年における地域の現状」と「2025年における地域の状況予測」の把握のため、各区域における個別医療機関ごとの具体的な対応方針の協議に関する状況、基本情報(人口動態、高齢化率、ベッド数、病床利用率、患者の流入出の状況等、公立・公的医療機関の状況等を整理した資料を提示した。
- 2018.7.9 経済財政諮問会議(平成30年第11回):平成31年度概算要求基準を了承
- ▶ 7月9日、第11回経済財政諮問会議(議長:安倍晋三 内閣総理大臣)が開催された。2027年度までの「中長期の経済財政に関する試算」の説明のうえで、前回の民間議員からの提案に基づき「予算の全体像」の取りまとめを行い、その考え方を踏まえた「概算要求基準」について了承を得た。
 - ▶ また、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済財政諮問会議の下に、専門調査会として「経済・財政一体改革推進委員会」を設置することが提案され、了承された(設置要綱改正)。経済・財政一体改革推進委員会では、以下の取り組みを進め、経済財政諮問会議に報告することとしている。
 - (1)KPI(重要業績評価指標)を盛り込んだ新たな改革工程表を2018年末までに策定するとともに、毎年策定する骨太の方針に基づき改革工程表を改定する。
 - (2)「新経済・財政再生計画」に沿って、政策効果に基づくメリハリのある予算が実現されるよう地域差等の見える化・分析を重点的に進め、各府省のEBPM(Evidence-based Policymaking、証拠に基づく政策立案)の質の向上を図る。
 - (3)改革の進捗状況の評価・点検を毎年度行い、結果をその後の改革の進捗管理に反映する。2021年度には経済・財政一体改革の中間評価を行う。
 - ▶ 「予算の全体像」及び「概算要求基準」について、議員から以下の意見があげられた。

○「中長期試算では、税収の上振れがPB赤字の縮小に寄与しており、経済成長と財政健全化の両立を目指す「経済・財政一体改革」の成果は着実にあがっている。今年4月、スタンダード&プアーズが日本国債の格付けの見通しについて、これまでの「安定的」から「ポジティブ」に引き上げた。その理由として、名目経済成長率が2%を超え、実質金利がマイナスであることを挙げている。その上で、日本政府の債務負担について、実質金利の上昇によるリスクはあるが、「デフレに再び陥ることによるリスクの方がより大きい」との見解も示した。できるだけ早期のデフレ脱却を実現することが重要であり、経産省としても、成長戦略の実行に全力を挙げていく。(世耕議員)

○2019年度の社会保障関係費の自然増は6,000億円と、これまでの6,500億円から少し低下している。2019年度以降、75歳以上の人口の伸びが一時的に低下するが、物価や賃金の上昇を踏まえつつ、高齢化による伸びを抑えていくことは、なかなか難しい。歳出改革の方向性や歳出の目安の明確化・具体化のカギは、健康・予防の加速。その効果を多面的に検証したい。(伊藤議員)

○消費税率引上げに伴う機動的対応を図るための措置について、概算要求とは別途の検討とされた臨時・特別の措置については、秋ごろまでの時間をしっかりと活用して、政策効果が高いものを各省庁から打ち出していくべき。新たな改革工程表の取りまとめは、基盤強化期間における経済・財政一体改革の航路図に当たるもの。効果を計測しやすいKPIを掲げ、成果の評価を的確に行えるよう取り組みたい。(高橋議員)

○平成31年度予算の概算要求の資料の中に、「聖域を設けることなく、施策・制度の抜本的見直し」とある。医療費を適正化する上で、医療保険制度上のインセンティブ、ディスインセンティブの機能を一層強化する必要があるのではないかと思う。(新浪議員)

➤ 2018.7.6 経済財政諮問会議(平成30年第10回):平成31年度予算概算要求に当たって

- ▶ 7月6日、第10回経済財政諮問会議(議長:安倍晋三 内閣総理大臣)が開催され、短期の経済見通しである「年央試算」を公表した上で、民間議員から来年度予算の全体像についての提案があり、平成31年度概算要求基準の考え方について議論が行われた。
- ▶ 29年度決算税収は58.8兆円。基幹3税(所得税、法人税、消費税)が3年ぶりにそろって増収し、前年度から3.3兆円の増加。29年度予算(57.7兆円)との比較では、所得税及び消費税を中心に1.1兆円上回った。このうち、29年度限りの一時的な押し上げは0.4兆円程度。これを除くと今後の税収増に寄与する分(土台増)は0.7兆円程度の増。
- ▶ 「年央試算」では、来年10月に消費税率の引上げが想定されているものの、雇用・所得環境が更に改善し民需を中心とした景気回復が期待されるため、2018年度のGDP成長率は、実質で1.5%程度、名目で1.7%程度、2019年度のGDP成長率は実質で1.5%程度、名目で2.8%程度と見込んでいる。
- ▶ これを踏まえた「来年度予算の全体像」について、民間議員から、消費税率引上げに伴う需要変動や今後の経済状況に適切に対応すべき、幼児教育無償化等の措置を着実に実行すべき等の提案があった。

➤ 2018.6.15 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太方針2018)を閣議決定

- ▶ 6月15日政府は、臨時閣議において「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太方針2018)を閣議決定した。
- ▶ 今回の骨太方針では、財政健全化目標として、国・地方を合わせたプライマリーバランス(PB)黒字化の時期について、来年10月の消費増税分の使途の見直し等を受け、2020年から2025年に改めることとされた。
- ▶ 2025年度PB黒字化に向けては、団塊世代が75歳に入り始める2022年度の前までの2019年度から2021年度を、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うこととしている。ただし、社会保障については、「高齢化による増加分が年によって異なることなどを考慮し、各年度の歳出抑制については一律ではなく柔軟に対応する」とされ、具体的な数値目標は示されなかった。
- ▶ 社会保障制度改革については、2020年度の骨太の方針において、「総合的かつ重点的に取り組むべき政策をとりまとめる」とされた。
- ▶ 消費税については、「2019年10月1日に予定されている消費税率の8%から10%への引上げを

実現する必要がある」と明記された。

- ▶ 幼児教育無償化については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施をめざすこととされた。
- ▶ 財政制度等審議会財政制度分科会で取り上げられていた「介護事業所・施設の経営の効率化」に関しては、今回の骨太方針では、「医療・介護サービスの生産性向上」として、「介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する」という表現で盛り込まれた。
- ▶ さらに、「外国人材の受入れ」については、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設することが盛り込まれた。
- ▶ 加えて、6月5日に示された原案から、東京都目黒区で起こった虐待死事件をうけて、「子供の命が失われる痛ましい事件が繰り返されないよう、市町村、児童相談所の職員体制及び専門性の強化、適切な情報共有など地方自治体間等関係機関との連携体制の強化や適切な一時保護の実施などによる児童虐待防止対策」が書き込まれた。

➤ 2018.6.15 「未来投資戦略2018」を閣議決定

- ▶ 6月15日、政府は、臨時閣議において「未来投資戦略2018」を閣議決定した。
- ▶ 未来投資戦略では、この半年間の検討を踏まえて各種の施策の着実な実施を図りつつ、成長戦略のスコープとタイムフレームを広げて、第4次産業革命の技術革新を存分に取り込み、「Society5.0」を本格的に実現するため、これまでの取組の再構築、新たな仕組みの導入を図ることとしている。
- ▶ 「Society5.0」の実現に向けた戦略的取組を推進するにあたって、「Society5.0」で実現できる新たな国民生活や経済社会の姿をできるだけ具体的に示し、従来型の制度・慣行や社会構造の改革を一気に進めていくことが重要であるとしている。
- ▶ 「Society5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ（旗艦）・プロジェクト」の1つとして、「次世代ヘルスケア・システムの構築プロジェクト」が挙げられており、新たに講すべき具体的な施策として、「介護分野における多職種の介護情報の連携・活用」、「総合的な認知症対策、高齢者の社会参加等の促進、介護予防」、「自立支援・重度化防止に向けた科学的介護データベースの実装」、「ロボット・センサー、AI技術等の開発・導入」、「書類削減、業務効率化、生産性向上」等が盛り込まれている。
- ▶ また、「ダイバーシティの推進」として、多様で柔軟なワークスタイルの促進が挙げられており、新たに講すべき具体的な施策として、副業・兼業の促進が盛り込まれている。具体的には、ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努めるとともに、働き方の変化等を踏まえた実効性のある労働時間管理や労災補償の在り方等について、労働者の健康確保や企業の予見可能性にも配慮しつつ、労働政策審議会等において検討を進め、速やかに結論を得ることとされている。
- ▶ また、国家公務員については、公益的活動等を行うための兼業に関し、円滑な制度運用を図るために環境整備を進めることとしている。

➤ 2018.6.15 経済財政諮問会議（平成30年第9回）／未来投資会議（第18回）合同会議：経済財政運営と改革の基本方針2018（案）、未来投資戦略2018（案）について

- ▶ 6月15日、第9回経済財政諮問会議／未来投資会議（第18回）合同会議（議長：安倍晋三 内閣総理大臣）が開催され、経済財政運営と改革の基本方針2018（案）、未来投資戦略2018（案）についてとりまとめられた。会議後、臨時閣議において、この2つは閣議決定された。
- ▶ 合同会議において、総理からは、以下の発言があった。

○実行については、生産性革命の重点分野で「産官協議会」を設け、新たな若い世代の民間の収智を取り込みつつ、政策形成を進める。そして、経済・財政一体改革については、新たな改革工程表を年末までにお示しする。

➤ 2018.6.13 人づくり革命基本構想:人生 100 年時代構想会議とりまとめ

- ▶ 6 月 13 日、安倍総理は、総理大臣官邸で第 9 回人生 100 年時代構想会議を開催し、「人づくり革命基本構想」をとりまとめた。
- ▶ 幼児教育の無償化、高等教育の無償化、大学改革、リカレント教育、高齢者雇用の促進等について、8 回にわたる審議の内容をとりまとめたもの。
- ▶ 議論を踏まえての総理の発言は以下のとおり。
 - 安倍内閣は、少子高齢化が進む中においても、我が国が力強い成長を続けていくため、一人一人の人才の質を高める人づくり革命と、成長戦略の核となる生産性革命に最優先で取り組んでいます。
 - このうち、人生 100 年時代を見据えた経済社会システムの大改革に挑戦するのが人づくり革命。そして、本日取りまとめいただいた基本構想がその屋台骨と主要政策となります。
 - 基本構想は策定しただけでは意味がありません。基本構想に沿ってPDCAを回し、確実に実行していくことが重要です。そのために、この構想会議を改組し、人生 100 年時代構想フォローアップ会合を設置することとします。有識者議員の皆さんには、フォローアップ会合のメンバーとして、引き続き、人づくり革命を牽引していただきたいと思います。

➤ 2018.6.5 自民党「人生 100 年時代戦略本部」:幼児教育・保育の無償化について

- ▶ 6 月 5 日、自民党は、人生 100 年時代戦略本部(本部長・岸田 文雄政調会長)を開催した。
- ▶ 幼児教育・保育の無償化について、所得に関わらず 3 歳から 5 歳の保育料を無償化する政府の方針に対して「高額所得者優遇になる」、認可外保育も利用料補助の対象とする方針に対しても「劣悪な事業者も対象になってしまう」などの批判が出ている。

➤ 2018.6.4 経済財政諮問会議(平成 30 年第 8 回):新たな外国人材の受け入れ、骨太方針原案

- ▶ 6 月 4 日、第 8 回経済財政諮問会議(議長:安倍 晋三 内閣総理大臣)が開催され、新たな外国人材の受け入れ、骨太方針の原案について議論が行われた。
- ▶ 専門的・技術的分野における外国人材の受け入れ制度の在り方に関する検討結果について、上川法務相から「骨太の方針原案」に基づき説明された。
 - 従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、幅広く即戦力となる外国人材を受け入れていく仕組みを構築するため、就労を目的とした新たな在留資格を創設し、受け入れを行う。
 - 受け入れ業種については、真に必要な分野に限定することとし、受け入れに係る統一的な考え方を政府基本方針で決定し、業種別の特性については、業種別受け入れ方針を策定する。
 - また、外国人材に求める技能及び日本語能力については業種ごとに必要な水準を判断する。
 - その他、技能実習 3 年修了者の新たな在留資格への移行や、家族帯同を認めるための措置の検討、留学生の国内での就職促進など、従来の外国人材受け入れの更なる促進についても検討を進めていく。
- ▶ 骨太方針の原案について、会議後の安倍総理の発言概要は以下のとおり。
 - 今年の骨太方針では、持続的な経済成長の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、人づくり革命と生産性革命に最優先で取り組みながら、あらゆる政策を総動員することを示したい。
 - また、2019 年 10 月の消費税率引上げに当たっては、経済変動を可能な限り抑制するため、機動的な対応を図る。
 - さらに、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、団塊世代の全てが 75 歳以上となるまでに財政健全化の道筋を確かなものとするため、2025 年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す。

➤ 2018.6.4 少子化克服戦略会議 提言「少子化－静かなる有事－へのさらなる挑戦」
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6月4日、内閣府の「少子化克服戦略会議」(座長・松田茂樹中京大教授)は、政府への提言をまとめた。男性の子育て参加を促進するため、現行では子どもが1歳になるまで男女とも原則的に1回しか取れない育児休業を、数回に分割して取得できるよう法改正を求めている。 ▶ そのほか、ベビーシッターを利用した人への税制上の優遇措置や、有給休暇を一時間単位でも利用できるよう柔軟な制度の導入を企業に促すこと、不妊治療の負担軽減などを検討等が明記された。
➤ 2018.6.1 第8回 人生100年時代構想会議:とりまとめに向けた議論
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6月1日、安倍総理は、総理大臣官邸で第8回人生100年時代構想会議を開催した。 ▶ 7回にわたる幼児教育の無償化、高等教育の無償化、大学改革、リカレント教育、高齢者雇用の促進に関する審議のとりまとめに向け、各論点の意見の集約を図った。
➤ 2018.5.31 幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 5月31日、政府は、幼児教育・保育無償化を議論する有識者会議(座長・増田寛也元総務相(他の有識者:樋口美雄 独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事長、林文子 横浜市長、無藤隆 白梅学園大特任教授))の7回にわたる会合の検討をとりまとめ、報告書を公表した。 ▶ 「新しい経済政策パッケージ」では、「3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」、「0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める」とされる一方、それ以外の認可外保育サービスについては、保育の必要性及び公平性の観点から検討することが決定され、本検討会で以下のとおり無償化の対象を提示した。 <p>対象となるサービスは、質の確保が重要であるとの意見を踏まえ、</p> <p>① 幼稚園の預かり保育</p> <p>② 一般的にいう認可外保育施設、自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等のうち、指導監督の基準を満たすもの。ただし、利用者の公平性の確保及び質の向上を促進する観点から、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設けることが適当である。</p> <p>とした。</p>
➤ 2018.5.30 第2回「ニッポン一億総活躍プラン」フォローアップ会合:プランの進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 5月30日、第2回「ニッポン一億総活躍プラン」フォローアップ会合が開催された。プランの進捗状況について報告があり、各分野の議員からは、進捗を踏まえ更なるプランの推進に向けて、取り組むべき課題等について提案があった。 ▶ 社会保障分野(夢をつむぐ子育て支援(希望出生率1.8)、安心につながる社会保障(介護離職ゼロ))における主な進捗状況・今後の対応については、以下のとおり。 <p>【夢をつむぐ子育て支援(希望出生率1.8)】</p> <p>① 子育ての環境整備</p> <p>進捗状況</p> <p>(保育の受け皿整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年度末までの5年間の保育サービスの受け皿拡大量は、<u>52.3万人分</u>の見込み。 ・企業主導型保育は、2016・2017年度で<u>約6万人分</u>を確保。2018年度は<u>新たに2万人分</u>を予定。 ・「新しい経済政策パッケージ」に基づき、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備する。

(保育人材の確保)

- ・2017年度予算において、全ての保育士等に2%の処遇改善を実施。技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みとして、勤務経験が概ね7年以上の中堅職員に月4万円、概ね3年以上の職員に月5千円の加算を実施。2017年度補正予算及び2018年度予算において、保育士等に1.1%の処遇改善を実施し、2013年4月以降、合計で約11%改善。

(放課後児童クラブ・放課後子供教室)

- ・2018年度末までに30万人分の受け皿を整備する。2018年度予算において、放課後子供教室を20,000か所(うち一体型を10,000か所)に拡充。放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善(1人あたり年額12.5~37.7万円)を支援。

⇒今後

- ・「子育て安心プラン」や「放課後子ども総合プラン」に基づき、保育サービス等の受け皿の整備などを推進するとともに、「新しい経済政策パッケージ」に基づき、保育士について、2019年4月から更に1%の処遇改善を実施。

- ・「放課後児童対策に関する専門委員会」において、今後の放課後児童対策のあり方について検討。

② すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

進捗状況

(幼児教育)

- ・3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化、0歳から2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化することとした。

(生活困窮世帯等の子どもの学習支援・課題を抱えた子どもたちへの学びの機会の提供)

- ・生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業の実施自治体が2017度には504自治体まで拡大。
- ・2018年度は特に、高校中退者等を含む「高校生世代」に対する家庭全体への支援を実施。

【安心につながる社会保障(介護離職ゼロ)】

① 介護の環境整備

進捗状況

(介護人材の確保のための総合的な対策)

- ・介護人材について、2009年4月以降、合計で月5万7千円の処遇改善が実現。「新しい経済政策パッケージ」に基づき、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行うこととした。

⇒今後

- ・2020年代初頭までに介護の受け皿を50万人分以上へ拡大するなど、環境整備を継続実施。
- ・2019年10月からの介護職員の更なる処遇改善に向け具体的な内容を検討。
- ・介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人についても在留資格「介護」を認める等、介護分野での外国人人材の受け入れに向けた国内外の環境整備を図る。

- 2018.5.29 自民党「人生100年時代戦略本部」:「2024年問題」人生100年時代を生きる将来世代の未来を見据えて—「選択する社会保障」—
- 5月29日、自民党は、提言『「2024年問題」人生100年時代を生きる将来世代の未来を見据え

て「選択する社会保障」一』をとりまとめた。

- ▶ とりまとめは、「人生 100 年時代戦略本部」において、①人生 100 年時代に相応しい年金制度、②働き方に中立的な社会保険制度の在り方、③受益と負担の在り方の見直し、④人生 100 年型コミュニティの構築の 4 つの主要テーマを中心に、7 回にわたり有識者からのヒアリング・議論を行い、改革の目差すべき方向や、当面の改革アプローチ等を整理したもの。
- ▶ 「エイジフリー社会」の構築などを政府へ求め、高齢者の定義や名称の見直しも提案し、改革案と工程表を 2019 年末までにとりまとめるよう要請している。

➤ 2018.5.28 経済財政諮問会議(平成 30 年第 7 回):経済・財政一体改革、骨太方針の骨子案

- ▶ 5 月 28 日、第 7 回経済財政諮問会議(議長:安倍 晋三 内閣総理大臣)が開催され、PB 黒字化の目標年とその実現に向けた考え方、骨太方針の骨子案を論点に議論が行われた。
- ▶ 会議後の安倍総理の発言概要は以下のとおり。
 - PB 黒字化に向けては、社会保障改革を軸としながら、「団塊の世代」が 75 歳以上に入り始める 2022 年度の前までの 3 年間で、持続可能な経済財政の基盤を固めていく必要がある。
 - その際に、黒字化の目標年をいつにすべきか、取組の進捗を評価しつつ黒字化目標をどのように毎年度の予算編成に結び付けていくかについて、民間議員から提案があった。
 - また、2019 年 10 月の消費税率引上げによる駆け込み需要・反動減に対応するため、臨時・特別の措置を 2019 年度と 2020 年度の当初予算において講じるべき、という提案もあった。
 - 本日の議論を踏まえ、6 月、骨太方針を取りまとめられるよう、具体案の作成をお願いしたい。

➤ 2018.5.23 財政制度等審議会 財政制度分科会:新たな財政健全化計画等に関する建議

- ▶ 5 月 23 日、財政制度等審議会財政制度分科会(分科会長:榎原 定征 東レ株式会社相談役)は、政府の新たな財政健全化計画に関する建議(意見書)を麻生太郎財務相に提出した。
- ▶ 基礎的財政収支は「遅くとも 2025 年度までに黒字を安定的に確保する」よう要請し、「2021 年度までの 3 年間において改革の取組を集中・加速させ」、「目標実現を確保するため、必要に応じて歳出・歳入両面からの追加措置を検討する」と提言している。
- ▶ そのために、消費税率 10%への引き上げを約束どおり実施することが大前提としたうえで、主要分野において取り組むべき事項のうち、社会保障については以下があげられている。

主要分野において取り組むべき事項(社会保障)

- 「制度の持続可能性を踏まえた保険給付範囲」に係る改革
 - (保険収載の在り方)(費用対効果評価の活用)(薬剤自己負担の引上)(受診時定額負担の導入)(ケアマネジメントの質の向上と利用者負担の導入)(軽度者へのサービスの地域支援事業への移行)
- 「必要な保険給付の効率的な提供」に係る改革
 - (診療報酬改定)(薬価制度の抜本改革)(調剤報酬の改革)(介護施設の多床室における室料負担の見直し)(地域医療構想の推進)(医療・介護提供体制のコントロールの在り方)(医療費の適正化に向けた地域別の診療報酬の設定等)(保険者機能強化のためのインセンティブの活用)(頻回のサービス利用の適正化)(在宅サービスの供給量コントロールの導入)(介護サービスの事業所・施設の経営の効率化)
- 「高齢化や人口減少を踏まえた給付と負担の見直し」に係る改革
 - (医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方)(金融資産等を考慮に入れた負担を求める仕組みの導入)(後期高齢者の現役並み所得者の判定方法の見直し)(給付率を自動的に調整する仕組みの導入)

➤ 2018.5.21 財政制度等審議会 財政制度分科会：建議のとりまとめに向けた審議
▶ 5月21日、財政制度等審議会財政制度分科会(分科会長：榎原 定征 東レ株式会社相談役)が開催され、財政健全化計画等に関する建議(案)について審議が行われた。
➤ 2018.5.21 経済財政諮問会議(平成30年第6回)：経済・財政一体改革について(社会保障)
▶ 5月21日、第6回経済財政諮問会議(議長：安倍 晋三 内閣総理大臣)が開催され、金融政策、物価等に関する集中審議及び経済・財政一体改革について社会保障を論点に議論が行われた。 ▶ 経済・財政一体改革については、「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」を提示した上で、「社会保障」と「インセンティブ改革等」について議論を行った。 ▶ 今後3年間の社会保障関係費の水準については、75歳以上人口の伸びが年平均1.5%と鈍化することや、今後の経済・物価動向等を踏まえつつ検討すべき、地域医療構想に沿った病床再編を強力に推進すべき、改革に遅れが見られる地域の取組をインセンティブも含めてしっかりと後押しをすべき、といった意見があった。
➤ 2018.5.18 全国知事会 少子化や子どもの貧困対策の抜本的強化について国に緊急提言
▶ 5月18日、全国知事会で次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーを務める尾崎正直高知県知事は、少子化や子どもの貧困対策の抜本的強化について、知事がまとめた「少子化対策の抜本強化に向けた緊急提言」・「子どもの貧困対策の抜本強化に向けた緊急提言」を加藤勝信厚生労働大臣に手渡した。 ▶ 国が進めている幼児教育の無償化について、「地方に実質的な負担が新たに生じないよう、安定的財源を国の責任で確保」した上で早期実現を求めている。 ▶ 子どもの貧困対策について、保護者等への支援策の抜本強化として「乳児院を活用し、親子が共に生活をしながら養育と親育てを行うことができる制度の構築」を提言している。
➤ 2018.5.16 第13回休眠預金等活用審議会：指定活用団体に指定に係る審議
▶ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年12月9日成立)(以下、休眠預金等活用法)第35条に基づき、平成29年4月に休眠預金等活用審議会が内閣府に設置された(会長：小宮山 宏 株式会社三菱総合研究所理事長、会長代理：程 近智アクセンチュア株式会社取締役会長)。 ▶ 「休眠預金等」とは、10年以上、入出金等の「異動」がない「預金等」。金融機関は、「預金等」の存在を「預金者等」に通知し、預金者等の所在が確認できない預金等について、HPで公告を行った上で、預金保険機構に移管する。預金者等が名乗らないままとなっている休眠預金等は、毎年700億円程度。 ▶ 休眠預金等活用法は、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、休眠預金等を広く国民一般に還元し、「民間公益活動」の促進に活用することを意義・目的としている。 ▶ 第13回審議会では、指定活用団体(資金分配団体に対し助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを実施)の公募開始について説明があった。公募期間は10月1日(月)～5日(金)まで。 ▶ 審議会後、委員及び専門委員の指定活用団体の指定に係る審議に当たっての考え方が、採決の結果として公表されている。なお、第12回審議会以降、専門委員1名が4月27日付で辞任している。

«指定活用団体の指定に係る審議に当たって 平成 30 年 5 月 28 日 休眠預金等活用審議会 委員・専門委員»

1. 平成 30 年 9 月 1 日以降、指定活用団体の指定に係る審議に参加した場合には、5 年後における見直し(2023 年 1 月 1 日)までの間は、指定活用団体の理事、監事、評議員又は顧問等にならない。【賛成 15 名、反対 3 名】
2. 平成 30 年 9 月 1 日以降、指定活用団体の指定に係る審議に参加した場合には、5 年後における見直し(2023 年 1 月 1 日)までの間は、資金分配団体の理事、監事、評議員又は顧問等にならない。【賛成 15 名、反対 3 名】
3. 平成 30 年 9 月 1 日以降、指定活用団体の指定に係る審議に参加した場合でも、委員又は専門委員の所属する団体が民間公益活動を行う団体に応募することを妨げない。【賛成 13 名、反対 5 名】

➤ 2018.5.16 第 7 回 人生 100 年時代構想会議:大学改革のフォローアップ、高齢者雇用

- ▶ 5 月 16 日、安倍総理は、総理大臣官邸で第 7 回人生 100 年時代構想会議を開催した。
- ▶ 大学改革、高齢者雇用に関する各議員から資料の提出があり議論を行った。
- ▶ 議論を踏まえての会議後の総理の発言要旨は以下のとおり。

【総理発言要旨】

- 本日は、第一に、高齢者雇用について御審議いただいた。
- 意欲ある高齢者に働く場を準備することは、働きたいと考える皆さんの希望をかなえることになり、またあるいは人口減少の中で潜在成長力を引き上げるために、非常に大事な点。難しい課題ではあるが、官民挙げて取り組まなければならない国家的な課題である。
- 実際、身体年齢は若くなつておらず、知的能力も高く、65 歳以上を一律に高齢者と見るのは、もはや現実的ではない。92 歳でクラウドファンディングでお金を集めた方、という話があつたが、マレーシアでは 92 歳で首相になつた方もまたいるわけで、言わば、そういう皆さんのが力を発揮していくということが、地域にとっても社会にとっても、その国にとっても、正にメリットになっていく。
- 1 人でも中高年の中途採用経験がある企業は、2 人目以降の採用にも積極的になる傾向があるため、高齢者のトライアル雇用を促進する方策を進めていく。
- また、高齢者の働く機会は年功序列的な一律の待遇ではなく、成果を重視する評価・報酬体系を構築することで広がっていくと考える。これらの取組により、65 歳以上の将来的な継続雇用年齢の引き上げに向けて環境整備を進めていく。
- 第二に、大学改革について、各大学の役割・機能の明確化、教育の質の向上、学生が身に付ける能力の見える化、企業側の選考活動への活用、外部人材の登用による大学の経営力強化、そして連携・統合の環境整備といった課題について、これから取りまとめる基本構想及び政府の骨太方針において、明確な方向性を決定したい。

➤ 2018.5.15 自民党「人生 100 年時代戦略本部」:人生 100 年時代の社会保障について

- ▶ 5 月 15 日、自民党「人生 100 年時代戦略本部」は、人生 100 年時代の社会保障をテーマに、武田 洋子 三菱総合研究所主席研究員、松田 晋也 産業医科大学教授を招聘し会合を行つた。

➤ 2018.5.14 財政制度等審議会 財政制度分科会:経済団体からのヒアリング

- ▶ 5 月 14 日、財政制度等審議会財政制度分科会(分科会長:榎原 定征 東レ株式会社相談役)が開催され、財政健全化に向けた経済団体(経済同友会)へのヒアリングを行つた。
- ▶ ヒアリングを行つた経済団体からは、財政健全化に向けた歳入・財政規律のあり方について、「団塊世代全員が後期高齢者になる 2025 年度より前に基礎的財政収支の黒字化を実現すべき」「税と社会保障の一体改革のビジョンを再構築し、社会保障の充実・安定化、そのための安定財源確保と財政健全化の両立をめざすべき」とした。

➤ 2018.5.10	自治体戦略 2040 構想研究会(第 12 回):大都市圏の圏域マネジメント
▶	「今後、我が国が本格的な人口減少と高齢化を迎える中、住民の暮らしと地域経済を守るために、自治体が行政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で、質の高い行政サービスを提供する必要がある。」とし、「多様な自治体行政の展開によりレジリエンス(社会構造の変化への強靭性)を向上させる観点から、高齢者(65 歳以上)人口が最大となる 2040 年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、バックキャスティングに今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的として、総務大臣主催で「自治体戦略 2040 構想研究会」を開催している(第 1 回:平成 29 年 10 月 2 日)。3 月 29 日、第 10 回研究会で第一次報告をとりまとめた。
▶	5 月 10 日、自治体戦略 2040 構想研究会(第 12 回)を開催し、大都市圏の圏域マネジメントについて意見交換を行った。
➤ 2018.5.10	自民党「人生 100 年時代戦略本部」:人生 100 年時代の社会保障について
▶	5 月 10 日、自民党「人生 100 年時代戦略本部」は、人生 100 年時代の社会保障をテーマに、大内 尉義 国家公務員共済組合連合会の門病院院長、大島 伸一 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター名誉総長を招聘し会合を行った。
➤ 2018.5.4	消滅可能性都市 896 市区町村のうち約 8 割の自治体で人口減が加速【読売新聞】
▶	民間の有識者らでつくる日本創成会議(座長・増田寛也元総務相)が 2014 年 5 月、「2040 年に消滅する可能性がある」(消滅可能性都市)と指摘した全国 896 市区町村のうち、約 8 割(713)の自治体で、人口減がより加速すると読売新聞社が報じた。
▶	創成会議は、国立社会保障・人口問題研究所が 2013 年に公表した地域別将来推計人口のデータを基に、消滅可能性都市という考えを提唱。それから 5 年後の 2018 年に新たに公表された同推計人口を基に、40 年時点の消滅可能性都市の人口の変化を比較したもの。
▶	この結果、北海道や東北・九州地方など過疎地域の 713 自治体で、40 年時点の人口が減少。東京など 3 大都市圏を中心に 181 自治体では逆に増加した。減少した自治体の平均減少率は 11.3% で、最も大きかったのは奈良県上北山村の 48.9%、市では北海道歌志内市の 32.9% で 529 人減少したこと。
➤ 2018.4.25	財政制度等審議会 財政制度分科会:後期高齢者の医療費負担について
▶	4 月 25 日、財政制度等審議会財政制度分科会(分科会長:榊原 定征 東レ株式会社相談役)が開催され、地方財政、社会資本整備、農林水産、社会保障等について論点が示された。
▶	社会保障では、「高齢化」「支え手の減少」「高度化」の中で、財政と医療・介護保険制度の持続可能性を確保していくための、医療・介護制度改革の視点を示しており、後期高齢者の窓口負担の引き上げ等があげられている。
視点 1. 制度の持続可能性を踏まえた保険給付範囲としていく(共助の対象は何か)	
①	「高度・高額な医療技術や医薬品への対応」 新たな医薬品・医療技術について、安全性・有効性に加えて経済性・費用対効果を踏まえて公的保険で対応する仕組みとしていくべき。
②	「大きなリスクは共助、小さなリスクは自助」 少額の外来医療、OTC 類似薬の処方など、「小さなリスク」については、従前のように手厚い保険給付

の対象とするのではなく、より自助で対応することとすべき。

視点2. 必要な保険給付をできるだけ効率的に提供する(公定価格と提供体制)

①「公定価格の適正化・包括化」

診療報酬本体、薬価など、保険償還の対象となるサービスの価格については、国民負担を考慮して、できる限り効率的に提供するよう、診療報酬・薬価の適正化等を進めるべき。

②「医療提供体制の改革」

これまで以上に限られた財源とマンパワーの中で、必要なサービスを過不足なく効率的に提供していくため、医療提供体制についての都道府県を中心とするコントロールの仕組みを整備・充実していくべき。

視点3. 高齢化や人口減少の中でも持続可能な制度としていく(給付と負担のバランス)

①「年齢ではなく能力に応じた負担」

団塊の世代が後期高齢者となり始める2022年度までに、世代間の公平の観点も踏まえ、「後期高齢者の窓口負担の引上げ」などの改革を実施すべき。

②「支え手減少下での医療費増加に対しても制度の持続可能性を担保」

負担の先送りを解消していくとともに、支え手の負担能力を踏まえつつ、給付を見直していくことで、医療保険制度を持続可能なものとする道筋をつけるべき。

➤ 2018.4.24 経済財政諮問会議(平成30年第5回):経済・財政一体改革について(地方行財政、教育)

- ▶ 4月24日、第5回経済財政諮問会議(議長:安倍晋三 内閣総理大臣)が開催され、経済・財政一体改革について地方行財政と教育を論点に議論が行われた。
- ▶ 民間議員からの意見では、今後3年程度の期間における地方行財政の考え方について、「地方の基礎的財政収支は黒字が続き、財政収支も黒字が見込まれている。こうした状況の中、基金も積み増されてきている。今後3年程度の期間においては、引き続き、「目安」を設けて国と歩調を合わせた歳出改革を推進するとともに、人口減少・超高齢化が急速に進展する2020年代を見据えた先手・先手の構造改革を早期に実行していくべき」としている。

➤ 2018.4.19 経済・財政一体改革推進委員会 第26回社会保障ワーキング・グループ:見える化、技術革新を活用したイノベーション、先進事例の横展開等

- ▶ 4月19日、経済・財政一体改革推進委員会 社会保障ワーキング・グループ(主査:榎原定征 東レ株式会社相談役最高顧問)は、第26回会議を開催し、見える化、技術革新を活用したイノベーション、先進事例の横展開等について議論した。
- ▶ 2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題として、2025年以降の現役世代の人口の急減への対応が必要であり、「1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上」「2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保」を新たな局面に対応した政策課題と位置づけ、それぞれ「高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、2040年までに3年以上健康寿命を延伸することを目指す。」「テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性の向上を目指す。」としている。
- ▶ これら政策課題の解決に向けて、医療費適正化計画の推進、重複・多剤投与の適正化、オンライン診療、介護保険のインセンティブ、介護ロボット・センサー等の現況を踏まえ、今後の取り組みについて資料が提示された。

<p>➤ 2018.4.19 自民党「人生 100 年時代戦略本部」:人生 100 年時代の社会保障について</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 4 月 19 日、自民党「人生 100 年時代戦略本部」は、人生 100 年時代の社会保障をテーマに、出口 治明 立命館アジア太平洋大学(APU)学長、権丈 善一 慶應義塾大学商学部教授を招聘し会合を行った。
<p>➤ 2018.4.17 財政制度等審議会 財政制度分科会:幼児教育、高等教育の無償化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 4 月 17 日、財政制度等審議会財政制度分科会(分科会長:榎原 定征 東レ株式会社相談役)が開催され、財政健全化に向けた経済団体へのヒアリングを行うとともに、幼児教育の無償化等について論点が示された。
<p>論点1 幼児教育の無償化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育について、少子化対策として、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、無償化を進めることとされているが、幼稚園における預かり保育のあり方を含め、どのように考えるか。
<p>検討の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少子化対策として幼児教育の無償化を進めていくにあたっては、子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園(旧制度の幼稚園)の保育料は公定価格とされていないことから、保育料の引上げを助長しないようにすることが必要ではないか。 ○ また、「預かり保育」を無償化の対象とすべきとの指摘があるが、その場合には、「保育の必要性」の認定の要件化、幼稚園の標準時間当たりの公費負担水準が保育所を大きく上回っていることを踏まえた給付水準の設定、待機児童対策や利用者利便の観点から、認定こども園への移行が進んでいない現状の分析が必要ではないか。
<p>➤ 2018.4.12 経済財政諮問会議(平成 30 年第 4 回):経済・財政一体改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 4 月 12 日、第 4 回経済財政諮問会議(議長:安倍 晋三 内閣総理大臣)が開催され、経済・財政一体改革について社会保障と社会資本整備を論点に議論が行われた。 ▶ 社会保障に関して、民間議員からは、今後 3 年程度の構造改革期間の改革の取組を明示するとともに、改革を通じて目指すべき、社会保障関係費の歳出の目安となる水準を明らかにすべきであると意見が出された。 ▶ また、今後 3 年程度の構造改革期間における重点事項として、①健康予防の推進、生涯現役、在宅での看取り等、②医療・介護提供体制の効率化、③医療・介護サービスの生産性向上、④見える化、技術革新を活用した業務イノベーション、先進事例の横展開等を提案した。 ▶ 医療・介護提供体制の効率化については、新たな地域ごとの将来人口推計の下での大都市や地方圏での医療・介護提供体制の在り方を再検討し、広域化等の地域間連携やオンライン診療、遠隔服薬指導の導入等を促進すべきであるとしている。
<p>➤ 2018.4.11 財政制度等審議会 財政制度分科会:社会保障 論点と改革の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 4 月 11 日、財政制度等審議会財政制度分科会(分科会長:榎原 定征 東レ株式会社相談役)が開催され、財務省より社会保障の各論について論点と改革の方向性が示された。 ▶ 医療・介護については、高齢化の進展による受給者の増加や疾病構造の変化、少子化の進展による「支え手(現役世代)」の減少、イノベーション等による医療の高度化・高額化の中で、財政と医療・介護保険制度の持続可能性を確保していくため、以下の視点で、制度の改革に取り組んでいく必要があり、早急に議論を前に進めるべきであるとされた。

- 視点①:制度の持続可能性を踏まえた保険給付範囲としていく(共助の対象は何か)
- 視点②:必要な保険給付をできるだけ効率的に提供する(公定価格と提供体制)
- 視点③:高齢化や人口減少の中でも持続可能な制度としていく(給付と負担のバランス)
- ▶ こうした視点を踏まえた具体的な対応として、「ケアマネジメントの質の向上と利用者負担」、「軽度者へのサービスの地域支援事業への移行」、「介護事業所・施設の経営の効率化」等が論点に挙げられた。
- ▶ 「介護事業所・施設の経営の効率化」については、現在、介護サービス事業者の事業所別の規模と経営状況との関係を見ると、規模が大きいほど経費の効率化余地などが高いことから経営状況も良好であり、一部の営利企業では経営主体の合併等により規模拡大は図られていると分析している。また、介護サービス事業全体で見た場合、介護サービスの経営主体は小規模な法人が多いと分析している。
- ▶ こうした現状認識の下、今後の改革の方向性として、介護サービス事業者の経営の効率化・安定化と、今後も担い手が減少していく中、人材の確保・有効活用やキャリアパスの形成によるサービスの質の向上などの観点から、介護サービスの経営主体の統合・再編等を促すための施策を講じていくべきであるとしている。
- ▶ その上で、介護サービスの経営主体の大規模化の具体的な施策として、①介護サービス事業の人事や経営管理の統合・連携事業を自治体が目標を定める、②一定の経営規模を有する経営主体の経営状況を介護報酬などの施策の決定にあたって勘案する、③経営主体について一定の経営規模を有することや、小規模法人については人事や経営管理等の統合・連携事業への参加を指定・更新の要件とすることが例示として示された。

➤ 2018.4.5 **自民党「人生100年時代戦略本部」:人生100年時代の社会保障について**

- ▶ 4月5日、自民党「人生100年時代戦略本部」は、人生100年時代の社会保障をテーマに、國頭 英夫 日本赤十字社医療センター化学療法科部長、土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授を招聘し会合を行った。

➤ 2018.3.30 **休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針策定 内閣総理大臣決定**

- ▶ 3月30日、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(休眠預金等活用法に基づく「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」が策定された。
 - ▶ 基本方針案の検討に当たっては、休眠預金等活用審議会において、ヒアリングや地方公聴会等、幅広い関係者の意見を聞きながら12回にわたって議論が行われてきた。
 - ▶ 休眠預金等活用法は、預金者等が名乗りを上げないままとなっている「休眠預金等」(毎年700億円程度)を、国や地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として、「民間公益活動を行う団体」の活動資金等に活用するもの。
 - ▶ 休眠預金等活用法で位置づけられる「民間公益活動」は、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動(①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動、③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動)であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるものとされている。
 - ▶ 基本方針では、「民間公益活動を行う団体」に期待される役割が以下のとおり整理された。
- ①行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。

<p>②成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。</p> <p>③民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。</p> <p>④自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。</p> <p>⑤現場のニーズや提案、事業成果等を指定活用団体や資金分配団体にフィードバックすることにより、休眠預金等に係る資金の活用に係る制度の一層の改善につなげる。</p> <p>▶「民間公益活動を行う団体」には、社会福祉法人、社団・財団法人、NPO 法人、学校法人等の非営利法人に加え、株式会社等の営利法人も含まれる。</p>
<p>➤ 2018.3.29 自民党「人生 100 年時代戦略本部」:人生 100 年時代の社会保障について</p> <p>▶ 3月 29 日、自民党「人生 100 年時代戦略本部」は、人生 100 年時代の社会保障をテーマに、雄谷 良成 社会福祉法人佛子園理事長、松田 智生 三菱総合研究所主席研究員を招聘し会合を行った。</p>
<p>➤ 2018.3.29 経済財政諮問会議(平成 30 年第 3 回):中間評価を踏まえた新たな計画策定</p> <p>▶ 3月 29 日、第 3 回経済財政諮問会議(議長:安倍 晋三 内閣総理大臣)が開催され、本年夏にとりまとめ予定の経済・財政一体改革の新たな計画の策定に向けて、議論が開始された。</p> <p>▶ 今回の会議では、新たな計画の策定に向けて、①経済財政一体改革の中間評価、②社会保障と社会資本整備に関する中長期展望と政策対応の 2 つをテーマに議論が行われた。</p> <p>▶ 「経済財政一体改革の中間評価」に関しては、財政健全化について、平成 30 年度の PB(プライマリーバランス)赤字対 GDP 比について、平成 27 年に掲げたマイナス 1% の目安に対し、マイナス 2.9% の見込みとなっているなどの評価の下、PB 改善の進捗の遅れの要因を分析し、歳入・歳出両面から今後求められる取組について検討が行われた。</p> <p>▶ 民間議員からは、持続可能な全世代型の社会保障改革等を通じて財政健全化に取り組んでいく必要があるとし、歳出改革にあたっては、社会保障改革をはじめ多年度にわたる改革を進めていくとともに、財政健全化と毎年度の予算編成を結び付ける仕組みが必要であると提言があった。</p> <p>▶ 「社会保障と社会資本整備に関する中長期展望と政策対応」に関しては、民間議員から、現役人口が急速に減少する一方で高齢者数がピークを迎える 2040 年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有することが重要であるとし、政府は議論の素材となる社会保障の将来推計を早急に示すべきであると提言があった。</p> <p>▶ その上で、こうした展望の下、中長期的課題として、①予防・健康づくり等を通じて、平均寿命以上に健康寿命を延伸することで、豊かで生き活きた社会を構築していくこと、②医療・介護分野での生産性を高め、より質が高く効率的な医療・介護サービスを実現することが必要であるとした。また、同時に、人口減少や高齢化の進展における地域差も考慮に入れて、病床過剰地域における病床削減、予防・健康づくりの実施体制一元化、保健事業の多様・包括的な民間委託、高齢者への介護分野での雇用促進等を推進すべきであると指摘した。</p>
<p>➤ 2018.2.20 経済財政諮問会議(平成 30 年第 2 回):今年前半の主な検討課題・取組について</p> <p>▶ 平成 30 年第 2 回では、今年前半の主な検討課題・取組について議論した。</p> <p>▶ 社会保障関連では、『将来課題のバックキャストを通じた「持続可能な経済財政の基盤固め」』として、「全世代型」の社会保障の実現を掲げており、一人当たり医療費・介護費の効率化・地域差半減への取組加速、広域化・制度間連携強化、医療・介護分野の人材供給の仕組み、子ども子育て支援に当たっての国、都道府県、市町村の連携強化、健康・予防、自立支援、在宅診療の徹底推進等が検討された。</p>

進、効果が見込める研究開発の推進医療・介護の将来給付の姿とそこから明らかになる政策的対応の検討などが項目として挙げられている。

- ▶ このほか、外国人労働力に関する議論を踏まえての安倍総理発言は以下のとおり。また、官房長官から「介護の分野では外国人労働者の問題は待ったなしの課題であることを留意いただきたい」との発言があった。

《安倍総理発言要旨》

○安倍政権として移民政策を採る考えがないことは堅持するが、専門的・技術的な外国人受入れの制度の在り方について、在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないとといった前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改正の具体的な検討を進め、夏に方向性を示したい。

▶ 2018.1.23 経済財政諮問会議(平成30年第1回):中長期の経済財政の展望と経済財政諮問会議の今年の検討課題

- ▶ 平成30年第1回会議では、中長期の経済財政の展望と経済財政諮問会議の今年の検討課題について議論した。
- ▶ 中長期の経済財政の展望に関する試算は、前回の経済財政諮問会議の議論を踏まえ、過去の実績や足もとの経済状況を反映し、より現実的な前提で作成された。
- ▶ 2015年以降の世界経済の成長率低下や、想定よりもゆるやかな日本経済の回復などを踏まえて、経済・物価の改善ペースや全要素生産性(TFP)上昇率などの経済前提を見直すとしている。
- ▶ 具体的には、①実質GDP成長率については、2020年度に1.5%、2020年代前半から2.0%(29年7月の試算 2020年度に2%超、2020年代初頭に2.4%)と、改善のペースはゆるやかになり、到達する成長率も低くなる。また、名目GDP600兆円の達成時期は2020年度から2021年度に1年遅れる。
- ▶ ②消費者物価上昇率については、2%の目標到達が1年遅れて2021年度に。
- ▶ ③基礎的財政収支(PB)について、消費税增收分の使い道の見直しや、経済成長率の想定の変更による歳入の伸びの鈍化などにより、2017年7月の試算より2年遅れて2027年度に黒字化する試算となっている。
- ▶ 会議の議論では、中長期の試算について民間議員からは、極めて適切なものであるという評価がなされた。
- ▶ 経済財政諮問会議の今後の検討課題について、民間議員から、①デフレ脱却とそれを支える可処分所得の拡大、特に3%の賃上げの実現、②財政健全化に向けた歳出・歳入改革の効果検証と基礎的財政収支(PB)黒字化の計画の策定、③世界的な変革の加速化に対応したSociety5.0の本格稼働、④「全世代型」の社会保障の実現と、地域活性化に向けた仕組みづくりといった課題が挙げられた。

▶ 2017.12.18 平成30年度の介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定の改定率を公表

- ▶ 平成29年12月18日、厚生労働省は、平成30年度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定の改定率を公表した。介護報酬はプラス0.54%、障害福祉サービス等報酬はプラス0.47%の改定率。
- ▶ また、障害福祉サービス等報酬の「食事提供体制加算」については、本会・障害種別協の意見が反映され、引き続き、継続されることになった。
- ▶ 一方で、介護報酬はプラス0.54%であるが、「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って、通所介護についてはマイナス0.5%の適正化等が行われる予定である。
- ▶ 今後、この改定率をもとに、サービス毎の報酬単価が決定される予定である。
- ▶ なお、診療報酬改定は、本体部分が0.55%引き上げ、薬価の実勢価格等が1.36%引き下げ、薬価制度の抜本改革による影響分・医療材料の改定率も含めると全体で1.19%引き下げとなった。

➤ 2017.12.8 新しい経済政策パッケージを閣議決定

- ▶ 平成 29 年 12 月 8 日、政府は「人づくり革命」と「生産性革命」の 2 つの大きな柱とする総額 2 兆円規模（消費税增收分 1.7 兆円、企業拠出 0.3 兆円）の「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。
- ▶ 「人づくり革命」では、保育士や介護人材、障害福祉人材の更なる処遇改善が盛り込まれている。
- ▶ 具体的には、保育士に関しては、今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019 年（平成 31 年）4 月から更に 1%（月 3000 円相当）の賃金引上げを行う。
- ▶ 介護人材及び障害福祉人材に関しては、これまでの処遇改善の取組を一層進めるため、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費 1000 億円程度を投じ、処遇改善を行うこととされている（実施時期：2019 年 10 月）。
- ▶ また、幼児教育の無償化について、「広く国民が利用している 3 歳から 5 歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」、「0～2 歳児は、当面、住民税非課税世帯（年収 250 万円未満）を対象」、「（無認可等）対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す」、「消費税率引上げの時期との関係で增收額に合わせて、2019 年 4 月から一部をスタートし、2020 年 4 月から全面的に実施する」としている。
- ▶ 「人づくり革命」に関する政策のベースは、自民党の「人生 100 年時代戦略本部」が策定した「人生 100 年時代・全世代型社会保障への転換～2020 年以降を見据えて～」（平成 29 年 11 月 24 日）。「生産性革命」に関しては、自民党の「経済構造改革に関する特命委員会」が策定した「生産性革命推進戦略」（平成 29 年 11 月 24 日）。

➤ 2017.11.29 平成 30 年度予算の編成等に関する建議とりまとめ

- ▶ 平成 29 年 11 月 29 日、財務省の財政制度等審議会財政制度分科会（審議会会長兼分科会長：榊原 定征 東レ株式会社相談役最高顧問）は、本年 9 月以降 7 回にわたる審議を経て、平成 30 年度予算の編成等に関する建議をとりまとめた。
- ▶ 建議では、予算編成にあたっては、「経済・財政再生計画」における「集中改革期間」の最終年度である平成 30 年度予算においても歳出改革の「目安」を遵守し、一般歳出の伸びを 5,300 億円以下、そのうち社会保障関係費の伸びを 5,000 億円以下に抑える必要があるとしている。
- ▶ その上で、社会保障の各論に関して、介護報酬の一定程度のマイナス改定をはじめ、以下の提案がなされている。

《平成 30 年度予算の編成等に関する建議のポイント（財政制度等審議会）【社会保障】》

1. 医療

- 診療報酬改定：国民負担の増加の抑制や制度の持続可能性の観点から、▲2% 半ば以上のマイナス改定が必要。これまでの賃金・物価の動向等を踏まえ、診療報酬本体についても一定程度のマイナスとすべき。地域医療構想の実現に向けた対応（急性期病床の適正化など）、薬局の実態を踏まえた調剤報酬の抜本的な見直しを行うべき。
- 薬価制度の抜本改革：「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、「毎年調査・毎年改定」、「新薬創出等加算のゼロベースでの抜本的な見直し」、「費用対効果評価の活用」など、改革を具体化し、十分な国民負担の軽減につなげるべき。

- 医療・介護提供体制:医師の配置等に係る実効的なコントロール、療養病床再編などに取り組むべき。
- 改革工程表の着実な実施:病院への外来受診時の定額負担、先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担、地域別診療報酬のあり方等について、平成29年末までに結論を得る必要。また、後期高齢者の窓口負担、薬剤自己負担の引上げ等についても、できる限り速やかに検討を進めていくべき。

2. 介護

- 介護報酬改定:保険料負担の増加を抑制するため、平成29年度臨時改定(処遇改善)とセットで考えるべきであり、一定程度のマイナスが適当。生活援助サービス等の報酬水準の適正化が必要。
- 制度見直し:調整交付金を活用したインセンティブの強化、軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への移行などに取り組むべき。

3. 子ども・子育て

- 子ども・子育て分野の充実・強化を図る中においても、不断の見直しに取り組み、効果的・効率的な支援していく。(保育所運営に係る公費の適正化、児童手当特例給付を廃止の方向で見直し等)
- 人づくり革命や全世代型社会保障制度の実現に向け、企業も相応の役割を担うことが求められる。

4. 障害福祉・生活保護

- 障害者の社会の支え手としての活躍の観点等も踏まえ、障害福祉サービスについて、その内容や報酬を適正化する必要。
- 生活保護制度について、生活扶助基準の見直しのほか、後発医薬品の使用促進や頻回受診対策による医療扶助の適正化等にも取り組む必要。

➤ 2017.11.1 第4次安倍内閣が発足:「人づくり革命」を柱とした29年度補正予算編成を表明

- ▶ 内安倍晋三首相が1日の特別国会で第98代首相に選ばれ、皇居での認証式を経て第4次安倍内閣が発足した。首相はすべての閣僚を再任し、待機児童の解消に向けた「人づくり革命」を柱とした2017年度補正予算の編成を表明。
- ▶ 衆院選で公約した消費増税の使途変更を財源とする2兆円の政策パッケージのとりまとめに向け、検討していく。子育て世帯への支援を手厚くし、「全世代型社会保障」の実現を目指すとし、3~5歳の子育て費用の完全無償化に7000億円規模の税収を投じ、低所得者世帯に限り0~2歳の子育て費用や大学などの高等教育の授業料も無償にするとしている。

➤ 2017.9.28 社会経済システムの大改革、消費税の使い道を見直し～衆議院解散

- ▶ 平成29年9月28日、第194回臨時国会が召集され、衆議院は正午に開いた本会議で解散された。本会議後の臨時閣議で衆議院議員総選挙の施行(10月10日公示-10月22日投開票)を閣議決定した。
- ▶ 安倍首相は9月25日の記者会見で、「子育て世代への投資拡充のため、消費税の使途を見直す決断をしたとし、全世代型社会保障を表明し、国民の信を問う必要がある」と説明。一方で、基礎的財政収支の黒字化の達成目標は「困難」とし、今後、具体的な計画を策定する。

➤ 2017.8.1 平成27(2015)年度「社会保障費用統計」とりまとめ

- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所は、平成27(2015)年度の「社会保障費用統計」をとりまとめ、公表した。
- ▶ 年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護など、社会保障制度に関する1年間の支出を、OECD(経済協力開発機構)基準による「社会支出」とILO(国際労働機関)基準による「社会保障給

付費」の2通りで集計している。

- ▶ 「社会支出」(OECD基準)は「社会保障給付費」(ILO基準)と比べ、施設整備費など直接個人に渡らない支出まで集計範囲に含んでおり、国際比較の観点から重要な指標であることから、多くの国々で活用されている。日本では戦後まもなくから現在に至るまで集計され、政策議論に欠かせない統計であるとされている。

《概要》

- 2015年度の「社会支出」総額は119兆2,254億円で、対前年度増加額は2兆7,079億円、伸び率は2.3%となっているが、GDPの対前年度比は2.8%増であり、対GDP比は3年連続で下落
- 2015年度の「社会保障給付費」総額は114兆8,596億円で、対前年度増加額は2兆6,924億円、伸び率は2.4%となっているが、GDPの対前年度比は2.8%増であり、対GDP比は3年連続で下落
- 1人当たりの「社会支出」は93万8,100円、「社会保障給付費」は90万3,700円
- 社会支出を政策分野別にみると、最も大きいのは「高齢」で55兆3,549億円、次いで「保健」の41兆884億円。この2分野で総額の約8割(80.9%)を占め、社会支出の伸びを牽引
- 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に3分類すると、「医療」は37兆7,107億円で総額に占める割合は32.8%、「年金」は54兆9,465億円で同47.8%、「福祉その他」は22兆2,024億円で同19.3%
- 社会保障給付費に対応する、社会保険料や公費による負担などの「社会保障財源」※は、総額123兆2,383億円で、前年度に比べ14兆84億円減※
※社会保険料、公費負担等が増加した一方で、資産収入が減少したことによる(資産収入については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意)。
- 財源項目別にみると「社会保険料」が66兆9,240億円で、収入総額の54.3%を占める。次に「公費負担」が46兆1,379億円で37.3%を占める
※社会保障財源の概念は社会保障給付費と同様ILO基準に対応するもので、総額には、給付費に加えて、管理費及び施設整備費等の財源も含まれる。

➤ 2017.7.25 平成29年度普通交付税大綱を閣議報告

- ▶ 総務省は、各地方公共団体に交付する平成29年度の普通交付税の額を決定し、「平成29年度普通交付税大綱」を閣議に報告した。
- ▶ 総額は15兆3,501億円(前年度比△3,482億円)、不交付団体は76団体(前年度77団体)。
- ▶ 地方公共団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むための経費や、一億総活躍社会の実現に向けた保育士や介護人材等の処遇改善等に要する経費を算定し、取組を支援することとしている。

➤ 2017.6.18 第193回通常国会閉会:介護保険法等改正法等が成立

- ▶ 第193回通常国会は平成29年6月18日に閉会した(1月20日召集、150日)。
- ▶ 平成29年度政府予算、税制改正関連法が成立したほか、厚生労働省が新規で提出した予算関連・非関連法案は以下のとおり。

《予算関連法》

雇用保険法等の一部を改正する法律(失業等給付の保険料率・国庫負担率の引下げ等)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

厚生労働省設置法の一部を改正する法律(医務技監の新設)

《予算非関連法》

医療法等の一部を改正する法律(特定機能病院の管理・運営に関する体制強化等)

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律

- ▶ 「健康増進法の一部を改正する法律案(仮称)」(※受動喫煙対策)は提出に至らなかった。
- ▶ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案」は、5月17日参議院本会議で一部修正のうえ可決、衆議院に送付されたが、審議に至らず継続審議となった。

➤ 2017.6.2 子育て安心プラン公表:平成32年度末待機児童解消、5年間で女性就業率80%

- ▶ 平成29年5月31日、安倍首相は、「今度こそ、待機児童問題に終止符を打つこと、「来年度から子育て安心プランに取り組み」、「意欲的な自治体を支援するため、待機児童の解消に必要な約22万人分の予算を2年間で確保し、遅くとも3年間で全国の待機児童を解消」すること、そのための『子育て安心プラン』を進めるなどを表明した。それを受け6月2日に経済財政諮問会議で厚生労働大臣が、『子育て安心プラン』を報告・公表した。
- ▶ これまで5年間で53万人増を2017(平成29)年度末までに実現する待機児童解消加速化プランでは待機児童の解消とはならず、新たなプランでさらに量的整備を図ることとなる。
- ▶ 『子育て安心プラン』では、6つの支援パッケージとして、「1 保育の受け皿の拡大」「2 保育の受け皿拡大を支える『保育人材確保』」「3 保護者への『寄り添う支援』の普及促進」「4 保育の受け皿拡大と車の両輪の『保育の質の確保』」「5 持続可能な保育制度の確立」「6 保育と連携した『働き方改革』」を示している。

《子育て安心プラン「6つの支援パッケージ」(主な内容)》

- 1 保育の受け皿の拡大…都市部における高騰した保育園の賃借料の補助、幼稚園における2歳児の受け入れや預かり保育の推進、企業主導型保育事業の地域枠拡大*、市区町村・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表 等

*保育ニーズが特に多い地域について、従業員枠に空きが出た場合、設置者の判断により、当該従業員枠の空き枠を活用して地域枠50%の上限を超えた地域枠対象者の受け入れを可能とする

- 2 保育の受け皿拡大を支える『保育人材確保』…保育士等の待遇改善、保育士等のキャリアアップの仕組みの構築、潜在保育士の再就職支援や新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援、保育士の退職手当共済制度の継続の検討
- 3 保護者への『寄り添う支援』の普及促進…待機児童数調査の適正化、妊娠中からの保育園等への入園申込みが可能であることの明確化

《経過》

✓ 未来投資会議

2018. 6. 4	未来投資会議（第17回）：「未来投資戦略2018」（素案）
2018. 5. 17	未来投資会議（第16回）：AI時代の人材育成／次世代ヘルスケアシステムの構築
2018. 4. 12	未来投資会議（第15回）：Society 5.0の地方における社会実装／国際展開
2018. 3. 30	未来投資会議（第14回）：Society 5.0の移動革命（自動走行）
2018. 2. 1	未来投資会議（第13回）：生産性革命パッケージの推進について
2017. 11. 17	未来投資会議（第12回）：生産性革命について
2017. 9. 8	未来投資会議（第11回）：成長戦略の課題と今後の進め方
2017. 6. 9	「未来投資戦略2017」閣議決定

▶ 第10回会議では、これまでの議論を踏まえ、「未来投資戦略2017」を取りまとめ、9日午後の臨時閣議で「未来投資戦略2017」を決定した。（「日本再興戦略」から改称）

＜「未来投資戦略2017-Society5.0の実現に向けた改革」 ※社会保障関連抜粋 ＞

I. Society 5.0に向けた戦略分野

1. 健康寿命の延伸

【データ利用活用基盤の構築】

- ・現在バラバラになっている健康・医療・介護データを個人個人が生涯にわたって一元的に把握できる仕組みの構築【2020年度から本格稼働】

【保険者・経営者による「個人の行動変容の本格化】

- ・保険者に対する予防インセンティブ強化(後期高齢者支援金の加算・減算率の引上げ（「+0.23%～▲0.048%」→「±10%」）等)
- ・各保険者の取組状況(加入者の健康状態・医療費・健康への投資状況等)の見える化(成績表)と経営者への通知。健康経営による生産性の向上。

【遠隔診療、AI開発・実用化】

- ・かかりつけ医等による対面診療と組み合わせた効果的・効率的な遠隔診療の促進（次期診療報酬改定において位置付け）
- ・AI開発・実用化の促進（AI開発用のクラウド環境の整備・認証等）
- ・AIを用いた医師の診療の的確な支援(次期以降の診療報酬改定等での位置付けを目指す)

【自立支援に向けた科学的介護の実現】

- ・データ収集・分析のデータベース構築【2020年度の本格運用開始を目指す】
- ・効果のある自立支援の促進（次期介護報酬改定において位置付け）
- ・介護ロボット等の導入促進（次期介護報酬改定において位置付け、人員・設備基準見直し）

【革新的な再生医療等製品等の創出促進、医療・介護の国際展開の推進】

2017. 5. 30	未来投資会議（第9回）：「未来投資戦略2017」（素案）
2017. 5. 12	未来投資会議（第8回）：第4次産業革命に向けた諸課題
2017. 4. 14	未来投資会議（第7回）：新たな医療・介護・予防システムの施策に向けて
2017. 3. 24	未来投資会議（第6回）：ローカルアベノミクスの深化
2017. 2. 16	未来投資会議（第5回）：第4次産業革命の推進に向けた検討課題について
2017. 1. 27	未来投資会議（第4回）：産業競争力の強化に関する実行計画（案）
2016. 12. 19	未来投資会議（第3回）：公的資産の民間開放について
2016. 9. 9	未来投資会議（第2回）：「新しい医療・介護システム」予防・健康管理と自立支援

2016. 8. 2	「未来への投資を実現する経済対策」：閣議決定
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民需主導の持続可能な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策を中心とする「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定した。 ▶ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）の実現の加速化につながる施策として、子育て・介護環境の整備、若者への支援拡充と女性活躍の推進、社会全体の所得と消費の底上げを掲げ、各項目の具体的措置（第 3 章）を盛り込んでいる。
2016. 6. 2	「日本再興戦略 2016」：閣議決定
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「日本再興戦略 2016-第 4 次産業革命に向けて-」が閣議決定された。 ▶ 回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結びつけ、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」の実現を目指し、①新たな「有望成長市場」の戦略的創出、②人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する「生産性革命」、③新たな産業構造を支える「人材強化」の 3 つの課題に向けて、更なる改革に取り組む方針を示した。 ▶ 具体的な施策としては、事業分野別の生産性向上として、中小企業等経営強化法（平成 28 年 5 月 24 日成立）に基づき、7 分野（運輸、医療、介護、保育、飲食、宿泊、卸・小売）を含む各事業分野について生産性向上に向けた指針を策定し、サービス業の特性に応じた IT の導入や経営指導等を支援していくことなどが示されている。 ▶ また、ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上（介護報酬や人員配置・施設基準の見直し等を含め制度の対応を検討）が掲げられている。

✓ 休眠預金等活用審議会

2018. 3. 27	第 12 回休眠預金等活用審議会：資金の活用に関する基本方針（案）
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年 12 月 9 日成立）（以下、休眠預金等活用法）第 35 条に基づき、平成 29 年 4 月に休眠預金等活用審議会が内閣府に設置された（会長：小宮山 宏 株式会社三菱総合研究所理事長、会長代理：程 近智 アクセンチュア株式会社取締役会長）。 ▶ 「休眠預金等」とは、10 年以上、入出金等の「異動」がない「預金等」。金融機関は、「預金等」の存在を「預金者等」に通知し、預金者等の所在が確認できない預金等について、HP で公告を行った上で、預金保険機構に移管する。預金者等が名乗りを上げないままとなっている休眠預金等は、毎年 700 億円程度。 ▶ 休眠預金等活用法は、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、休眠預金等を広く国民一般に還元し、「民間公益活動」の促進に活用することを意義・目的としている。 ▶ 平成 30 年春頃の基本方針の策定に向けて、審議会では平成 30 年 1 月のとりまとめを目指す。 ▶ 9 月 12 日、議論の中間的整理を公表した。今回の中間的整理は、基本方針策定に向けた主要論点である「法の基本理念の具体化」と「休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題」を中心に、これまで 4 回にわたる議論の内容を整理したもの。 ▶ 中間的整理では、団体の選定にあたって、民間公益活動に係る事業の優良性とガバナンス、コンプライアンスの確保双方を追求し、両立できる制度設計を進めるべきであることが指摘されている。 ▶ 中間的整理を踏まえ、地方公聴会が全国 5 か所（仙台、東京、大阪、岡山、福岡）で実施され、その内容が第 5 回審議会（10 月 10 日）に報告された。 ▶ また、審議会と並行して「調査アドバイザリーグループ」を開催しており（第 1 回：10 月 10 日、第 2 回 10 月 27 日）、休眠預金等活用を通じて目指すべき成果、有効な革新的仕組み・手法等について議論・整理し、審議会に提示することとしている。 ▶ 第 12 回は、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（案）について協議した。

✓ 社会保障制度改革推進本部

2017. 12. 22	第 5 回社会保障制度改革推進本部：平成 30 年度の社会保障の充実・安定化等
▶ 平成 29 年 12 月 22 日、第 5 回社会保障制度改革推進本部において、「平成 30 年度の社会保障の充実・安定化等について」が了承された。	
▶ 平成 30 年度の消費税率引上げによる增收分は、全て社会保障の充実・安定化に向けるとして、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成 30 年度の增收額 8.4 兆円については、基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 に 3.2 兆円を向け、残額を「社会保障の充実」、「消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増」、「後代への負担のつけ回しの軽減」に概ね 1:2 で按分した額をそれぞれに向ける。	
＜30 年度消費税增收分の内訳＞	增收額計：8.4 兆円
○基礎年金国庫負担割合 2 分の 1	3.2 兆円
（平成 24・25 年度の基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の差額に係る費用を含む）	
○社会保障の充実	1.35 兆円
・子ども・子育て支援の充実 　・医療・介護の充実 　・年金制度の改善	
○消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増	0.39 兆円
・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	
○後代への負担のつけ回しの軽減	3.4 兆円
・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	
2016. 12. 22	社会保障制度改革推進本部：今後の社会保障改革

✓ 社会保障制度改革推進会議

2017. 6. 22	社会保障制度改革推進会議（第 7 回）：社会保障と税の一体改革関連施策の進捗状況
2016. 4. 21	社会保障制度改革推進会議（第 6 回）：社会保障と税の一体改革に関する進捗状況
2015. 8. 3	社会保障制度改革推進会議（第 5 回）：地域医療構想
2015. 6. 15	医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会：第 1 次報告

✓ 社会保障制度改革国民会議／社会保障制度改革プログラム法

2013. 12. 5	社会保障制度改革「プログラム法案」成立
▶ 11 月 19 日、衆議院本会議は、「持続可能な社会保障制度改革の確立を図るための改革の推進に関する法律案」（プログラム法案）を与党の賛成多数で可決し、参議院へ送付した。参議院厚生労働委員会では、12 月 5 日に採決・可決、同日の参議院本会議を経て、同法が成立した。施行期日は公布日となり、12 月 13 日に公布した。	
* 「持続可能な社会保障制度改革の確立を図るための改革の推進に関する法律」	

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/185.html>

✓ 財政・税制改正

2018. 1. 26	財政制度等審議会・財政制度分科会：平成 30 年度予算及び財政制度分科会の今後の進め方等
2017. 12. 22	「平成 30 年度税制改正大綱」閣議決定
▶ 平成 29 年 12 月 22 日、平成 30 年度税制改正大綱が閣議決定された。平成 29 年度税制大綱にある「公益法人等課税」の記述はない。	
2017. 11. 20	税制調査会（第 16 回総会）：議論のとりまとめについて

2017. 11. 15	税制調査会（第 15 回総会）：議論のとりまとめについて
2017. 11. 1	税制調査会（第 14 回総会）：国際課税、経済社会の構造変化に対する税制の対応
2017. 10. 31	財政制度等審議会 財政制度分科会：文教・科学技術、地方財政、防衛
2017. 10. 25	財政制度等審議会 財政制度分科会：社会保障について②（各論）
2017. 10. 23	税制調査会（第 13 回総会）：所得控除のあり方、個人住民税のあり方等について
2017. 10. 17	財政制度等審議会 財政制度分科会：社会資本整備、エネルギー・環境 等
2017. 10. 16	税制調査会（第 12 回総会）：税務手続の電子化等について
2017. 10. 4	財政制度等審議会 財政制度分科会：30 年度予算編成 社会保障費をめぐる議論
2017. 9. 26	税制調査会（第 11 回総会）：マイナンバー制度等について
2017. 6. 19	税制調査会（第 10 回総会）：海外調査報告について
2017. 5. 25	「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議

- ▶ 「財政制度等審議会財政制度分科会」（分科会長：榎原 定征 東レ株式会社相談役最高顧問）は、「「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」をとりまとめた。
- ▶ 建議では、歳出改革に取り組み、社会保障財源としての消費税率引き上げを約束どおり実施し、平成 32 年度プライマリーバランス黒字化を達成すべきである、とあらためて強調。その上で、社会保障関係費については、社会保障の効率化・適正化の不断の取組を通じて、経済・財政再生計画の「目安」（自然増分を 5,000 億円に抑える）を達成するだけでなく、更に社会保障関係費の伸びを抑制しなければならない、としている。

«「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」社会保障分野の事項の主な内容»

- 社会保障関係費の増加が見込まれる中、「改革工程表」に掲げられている検討項目等をすべて着実に実行することなどにより、効率化・適正化に不断に取り組み、経済・財政再生計画の「目安」を達成するだけでなく、更に伸びを抑制する必要がある。
- 医療・介護：診療報酬・介護報酬同時改定について、国民負担の抑制といった観点も踏まえ取り組んでいく必要がある。
- 障害福祉：「ニッポン一億総活躍プラン」に沿い、支援の在り方を改善していく必要がある。
- 生活保護：生活扶助基準の検証結果を適切に基準に反映するとともに、医療扶助の適正化や就労促進などに取り組むべき。
- 子供・子育て：女性の活躍促進の観点からも、社会全体で子育てを支援する必要がある。このうち、保育の受け皿確保について、安定財源を確保しつつ取り組んでいくため、引き続き企業主導型保育事業の活用を図るとともに、幼稚園における預かり保育の推進、児童手当の所得制限の在り方や特例給付の廃止を含めた見直しなど、あらゆる方策を検討する必要がある。

2017. 5. 17	財政制度等審議会 財政制度分科会：とりまとめに向けた審議
2016. 12. 22	「平成 29 年度税制改正の大綱」：閣議決定
2016. 11. 18	消費税法等改正法：参議院可決・成立
2016. 6. 1	安倍首相記者会見：平成 29 年 4 月消費税再増税の延期

✓ 一億総活躍、一億総活躍国民会議

2017. 5. 10	自由民主党・一億総活躍推進本部：一億総活躍社会の構築に向けた提言
▶ 一億総活躍推進本部では、平成 28 年 10 月以来、6 つのプロジェクトチームを設置し合計 54 回にわたり有識者を交えた議論を実施、提言を取りまとめた。	
▶ なお、提言の「おわりに」では、「あらゆる取組みを最大限行ったとしても、一億総活躍社会を実現するためには、やはりそのための負担の議論は避けて通れない。～何よりも安定的な財源が必要で	

あることは論を俟たない。～国民の理解と協力を得ながら、安定的な財源の確保のための議論を進めていくことが必要である。」と結んでいる。

＜各分野における提言（抜粋）＞

（1）女性活躍・子育て・幼児教育に関する提言（特に推進すべき取組）

①女性活躍支援…ダブルケアにおけるデイサービス等の支援体制の強化、支援体制側への支援として介護・看護従事者への夜勤手当の拡充、年金対象者の適用拡大

②子育て支援…妊娠中の保育園確保、学生等も含めて利用できる大学等の保育環境整備、早産児に対する母子支援、幼児教育無償化の段階的な推進、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携によるプログラムの充実、こども食堂等民間を含めた支援

※病児保育については、発熱に関するガイドラインの適切な運用、病児保育事業の安定運営を推進

③あらゆる人々への支援…DVや性暴力被害等困難を抱えた女性や同伴児童への支援として、民間団体との連携を含むサポート体制の強化、女性の自立支援のための議員立法（婦人保護事業の見直し）も視野、障害者就労に関して就労継続支援事業所の評価による質的な見直し

（2）～（4） 略

（5）若者の雇用安定・活躍加速に関する提言（特に推進すべき取組）

①～③ 略

④生活保護や施設養護、障害など、困難な状況にある若者の活躍…進学や自立を第一として教育と福祉の両面からこれまでよりも一步踏み込んだ支援や進路指導

（6）誰もが活躍する社会に関する提言（特に推進すべき取組）

① 略

②生活困窮者の活躍の為の支援…支援付き就労協力事業者の拡大や本人の希望等に応じた障害者就労支援との連携、社会福祉法人等での就労促進、シェアハウス・サブリースの低家賃住宅提供及び家庭的生活支援のほか、無料定額宿泊施設の規制強化と居住生活支援の強化、受給者医療情報のNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）との一体的運用や健康管理受診指導、後発医薬品使用、重複投薬是正等による生活保護の更なる適正化

③一億総活躍を支える税と社会保障…配偶者手当のあり方の見直し、個人所得税改革に向けた議論

※一億総活躍推進本部の下のPT…「女性活躍・子育て・幼児教育PT」、「産婦人科・小児科医師不足偏在問題対策PT」、「65歳以上のシニアの働き方・選択の自由度改革PT」、「IOHH活用健康寿命革命PT」、「若者の雇用安定・活躍加速PT」、「誰もが活躍する社会をつくるPT」

2016.6.2 「ニッポン一億総活躍プラン」：閣議決定

- ▶ 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策 - 成長と分配の好循環の形成に向けて -」（平成27年11月26日）にもとづく、具体的なロードマップとなる「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定した。
- ▶ 一億総活躍社会の実現に向けては、長期的かつ継続的な取組が必要であり、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ、施策の充実を検討していくことが重要であるとの考えを示している。また、日本にとって最も重要な課題をロードマップにおいて示し、真に効果的な施策に重点化して推進すること、またプランで決定したロードマップの進捗状況については、継続的に実施状況を調査し、施策の見直しを図るとしている。
- ▶ プランでは、「10年先の未来を見据えたロードマップ」が示され、「戦後最大の名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」という3つの目標それぞれについて、①国民生活における課題、②検討すべき方向性、③対応策からなる「樹形図（ツリー図）」を作成し、政策を整理している。
- ▶ あわせて、「時間軸と指標を持った対応策の提示」として、合計で43項目からなる対応策について、

項目ごとに、①国民生活における課題、②今後の対応の方向性、③具体的な施策を記載する。④ロードマップの年次は、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた施策については平成 28 年度（2016 年度）から平成 33 年度（2021 年度）の 6 年間、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」に向けた施策については平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）の 10 年間とし、各年度において施策をどのように展開していくかを可能な限り指標を掲げつつ示している。

✓ 人生 100 年時代構想会議

2018. 3. 23	第 6 回人生 100 年時代構想会議：リカレント教育
2018. 2. 8	第 5 回人生 100 年時代構想会議：リカレント教育、大学改革
2017. 12. 19	第 4 回人生 100 年時代構想会議：中間報告とりまとめ
2017. 11. 30	第 3 回人生 100 年時代構想会議：リカレント教育、大学改革
2017. 10. 27	第 2 回人生 100 年時代構想会議：幼児教育、高等教育の無償化・負担軽減
2017. 9. 11	第 1 回人生 100 年時代構想会議

- ▶人生 100 年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討を行う「人生 100 年時代構想会議」（議長：安倍 晋三 内閣総理大臣）の初会合が開催された。
- ▶この会議では、超長寿社会での経済・社会システムの実現に向け、政府が今後 4 年間に実行していく政策のグランドデザインを検討することとしており、具体的なテーマとして、高齢者向け給付を中心となっている社会保障制度の全世代型社会保障へ改革をはじめ、全ての人に開かれた教育機会の確保、リカレント教育、高等教育改革、新卒一括採用だけではない企業の人材採用の多元化が挙げられている。

✓ 新たな支え合い・分かち合いの仕組みの構築に向けた研究会

2017. 11. 7	第 3 回 新たな支え合い・分かち合いの仕組みの構築に向けた研究会
2017. 9. 12	第 2 回 新たな支え合い・分かち合いの仕組みの構築に向けた研究会
2017. 7. 10	第 1 回 新たな支え合い・分かち合いの仕組みの構築に向けた研究会

- ▶厚生労働省は、第 1 回「新たな支え合い・分かち合いの仕組みの構築に向けた研究会（座長：小黒一正 法政大学経済学部 教授）」を開催した。
- ▶社会保障制度改革や働き方改革の加速化に加えて、現在の社会保障等の機能検証と同時に、住宅、まちづくり、ICT など社会保障等と関わりの深い政策分野も視野に入れ、それぞれの地域の特徴を活かし、新たな支え合い・分かち合いの「心」と「仕組み」を柔軟に組み合わせた「地域共生社会」の構築を問題意識とし、未来への夢と希望の持てる日本の再生を図る観点から、研究を行うとしている。

『新たな支え合い・分かち合いの仕組みの構築に向けた研究会 研究課題』

- ・国民の所得や生活の状況の実態
 - 所得、賃金、消費支出、資産等の実態について、統計調査データ等に基づき議論
- ・成長と分配の関係
 - 社会保障等と経済成長との関係について、内外の学説や文献、データ等に基づき議論
- ・社会保障等の機能の検証、今後の在り方
 - 社会保障の再分配の機能、成長（人的資本等）を高める機能、地域生活を支援する機能等の検証を行うとともに、社会保障の今後の在り方について、インフォーマルセクターや周辺領域（住宅、まちづくり）との連携等を含めて議論

✓ 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

2017.9.25	地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議	
2017.2.7	「地域共生社会の実現：「当面の改革工程」	
▶ 厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部は、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）をとりまとめ・公表した。地域課題の解決力の強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、地域丸ごとのつながりの強化、専門人材の機能強化・最大活用といった改革の骨格、2020年代初頭の全面展開に向けた工程が示されている。		
「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】		
「地域共生社会」とは	平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定	
◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会		
改革の背景と方向性		
公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換	『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換	
○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援 ○人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援	○住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す ○地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す	
改革の骨格		
地域課題の解決力の強化	地域を基盤とする包括的支援の強化	
●住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】 ●複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】 ●地域福祉計画の充実【29年制度改正】	●地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築 ●共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】 ●市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討	
地域丸ごとのつながりの強化	「地域共生社会」の実現	
●多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備 ●社会保障の枠を超えて、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援	●対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討 ●福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討	
実現に向けた工程	専門人材の機能強化・最大活用	
平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正 ◆市町村による包括的支援体制の制度化 ◆共生型サービスの創設など	平成30(2018)年： ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価など ◆生活困窮者自立支援制度の強化	平成31(2019)年以降： 更なる制度見直し
【検討課題】 ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む） ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方	③共通基礎課程の創設 等	2020年代初頭： 全面展開

✓ 地域力強化検討会

2017.9.12	地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ-地域力強化検討会最終とりまとめ
▶ 厚生労働省は、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」（座長：原田 正樹 日本福祉大学教授）の最終とりまとめを公表した。 ▶ 最終とりまとめは、『中間とりまとめ』（平成28年12月26日）を基本に、その後の議論を踏まえて、改正社会福祉法第106条の3に基づく指針の策定、地域福祉計画の策定ガイドラインの改定、さらにはその後の「我が事・丸ごと」の地域づくりの展開に資するようとりまとめを行ったもの。 ▶ 地域共生社会の実現に向けた今後の方針として、（1）地域共生が文化として定着する挑戦、（2）「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ、（3）専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携、（4）「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造、（5）「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ、を挙げている。 ▶ 今後、厚生労働省では、この最終とりまとめを踏まえ、改正社会福祉法第106条の3に基づく指針	

の策定、地域福祉計画のガイドラインの改定、さらにはその後の「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めていくこととしている。

✓ 「保健医療 2035」

2015. 9. 24 保健医療 2035 推進本部（第 2 回）：工程表

- ▶ 厚生労働省は、「保健医療 2035」で提言された施策について、「保健医療 2035 実行プラン」として施策単位ごとの整理した工程表を示した。工程表では、①提言に沿って直ちに実施に着手するもの、②実行のため具体的な検討を進めるもの、③直ちに実施することは難しいが検討を深めるものに分類・整理し、施策の実施や具体化に向けた検討スケジュールが示されている。

《主な事項》

○10 他の専門職との連携・調整に優れたマネジメント能力をもった専門人材を育成する。

平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・訪問看護での多職種連携上の調整能力等に優れた人材を育成するハイレベル人材養成事業を実施 ・地域医療介護総合確保基金を活用し、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修等を都道府県において実施（地域医療介護総合確保基金において概算要求）
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の成果や課題を検証し、事業内容の拡充、新たな事業展開等について検討
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・29 年度検討を踏まえ、事業の拡充等を行うための概算要求
長期的な検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・医療介護総合確保推進法の施行を適切に進め、実施状況をふまえつつ、効果的な人材育成の在り方について検討を行う

○11 総合的な資格創設（医療・看護・介護・リハビリを含めた対応が可能な職種）を検討する。

平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・看護・介護・リハビリの関係者のニーズを考慮しながら、総合的な資格創設の在り方、必要性等を検討する。
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の検討を踏まえ、必要な対応を行う。
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度までの状況を踏まえ、必要な対応を行う。
長期的な検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム医療を推進しつつ、医療・看護・介護・リハビリの各分野の医療関係職種のニーズを引き続き検討していく。

○19 介護保険の地域格差を縮小させるための仕組みを導入する。

平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度概算要求において、介護給付の適正化を推進するため、保険者支援の観点から、都道府県による保険者へのアドバイザー等の派遣や介護事業所の経営者等に対する研修会の開催、自立支援に資する適切なケアマネジメントを推進するためのモデル事業の実施に要する費用を要求・制度改正が必要な取組については、次期制度改正に向けた議論の中で検討
平成 29 年度	↓
平成 30 年度	↓

○23 地域包括ケアシステムと新たなまちづくりの融合や司令塔となるプラットフォームを構築する

平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が中心となって推進する地域包括ケアシステムの構築を支援するため、必要な施策を推進。 ・「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討」プロジェクトチームを発足。地域の実情に応じた包括的な相談支援システムを構築するためのモデル的な事業等を検討。
----------	---

平成 29 年度	・モデル的な事業の実施状況等を踏まえ、地域の実情に応じた包括的な相談支援システムの構築に向け更に検討。
平成 30 年度	・前年度の検討を踏まえ、必要な対応を行う。

○29 行政、医療機関、介護施設、NPO が協働・連携し、必要な保健医療と介護サービスを、地域において切れ目なく、統合的に提供できる体制を構築する

平成 28 年度	・在宅医療・介護連携推進事業の支援事業を実施
平成 29 年度	・在宅医療・介護連携推進事業の支援事業を実施（実施市町村の拡大）
平成 30 年度	・在宅医療・介護連携推進事業の支援事業を実施（全市町村で在宅医療・介護連携推進事業を実施）

○51 高齢者の就労や社会参加を促進し、年齢にとらわれず高齢者が生きがいをもって暮らせる社会を目指す

平成 28 年度	・生活支援コーディネーターや協議体の設置等により、生活支援等の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を図る。また、企業退職高齢者などが活躍できるよう、有償ボランティア活動などの立ち上げを行う。
平成 29 年度	↓
平成 30 年度	↓

○110 地域包括ケアを総括的に進める者の育成を図るとともに、医療と福祉の多職種連携を前提とした人材育成を行う

平成 28 年度	・在宅医療・訪問看護での多職種連携上の調整能力等に優れた人材を育成するハイレベル人材養成事業を実施
平成 29 年度	・事業の成果や課題を検証し、事業内容の拡充、新たな事業展開等について検討
平成 30 年度	・29 年度検討を踏まえ、事業の拡充等を行うための概算要求
長期的な検討事項	・医療介護総合確保推進法の施行を適切に進め、実施状況をふまえつつ、効果的な人材育成の在り方について検討を行う

○111 医療や福祉の資格の共通基盤（養成課程等）を整備する。

平成 28 年度	・医療や福祉の資格に関する省内の関係部局や文部科学省と、資格の共通基盤について、現状把握や今後の対応について協議を進める。
平成 29 年度	・前年度の検討を踏まえ、必要な対応を行う。
平成 30 年度	・前年度までの状況を踏まえ、必要な対応を行う。
長期的な検討事項	・資格の共通基盤（養成課程等）について、継続的に改善すべきところがないか検討していく。

2015. 8. 6	保健医療 2035 推進本部（第 1 回）：施策の進め方
2015. 6. 9	「保健医療 2035」提言書：公表

✓ 地域医療構想・介護の総合確保の促進／医療制度改革

➤ 2018. 6. 15	第 14 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策
➤ 2018. 5. 16	第 13 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議における議論の進捗状況
➤ 2018. 3. 28	第 12 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議における議論の進捗状況
➤ 2018. 3. 2	第 11 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議における議論の進捗状況
➤ 2017. 12. 13	第 10 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想の進め方に関する議論の整理
➤ 2017. 11. 20	第 9 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議における議論の進捗等
➤ 2017. 10. 26	第 8 回地域医療構想に関するワーキンググループ：地域医療構想調整会議における議論の進捗

➤ 2017. 7. 19	第7回地域医療構想に関するワーキンググループ：公的医療機関等改革プラン
➤ 2017. 6. 22	第6回地域医療構想に関するワーキンググループ：慢性期機能の病床の必要量
➤ 2017. 6. 2	第5回地域医療構想に関するワーキンググループ：大学病院等における地域医療構想への取組
➤ 2017. 5. 10	第4回地域医療構想に関するワーキンググループ：各都道府県の地域医療構想
➤ 2015. 5. 27	医療制度改革法：参議院可決・成立
▶ 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した。本法は、社会保障制度改革推進法に基づく措置として、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずるものである。2018年度に国民健康保険の運営が市町村から都道府県に移管される。また、2016年度からは、入院時の食事代の自己負担増や患者申出療養制度の導入等が盛り込まれている。	

✓ 「医療法人の事業展開等に関する検討会」等

➤ 2017. 4. 20	事務連絡「地域医療連携推進法人制度について（Q&A）」
➤ 2017. 4. 2	第7次改正医療法：施行（第2段階…地域医療連携推進法人制度の創設）
➤ 2017. 3. 10	第8次改正医療法案：閣議決定

《主な内容》

○持ち分なし医療法人への移行計画の認定制度の延長

・「持ち分あり医療法人」は、平成18年医療法改正以降、新設を認めていない。平成29年9月末で「持ち分あり」から「持ち分なし」への移行促進策（相続税猶予・免税など）の期限が切れるところから、3年間延長するほか、移行促進策の対象要件を緩和するもの。

（現行）移行計画の認定制度の認定要件…社員総会の議決があること、移行計画が有効かつ適正であること、移行計画期間が3年以内であること

（改正案）法人の運営が適正であることを要件として追加し、移行後6年間、当該要件を維持することを求める

【主な運営の適正性要件】…法人関係者に利益供与しないこと、役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること、社会保険診療に係る収入が全体の80%以上 等

➤ 2016. 9. 1	第7次改正医療法：施行（第1段階…医療法人制度の見直し関係）
➤ 2015. 9. 28	第7次改正医療法：公布
➤ 2015. 9. 16	第7次改正医療法：参議院可決・成立

▶ 「医療法の一部を改正する法律」（第7次）が参議院で可決され成立した。医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、「地域医療連携推進法人」の認定制度の創設等を内容とするものである。

《主な内容》

○地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する参加法人を社員とし、開設する病院、診療所及び介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の業務の連携を推進するための医療連携推進方針を定め、医療従事者の研修、医薬品等の物資の供給、資金貸付その他の医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、地域医療連携推進法人として都道府県知事の認定を受けることができる。

○参加法人は、医療連携推進区域において病院等を開設する法人とする。また、医療連携推進方針において、介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業の連携を推進する旨を記載した場合は、当該事業等を行う法人を参加法人とすることができる。

2015. 4. 3	第7次改正医療法案・閣議決定
------------	----------------

✓ 年金制度改革

2016.12.14 国民年金法等改正法：参議院可決・成立

- ▶ 「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が参議院で可決・成立した。
- ▶ 本法は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずるものである。
- ▶ 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進（平成29年4月施行）、年金額の改定ルールの見直し（マクロ経済スライドによる調整：平成30年4月施行、賃金変動に応じた年金額の改定：平成33年4月施行）等が含まれている。
- ▶ 11月16日には、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が参議院で可決・成立している。
- ▶ 本法により、老齢基礎年金等の年金受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、施行期日が消費税10%引上げ時から平成29年8月1日に改められた。

✓ 社会保障制度改革プログラム法

「持続可能な社会保障制度改革の確立を図るための改革の推進に関する法律」概要

【法案の趣旨等】

- 社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定（平成25年8月21日）
- この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するもの

【主な事項】

■講すべき社会保障制度改革の措置等

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度等の改革について、①改革の検討項目、②改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするもの。

○少子化対策（既に成立した子ども・子育て関連法の着実な実施等）

○医療制度（病床機能報告制度の創設・地域の医療提供体制の構想の策定等による病床機能の分化及び連携、国保の保険者・運営等の在り方の改革、後期高齢者支援金の全面総報酬割、70～74歳の患者負担・高額療養費の見直し、難病対策等）

○介護保険制度（地域包括ケアの推進、予防給付の見直し、低所得者の介護保険料の軽減等）

○公的年金制度（既に成立した年金関連法の着実な実施、マクロ経済スライドの在り方等）

※医療サービスの提供体制、介護保険制度及び難病対策等については平成26年通常国会に、医療保険制度については平成27年通常国会に、必要な法律案を提出することを目指す旨を規定。

■改革推進体制

上記の措置の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を整備

■地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議

政府は、病床の機能分化、医師等の確保及び国保の見直しに関する事項その他地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられるものについて必要な措置を講ずるに当たっては、地方六団体の代表者その他

の関係者と十分に協議を行い、当該措置について理解を得ることを目指す。

✓ 社会保障・税一体改革

2012.8.10 (8.22 公布) 社会保障・税一体改革関連法成立 (関連8法)

▶社会保障制度改革推進法、子ども・子育て関連3法、国税改正法、地方税改正法 他4法

☆社会保障制度改革推進法のポイント

▶社会保障制度改革の基本事項を定める

▶改革の実施及び目標時期 (第4条)

「政府は、基本方針に基づき、必要な法制上の措置については、法律施行後1年以内に、国民会議の審議結果等を踏まえて講ずる」

▶社会保障制度改革国民会議の設置 (第9条～15条)

▶生活保護制度の見直し (附則第2条) 等

【目的】 (第1条)

平成21年度税制改正法附則104条の規定の趣旨を踏まえて安定財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革の基本的事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、改革を総合的かつ集中的に推進

【基本的な考え方・国の責務】 (第2～3条)

社会保障制度改革は、次の事項を基本として行う。国は、改革に関する施策の総合的策定と実施の責務を有する

- ① 自助・共助・公助の最適な組合せ、家族相互・国民相互の助け合いの仕組みを通じて自立生活の実現を支援
- ② 機能の充実と重点化・効率化を同時に図り、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現
- ③ 年金・医療・介護は社会保険制度を基本、国・地方の負担は保険料負担の適正化に充てるなどを基本
- ④ あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点等から、消費税・地方消費税収を充当

【改革の基本方針】 (第5～8条)

- ① 公的年金制度 (今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民会議で検討し、結論を得る、年金記録問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入)
- ② 医療保険制度 (国民皆保険を維持、国民負担の増大抑制と必要な医療の確保、医療保険制度の財政基盤の安定化等、個人の尊厳と患者の意思を尊重する医療の在り方、今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、国民会議で検討し、結論を得る)
- ③ 介護保険制度 (介護サービスの効率化・重点化、保険料負担の増大の抑制と必要な介護サービスの確保)
- ④ 少子化対策 (人生の各段階に応じた支援、待機児童解消策等の推進に向けた法制上・財政上の措置)

【生活保護制度の見直し】 (附則第2条)

不正受給への厳格な対処等の見直しを早急に行う。生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組む。

2. 規制改革

- 2018.8.1 規制改革推進会議(第36回):電波制度改革に関する意見とりまとめ
 - ▶ 8月1日、規制改革推進会議(第36回)が開催された。平成29年末に規制改革会議「第2次答申」では電波の有効利用のための規制改革を取りまとめ、これを受け、総務省で「電波有効利用成長戦略懇談会」が開催され、ことし7月9日に報告書案が公表されたが、答申に沿っていない点、不十分な点があることから、規制改革会議として意見書をとりまとめた。また、9月の「規制改革ホットライン」集中受付について審議し、了承された。
 - ▶ 電波制度計画に関する意見は、公共部門の割当て・利用状況の「見える化」、帯域確保に向けた対応、割り当て手法の抜本的見直し、電波利用料体系の見直しの4つの柱でまとめている。
- 2018.7.3 規制改革推進会議 第19回医療・介護ワーキング・グループ:「医療個人データのデータポータビリティ」について
 - ▶ 7月3日、規制改革推進会議 第19回医療・介護ワーキング・グループが開催された。
 - ▶ 「医療個人データのデータポータビリティ」について、具体的には受診履歴や服薬履歴などを、本人やその家族が把握する仕組みであるパーソナル・ヘルス・レコード(PHR)を構築することによって、生活習慣や健康状態の改善などを後押しすることを検討する。
 - ▶ 本テーマについての議論のキックオフとして、有識者(一般財団法人医療情報システム開発センター 山本 隆一 理事長)へのヒアリングが行われた。
- 2018.6.26 規制改革推進会議(第35回):民泊新法施行の状況について
 - ▶ 6月26日、規制改革推進会議(第35回)が開催された。6月15日に施行された民泊新法についてのフォローアップの第1回目で、事業者からのヒアリング、観光庁・消防庁から説明があった。
 - ▶ 民泊の届け出件数が想定していたよりも少なく、また様々な混乱もあり、規制改革推進会議として、今後この制度をどう変えていけばいいのか、どうしたら当初目指していた姿になっていくのか、改善策の検討が重要な課題となっている。
- 2018.6.15 「規制改革実施計画」を閣議決定
 - ▶ 6月15日、政府は、臨時閣議において「規制改革実施計画」を閣議決定した。
 - ▶ 今回の「規制改革実施計画」は、規制改革推進会議においてとりまとめた「規制改革推進に関する第2次答申」(平成29年11月29日)及び「規制改革推進に関する第3次答申」(平成30年6月4日)により示された規制改革事項を期限を定めて着実に実現を図っていくために策定されたもの。
 - ▶ 計画では、「行政手続コストの削減」、「農林」、「水産」、「保育・雇用」、「医療・介護」、「投資等」、「その他重要課題」が改革の重点分野とされたが、「医療・介護」については、社会福祉法人・福祉施設に直接関係する事項は盛り込まれなかった。
 - ▶ 「保育・雇用」については、第2次答申で示された「待機児童解消」の事項に加え、第3次答申で新たに追加された「大型の駆動補助機付乳母車に関する規制の見直し」が盛り込まれた。
 - ▶ なお、これまでの規制改革実施計画と同様に、計画に定められた事項の実施状況についてフォローアップが行われることになる。

➤ 2018.6.4 規制改革推進会議(第34回):規制改革推進に関する第3次答申とりまとめ

- ▶ 6月4日、規制改革推進会議は、「規制改革推進に関する第3次答申」を公表した。
- ▶ 今回の答申は、平成29年7月から1年かけて取り組んできた規制改革項目と、第2次答申で継続課題とされた項目について、審議の結果をとりまとめたもの。
- ▶ 「保育分野の規制改革」では、「大型の駆動補助機付乳母車に関する規制の見直し」について、平成30年度に検討を開始し、平成31年度中に結論を得次第速やかに措置するとしている。
- ▶ また、『規制改革実施計画』(平成29年6月閣議決定)に掲げられた項目の重点的なフォローアップとして、「介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現」(いわゆる混合介護)が挙げられているが、今回の答申では、その運用を注視し、フォローアップを継続するとされた。
- ▶ 答申とあわせて、規制改革のフォローアップ結果が公表されたが、社会福祉法人関係で規制改革項目として挙げられている「社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直し」、「福祉医療機構の役割が民業補完であることを踏まえた同機構の融資に係る担保設定の在り方の見直し」については、引き続き検討を行い、平成30年度に結論・措置を行うこととされた。

➤ 2018.5.18 規制改革推進会議 第18回医療・介護ワーキング・グループ:「一気通貫の在宅医療」の実現に係る意見について

- ▶ 5月8日、規制改革推進会議 第18回医療・介護ワーキング・グループが開催された。
- ▶ 「一気通貫の在宅医療」の実現に係る意見について、厚生労働省にヒアリングを行った。
- ▶ 4月20日、規制改革推進会議が示した『「一気通貫の在宅医療」の実現のために(案)～オンライン服薬指導、処方箋の完全電子化の必要性～』に対して、厚生労働省医薬・生活衛生局の見解は以下のとおり。
 - 医療用医薬品は、人体への作用が著しく、重篤な副作用の恐れがあるため、薬剤師が患者と相互に信頼関係を構築し、かかりつけ薬剤師として患者の状況を把握する必要があることから、服薬指導は対面が原則である。
 - また、地域包括ケアシステムの中でかかりつけ薬剤師・薬局が医療・介護の一翼を担うため、寝たきり患者等に対する服薬指導の強化が必要である。このため、まずは、薬剤師が積極的に患者の居宅を訪問し、副作用や服薬状況を把握することが重要である。
 - 一方、少子高齢化への対応や生産性向上の観点から、ICT技術の活用も重要である。
このため、平成28年国家戦略特区法の附帯決議において、「離島や過疎地など、対面での服薬指導が困難な地域に限定し、これらの地域要件を外した全国展開を前提としないこと」とされたこと等を踏まえ、ICT技術の活用を検討していくべきである。
 - なお、上記の検討は国家戦略特区での実証と並行して進め、その実施については、安全性確保の観点から、特区実証の結果を踏まえる予定であり、現在、実証事業開始に向け、複数の地方公共団体と調整中である。
また、実証の実施基準については、平成28年国家戦略特区法の施行規則及び施行通知で規定済みである。さらに、実証の評価については、遠隔は対面と同視しうる程度に丁寧な服薬指導が実施可能かを確認予定であるが、実証が始まっていない現時点で画一的な評価基準を作成することは、過剰な基準を設定することになりかねないため、不適当であると考えられる。
 - 今後、平成25年薬事法等改正法の附則(検討規定)に基づく法律の施行後5年を目途とした検討を進める中で、遠隔服薬指導などICT技術の活用を含めた方策についても、医薬品等を安全かつ確実に提供する観点から、検討してまいりたい。

厚生労働省医薬・生活衛生局の見解を踏まえた文(案)

2. オンライン服薬指導の実現について

(略)本年3月27日の公開ディスカッションにおいて具体的にオンライン服薬指導の強い要望が提示された福島県南相馬市のような地域や、オンライン診療や訪問診療の対象患者のように、必要性に迫られた医療資源の乏しい地域に居住するや患者については、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成25年法律第103号)に付された附帯決議等の趣旨を踏まえ、安全性を確保した上で、オンライン服薬指導と訪問服薬指導との組合せが可能となるよう、早急に制度を見直すべきである。

➤ 2018.5.18 規制改革推進会議(第32回):官民データ活用の推進、エネルギー分野の規制改革

- ▶ 5月18日、規制改革推進会議(第32回)が開催された。
- ▶ 投資等ワーキング・グループで議論してきた「官民データ活用の推進」について、総務省、内閣官房(IT総合戦略室)、個人情報保護委員会事務局からヒアリングを行うとともに、「エネルギー分野の規制改革」について、意見書を決定した。

➤ 2018.5.11 規制改革推進会議(第31回):多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスについての意見、オンライン医療の推進に向けた意見

- ▶ 5月11日、規制改革推進会議(第31回)が開催された。
- ▶ オンライン医療の推進に向けて、医療・介護ワーキング・グループで8回にわたって関係者からヒアリングを行った内容についてとりまとめた意見書を提示した。
- ▶ オンライン医療については、30年3月末に厚生労働省が、「オンライン診療の適切な実施に関する指針(「ガイドライン」)」を策定し、公表した。
- ▶ ガイドラインには、医療・介護ワーキング・グループで主張してきた以下の内容が書き込まれた。
 - ①初診におけるオンライン診療については、医師の判断により許容され得ることの明確化
 - ②オンライン診療を提供する際の医師の所在について、一定の条件が満たされれば、医療機関以外の場所であっても認め得ること
 - ③オンライン診療を受ける際の患者の所在について、患者の職場等についても認め得ること
 - ④オンライン診療の利用にかかる適切な例示
- ▶ 30年4月の診療報酬改定では、オンライン診療についての科目が新設されたが、その対象範囲が極めて限定的であることから、意見書では、ガイドラインの「毎年の見直し」を確実に担保して、常に最新の技術・考え方を反映させが必要であるとしている。

➤ 2018.5.8 規制改革推進会議 第17回医療・介護ワーキング・グループ:「オンライン医療の推進」に係る意見

- ▶ 5月8日、規制改革推進会議 第17回医療・介護ワーキング・グループが開催された。
- ▶ 「オンライン医療の推進」に関して、8回にわたる関係者からヒアリングを行った内容について、意見をとりまとめた。

➤ 2018.4.24 規制改革推進会議(第30回):利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービス実現、官民データ活用の推進に関する意見、行政手続コスト削減に向けて

- ▶ 4月24日、規制改革推進会議(第30回)が開催された。
- ▶ 利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービス実現について議論し、官民データ活用の推進に関して意見書を取りまとめ、「行政手続コスト削減に向けて」の報告を取りまとめた。

➤ 2018.4.20 規制改革推進会議(第29回):放送をめぐる規制改革について
▶ 4月20日、規制改革推進会議(第29回)が開催された。 ▶ 放送を取り巻く環境変化について説明があり、座長からは「通信・放送の融合が進展する下でのビジネスモデルの展開の方向性」(ネット配信進展のもとでの通信・放送(公共・民間放送)の枠を超えたモデルのあり方)等の、具体的な検討課題の提案があった。
➤ 2018.4.16 規制改革推進会議(第28回):放送をめぐる規制改革について
▶ 4月16日、規制改革推進会議(第28回)が開催された。 ▶ 放送を取り巻く環境変化について説明があり、座長からは「通信・放送の融合が進展する下でのビジネスモデルの展開の方向性」(ネット配信進展のもとでの通信・放送(公共・民間放送)の枠を超えたモデルのあり方)等の、具体的な検討課題の提案があった。
➤ 2018.3.29 規制改革推進会議 第4回専門チーム会合:大型の駆動補助機付乳母車
▶ 3月29日、規制改革推進会議 第4回専門チーム会合が開催された。規制改革に関するホットライン提案に関し、本会議又はワーキング・グループ及び行政手続部会で扱わない事項のうち、ホットライン対策チーム主査が重要と判断した事項を検討するため、適宜、専門チームを設置し会合を開催している。 ▶ ホットライン提案のあった「大型の駆動補助機付乳母車の道路交通法及び道路運送車両法上の取扱の見直しについて」協議した。 ▶ 平成29年度に、駆動補助機付乳母車のうち、長さ120cm 幅70cm 高さ109cmを超えないものは「小児用の車」として取り扱う旨通達が出されているが、提案のあった大型の駆動補助機付乳母車は車体の大きさの基準を超過するとして、「軽車両」に該当するとされている。 ▶ 今回の提案を踏まえ、警察庁は、「大型の駆動補助機付乳母車に係る社会的要請を踏まえつつ、他の歩行者を含めた交通の安全と円滑を確保するために車体の大きさ等必要な基準について検討していく」としている。
➤ 2018.3.13 規制改革推進会議 第14回医療・介護ワーキング・グループ:介護分野における規制改革事項のフォローアップ
▶ 3月13日、規制改革推進会議 第14回医療・介護ワーキング・グループが開催された。 ▶ 介護分野における規制改革事項の対応状況について、厚生労働省社会・援護局／老健局から報告があった。
『規制改革実施計画への対応状況について』 ※項目の数字は規制改革実施計画から
①介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善 (1)介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し (2)情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加 ⇒介護サービス情報公表システムについては、平成30年度において順次以下のリニューアル予定 ○利用者・家族向けの概算料金の簡易な試算機能を追加する ○利用者・家族と専門職(ケアマネジャー)がそれぞれのニーズに対応した情報の検索をより円滑に行えるよう、システム内の検索ページを、利用者・家族向けのものと専門職(ケアマネジャー)向けのものに分けて設定する。 (4)第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施 ⇒ 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設置された有識者で構

成する検討会や都道府県推進機関からのヒアリングの結果を踏まえ、都道府県推進機関ごとに受審目標を設定及び公表し、その実施状況を評価する仕組みに見直すべく、平成 29 年度中に関連通知の改正予定である。

⇒ 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会のホームページにおいて、平成 29 年度中に都道府県・サービス別の受審件数及びサービス別受審率を公表予定である。

(5)第三者評価受審に係るインセンティブの強化

⇒ 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設置された有識者で構成する検討会や都道府県推進機関からのヒアリングの結果を踏まえ、

○受審事業所から提出を求める書類の既存資料の活用等や関係制度で課される義務等の軽減の着実な実施により負担を軽減するとともに、

○自己評価を通じた介護サービスの評価の体験学習の場の開催や法人指導監査時の監査周期の延長も教示した上で本制度の推奨その他地域の実情に応じた取組を進めるべく、平成 29 年度中に関連通知の改正予定である。

⇒ 介護サービス情報公表システムについては、「第三者評価の受審状況」に関する項目をわかりやすく表示し、事業者の同意に基づき、評価結果の総評等を掲載すべく、平成 30 年度においてシステム改修を実施する予定である。

(6)第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化

⇒ 福祉サービス第三者評価の評価対象である介護事業者は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者等に対して「福祉サービス第三者評価の実施の有無」等をサービスの選択に資すると認められる重要な事項として説明するよう見直すべく、平成 29 年度中に関連通知の改正予定である。

(7)第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進

⇒ 第三者評価機関の認証の更新時に、直近の社会福祉制度の改正内容や、評価を行う上で分野ごとに留意すべきポイント等に関する「更新時研修」を新たに創設するとともに、評価機関において直近3か年度の評価件数が一定数以下の場合は当該研修を必ず受講しなければならない(当該研修を受講しない場合は、第三者評価機関としての認証を更新しない)仕組に見直しを行うべく、平成 29 年度中に関連通知改正予定である。

《経過》

✓ 規制改革推進会議（第2期：平成29年7月～）、ワーキング・グループ

2018.4.25	規制改革推進会議 第11回保育・雇用ワーキング・グループ：規制改革実施計画のフォローアップ
2018.4.17	規制改革推進会議 第16回医療・介護ワーキング・グループ：「一気通貫の在宅医療の実現」にかかる意見
2018.4.3	規制改革推進会議 第15回医療・介護ワーキング・グループ：患者申出療養制度
2018.3.28	規制改革推進会議 第10回保育・雇用ワーキング・グループ：外国人材に関するヒアリング⑥
2018.3.19	規制改革推進会議 第9回保育・雇用ワーキング・グループ：外国人材に関するヒアリング⑤
2018.3.13	規制改革推進会議（第27回）：新たなタクシー等の移送サービス実現等について
2018.3.13	規制改革推進会議 第14回医療・介護ワーキング・グループ：介護分野における規制改革事項のフォローアップ
2018.3.6	規制改革推進会議 第13回医療・介護ワーキング・グループ：機能性表示食品制度の改善
2018.3.5	規制改革推進会議 第8回保育・雇用ワーキング・グループ：外国人材に関するヒアリング④
2018.2.26	規制改革推進会議（第26回）：新たなタクシー等の移送サービス実現等について
2018.2.20	規制改革推進会議 第12回医療・介護ワーキング・グループ：Society5.0に向けた医療の実現について
2018.2.19	規制改革推進会議 第7回保育・雇用ワーキング・グループ：外国人材に関するヒアリング③
2018.2.13	規制改革推進会議 第11回医療・介護ワーキング・グループ：社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて
2018.2.8	規制改革推進会議 第6回保育・雇用ワーキング・グループ：外国人材に関するヒアリング②
2018.1.30	規制改革推進会議 第10回医療・介護ワーキング・グループ：介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現について
2018.1.29	規制改革推進会議 第5回保育・雇用ワーキング・グループ：外国人材に関するヒアリング
2018.1.19	規制改革推進会議 第9回医療・介護ワーキング・グループ：遠隔診療の取扱いの明確化等
2018.1.18	規制改革推進会議（第25回）：利用者ニーズに応える新たな移送サービスの実現
2017.12.19	規制改革推進会議 第8回医療・介護ワーキング・グループ：遠隔診療の診療報酬上の評価の拡充
2017.12.12	規制改革推進会議（第24回）：地方における規制改革等
2017.12.5	規制改革推進会議 第7回医療・介護ワーキング・グループ：Society5.0に向けた医療の実現・ヒアリング
2017.11.29	規制改革推進会議（第23回）：規制改革推進に関する第2次答申
▶ 平成29年11月29日、「第23回規制改革推進会議」（議長：大田弘子 政策研究大学院大学教授）が開催され、規制改革推進に関する第2次答申がとりまとめられた。	
▶ 今回の答申は、平成29年9月11日に開催された第20回規制改革推進会議において、「待機児童解消」、「電波制度改革」、「森林・林業改革」を短期集中で早急に結果を出すべき重要事項に決定し、その後、約3か月間、集中して調査審議した結果をとりまとめたもの。「待機児童解消」に関しては、具体的な規制改革項目として、以下の4点が挙げられている。	
① 関係者全員参加の下で協議するプラットフォームの都道府県による設置	
② 保育に関わる情報の共有化	
③ 地方自治体の待機児童解消に向けた取組を促す制度改革	
ア 広域連携の促進 イ 上乗せ基準の見直し ウ 多様な保育所の参入促進	
エ 待機児童数の算出の適正化	
④ 保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保	
▶ また、答申では、「保育所や保育サービスの多様化が今後更に進むことが予想される中、今後は、実施事項の取組状況を踏まえながら、国から社会福祉法人以外への国有地の直接貸付けや、多様な保育所間で異なる従事者基準（職員に占める保育士資格保有者の割合）の妥当性の検証も含め、総合的に保育分野の規制改革に取り組んでいくべきである」と提案がなされている。	
2017.11.20	規制改革推進会議 第6回医療・介護ワーキング・グループ：食薬区分の運用見直し

2017. 11. 17	規制改革推進会議（第 22 回）：保育制度の見直しに係る審議状況について等
2017. 11. 6	規制改革推進会議 第 5 回医療・介護ワーキング・グループ：Society5.0 に向けた医療の実現について
2017. 11. 1	規制改革推進会議 第 4 回保育・雇用ワーキング・グループ：保育に関するヒアリング
2017. 10. 24	規制改革推進会議（第 21 回）：屋外広告規制の見直し等について
2017. 10. 18	規制改革推進会議 第 3 回保育・雇用ワーキング・グループ：保育に関するヒアリング
2017. 10. 10	規制改革推進会議 第 4 回医療・介護ワーキング・グループ：介護分野における規制改革実施計画のフォローアップ等について
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 規制改革推進会議 第 4 回医療・介護ワーキング・グループが開催され、介護分野における規制改革実施計画のフォローアップ等について協議した。 ▶ ワーキング・グループでは、厚生労働省から介護分野における規制改革実施計画への対応状況が報告され、その中で、「介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現」（いわゆる混合介護）については、調査研究事業において、学識経験者、自治体職員、ケアマネジャー及び介護事業者等を構成員した検討会を立ち上げる考えを示した。 ▶ また、検討にあたっては、まずは各保険者等の運用実態等を把握した上で、現行のルールの整理等を行い、一覧性や明確性を持たせた通知（技術的助言）の発出に向け、対応を進めることとしている。 	
2017. 10. 6	規制改革推進会議 第 2 回保育・雇用ワーキング・グループ：保育に関するヒアリング
2017. 10. 2	規制改革推進会議 第 3 回医療・介護ワーキング・グループ：Society5.0 に向けた医療の実現
2017. 9. 22	規制改革推進会議 第 1 回保育・雇用ワーキング・グループ：今期の主な審議事項
2017. 9. 19	規制改革推進会議 第 2 回医療・介護ワーキング・グループ：今期の主な審議事項
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 規制改革推進会議 第 2 回医療・介護ワーキング・グループが開催され、今期の主な審議事項について協議した。 ▶ 「重点的フォローアップ」として、以下の 3 点をあげている。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護分野における「保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現」等について、年度内に集中的なフォローアップを行い、規制改革実施計画の内容の確実な実行を促す。 (2) 本年 7 月 4 日に公表された「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」について、規制改革実施計画に沿った内容となっているかを検証した上で、同実施計画の完達を促す。（平成 30 年通常国会における支払基金法改正に向けた進捗管理等を含む。） (3) 患者申出療養制度が利用可能となって 2 年目となっているものの、実際に承認された療養が 4 件にとどまっていることを踏まえ、厚生労働省に対し、同制度の更なる活用に向けた工夫を求める。 	
2017. 9. 11	規制改革推進会議（第 20 回）：当面の重要事項について
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 29 年 9 月 11 日、「第 20 回規制改革推進会議」（議長：大田 弘子 政策研究大学院大学教授）が開催され、規制改革推進会議における当面の重点事項が決定された。 ▶ その中では、年内を目途に解決の道筋を示すべき重点事項として、「待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直し」が挙げられ、待機児童問題に終止符を打つために自治体の取組を促す制度改革、自治体の保育に関する情報開示の充実のほか、社会全体で保育を支える仕組みづくりが盛り込まれている。 ▶ また、第 2 期（今後 1 年）において改革を進めるべき重要事項については、(1) 農業・水産業の成長産業化に向けた改革の徹底、(2) Society5.0 に向けた医療の実現、(3) 日本でのキャリア形成を目指す若手外国人材の雇用環境整備、(4) 官民データ活用と電子政府化の徹底、(5) インバウンド支援、オリ・パラ成功への規制改革、(6) 行政手続コストの削減目標達成に向けた強力な計画遂行 	

等、直接、社会福祉法人に関連する事項はないものの、これまで取り組んできた規制改革について、着実かつ効果的に実行されるようフォローアップを徹底することとされている。

- ▶ 社会福祉法人に関する規制改革推進会議のフォローアップ項目と挙げられていた、(1) 補助金等の情報開示、(2) 役員報酬等の開示、(3) 内部留保の明確化、(4) 所轄庁による指導・監督の強化、(5) 社会貢献活動、の5点については、平成29年5月23日の規制改革推進会議のフォローアップ結果では「措置済」とされている。

2017.9.6	規制改革推進会議 第1回医療・介護ワーキング・グループ:遠隔診療の取扱い
2017.7.20	規制改革推進会議（第19回）:規制改革推進会議の進め方について（第2期）

- ▶ 規制改革推進会議は、当面の重要事項（規制改革実施計画のフォローアップを含む）を決定し、平成29年6月までの約1年間をサイクルとして審議を進めてきた。
- ▶ 第18回会議では、「規制改革推進に関する第1次答申～明日への扉を開く～」をとりまとめた。
- ▶ 答申では、介護保険サービスと保険外サービスの組合せ（いわゆる「混合介護」）について触れるも、具体的な項目は「平成29年度整理開始」、「平成29年度検討・結論」とするなど、医療・介護・保育ワーキング・グループで提案されていた内容から時期・対応が減退している。
- ▶ 社会福祉法人関係では、「社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直し」が挙げられている。これは、社会福祉法人の基本財産への担保設定について、現在、福祉医療機構を担保権者とするとき及び民間金融機関が同機構と協調融資をするとき以外は所轄庁の承認が必要とされているため、民間金融機関単独の借り入れが敬遠されているとの指摘を受けて提案されたもの。民間金融機関が単独で担保権者となるときの所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかを平成29年度中に検討を始め、平成30年度中に結論を出すこととしている。
- ▶ また、今回、答申とあわせて、「規制改革実施計画」の平成29年3月31日時点における実施状況のフォローアップ結果も公表されている。
- ▶ 社会福祉法人関係では、「介護・保育事業における経営管理の強化とイコールフッティング確立」に関して、(1) 補助金等の情報開示、(2) 役員報酬等の開示、(3) 内部留保の明確化、(4) 所轄庁による指導・監督の強化、(5) 社会貢献活動の義務化の項目をフォローアップすることとされていたが、いずれの項目も「措置済」であると判断された。

2017.6.9	「規制改革実施計画」閣議決定
----------	----------------

- ▶ 政府は、9日の臨時閣議で、平成29年の「規制改革実施計画」を閣議決定した。
- ▶ 141項目の規制緩和や制度の見直し策のうち、長時間労働の是正に向けて、いわゆる「36協定」を締結しているかの調査を行うなど、企業の監督にあたる労働基準監督官の業務の一部を、平成30年度から社会保険労務士などの民間に委託すると明記した。
- ▶ また、「混合介護」（介護保険の対象となるサービスと対象外のものを組み合わせて行う）について、自治体によって対応が異なる等の指摘を踏まえ、柔軟に組み合わせて導入できるよう明確なルールを作り、来年度の前半までに自治体に通知するとしている。

✓ 規制改革推進会議（第1期：平成28年9月～平成29年6月）

2017.5.23	規制改革推進会議（第18回）:規制改革に関する第1次答申 とりまとめ
	▶ 規制改革推進会議は、当面の重要事項（規制改革実施計画のフォローアップを含む）を決定し、平成29年6月までの約1年間をサイクルとして審議を進めてきた。

- ▶ 第18回会議では、「規制改革推進に関する第1次答申～明日への扉を開く～」をとりまとめた。
- ▶ 答申では、介護保険サービスと保険外サービスの組合せ（いわゆる「混合介護」）について触れるも、具体的な項目は「平成29年度整理開始」、「平成29年度検討・結論」とするなど、医療・介護・保育ワーキング・グループで提案されていた内容から時期・対応が減退している。
- ▶ 社会福祉法人関係では、「社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直し」が挙げられている。これは、社会福祉法人の基本財産への担保設定について、現在、福祉医療機構を担保権者とするとき及び民間金融機関が同機構と協調融資をするとき以外は所轄庁の承認が必要とされているため、民間金融機関単独の借り入れが敬遠されているとの指摘を受けて提案されたもの。民間金融機関が単独で担保権者となるときの所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかを平成29年度中に検討を始め、平成30年度中に結論を出すこととしている。
- ▶ また、今回、答申とあわせて、「規制改革実施計画」の平成29年3月31日時点における実施状況のフォローアップ結果も公表されている。
- ▶ 社会福祉法人関係では、「介護・保育事業における経営管理の強化とイコールフッティング確立」に関して、(1) 補助金等の情報開示、(2) 役員報酬等の開示、(3) 内部留保の明確化、(4) 所轄庁による指導・監督の強化、(5) 社会貢献活動の義務化の項目をフォローアップすることとされていたが、いずれの項目も「措置済」であると判断された。

2016.9.12 | 規制改革推進会議（第1回）：部会の設置等

- ▶ 2016年7月末に設置期限となった規制改革会議の後継組織。
- ▶ 平成31年7月31日までを設置期間とし、経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制のあり方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制のあり方の改革を含む。）に関する基本的事項を総合的に調査審議する。

3. 地方創生・地方分権等

- 2018.8.7 第 77 回 提案募集検討専門部会:ヒアリング(一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和等)
 - ▶ 8月7日、第77回 提案募集検討専門部会が開催され、一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和等に関する関係府省のヒアリングが行われた。
- 2018.8.6 第 76 回 提案募集検討専門部会:ヒアリング(高等学校の遠隔教育等)
 - ▶ 8月6日、第76回 提案募集検討専門部会が開催され、高等学校の遠隔教育等に関する関係府省のヒアリングが行われた。
- 2018.8.3 第 75 回 提案募集検討専門部会:ヒアリング(重度訪問介護の訪問先の見直し等)
 - ▶ 8月3日、第75回 提案募集検討専門部会が開催され、重度訪問介護の訪問先の見直し、介護老人保健施設等に係る未利用国有地の貸付の対象施設の見直し、介護保険における施設移転に係る住所地特例の見直し、等に関する関係府省のヒアリングが行われた。
- 2018.8.2 第 74 回 提案募集検討専門部会:ヒアリング(指定管理者制度の対象施設の見直し等)
 - ▶ 8月2日、第74回 提案募集検討専門部会が開催され、指定管理者制度の対象施設の見直し等に関する関係府省のヒアリングが行われた。
- 2018.8.1 第 73 回 提案募集検討専門部会:ヒアリング(育児休業等の期間延長に係る手続の見直し等)
 - ▶ 8月1日、第73回 提案募集検討専門部会が開催され、育児休業等の期間延長に係る手続の見直し、マイナンバー利用と個人情報保護の両立等に関する関係府省のヒアリングが行われた。

➤ 2018.7.31 第 32 次地方制度調査会第 1 回専門小委員会:2040 年頃までに想定される各行政分野の課題等

- ▶ 7月31日、第32次地方制度調査会第1回専門小委員会が開催された。2040年に向けた人口の動向、人口段階別市区町村の変動を示すとともに、2040年頃までに想定される各行政分野の課題について、子育て・教育、医療・介護、インフラ・公共交通、空間管理・防災、労働力、産業・テクノロジー等の観点から示されている。

【子育て・教育】

- 5歳未満人口、5~14歳人口ともに減少傾向。社会構造の変化に即した子育て環境の整備が必要。幼稚園ニーズは減少。保育所ニーズは増加。
- 1970~1980年代に急速に整備した学校が老朽化し、更新時期を迎える。児童生徒数の減少により、小規模校や廃校が増加。

【医療・介護】

- 東京圏を中心に、高齢者(85歳以上)が2040年にかけて増加。県境を越えて介護施設等を利用。東京都が最も他県への依存度が高い。
- 介護人材の需給ギャップ拡大。2025年需要見込253.0万人／供給見込215.2万人 ▲37.7万人
- 一人暮らし高齢者が増加。家族や地域の支えの低下。(認可地縁団体(自治会等)の加入率低下。総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果」(H26.3)より)

【防災】

- 首都直下地震発災時には、避難所生活者が最大約460万人発生。23区では収容力が不足。

【労働力】

- 高齢者と女性、若者の労働参加が進まないと労働力不足が顕著に。(2030年に600万人の差)

- 2018.7.5 第32次地方制度調査会：自治体協力のあり方を諮問
 - ▶ 7月5日、第32次地方制度調査会が発足し第1回総会を開催した（会長：市川 晃 住友林業株式会社 代表取締役社長）。
 - ▶ 自治体戦略2040構想研究会の取りまとめを踏まえ、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方」について審議する。今後2年以内をめどに、人口減少社会への対応策を盛り込んだ答申をまとめる。
- 2018.7.3 自治体戦略2040構想研究会 第二次報告取りまとめ
 - ▶ 7月3日、総務省の有識者会議である「自治体戦略2040構想研究会」（座長：清家 篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長/慶應義塾学事顧問）（平成29年10月から開催）は、研究会の第二次報告を取りまとめ、公表した。
 - ▶ 報告では、行政サービスの維持に向け、地方の人口減少を見据え、「連携中枢都市圏」のように、圏域単位の行政推進を法的に位置付けるよう提言した。一方、東京など1都3県では医療・介護サービスの供給や首都直下地震といった課題に対応するため、国も含めて調整する協議の場が必要と指摘している。

〈新たな自治体行政の基本的考え方〉

 - スマート自治体への転換、○公共私によるくらしの維持、○圏域マネジメントと二層制の柔軟化、
 - 東京圏のプラットフォーム
 - ▶ 報告書の推計によると、福島県を除く全国の市区町村1,682団体のうち、2015年から2040年にかけて人口が増加するのは112団体のみで、140団体は半分以下に減少する。
- 2018.6.29 第33回地方分権改革有識者会議・第72回提案募集検討専門部会合同会議：平成30年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について
 - ▶ 6月29日、第33回地方分権改革有識者会議（座長：神野 直彦 日本社会事業大学 学長）を開催し、平成30年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について協議した（第72回提案募集検討専門部会合同会議）。
 - ▶ 重点事項のうち、社会保障関連では、子ども・子育てについて人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの、医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの等があげられている。
 - ▶ 検討予定では、7月～10月に提案団体、関係府省、地方三団体からヒアリングを行い、11月中下旬に「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」で対応方針案の了承、12月中下旬に地方分権改革推進本部・閣議において対応方針の決定をすることとしている。
- 2018.6.15 「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」を閣議決定
 - ▶ 6月15日、政府は、臨時閣議において「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」を閣議決定した。
 - ▶ 基本方針では、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」や企業の本社機能の移転促進などライフステージに応じた政策メニューの充実・強化を図ることとしている。
 - ▶ また、UIJターン対策等の「ひと」と「しごと」に焦点を当てた「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定し、地方創生を大胆に実行することとしている。
 - ▶ 具体的には、①若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化（UIJターンによる起業・就業者を6年間で6万人創出等）、②女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万

人)、③地方における外国人材の活用、④国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信が挙げられている。

- ▶ 基本方針の中では、各分野の施策の推進として、「地域共生社会の実現」も盛り込まれており、地域課題を解決するための包括的な支援体制の強化に加え、潜在有資格者の掘り起こし、多様なキャリアパスの構築等を通じた専門人材の機能強化・最大活用が挙げられている。
- ▶ 今後は、現行の平成 31 年度までの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総仕上げをめざすとともに、その進捗状況の総点検や、国の施策、支援措置(情報支援、人材支援、財政支援)によるものも含めた地方公共団体の取組の結果について必要な調査・分析を行った上で、平成 32 年度以降の次期「総合戦略」を策定することとしている。

II. 地方創生の基本方針(抜粋)

5. 時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(7) 地域共生社会の実現

【具体的な取組】

- ◎ 地域課題を解決するための包括的な支援体制の強化
- 社会福祉法に基づき、地域や個人が抱える様々な生活課題を、地域住民と行政等が協働し、公的体制による支援とあいまって解決する、包括的な支援体制づくりを推進するため、地方公共団体の創意工夫ある取組を支援するモデル事業を実施(平成 29 年度は 85 自治体。平成 30 年度は 150 自治体程度)し、全国展開に向けた課題や論点等を整理していく。
- 「地域共生社会」の実現に当たり、改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいの課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進する。
- 民間の活力を社会的課題の解決に活用することにより、保健福祉分野において社会的事業の開発・普及を目指す。健康づくり、生活困窮者施策、児童福祉施策、地域コミュニティづくりなどの幅広い事業分野において、社会的インパクト投資の枠組を活用した社会的事業の試行的な実施を通じて、成果指標の設定等の環境整備を行うとともに、その課題や有効性の検証を実施する。
- 高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくなるため、平成 30 年度から、介護保険と障害福祉の両制度において共生型サービスを創設するなどして、地域の実情に合った多世代・多機能型の総合的な福祉サービスの実現を推進する。
- 就労上の困難を抱える方の就労・社会参加をかなえるため、障害者就業・生活支援センターのノウハウの活用を通じ、障害のうかがわれる生活困窮者等への就労・定着支援の充実や他の就労支援機関との連携を進めるなど、包括的な支援体制を構築する。

➤ 2018.6.14 国家戦略特別区域諮問会議(第 35 回):地方裁量型認可化移行施設(仮称)

- ▶ 6 月 14 日、国家戦略特別区域諮問会議(第 35 回)が開催された。区域計画の認定、新たに実現した規制改革事項、指定区域の評価、国家戦略特区の 4 次指定について確認するとともに、新たな規制改革事項の追加について提案があり、了承された。
- ▶ 国家戦略特別区域諮問会議(第 35 回)が開催された。区域計画の認定、新たに実現した規制改革事項、指定区域の評価、国家戦略特区の 4 次指定について確認するとともに、新たな規制改革事項の追加について提案があり、了承された。
- ▶ 新たな規制改革事項は、大阪府が平成 28 年度来提案している「保育支援員※(当初提案時の名称は『準保育士』)」の創設による待機児童解消に向けた人員配置基準の緩和について、厚生労働省対応案が示された。厚労省案は、待機児童解消のための保育の受け皿拡大と保育の質の確保は「車の両輪」であり、保育園等による保育は、国が定める設備運営基準を満たす保育園等により

実施されることが基本としながらも、待機児童が多い自治体において、保育にあたる職員の6割が保育士であればよいとする「地方裁量型認可化移行施設」(仮称)を設置して、「保育支援員」等を活用しながら待機児童の解消に取り組むことを認めたとした。計画期間は5年間とするが、自治体による延長判断も可とした。

「地方裁量型認可化移行施設」(仮称)の創設について

資料6

- 待機児童解消のための保育の受け皿拡大と保育の質の確保は「車の両輪」であり、保育園等による保育は、国が定める設備運営基準を満たす保育園等により実施されることが基本。
- 一方で、各自治体が独自の創意工夫のもと、待機児童解消のための取組に積極的に取り組めるよう、国家戦略特区において、待機児童が多い自治体が自ら定める基準に基づく「地方裁量型認可化移行施設」(仮称)を設置して、「保育支援員」等を活用しながら待機児童の解消に取り組むことを認める方向で検討(時限措置)。

大阪府・大阪市提案

保育需要に対応するため、国家戦略特区において、下記人員配置に係る特例を認めてほしい。

- ①認可保育園において、所定の研修(※)を修了した「保育支援員」について、配置基準上必要な保育士の3分の1に置き換えて配置できるようにしてほしい。
(※) 27時間の座学研修+480時間のOJT研修
【参考】保育士の養成課程での履修時間：約1,000時間
- ②上記配置を行った場合も(認可保育園として)
公費による支援を行ってほしい。

(例) 人員配置基準上、12人の保育士配置が求められる保育園の場合、保育士のうち3分の1(4人)を保育支援員(1.5人で保育士1人に換算)に代えて、保育士8人・保育支援員6人で保育業務を行う。

厚生労働省対応案

特区において、各自治体が、独自の設備運営基準(配置基準の6割以上は保育士)のもと「地方裁量型認可化移行施設」(仮称)を設置することを認める(待機児童解消までの時限措置)。

- ①(保育士不足で運営が困難などの緊急的な場合に限り)
認可保育園からの移行も可能
 - ②「地方裁量型認可化移行施設」に対して、国の運営費の基準額にない、設備・運営に応じた運営費を補助。
(※)30予算で認可化移行運営費の充実を図っており、安定財源の確保をしつつ、31予算要求に向けて検討。
 - ③認可化移行の計画期間は5年間とし、自治体の判断で延長も可能とする。
 - ④保育事業者と利用者の直接契約
 - ⑤保育の質の確保のため、下記措置等の実施を義務付け。
 - ・地方裁量型認可化移行施設への定期的な指導・監査の実施や運営状況の見える化
 - ・都道府県の協議会による人材確保策の実施・公表
- ※ 厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況等を把握し、分析・評価する。

➤ 2018.4.27 国家戦略特区 関係省庁等からのヒアリング:待機児童対策について

- ▶ 4月27日、国家戦略特区ワーキンググループ 関係省庁等からのヒアリングが行われ、3月26日に大阪府から提案された待機児童対策に関する提案について、厚生労働省から見解・対応状況等について説明があった。

【新たな保育人材の活用】

- 大阪府…所定の研修を修了した「保育支援員」を保育士とみなして、配置基準上、保育士に置き換えて配置できるようにすべき

厚生労働省の見解

- 大阪府の提案については、以下の理由から受け入れが困難。

- ①「保育の質(=保育士の配置)の確保・向上」を進める政府方針や現場の実態に逆行。
- ②保育は、単なる「見守り」ではなく、教育の性格を含むもの。「保育支援員」について保育士みなしが可能にするためには、保育士と同等の養成課程が確保されている必要。
- ③大阪府は、配置基準の緩和を求める前に、保育人材の確保策等に取り組むべき。

➤ 2018.4.6 国家戦略特区 関係省庁等からのヒアリング:「選択的介護」モデル事業について

- ▶ 4月6日、国家戦略特区ワーキンググループ 関係省庁等からのヒアリングが行われ、東京都・豊島区から「選択的介護」モデル事業の公募等の状況について説明があった。

【公募テーマ】

- i) 居宅内での選択的介護(指定訪問介護のサービスと、利用者や家族が選ぶ自費サービスを柔軟に組み合わせて、日常生活を支援するサービス)
- ii) 居宅外での選択的介護(指定訪問介護のサービスと、自費の外出支援を組み合わせることで、利用者の意向に合わせた外出を支援するサービス)
- iii) 見守り等のサービス(指定訪問介護のサービスに加えて、自費による ICT 機器等を活用した見守り等のサービス)

【公募参加者の主な要件】

- 豊島区内に指定訪問介護事業所があること
- モデル事業の業務遂行のため十分な管理能力があり、人員等の体制が整備されていること など

【申込事業者数】10 者(うち 2 者は共同参加あり)

- ▶ 公募に際し、事業者から提案等あつたもののうち、さらなる規制緩和を求めるもの(訪問介護の人員配置基準等の緩和)等については、提案事項に係る懸念点等や緩和等の詳細、対応策等について、より具体的な整理が必要であり、モデル事業の効果検証等の中で、サービス提供責任者等の業務等状況の把握や、サービスの質向上や効率化などに資するデータ収集・分析について検討していく、としている。

▶ 2018.3.26 国家戦略特別区域諮問会議(第 34 回):指定区域の評価・規制改革事項の追加

- ▶ 3 月 26 日、国家戦略特別区域諮問会議(第 34 回)が開催された。29 年度の特区制度の事業評価に向けて、区域ごとの特例措置の活用メニュー数や事業数など概況の報告があり、議論した。また、省庁間の直接のやりとりに関する合意議事録の作成などをルール化するための、国家戦略特区基本方針の改正案について了承された。
- ▶ 大阪府は、平成 28 年度来提案している「保育支援員※(当初提案時の名称は『準保育士』)」の創設による待機児童解消に向けた人員配置基準の緩和について、資料を提示し改めて提案した。

<保育支援員>※

- 現在の子育て支援員に OJT を中心とした研修(約 500 時間)を実施し、育成
<緩和の内容>

- 人員配置基準に位置付け(人員配置基準 1/3 の範囲)
- 保育士 1 に対し、1.5 の割合で配置

▶ 2018.3.22 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会(第 41 回):特例措置の全国展開に関する検討(公立保育所等における給食の外部搬入方式容認事業)

- ▶ 3 月 22 日、構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会(第 41 回)が開催された。医療・福祉・労働部会での規制の特例措置の全国展開に関する検討について、評価意見案を提示した。

《規制の特例措置の全国展開に関する検討(評価意見)

・特例措置番号920:公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

評価 その他(2021 年度までに改めて評価を行う)

評価の判断の理由等

- 医療・福祉・労働部会の審議においては、本特例措置の効果やニーズは一定程度認められる一

- 方、課題も多く、全国展開は時期尚早であり、関係府省庁は次の点に取り組む必要があるとされた。
- ・各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行うこと。
 - ・関係府省庁の調査において、多くの弊害が存続していることが明らかになったことから、ガイドライン等の周知・徹底を含め、保育所の食事提供のリスク低減に必要な対策を検討・普及し、調査等によるモニタリングにより、その実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消に向けた取組を推進すること。

今後の対応方針

- 関係府省庁は、各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行う。
- また、前回の評価意見においてみられたアレルギー児や体調不良児への対応等における弊害が引き続き存続していることも踏まえ、保育所の食事提供のリスク低減のため、改めてガイドライン等の周知・徹底を行うとともに、これらを含む具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。
- 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、委員会は、政府の「子育て安心プラン」の推進状況等も踏まえ、2021年度までに改めて評価を行う。

・特例措置番号939:児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

評価 その他(特例措置 920 の評価結果を踏まえ評価を行う)

評価の判断の理由等

- 評価・調査委員会による調査では、外部搬入により施設運営費用の削減、療育サービスの拡大等の効果が発現しているとともに、発達段階や障害特性、アレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。
- このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置 920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することされた。

今後の対応方針

- 関係府省庁は、児童発達支援センターの食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。
- 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた児童発達支援センターの対応、運営改善の状況及び障害児の種類や重度も考慮したリスク低減策について 2021 年度までに評価・調査委員会に報告する。
- 評価・調査委員会は、2021 年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。

・特例措置番号2001:公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

評価 その他(特例措置 920 の評価結果を踏まえ評価を行う)

評価の判断の理由等

- 評価・調査委員会による調査では、実施する施設が少なく効果は限定的であるが、調理の合理化等の効果が発現しているとともに、発達段階やアレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別

食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。

- このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置 920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することされた。

今後の対応方針

- 関係府省庁は、認定こども園の食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。
- 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた認定こども園の対応、運営改善の状況及びリスク低減策について 2021 年度までに評価・調査委員会に報告する。
- 評価・調査委員会は、2021 年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。

➤ 2018.3.8 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 閣議決定

- ▶ 3月8日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を閣議決定した。
- ▶ 「提案募集方式」に基づく地方からの提案について、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行うもの。

【改正内容】(社会保障関連)

- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲等(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法)

…幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園)の認定等の事務・権限を、都道府県から中核市へ移譲することにより、中核市における窓口の一本化による事業者の利便性の向上を図るとともに、中核市による計画的な施設整備による子育て環境の充実に資する。

- 幼保連携型認定こども園に係る居室床面積基準の標準特例(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

…幼保連携型認定こども園の居室の床面積基準について、現在、保育所に対して適用されている「従うべき基準」から「標準」への緩和と同様の特例措置を設けることにより、大都市圏を中心とした一部地域(※)において独自の基準設定が可能となり、待機児童の解消に資する。

- 保育所等の利用定員の設定・変更手続の見直し(子ども・子育て支援法)

…特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議を廃止し、事後届出とすることにより、市町村における迅速な利用定員の設定・変更及び都道府県の事務負担の軽減に資する。

- 介護支援専門員(ケアマネジャー)の登録消除要件の見直し(介護保険法)

…介護支援専門員が専門員証の交付を受けずに業務を行った場合に都道府県が行う登録消除(※)について、情状が特に重い場合に限ることにより、地域における介護人材の確保に資する。

※現行では、必要な研修は修了したものの、専門員証の交付申請のみを失念した者なども業務を行つた場合は、一律に登録消除しなければならない。

《経過》

✓ まち・ひと・しごと創生本部等

2017.6.9	「まち・ひと・しごと創生基本方針」閣議決定
	<ul style="list-style-type: none">▶ 政府は、臨時閣議で、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」を閣議決定した。▶ 地方創生の基本方針として、地方の平均所得向上のための地域の「稼ぐ力」強化、「地域経済牽引事業」への集中的支援、東京圏から地方への新たな「ひと」の流れをつくることでの東京一極集中の是正、少子化対策における「地域アプローチ」を推進しワーク・ライフ・バランスや子育てしやすい職場環境づくりをあげている。
2016.12.22	「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）」：閣議決定
	<ul style="list-style-type: none">▶ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）」を閣議決定した。▶ 地方創生については、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指している。このため、国は、2014 年に「長期ビジョン」及び「総合戦略」を策定した。その後、基本目標や重要業績評価指標（KPI）達成に向けた進捗状況の検証、政策パッケージ・個別施策を見直し、2015 年末に「総合戦略」の改訂（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）を行った。▶ 今般の改訂版においては、アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指すとして、これまでの取組の見直しとともに、「働き方改革を含めたライフスタイルの見つめ直し」に関連する施策等を新たに盛り込んでいる。また、来年度は「総合戦略」の中間年。基本目標や KPI についても必要な見直しを行い、より効果的な対応を検討している。▶ 地方創生は本格的な「事業展開」の段階にあり、今般の改訂により、引き続き、地方創生に関する政策パッケージを推進するとともに、地方公共団体に対して情報・人材・財政面からの支援を展開するとしている。
2015.12.24	「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」：閣議決定
	<ul style="list-style-type: none">▶ 政府は、まち・ひと・しごと創生法にもとづき「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）を定めているが、この総合戦略の変更について、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」として閣議決定した。▶ 2015 年度中には地方公共団体における「地方版総合戦略」が策定され、地方創生は、2016 年度から具体的な事業を本格的に推進する段階に入ること、また、一億総活躍社会の実現と TPP を踏まえた対応を進めるために改訂されたものである。▶ 「名目 GDP600 兆円」の実現に向けたローカル・アベノミクスの更なる推進を図るとともに、コンパクトシティや「小さな拠点」の形成により地域の稼ぐ力を高めること、また「希望出生率 1.8」の実現に向けて少子化対策における地域アプローチを進め地域ごとの働き方改革を行うとしている。▶ 「介護離職ゼロ」の実現に向けては、「生涯現役社会」の構築に資する「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想を制度化することにより、高齢者が地域で元気に活躍できるようにし、地方創生を「一億総活躍社会」の実現に向けた取組と相互に連動させながら進めていくとしている。

✓ 地方分権改革推進本部・地方分権改革推進会議等

2018.2.19	第 32 回地方分権改革有識者会議：平成 29 年の取組の総括及び平成 30 年の提案募集の実施について
	<ul style="list-style-type: none">▶ 内閣府は、第 32 回地方分権改革有識者会議を開催し、平成 29 年の取組の総括及び平成 30 年の提案募集の実施について協議した。

- ▶ 平成 29 年の提案募集の取組状況及び 30 年度に向けた課題と対応は以下のとおり。

《平成 29 年の提案募集の取組状況》

(1) 提案件数

- 全体の提案件数は増加：303 件 (H28) → 311 件 (H29)
- 市区町村からの提案件数も増加：154 件 (H28) → 198 件 (H29)

(2) 提案団体数

- 全体として増加：145 団体 (H28) → 184 団体 (H29)
- 市区町村からの提案団体数も増加：96 団体 (H28) → 130 团体 (H29)
- 新規提案団体数も増加：46 团体 (H28) → 66 团体 (H29)

これまでの 4 年間で提案を行った市区町村の累計は、223 市区町村

(3) 提案の区分

- 権限移譲に関する提案が増加：38 件 (H28) → 53 件 (H29)
- 規制緩和に関する提案が微減：265 件 (H28) → 258 件 (H29)

(4) 対応状況

- 提案の実現・対応の割合は、約 9 割となり、これまでの 4 年間で最高 (89.9%)

《平成 30 年度に向けた課題と対応【事項】》

1. 支障事例の取扱い
2. 事前相談の更なる取組強化
3. 市町村からの提案の充実

《平成 30 年の提案募集の実施スケジュール》

2 月 19 日 (月) 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議

(平成 30 年の提案募集の方針の決定)

2 月 20 日 (火) 事前相談・提案受付開始

5 月 15 日 (火) 事前相談受付終了

6 月 5 日 (火) 提案受付終了

6 月 8 日 (金) 共同提案の意向・支障事例等の補強照会 (2 週間程度)

6 月下旬～7 月上旬 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議

↓ (重点事項の決定)

関係府省への検討要請

7 月～10 月 提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング

10 月～ 関係府省との調整

11 月中下旬 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議

(対応方針案の了承)

12 月中下旬 地方分権改革推進本部・閣議 (対応方針の決定)

2017. 12. 1 第 31 回地方分権改革有識者会議：地方からの提案等に関する対応方針 (案) 等

2017. 12. 26 地方分権改革推進本部 (第 11 回)：地方からの提案等に関する対応方針

- ▶ 平成 29 年 12 月 26 日、地方分権改革推進本部の第 11 回会合が開催され、平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針について議論した。

《平成 29 年の地方分権改革に関する「提案募集方式の成果等 (事項及び内容) 》

○放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討等

放課後児童クラブに従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ、地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成 30 年度中に結論を得る。

○保育所等の面積基準の見直し

保育所及び幼保連携型認定こども園に係る居室面積基準について、条例で基準を定めるに当たり、必ず従わなければならない基準が法令で定められているが、保育所については、現行の特例的に一部地域を「標準」とすることができる公示地価要件の在り方等を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、幼保連携型認定こども園については、保育所と同様に一部地域を「標準」とすることにより、地域の実情に応じた基準緩和が可能となり、待機児童の解消に資する。

○幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限の都道府県から中核市への移譲

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限について、都道府県から中核市に移譲することにより、中核市における認定こども園に係る行政の窓口が一本化され、利用者や事業者にとって利便性が向上するとともに、地域の実情に応じて中核市が総合的に施策を推進することに資する。

2017.12.1	第31回地方分権改革有識者会議：地方からの提案等に関する対応方針（案）等
2017.10.16	第64回提案募集検討専門部会：子ども・子育て支援等に関する提案への回答
▶ 内閣府は、提案募集検討専門部会を開催し、平成29年の提案募集方式に係る重点事項について関係府省からのヒアリングを実施している。	
※提案募集検討専門部会は、平成29年度は第53回（7月7日）～第67回（10月20日）までを開催している。	
▶ 第64回では、放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し、保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（食事提供方法の緩和）等について厚生労働省からヒアリングを行った。	
▶ 厚生労働省は、放課後児童支援員認定資格研修について、「一定の実務経験を有する者+市町村長が適当と認めた者」について受講資格を認め、高校を卒業していない者にも、放課後児童支援員になる途を設ける。今後、放課後児童健全育成事業のあり方を見直す中で、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合、学校との連携が可能な場合等、地域の実情を踏まえた実施方法が可能となる仕組みを検討する。放課後児童支援員認定資格研修について、研修の受講状況等を踏まえ、一定期間、経過措置を延長する方向で検討する、とした。	
▶ 一方で、児童の安全等の確保や放課後児童支援員の処遇改善を進める観点から、「従うべき基準」を設け、放課後児童支援員の配置に関する基準や、放課後児童支援員認定資格研修の受講を全国一律に求めることが必要であり、国として最低基準を設け一定の質の確保を図ることは、必要不可欠、として、理解を求めた。	
▶ 食事提供方法の緩和については、構造改革特区評価・調査委員会における平成28年度調査において、前回調査（平成24年）で明らかとなった課題が、依然として解決されていない状況があったことから、3歳未満児への外部搬入の全国展開については、弊害が大きく、実施するべきではないとする、担当部局としての結論を説明した。	
2017.9.8	第30回地方分権改革有識者会議：重点事項に係る関係府省からの第1次回答等
▶ 内閣府は、第30回地方分権改革有識者会議を開催し、重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況について協議した。	
▶ 関係府省との議論の状況について、提案募集検討専門部会　高橋滋部会長は、「一定の議論の進展があったものの、現段階では対応が困難というものや、今後検討とされた回答も見られる。10月上旬からの第2次ヒアリングを含め、議論を加速させていきたい。」と説明し、①検討の方向性が合致している事項、②検討の方向性が一部合致している事項、③検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項、④検討の方向性の合致や論点の共通認識も得られていない事項の4つに分	

類し報告した。

- ▶ また、「地方分権改革の推進に関する全国知事会提言」について議員から説明があり、その後、意見交換が行われた。

2017. 7. 7

第 29 回地方分権改革有識者会議：平成 29 年の検討の進め方

- ▶ 内閣府は、第 29 回地方分権改革有識者会議（座長：神野 直彦 日本社会事業大学 学長）を開催し、平成 29 年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について協議した。
- ▶ 6 月 6 日までに受け付けた地方からの提案について、総数は 311 件、提案団体数は 96 団体から 130 団体へ増加した旨が説明された。
- ▶ 重点事項に関するメルクマール（案）及び重点事項（案）が示され、了承された。
- ▶ 地方からの提案に関する協議の中で、議員から、保育所等の児童福祉施設における職員配置・居室面積等がネックになって待機児童問題が解消しないとし、「従うべき基準」の見直しが必要と指摘する意見があげられた。

《重点事項に関するメルクマール（案）》

- ①地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの
- ②これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの
- ③住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの
- ④平成 28 年までの対応方針において今後の検討事項とされているもののうち、これまでに専門部会で重点事項として審議した事項等、重点的に議論を深める必要があるもの

《重点事項（案）》

- 1 子育て・介護・医療等
 - (1) 子育て
 - (2) 介護・医療等
 - (3) 社会保障分野におけるマイナンバー利用
- 2 地方創生分野
 - (1) 地域交通・まちづくり
 - (2) 地域資源の利活用等
- 3 防災・安全
- 4 その他（地方公共団体の事務の見直し）

2016. 12. 20

「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」：閣議決定

- ▶ 平成 28 年の地方分権改革に関する地方からの提案等への対応方針を閣議決定した。
- ▶ 地方分権改革については、平成 26 年から「提案募集方式」を導入し、地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進している。
- ▶ 閣議決定を踏まえ、法改正事項については一括法案等を平成 29 年通常国会に提出することを基本とし、現行規定で対応可能な提案は、地方公共団体への通知等により明確化する。また、引き続き検討を要するものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告するとしている。

《概要：主な事項》

1. 地方創生－地域資源の利活用－
 - 都市公園に設置できる施設（児童館、地縁団体の会館施設）の明確化
2. 子ども・子育て支援－地域の実情に応じた支援－
 - 幼保連携型認定こども園の施設に関する基準の見直し（園庭、遊戯室の設置基準）
 - 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲（都道府県→指定都市）
 - 家庭的保育事業等の連携施設の確保に関する要件の明確化

- 病児保育事業の職員配置要件に係る特例措置
- 延長保育事業等と放課後児童クラブを合同で実施する場合の特例措置
- 子ども・子育て支援新制度における支給認定証の任意交付

3. 一億総活躍社会－高齢者・障害者支援－

- 障害児・障害者支援事業者に係る権限移譲（都道府県→中核市）（指定都市は移譲済）
- 「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の合築可能な場合の明確化
- 指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用可能な場合の明確化 等

2015. 11. 26	地方分権改革有識者会議・合同会議：地方からの提案等への対応方針案
2013. 3. 8	地方分権改革推進本部の設置 閣議決定 ※「地域主権戦略会議」の廃止
2013. 1. 11	内閣府「地域主権戦略室」→「地方分権改革推進室」に改称

✓ 国と地方の協議の場

2017. 10. 26	国と地方の協議の場：平成 30 年度概算要求、地方創生及び地方分権改革の推進
▶	政府や地方自治体の代表による「平成 29 年度第 2 回国と地方の協議の場」が首相官邸で開かれ、平成 30 年度概算要求、地方創生及び地方分権改革の推進等について協議が行われた。
▶	地方六団体は、平成 30 年度予算編成について、地方の安定的な財政運営の確保、国民の生活を守る社会保障の基盤づくりと人材投資の抜本強化、国民の命を守る防災・減災対策の推進、地方税源の確保等の事項をあげた。地方創生・地方分権改革の推進については、日本を支える「人」への投資、地方創生回廊の早期完備と強靭な国土づくり、東京一極集中の是正、地方創生に必要な財源の確保、地方分権の着実な実施について等を挙げている。
▶	協議を踏まえ安倍総理は、以下の点を述べている。
▶	12 月には、地方分権改革推進本部・閣議対応方針が決定される予定。
○	この協議の場は、地方に関わる重要な政策課題について皆様の貴重な御意見を伺う大切な場。
○	急速な少子高齢化の中で国民生活を更に豊かにすべく、生産性革命、そして人づくり革命の 2 本の柱の施策を具体化するため、年内に新しい政策パッケージを策定する。優れた人材や知恵がある地方の力を最大限に生かしていきたい。
○	地方創生については、今年度は『まち・ひと・しごと創生総合戦略』の中間年を迎えており、これからは成果が問われることとなる。
○	ローカルアベノミクスを強力に推進するとともに、これまでの意見交換を踏まえ、地方における若者の就学、就業の促進など、取組を積極的に進めていく。また、地方が成長と分配の好循環をより実感できるよう、全力を挙げて取り組み、地方創生に向けた挑戦を、情報面、人材面、財政面から積極的に支援していく。
○	地方分権改革についても、地方の発意による地方のための分権改革を着実に推進し、住民目線で改革の成果を実感できるように取り組んでいく。
2017. 5. 31	国と地方の協議の場：骨太の方針の策定及び地方創生及び地方分権改革の推進

✓ 国家戦略特別区域諮問会議

2018. 3. 9	国家戦略特別区域諮問会議（第 33 回）：区域計画の認定等について
2017. 12. 15	国家戦略特別区域諮問会議（第 32 回）：規制の「サンドボックス」制度等について
2017. 12. 13	東京圏（第 19 回）等国家戦略特別区域会議合同会議：認定申請を行う区域計画案
▶	12 月 13 日、東京圏、関西圏、養父市、福岡市、北九州市、沖縄県、仙台市国家戦略特別区域会議

合同会議が開催された。新たに認定申請を行う区域計画（案）について協議した。

- ▶ 神奈川県の説明資料では、地域限定保育士試験の実績と成果に触れ、平成29年度は年3回目の試験問題を神奈川県独自で作成したことや、平成30年度は多様な主体による地域限定保育士試験実施を区域計画に位置付けるとともに、多様な主体による年3回目の試験の全国展開を目指すとしている。

2017.9.5 国家戦略特別区域諮問会議（第31回）：国家戦略特区法施行令改正（案）

- ▶ 6月16日、国家戦略特区法・構造改革特区法の一部改正法が成立した（公布：6月23日）。3月以内に施行するとしており、9月15日閣議決定（予定）、9月22日施行（予定）に向けて協議した。
- ▶ 地域限定保育士試験の指定試験機関の要件が改正され、「一般社団法人又は一般財団法人」を「法人」に改正する等、所要の規定を整備する。

2017.6.16 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」成立

- ▶ 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が、政府提出案どおり参議院で可決、成立した。
- ▶ 「小規模保育事業の入園対象年齢の拡大」及び「地域限定保育士試験における指定試験機関の多様化」について、国家戦略特区において認められることとなる。
- ▶ なお、これまで東京都などの国家戦略特区に認められていた公園内での保育園設置は、改正都市公園法の成立（4月28日：参議院）により全国展開される。

＜小規模保育事業の入園対象年齢の拡大（東京都）＞※法案提出時資料から抜粋

- 国家戦略特区において、小規模保育事業の入園対象年齢を0～5歳とする。
- 併せて、3歳以上を預かる小規模保育事業には、以下の条件を設ける。
 - ①異年齢で構成されるグループ保育においては、個々の発達過程等に応じた適切な支援ができるよう配慮すること。
 - ②3歳以上児については、個の成長と、友達との相互的・協力的な活動が促されるよう配慮すること。
 - ③上記①・②について配慮しているか、事業者は市町村を通じて都道府県に報告するとともに、都道府県はその情報を公表すること。
- ④現行の小規模保育事業と同様の設備運営基準や保育所保育指針等を適用すること。
- ⑤3歳以上児に係る公定価格については、3歳以上児の人員配置基準等を踏まえたものとすること。

＜地域限定保育士試験における指定試験機関の多様化（神奈川県）＞※法案提出時資料から抜粋

- 通常の保育士試験2回に加えて、地域限定保育士試験制度を活用して、年3回目の試験を実施。
- 保養協において年3回目の試験問題作成が困難であるため、株式会社を含む多様な主体を指定試験機関とすることが可能にする。
- その際、公正、適正かつ確実な試験実施の確保のため、以下の条件を設ける。
 - ①地域限定保育士試験の指定試験機関については、設備、経理的・技術的な基礎、役員構成等についての条件を設ける。
 - ②試験問題の質の確保のため、学識経験者で構成される試験委員の選任に当たっては、試験委員の人数の十分な確保を含め、実施主体である都道府県が十分な検討の上、認可を行う。
- 当該都道府県においては、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の就業継続支援、離職者の再就職支援等の保育士確保の取組について、総合的かつ定量的な評価を行い、その結果を公表。

2017.5.22 国家戦略特別区域諮問会議（第30回）：「日本再興戦略2017（仮称）」特区関係（案）

- ▶ 平成28年度指定10区域の評価、「日本再興戦略2017（仮称）」国家戦略特区関係（案）、国家戦略特区の今後の進め方について議論した。

- ▶ 指定 10 区域について、東京圏では、都市公園内の保育所設置、小規模保育所における対象年齢の拡大（東京都）や地域限定保育士試験の実施主体の拡大（神奈川）など、改正国家戦略特区法案に反映された提案を評価すべき点とした。
- ▶ 「日本再興戦略 2017（仮称）」国家戦略特区関係（案）では、更なる規制改革事項の追加として、「重点的に取り組むべき 6 つの分野・事項について、次期国会への提出も含め、速やかに法的措置を講ずる」としている。
 - ① 「事後チェックルール」の整備等による、規制の「サンドボックス」制度の速やかな創設
 - ② 「完全自動走行」の実現に向けた、公道証験加速的推進
 - ③ 小型無人機（ドローン）の海上飛行等に係る実証験加速的推進
 - ④ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進など
 - ⑤ フィンテック分野などにおける外国人材の受入れ促進
 - ⑥ 既存事務所から保育への転用を促す採光規定見直し

- ・待機児童対策として既存事務所から保育所への転用を促進するため、保育室ごとに求められる建築基準法の採光のための窓に関する規定について、保育環境にも配慮した利用がなされる場合には、窓のない事務室を保育室に転用することができるよう、所要の措置を速やかに講ずる。
- ▶ また、今後の進め方においても、医療・福祉・教育分野での「官民事業主体のイコールフッティング」徹底を掲げ、参入障壁となっている「保育所の採光規定」の早急な見直しを進めるべきとしている。

2017. 4. 20	国家戦略特別区域会議 東京圏（第 16 回）・関西圏（第 13 回）・新潟市（第 7 回） 合同区域会議：特区を活用した待機児童対策（新規規制改革提案）
2017. 3. 6	国家戦略特別区域諮問会議（第 29 回）：特区法改正案、特区の今後の進め方
2017. 2. 21	国家戦略特別区域諮問会議（第 28 回）：規制改革事項の追加

- ▶ 区域計画の認定及び重点分野・課題に係る規制改革事項の追加等について議論した。
- ▶ 特区法改正案に盛り込む事項について、第 27 回の議論をふまえた内容が示された。

《国家戦略特区における追加の規制改革事項等について（子育て、社会保障関連） 概要》

子育てに係る環境の整備など、社会保障・働き方の充実

（1） 小規模認可保育所における対象年齢の拡大

- ・ 小規模保育事業者が自らの判断で、0 歳から 5 歳までの一貫した保育や、3~5 歳児のみの保育等を行うことが可能となるよう、特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

（2） 多様な主体による地域限定保育士試験の実施

- ・ 都道府県・指定都市が試験事務を行わせることができる指定法人の範囲を、一般社団法人及び一般財団法人以外の多様な主体に拡大。

（3） 多様な働き方のための「テレワーク推進センター（仮称）」の設置

（4） 都市公園内における保育所等の設置＜現行の国家戦略特区での措置を、全国措置に展開＞

- ・ 4 区域で 15 の事業を実施し、特段の弊害が見込まれない上、定員の合計も 1,000 人を超える。待機児童解消に向けた大きな効果が期待されることから、今国会に提出した都市緑地法等改正法案において全国展開。

2017. 1. 20	国家戦略特別区域諮問会議（第 27 回）：規制改革事項の追加
	▶ 区域計画の認定及び重点分野・課題に係る規制改革事項の追加等について議論した。

ける保育所等の設置（特区措置から全国措置へ）等がある。

- ▶ また、議論が続いている事項としては、多様な実施主体による年3回目の保育士試験の実施等が示されている。

《概要》

1. 残された岩盤規制改革の断行（「重点6分野」の推進） ※第23回資料より

○医療・福祉・教育分野等での「官民のイコールフッティング」（株式会社立の各種施設の参入など）等を掲げ、重点的・集中的に実現に向けた審議を進めるべきとしている。

2. 追加の規制改革事項として検討

○小規認可模保育所における対象年齢の拡大

- ・会議（第23回・9月9日）において、東京都知事からも同様の提案があり、東京都を中心とする待機児童対策として極めて重要性の高いものであると有識者議員も提案。

3. 国家戦略特別区域会議の主な動き

（1）東京特区推進共同事務局の設置

○国と東京都が連携・協力して国家戦略特区を活用した規制改革等を推進するため「東京特区推進共同事務局」を10月4日付で立ち上げた。

（2）関西圏国家戦略特別区域会議～待機児童解消策

○待機児童対策として、①特区内での保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定（人員配置基準、面積基準等）、②特区内における「准保育士（仮称）」の創設、③保育にかかる情報公開、ガバナンス改革を提案した（平成28年5月）。

2016.12.22 国家戦略特区ワーキンググループ：待機児童対策

- ▶ 待機児童対策についてのヒアリングが実施された。
- ▶ 大阪府・大阪市は、11月24日の会議において、平成28年5月段階の提案をもとに、①「保育支援員」の創設、②保育に従事する人員の配置基準の緩和、③保育所等の面積基準の緩和、④その他採光などの設備基準の緩和、⑤「保育の質」「保育士の待遇改善」の「見える化」、を具体的に提案した。
- ▶ 12月22日の会議では、待機児童対策に関する大阪府・大阪市の提案の補足説明と厚生労働省の考え方等の説明が行われた。

《概要：厚生労働省の説明》

1. 保育士と「保育支援員」の相違点

○保育支援員の研修内容と保育士の養成課程における履修内容を比較すると、以下のとおりであり、「保育支援員」を保育士と同等の存在（保育士と互換可能な存在）として位置づけることは困難。

- ・保育支援員の研修時間（27時間）は、保育士の養成課程における履修時間（約1,000時間）の約40分の1
- ・保育支援員の研修内容は保育対象の理解やリスクマネジメントに関する科目に偏っている（保育の本質・目的に関する科目や、保育の内容・方法に関する科目についての内容が薄い）

2. 大阪府の提案する「チーム保育」

○既に保育現場では所定の保育士の配置基準を満たしたうえで、園長、主任保育士、保育士、保育補助者等によるチーム保育が行われているところ、大阪府の提案する「チーム保育」は、保育支援員を配置基準に算定するため、保育士が責任をもって担うべき専門的業務を切り分けており、保育士数の純減や指導業務発生による保育士の負担増も相まって、硬直的な業務実施による保育の質の低下を招きかねない。

3. 保育所の居室の面積基準に係る特例

○保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、保育時間や耐火上の基準等は国の基準を参考にすればよいが、居室の面積基準については、国の基準と同内容でなければならない。

○ただし、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

○大阪府が本特例の対象にすることを主張している「平成28年4月の緊急対策に参加した自治体」は、

- ・平成27年4月1日現在の待機児童数が50人以上いる自治体
- ・平成27年度の受け皿拡大量の計画が150人以上拡大している自治体
- ・上記の2要件どちらにもあてはまらないが、緊急対策への参加を希望した自治体

であり、「待機児童が深刻でない自治体」や「地価が高くなく、土地の確保が容易な自治体」が含まれる。

○こうした自治体は保育の質を担保しながら保育ニーズに応えていくべきであり、保育の質を確保する観点から、大阪府の提案への対応は困難。

2016.12.12 国家戦略特別区域諮問会議（第26回）：規制改革事項の追加

- ▶ 区域計画の認定及び重点分野・課題に係る規制改革事項の追加等について議論した。
- ▶ 次期通常国会に提出する特区法改正案の中に特例措置等の必要な規定を盛り込む追加事項（追加の規制改革事項）として、「小規模認可保育所における対象年齢拡大」が示された。
- ▶ 具体的には、待機児童の解消を目的として、待機児童の多い特区において、児童の発達過程に応じた適切な異年齢保育等にも配慮した上で、現在、原則として0～2歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳児のみの保育等を行うことが可能となるようとする措置である。
- ▶ また、有識者議員は、「地域限定保育士制度（年2回目の保育士試験）を一步進めた、試験問題作成主体の多様化を前提とした「年3回目の保育士試験」の実施」を追加の規制改革事項として提案した。

2016.5.27 国家戦略特別区域法の改正：参議院可決・成立

- ▶ 「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」が参議院可決・成立した。
- ▶ 経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るため、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずるものであり、「障がい者雇用率の算定特例の拡充」などが盛り込まれている。

2015.7.8 国家戦略特別区域法等改正法案：参議院可決・成立

2013.12.7 国家戦略特区法案 成立

✓ 構造改革特区

2017.8.9 構造改革特区評価・調査委員会 評価・調査委員会（第39回）：公立保育所等における給食の外部搬入方式の容認事業の今後の対応

- ▶ 「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」は、平成24年度の構造改革特区評価・調査委員会の評価において、保育所における食事の提供ガイドライン等の周知・徹底による保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととしている。
- ▶ 医療・福祉・労働部会では、下記の規制の特例措置の在り方について、本年3回の部会を開催し、関係府省庁からの実施状況の調査結果、保育所の現地調査を踏まえ、検討を行った。

規制の特例措置の全国展開に関する検討

- ・特例措置番号 9 2 0 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
- ・特例措置番号 9 3 9 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
- ・特例措置番号 2 0 0 1 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
- ▶ 評価・調査委員会（第39回）では、部会での検討を踏まえ、今後の対応について、「これまで関係府省庁等から報告された給食の外部搬入による弊害及び効果に加え、保育事業を取り巻く環境の変化（食物アレルギー有病率の増加、地域における園児の減少等）等も考慮し、部会において課題を再整理し、特例措置の全国展開の可能性等について引き続き検討を行う。」とした。

2017. 8. 1	構造改革特区評価・調査委員会 医療・福祉・労働部会（第 55 回）：公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業に係る現地調査報告
------------	--

- ▶ 第54回の報告を踏まえて実施された「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業に係る現地調査報告」について説明があった。
- ▶ 自園調理を実施する社会福祉法人立の認可保育所1か所と、外部搬入を実施する公立保育所2か所の現地調査について、それぞれアレルギー児童等への対応や外部搬入に対する見解、課題等について調査結果が示されている。

2017. 5. 15	構造改革特区評価・調査委員会 医療・福祉・労働部会（第 54 回）：公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査結果
-------------	--

- ▶ 5月15日、医療・福祉・労働部会を開催し、平成28年度に実施した「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害アンケート調査」の結果が厚生労働省から示された。
- ▶ 結果について厚生労働省は、「依然として解決しなければならない課題が多く存在しており、3歳未満児の外部搬入の全国展開については、弊害が大きく、実施するべきではない」としている。

《公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害アンケート調査》

【担当部局としての結論】

○保育の中で重要な位置を占める食事の提供に当たって、質の低下をもたらさずに外部搬入方式による給食を全国展開するには、前回調査（平成24年）で明らかになった発達段階に応じた安全な給食の提供、アレルギー児や体調不良児への対応をはじめ、食育への対応、保育所と外部搬入事業者との連携、さらには保育所の持つ保護者支援の機能の發揮等において、依然として解決しなければならない課題が多く存在している。

○したがって、子どもの健やかな成長の観点から、3才未満児への外部搬入の全国展開については、弊害が大きく、実施するべきではないと考える。

4. 社会福祉法人等

➤ 2018.7.2 通知「社会福祉法人による海外事業の実施等について」発出

- ▶ 7月2日、厚生労働省は、通知「社会福祉法人による海外事業の実施等について」を発出した。
- ▶ 通知では、社会福祉法人が新たに海外の機関・法人と連携して事業や取組を行う契機が生じていることから、①社会福祉法人が海外で行うことができる事業等、②社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受け入れ等について考え方の整理を行ったもの。
- ▶ 「①社会福祉法人が海外で行うことができる事業等」は、社会福祉法人の制度趣旨等に鑑みて一定の制約の下で行われるべきとして、社会福祉事業の一環として行う活動のほかは、公益事業、収益事業として整理された。具体的な内容としては、以下のようなものが挙げられている。

<社会福祉事業の一環としての活動>

- ・ 国内の社会福祉施設で勤務する介護職員の採用活動及び研修活動

<公益事業>

- ・ 送出国の送出機関や準備機関と連携し、研修事業の委託、講師の派遣等を通じて、介護職種の技能実習生候補者の送出し支援等を行う事業
- ・ 送出国の日本語学校等の教育機関等と連携し、介護福祉士をめざす外国人留学生候補者の受け入れ支援等を行う事業
- ・ 海外で介護人材を募集・育成し、国内での就労へと誘導するための事業
- ・ (独)国際協力機構(JICA)等から助成を受けて行う国際貢献事業(人材養成や海外の老人ホームへのノウハウ供与等)

<収益事業>

- ・ 海外の介護事業者のための研修事業 ・ 海外の介護事業者のためのコンサルティング事業
- ・ 海外での老人ホーム運営 ・ 海外での介護人材養成のための学校運営
- ▶ 「②社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受け入れ」に関しては、介護職種の技能実習生の受け入れのための監理団体へ、社会福祉法人が会員または組合員として求められる会費や監理費等、一定の範囲での支出が認められる旨も示された。
- ・ 実習実施者として監理団体の会員又は組合員となること等に伴い必要となる監理費。
- ・ 監理団体の許可を得る目的のために法人を設立する場合、登記等の手続のための初度経費について監理団体の会員等となる社会福祉法人から、設立中の法人に対して一時的な貸付けを行うことは可。
- ・ 監理団体を運営する法人に対する対価性を有しない支出のうち、介護職種の技能実習生を受け入れる前提として支払う必要がある支出(例えば、年会費等)。
- ・ 監理団体が事業協同組合の形態で運営される場合で、かつ法人が介護職種の技能実習生を受け入れる前提として組合員となる必要がある場合は、中小企業協同組合法第10条第1項の出資を行うことは、例外的に認められる。また、監理団体の許可を得る目的のために新規に事業協同組合を設立する場合の同項の出資も同様。
- ・ 監理団体を運営する法人に対する対価性を有しない支出のうち、例えば、いわゆる出資や、財産の拠出や寄附、初度経費以外の貸付などは認められない。

➤ 2018.4.1 社会福祉施設に関するNHK受信料の免除基準の変更について

- ▶ 平成30年4月1日より、日本放送協会(NHK)は、「日本放送協会放送受信料免除基準」を改正

し、社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行うすべての施設または事業所が、NHK受信料免除の対象となった。

- ▶ 免除対象となるのは、「入所者・利用者の専用に供するため設置された受信機」で、例えば、従業員休憩室や宿直室等に設置された受信機は免除対象外とされている。
- ▶ また、受信料免除の適用については、契約者からの申請が必要となり、新たに免除対象となる施設については、所定の「免除申請書」に必要事項を記入のうえ、免除に該当する証明書および受信機の設置見取図を添付し、NHKへの提出が必要となる。

➤ 2018.1.23 通知 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について 発出

- ▶ 平成30年1月23日、厚生労働省は、「地域における公益的な取組」の要件の弾力化を図る通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号／平成30年1月23日)を発出した。
- ▶ 「地域における公益的な取組」については、通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0601第1号／平成28年6月1日)によりこれまで運用が示され、①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること、②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること、③無料又は低額な料金で提供されることの3要件に直接該当する場合のみを対象とし、厳格な取り扱いがなされてきた。
- ▶ 今回の通知では、無料又は低額な料金で提供されることを基本としつつ、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても、一定の範囲で「地域における公益的な取組」の対象に含めるよう、要件の弾力化が図られた。
- ▶ 今回の通知の施行により、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0601第1号／平成28年6月1日)は廃止される。

《平成30年1月23日通知により「地域における公益的な取組」に該当する具体的な取組例》

○地域共生社会の実現に向けた取組

住民の居場所(サロン)、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組

○住民ボランティアの育成

○災害時に備えた地域のコミュニティづくり

○住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会

➤ 2017.12.15 「再犯防止推進計画」閣議決定

- ▶ 平成29年12月15日、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」が閣議決定された。
- ▶ 「再犯防止推進計画」は、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画(計画期間:平成30年度から平成34年度末までの5年間)。
- ▶ 計画では、「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」など7項目を重点課題として挙げ、合計115の施策が盛り込まれている。
- ▶ 具体的な施策の中では、社会福祉法人・社会福祉施設に関する項目もあり、「一般就労と福祉的支援の狭間にいる者の就労の確保」や「自立準備ホームの確保と活用」、「保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化」等において、その役割を發揮することが期待されている。

- 2017.12.12 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」告示
- ▶ 平成 29 年 12 月 12 日、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」が告示された。
 - ▶ 改正社会福祉法により、市町村は、①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制、③生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制の整備に関する事業の実施を通じて、包括的な支援体制の整備を推進することとされている。
 - ▶ 今回の指針は、その適切かつ有効な実施を図るため、事業内容、留意点等を示したもの。
 - ▶ この指針の告示を受けて、厚生労働省は、同日、通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(子発 1212 第 1 号・社援発 1212 第 2 号・老発 1212 第 1 号／平成 29 年 12 月 12 日)を発出した。
 - ▶ この通知では、①社会福祉法改正の趣旨、②社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針に関する補足説明、③社会福祉法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン等が示されている。
 - ▶ 通知の中では、包括的な支援体制の構築にあたって、地域住民に対する地域生活課題の学習や研修機会の提供や地域住民の相談を包括的に受け止める場、多機関の協働の中核を担う機能等について、社会福祉法人が積極的に担うことが期待されている。
 - ▶ また、社会福祉法人は、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されている。地域福祉計画の策定にあたっても、そのノウハウを活かして積極的に参加していくことが期待されている。

《経過》

✓ 社会保障審議会福祉部会

2017.12.18

第 20 回社会保障審議会福祉部会：退職手当共済制度 保育所等への公費助成

- ▶ 平成 29 年 12 月 18 日、第 20 回社会保障審議会福祉部会（会長：田中 滋 慶應義塾大学 名誉教授）が開催され、(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成に関する審議、(2) 社会福祉法人制度改革の実施状況に関する報告等が行われた。
- ▶ 『社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～』（平成 27 年 2 月 12 日）において、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成は、平成 29 年度までに結論を得ることとされていた。
- ▶ しかしながら、現在、平成 29 年度までの待機児童解消加速化プランに加え、平成 29 年 6 月に公表された「子育て安心プラン」により、遅くとも平成 32 年度末までの 3 年間で全国の待機児童を解消するための取り組みが行われている。
- ▶ こうした状況を踏まえ、事務局（厚生労働省）から、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成 32 年度までに改めて結論を得るという提案がなされ、了承された。
- ▶ 委員からは、「公費助成の期限の延長ではなく、継続して公費助成を行うべきである」、「保育士等の処遇改善のためには、公費助成制度の存続が必要である」、「公費助成の在り方については、社会福祉法人の経営状況も考慮に入れる必要がある」等の意見が出された。

2016.9.26

社会保障審議会福祉部会（第 19 回）：政省令事項等

《改正社会福祉法の施行に向けた政省令事項・概要》

1. 会計監査人の設置義務法人の範囲

○会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適當。

- ・ 平成 29 年度、平成 30 年度は、収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人
- ・ 平成 31 年度、平成 32 年度は、収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人
- ・ 平成 33 年度以降は、収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人

と段階的に対象範囲を拡大。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成 29 年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

【政令で規定する事項】

○会計監査人設置の基準を、最終会計年度の収益 30 億円／負債 60 億円を超える法人と規定

2. 評議員の員数に係る経過措置

○法人が経営する施設の数にかかわらず、平成 27 年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、当該収益の額については、全法人の収益の平均額である 4 億円を超えない法人とする。

【政令で規定する事項】

○評議員に関する経過措置（3 年間は 4 人以上とするもの）の対象となる法人の基準を、収益 4 億円を超えない法人と規定

3. その他、政令で規定する事項

○社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更（組合等登記令の一部改正）

資産の総額に変更があったときの登記の期限について、会計年度の終了後「二月以内」としているものを「三月以内」と改正する。

4. 省令で規定する主な事項

(1) 評議員等と特殊の関係を有する者

○評議員等と特殊の関係があることにより、評議員等になることが制限される者について、公益認定法の規定に準拠し、事実婚の関係にある者、評議員等の使用人となっている者、支配している他の法人の役員である者等を規定する。

※法律（改正後の社会福祉法）では、特殊の関係を有する者として、配偶者及び三親等以内の親族が規定されている。

(2) 控除対象財産額

○控除対象財産額を算出するために合計する財産として、事業の継続に必要な財産（社会福祉事業等の実施に必要な財産、当該財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産及び最低限必要な運転資金）を規定する。（詳細及び係数については通知に記載）

(3) 社会福祉充実計画について

○社会福祉充実計画について、

- ・ 計画への記載事項（法人の基本情報や資金計画等）
- ・ 計画の変更に当たって、所轄庁の承認を要さず、届出のみで足りる軽微な変更事項（事業の種類、実施地域、実施期間や、社会福祉充実計画に係る重要事項以外のもの）などの基本的事項を規定する。（詳細については通知に記載）

5. 施行期日

○平成29年4月1日

《社会福祉法人に対する指導監督の見直し・対応案》

1. 指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

○法令、通知で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

2. 会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

○指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分を省略し、監査の重点化を図る。

3. 監査周期等の見直しによる重点化

○前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

4. 監査を担う人材の育成

○社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

2015.2.12 社会保障審議会福祉部会（第14回）：報告書とりまとめ

- ▶ 「社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人改革について～」とりまとめ。

✓ 社会福祉法人等

2017.9.27 平成28年社会福祉施設等調査 結果の公表

- ▶ 厚生労働省は、平成28年社会福祉施設等調査の結果を公表した。
- ▶ 本調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的としている。

《平成28年社会福祉施設等調査（抜粋）》

【基礎票編】

1 施設の状況

(1) 施設数・定員

施設の種類別に施設数をみると、「保育所等」は26,265施設で前年に比べ685施設、2.7%増加している。また、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は12,570施設で前年に比べ1,919施設、18.0%増加している。

施設の種類別に定員をみると、「保育所等」は2,557,133人で前年に比べ75,163人、3.0%増加している。また、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は482,792人で前年に比べ57,964人、13.6%増加している。

2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況

(1) 事業所数

事業の種類別に事業所数をみると、「居宅介護事業」が22,943事業所で最も多く、前年に比べ514事業所、2.3%増加している。次いで、「重度訪問介護事業」は21,050事業所で前年に比べ264事業所、1.3%増加している。また、対前年増減率をみると、「放課後等デイサービス事業」が34.6%で最も高く、次いで、「児童発達支援事業」が26.4%となっている。

(2) 経営主体別事業所数

事業の種類別に経営主体別事業所数の構成割合をみると、短期入所事業では「社会福祉法人」が76.1%と最も多く、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業では、「営利法人（会社）」が最も多くなっており、それぞれ67.4%、68.6%、70.3%となっている。

【詳細票編】

1 施設の状況

(2) 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者を施設の種類別、職種別にみると、保育所等の「保育士」は356,952人、「保育教諭」は50,328人（うち保育士資格保有者は44,687人）となっている。また、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）の「介護職員」は97,369人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は56,960人となっている。

2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況

(1) 利用実人員階級別事業所の状況

28年9月中に利用者がいた障害福祉サービス等事業所数・障害児通所支援等事業所数を利用実人員階級別にみると、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、行動援護事業などで「1～4人」が最も多くなっている。

一方、生活介護事業、就労継続支援（A型・B型）事業、放課後等デイサービス事業などでは「10～19人」が最も多くなっている。療養介護事業は「50人以上」が最も多くなっている。

(2) 利用状況

○児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援サービスの利用状況

28年9月中の利用実人員をみると、放課後等デイサービスの154,840人が最も多くなっており、利用者1人当たり利用回数をみると、児童発達支援サービスは5.7回、放課後等デイサービスは7.3回、保育所等訪問支援サービスは1.4回となっている。

(3) 職種別常勤換算従事者数

障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の常勤換算従事者数は、居宅介護事業で99,935人、生活介護事業で53,517人、就労継続支援（B型）事業で48,379人となっている。

一般監査の実施の周期

○毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期は、3箇年に1回。

ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

→公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合は、4箇年に1回。

○上記ア・イに問題が認められない法人のうち、公認会計士等の専門家による支援を受けない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると所轄庁が判断するときは、一般監査の実施の周期を4箇年に1回まで延長することができる。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること又はISO9001の認証取得施設を有していること。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

2016.9.15 **社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について：通知・発出**

▶ 厚生労働省は、神奈川県相模原市の障害者支援施設での事件発生にともない、社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について、点検項目などを含む通知を発出した。

《概要》

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るために、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。

2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配意すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受け

た場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

2016. 7. 26	社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について：通知・発出
▶ 厚生労働省は、神奈川県相模原市の障害者支援施設における痛ましい事件をうけ、社会福祉施設等の入所者等の安全の確保に努めるよう注意喚起をはかる通知を発出した。	
2016. 3. 31	社会福祉法等の改正：衆議院可決・成立
2014. 7. 4	社会福祉法人の在り方等に関する検討会：報告書

✓ 成年後見制度の利用促進法

2018. 4. 1	成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令 施行
2017. 3. 24	成年後見制度利用促進基本計画：閣議決定
▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年）に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定した。	
2017. 12. 1	成年後見制度利用促進委員会（第 9 回）
2016. 9. 23	成年後見制度利用促進委員会（第 1 回）
▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 4 月 15 日公布）により、成年後見制度利用促進基本計画案の作成に当たっての意見具申や、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項に関する調査審議等を行うための機関として、内閣府に「成年後見制度利用促進委員会」が設置された。	
⇒ 成年後見制度利用促進委員会は平成 30 年 4 月 1 日をもって廃止。後継の成年後見制度利用促進専門家会議については、厚生労働省により開催される。	
➤ 2016. 4. 8	成年後見制度の利用促進法：衆議院可決・成立
▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律が、衆議院で可決・成立した。	
▶ 本法は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み制定されたもの。	
▶ 成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に	

推進することを目的としている。

- ▶ 4月6日には成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が参議院で可決・成立した。本法により、成年後見人による郵便物等の管理や死亡後の成年後見人の権限が拡大される。

✓ 民生委員・児童委員

2017.1.16 平成28年度民生委員・児童委員一斉改選結果：公表

- ▶ 厚生労働省は、平成28年度の民生委員・児童委員一斉改選の結果を公表した。
- ▶ 全国の民生委員・児童委員については、平成28年11月30日に3年間の任期が終了し、同年12月1日に一斉に改選（厚生労働大臣委嘱）された。
- ▶ 前回の一斉改選（平成25年度）と比較して、定数は2,081人増、委嘱数は53人増であり、定数に対する委嘱数の割合（充足率）は、96.3%となっている。
- ▶ 委嘱数229,541人のうち、新任委員72,578人（31.6%）、再任委員156,963人（68.4%）である。

《概要：全国の改選結果》

平成25年度		
全国	定数	236,271人
	委嘱数	229,488人
	充足率	97.1%

平成28年度		
全国	定数	238,352人
	委嘱数	229,541人
	充足率	96.3%

（内数）

都道府県	定数	163,433人
	委嘱数	159,066人
	充足率	97.3%

政令市 (20市)	定数	42,040人
	委嘱数	40,455人
	充足率	96.2%

中核市 (42市)	定数	30,798人
	委嘱数	29,967人
	充足率	97.3%

（内数）

都道府県	定数	161,943人
	委嘱数	156,213人
	充足率	96.5%

政令市 (20市)	定数	42,542人
	委嘱数	40,602人
	充足率	95.5%

中核市 (47市)	定数	33,867人
	委嘱数	32,726人
	充足率	96.6%

5. 高齢者

- 2018.8.3 介護労働安定センター「平成29年度介護労働実態調査結果」公表：介護人材の不足感は4年連続増加
 - ▶ 8月3日、介護労働安定センターは、平成29年度介護労働実態調査結果を公表した。
 - ▶ 調査対象は、無作為抽出による全国の介護保険サービス事業所(17,638)。有効回答は8,782事業所(入通所)。
 - ▶ 調査結果では、介護サービスに従事する従業員の不足感(「大いに不足」+「不足」+「やや不足」)は66.6%(前年度:62.6%)であり、「適当」は33.0%(前年度:37.0%)であった。平成25年以降、4年連続して不足感が増加している。
 - ▶ 介護サービスに従事する従業員の「不足している理由」は、「採用が困難である」が88.5%(前年度:73.1%)である一方、「離職率が高い」は18.4%(前年度:15.3%)であった。
 - ▶ 「採用が困難である原因」は「同業他社との人材獲得競争が厳しい」が56.9%、「他産業に比べて、労働条件等が良くない」が55.9%、「景気が良いため、介護業界へ人材が集まらない」が44.5%。
 - ▶ 介護労働者の就業意識に関する調査結果では、介護関係の仕事を辞めた理由として、「職場の人間関係に問題があったため」が20.0%(前年度:23.9%)で最も高く、次いで「結婚・出産・妊娠・育児のため」が18.3%(前年度:20.5%)、「法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があつたため」が17.8%(前年度:18.6%)であった。
- 2018.7.27 福祉医療機構「平成29年度「介護人材」に関するアンケート調査の結果について」公表：6割超の特養ホームで介護職員不足、うち5%では入所者受け入れ制限を実施
 - ▶ 7月27日、独立行政法人福祉医療機構は、全国の特別養護老人ホームを対象に実施した「介護人材」に関するアンケート調査結果を公表した(有効回答628施設)。
 - ▶ 平成30年1月1日現在の職員状況については、64.3%の施設が不足と回答。そのうち約1割が利用者の受け入れを制限していた。特別養護老人ホーム本体での受け入れを制限している施設では、平均11.1床が空床であった。
 - ▶ 調査時点(本年2月～3月)での30年春の新卒採用内定者は、56.8%の施設が「内定者なし」と回答。回答施設の平均新卒採用内定者は1.12人で、平成27年度の1施設平均1.56人から減少を続けている。
 - ▶ 平成28年度の退職者数は「1～3人」がもつと多く、全体の31.8%であった。退職理由としては「転職」および「人間関係」との回答が多かった。
 - ▶ 職員採用にあたっての経路は、新卒者採用では「学校訪問(就職課等)」が、中途・非正規採用では「ハローワーク」「職員からの紹介」が、それぞれ効果が大きかった。採用する対象によって有効と考えられる経路が異なっていた。
 - ▶ 新卒者採用状況による分析によれば、新卒者の採用実績のある施設では、職員が働き、成長することを支援する施策をとっている傾向があった。給与面のみではない「働きやすさ」もまた無視できない要素となっている。
 - ▶ 4月4日に公表された「平成29年度介護従事者待遇状況等調査」の結果では、介護職員待遇改善加算の取得状況は、加算を「取得(届出)している」事業所が91.2%、加算を「取得(届出)していない」事業所が8.8%。また、加算の種類別(I～V)の取得状況をみると、加算(I)を取得している事業所が、64.9%。

- 2018.7.26 第74回社会保障審議会介護保険部会:フレイル対策・介護予防事業の一体的実施
 - ▶ 7月26日、第74回社会保障審議会介護保険部会が開催された。フレイル対策と介護予防事業を一体的に実施し、健康寿命の延伸(平均寿命との格差縮小)を目指すこと、また、介護保険のデータベースと医療保険のデータベースとを連結・解析可能とすることで「より質の高い医療・介護サービスの提供」につなげる、とする方針が了承された。
- 2018.7.19 医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議
「これまでの議論の整理-NDBと介護DBの連結解析について-」公表
 - ▶ 7月19日、医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議(座長:遠藤 久夫 国立社会保障・人口問題研究所所長)は、「これまでの議論の整理-NDBと介護DBの連結解析について-」を公表した。
 - ▶ 国が保有するレセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)や介護保険総合データベース(介護DB)などの公的データベースを連結して第三者に提供する仕組みについて、5月16日の初会合以降、7月12日まで5回にわたる会議を行い、これまでの議論の整理を行ったもの。今後、議論の整理に記された諸課題について議論を継続し、秋頃に議論をとりまとめる予定。
 - ▶ 報告書は、現行法におけるNDBと介護DBの収集・利用目的に言及し、NDBと介護DBの連結解析を契機として、両データベースの収集・利用目的について法の規定を整備する必要性を指摘している。
 - ▶ さらに、幅広い主体による公益目的での利用を図るため、「第三者提供の枠組みを制度化すべき」と求めた。その具体化に向けては「個々の第三者提供の申出に係る利用目的・利用内容の個別審査や成果の公表、目的外利用の禁止や不適切事案への対応等の適合性確保のための仕組みについて、法定化に向けた検討を進めるべき」と要請した。
- 2018.7.4 社会保障審議会介護給付費分科会(第160回):平成30年度介護従事者処遇状況等調査、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について
 - ▶ 7月4日、社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田中 滋 埼玉県立大学 理事長)(第160回)が開催された。平成30年度介護従事者処遇状況等調査、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について基本的な考え方が示され、了承された。
 - ▶ 介護従事者処遇状況等調査は、平成30年10月に実施し、平成29年度と同様の調査対象・抽出方法にて実施する。
 - ▶ 平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げ時における対応は、平成29年度介護事業経営実態調査の結果を用いて消費税課税対象支出等を把握し、検討することとされた。
 - ▶ 本年9月~11月に団体ヒアリング、論点の整理等を行い、12月に審議報告を行う予定。
- 2018.6.21 介護職員 7割がハラスメント経験:「日本介護クラフトユニオン」調査
 - ▶ 介護職員でつくる労働組合「日本介護クラフトユニオン」は、組合員を対象に「ご利用者・ご家族からのハラスメントに関するアンケート」を実施し、介護職員の約7割が、利用者やその家族から暴言や暴力、性的な嫌がらせなどのハラスメントの被害に遭っていたことが分かった。
 - ▶ 調査は2018年4~5月に同ユニオンの組合員約7万8千人を対象に、2,411人が回答。1,790人(74%)が「ハラスメントを受けたことがある」と答え、そのうち94%が利用者に暴言

などパワハラ、40%がセクハラにあたる行為を受けていた。

- ▶ パワハラの具体的な内容（複数回答）は「攻撃的態度で大声を出す」（61%）が最も多く、「暴力」（22%）、「暴言」（22%）などが続く。土下座の強要（3%）などの被害に遭った人もいた。
- ▶ セクハラでは「不必要に身体に触れる」（54%）や「性的な冗談を繰り返す」（53%）、「性的な関係の要求」（14%）など。被害に遭った介護職員の多くが強いストレスを感じ、精神疾患になった人もいた。
- ▶ パワハラ、セクハラともに、被害に遭った約8割の職員が上司や同僚などに相談をしていたが、そのうち4～5割が相談後も状況が変わらなかつたと答えていた。
- ▶ そのほか、被害を誰にも相談できなかつた約2割は、相談しなかつた理由について「相談しても解決しないと思ったから」「認知症に伴う症状だから」などとしている。

➤ 2018.6.21 第26回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会：平成30年度介護従事者処遇状況等調査の実施について

- ▶ 6月21日、第26回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会（委員長 田中滋 埼玉県立大学理事長）が開催され、「平成30年度介護従事者処遇状況等調査」の実施について協議された。
- ▶ 前年度（2017年度）の調査では、臨時の介護報酬改定で創設された「新たな介護職員処遇改善加算Ⅰ」（月額3万7000円相当の賃金増を行い、資格や経験年数等に応じた昇給基準などのキャリアパス要件Ⅲなどを満たす）の取得状況を中心に調査内容を従前から変更している。今年度（2018年度）の調査では、従前の結果との比較を行いやすいよう、2017年度の給与水準（2018年度介護報酬改定前）、2018年度の給与水準（2018年度介護報酬改定後）、介護職員処遇改善加算の取得状況、施設・事業所で行っている処遇改善の内容などをこれまでの調査手法に則って調べる。
- ▶ これまでの調査で、介護職員処遇改善加算の取得は相当進んでいることが分かっており、今後は「より上位の加算取得を促す」方向に施策が変化し、今年度（2018年度）調査では、上位加算の要件となるキャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのそれぞれを満たすことが困難な理由について、詳しく調べることになる。

➤ 2018.6.19 総務省 介護施策に関する行政評価・監視 公表

- ▶ 6月19日、総務省は「介護施策に関する行政評価・監視」を公表した。
- ▶ 高齢者を介護する家族介護者の負担軽減の観点を中心として、仕事と介護の両立を図るための介護保険サービスの利用状況や介護休業制度等の利用の促進に向けた取組状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告するもの。

意識調査の主な結果	実地調査の主な結果	主な勧告事項
<p>〈介護保険サービスへの不足感〉</p> <p>◇施設サービスの特別養護老人ホームに不足を感じるケアマネジャーが4割以上</p> <p>◇在宅サービスの夜間対応や一時引き受けの機能に不足を感じるケアマネジャーが約8割</p>	<p>1 介護保険サービスの整備の的確な推進</p> <p>不足を感じるとの声があるサービスでも、<u>計画で利用を見込んでいない</u>、見込んでいても<u>利用実績とかい離する</u>状況あり</p> <p>⇒ 計画の<u>点検・評価</u>自体が未実施の自治体あり</p>	<p>○自治体に対し、各年度の計画の達成状況の点検・評価について適切に実施するよう助言等</p>

<p>◇介護休業制度等の認知不足</p> <p>◇介護休業を利用したことがない家族介護者が9割以上</p> <p>◇うち、介護休業自体を知らない者が6割以上</p>	<p>2 介護人材の確保の着実な推進</p> <p>介護人材不足により必要な介護保険サービスの提供に支障発生(事業所の廃止・休止等) ⇒人材確保の目標値が未設定、管内介護職員数の把握が不十分な自治体あり</p>	<p>○都道府県に対し、効果的な目標の設定や点検・評価の方法等を情報提供等</p>
<p>◇介護離職者の再就職の困難性</p> <p>◇介護離職時に仕事の継続希望があり、就職活動を行った家族介護者のうち、再就職できていない者が約6割</p>	<p>3 介護休業制度等の周知促進</p> <p>働きながら介護に従事する上で重要な介護休業制度等の情報が十分浸透していない ⇒家族介護者や事業所への制度周知のための関係方面への要請が不十分な労働局あり</p>	<p>○労働局による関係方面への介護休業制度等の周知要請を的確に実施等</p>
	<p>4 家族介護者の求職・就職実態の把握・分析</p> <p>再就職が容易でない家族介護者に重点を置いた就職支援の必要性や方法の検討については、家族介護者の求職・就職実態を統計的に把握しているため、未着手</p>	<p>○システムの機能を活用し、家族介護者の求職・就職実態を把握・分析し、支援検討</p>

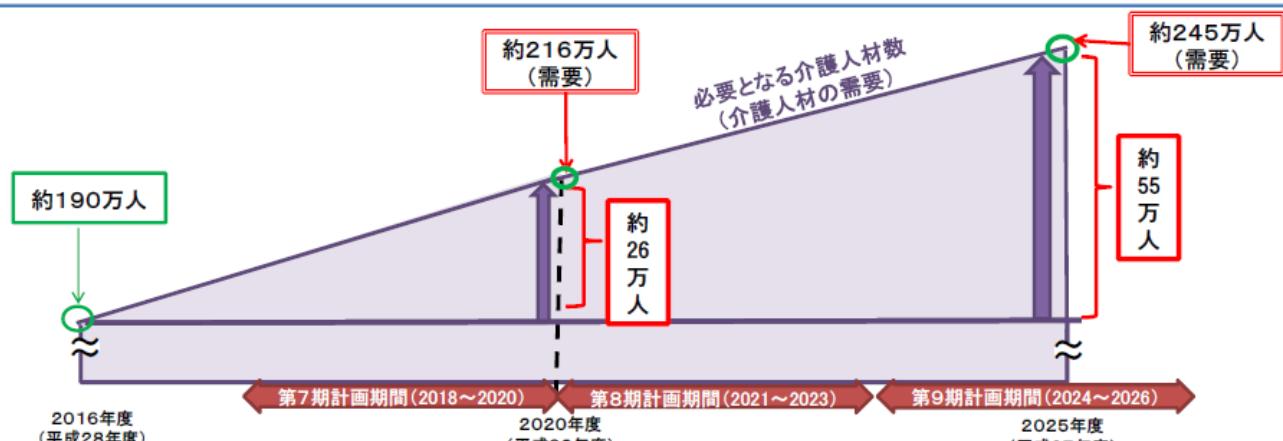
➤ 2018.5.21 「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」公表

- 5月21日、厚生労働省は、第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく介護人材の必要数を取りまとめ、公表した。

○都道府県が推計した介護人材の需要は、2020年度末は約216万人、2025年度末は約245万人。2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要があるとしている。

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の待遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 需要見込み(約216万人・245万人)については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数(回収率等による補正後)に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数(推計値:約6.6万人)を加えたもの。

➤ 2018.5.21 「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」公表

- ▶ 5月21日、内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省は、「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」として、医療・介護給付費の見通し、社会保障給付費全体の見通しを公表した。
- ▶ 社会保障給付費の対GDP比は、計画ベースで2018年の21.5%（名目額121.3兆円）から2025年度に21.7～21.8%（同140.2～140.6兆円）となる。その後15年間で2.1～2.2%ポイント上昇し、2040年度には23.8～24.0%（同188.2～190.0兆円）となる（計画ベース・経済ベースラインケース）。
- ▶ また、これに基づくマンパワーのシミュレーションについても併せて公表し、2040年度における就業者数は、81万人（生産性が向上した場合は53万人）が不足するとしている。

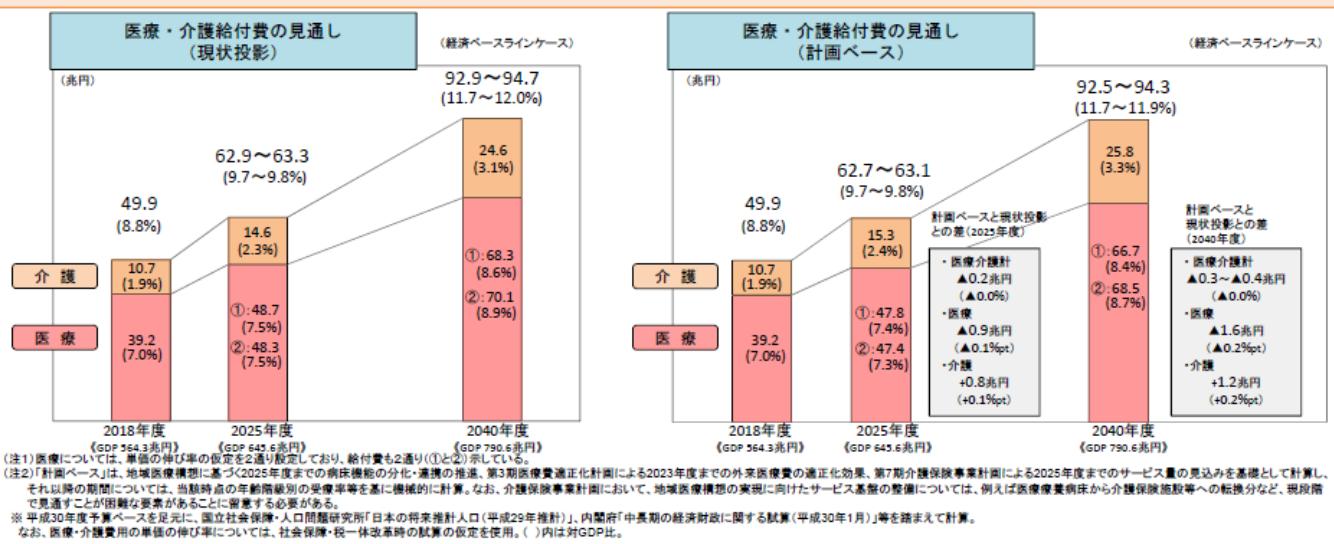
2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）－概要－

（内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省 平成30年5月21日）

- 高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有するための議論の素材を提供するために、一定の仮定をおいた上で、将来見通しを作成。

試算結果①医療・介護給付費の見通し（計画ベースと現状投影との比較）

- 現在、全国の都道府県、市区町村において、医療・介護サービスの提供体制の改革や適正化の取組みが進められている。これらの取組みに係る各種計画（地域医療構想、医療費適正化計画、介護保険事業計画）を基礎とした「計画ベース」の見通しと、現状の年齢別受療率・利用率を基に機械的に将来の患者数や利用者数を計算した「現状投影」の見通しを作成。
- 医療・介護給付費について2つの見通しを比較すると、計画ベースでは、
 - ・医療では、病床機能の分化・連携が進むとともに、後発医薬品の普及など適正化の取組みによって、入院患者数の減少や、医療費の適正化が行われ（2040年度で▲1.6兆円）、
 - ・介護では、地域のニーズに応じたサービス基盤の充実が行われることで（2040年度で+1.2兆円）
 疾病や状態像に応じてその人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会の実現を目指したものとなっている。



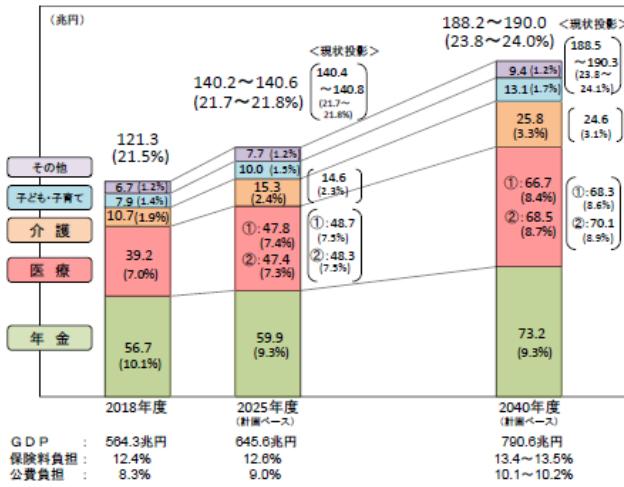
試算結果②(社会保障給付費全体の見通し)

- 社会保障給付費の対GDP比は、2018年度の21.5%（名目額121.3兆円）から、2025年度に21.7～21.8%（同140.2～140.6兆円）となる。その後15年間で2.1～2.2%ポイント上昇し、2040年度には23.8～24.0%（同188.2～190.0兆円）となる。（計画ベース・経済ベースラインケース*）
- 経済成長実現ケース*でも、社会保障給付費の対GDP比は概ね同様の傾向で増加するが、2040年度で比較するとベースラインケースに比べて、1%ポイント程度低い水準（対GDP比22.6～23.2%（名目額210.8～215.8兆円））（計画ベース・経済成長実現ケース*）。

*経済ベースラインケース及び成長実現ケースの経済前提については次頁参照。

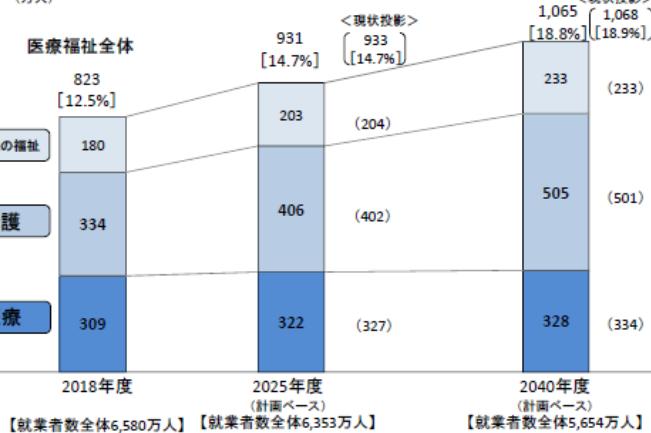
社会保障給付費の見通し

（経済ベースラインケース）



医療福祉分野における就業者の見通し

（万人）



（注1）医療については、単価の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り（①と②）示している。

（注2）計画ベースは、地域医療構想に基づく2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第7期介護保険事業計画による2025年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービス量の見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢階級別の受療率等を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護保険施設等への転換など、現実的で見通しが困難な要素があることに留意する必要がある。

（注3）医療福祉分野における就業者の見通しについては、①医療・介護分野の就業者数については、それぞれの需要の変化に応じて就業者数が変化すると仮定して就業者数を計算。②他の福祉分野を含めた医療福祉分野全体の就業者数については、医療・介護分野の就業者数の変化率を用いて機械的に計算。③医療福祉分野の短時間雇用者の比率等の雇用形態別の状況等については、現状のまま推移すると仮定して計算。

※平成30年度予算ベースを元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」、内閣府「中期的経済財政に関する試算（平成30年1月）」等を踏まえて計算。なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革時の試算の仮定を使用。（ ）内は対GDP比。〔 〕内は就業者数全体に対する割合。保険料負担及び公費負担は対GDP比。

「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」に基づく マンパワーのシミュレーション 一概要一 (厚生労働省 平成30年5月21日)

- 基本となる将来見通しに加え、今後の議論に資するため、①医療・介護需要が一定程度低下した場合、②医療・介護等における生産性が向上した場合を仮定して、将来の就業者数に関するシミュレーションを実施。

【シミュレーション（1）】

- 医療・介護需要が一定程度低下した場合

※これまでの受療率等の傾向や今後の寿命の伸び等を考慮し、高齢期において、医療の受療率が2.5歳分程度、介護の認定率が1歳分程度低下した場合

<2040年度の変化等>

- ・医療福祉分野における就業者数 : ▲81万人 [▲1.4%]

【シミュレーション（2）】

- 医療・介護等における生産性が向上した場合

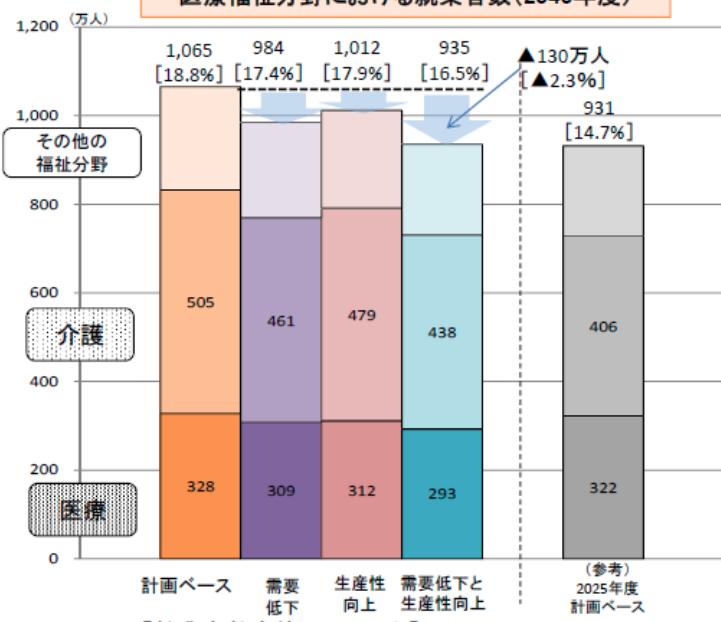
※ICT等の活用に関する調査研究や先進事例等を踏まえ、医療・介護の生産性が各5%程度向上するなど、医療福祉分野における就業者数全体で5%程度の効率化が達成された場合

<2040年度の変化等>

- ・医療福祉分野における就業者数 : ▲53万人 [▲0.9%]

※、（1）と（2）が同時に生じる場合、2040年度の変化は▲130万人 [▲2.3%]

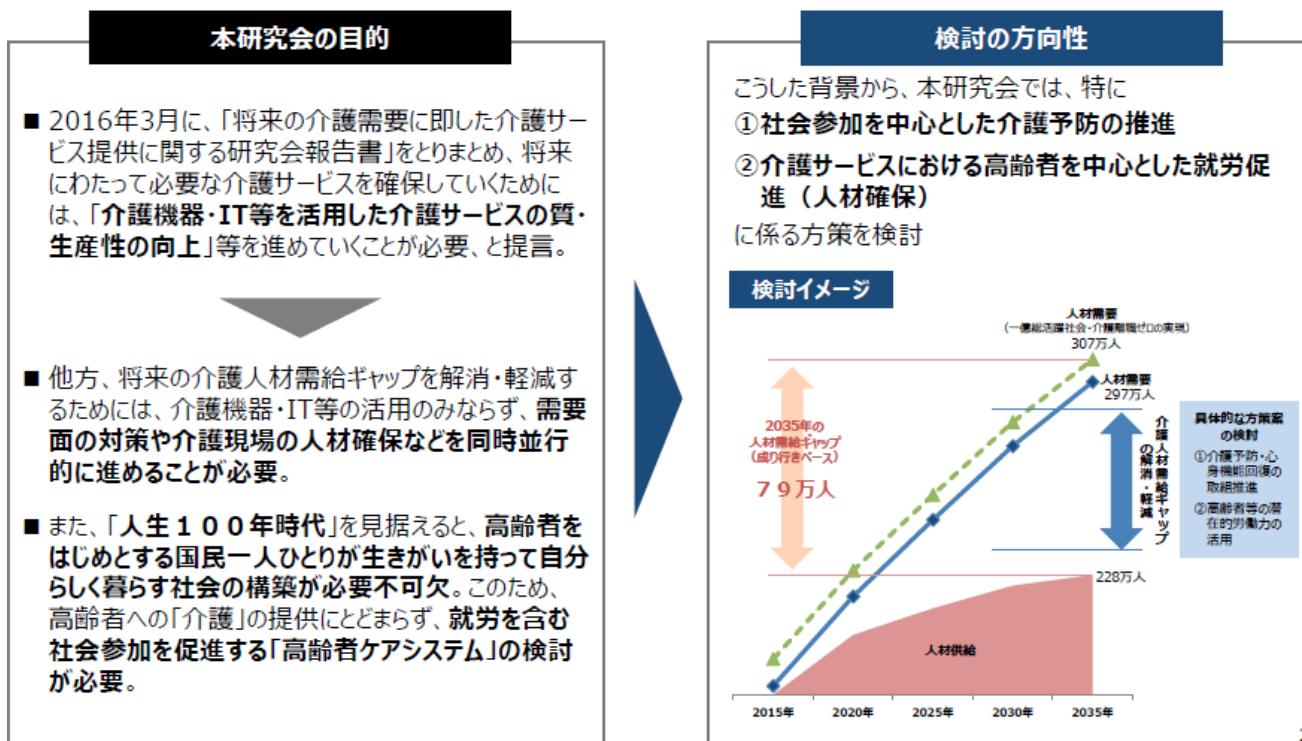
医療福祉分野における就業者数（2040年度）



- 2018.4.9 「将来の介護需給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会」報告書の公表
- 4月9日、経済産業省は、人生100年時代を見据えた、高齢者の就労を含む社会参加の促進に向けて、「将来の介護需給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会」（座長：加藤久

和 明治大学政治経済学部 教授)の報告書を公表した。

- ▶ 経済産業省は、平成 28 年 3 月に「将来の介護需要に即した介護サービス提供に関する研究会 報告書」をとりまとめ、将来にわたって必要な介護サービスを確保していくためには、「介護機器・IT 等を活用した介護サービスの質・生産性の向上」等を進めていくことが必要との提言を行ってきた。
- ▶ しかしながら、将来の介護人材不足を解消・軽減するためには、①需要面や介護現場の人材確保などを同時並行的に進めることが必要、②「人生 100 年時代」を見据えると、高齢者をはじめとする国民一人ひとりが生きがいを持って自分らしく暮らす社会の構築も重要な観点から、「将来の介護需給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会」を開催し、高齢者への「介護」の提供にとどまらない、就労を含む社会参加を促進する「高齢者ケアシステム」について議論を行った。
- ▶ 報告書では、団塊の世代が 85 歳(85 歳以上では要介護(要支援)者が 6 割を占める)を超える 2035 年を目途に、将来見込まれる介護人材不足の解消・軽減に向け、(1) 介護予防の観点からの社会参加の促進に向けた方策、(2) 介護分野における人材確保力の強化に向けた方策の 2 つの視点から、提言をとりまとめている。
- ▶ 研究会の検討の前提としている人材需給ギャップでは、2035 年に 79 万人が不足する。



《将来の介護需給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会報告書(概要)》(抜粋)

(1) 介護予防の観点からの社会参加の促進に向けた方策

対応の方向性(提案)

- ① 高齢者が参加したいと思うような社会参加の場・サービスの開発
- 民間事業者の企画・マーケティング等のノウハウを活用した魅力的なコンテンツの創出
- 地域版次世代ヘルスケア産業協議会をベースとした新事業創出の促進
- 民間事業者等による生活支援コーディネーターや協議体への協力・関与
- 高齢者でも活躍できる多様な働き方の創出(⇒介護サポーターの推進)
- ② 高齢者の状態像にあわせた地域の社会参加の場・サービスに関する情報提供・シームレスな支援

- 潜在的リスクを有する高齢者(無関心層)の早期発見・早期介入に向けた健康期における社会との関わり・参加状況の指標化
- 地域の社会参加の場・サービスに関する一元的情報提供ツールの構築
- 介護事業者による在宅復帰時のサポートの推進(⇒社会参加のきっかけ・場所の提供)
 - ③(高齢期に入る前を含む)早期からの社会参加・継続促進
- 若年層からの社会貢献活動の参加推奨(⇒ボランティアポイント)

(2) 介護分野における人材確保力の強化に向けた方策

「介護サポーター」導入に向けた主な方策(提案)

- ① 「介護サポーター」と専門人材との役割分担や導入目的の明確化
- 法人や事業所の理念・運営方針を明確化し、提供すべき付加価値=専門人材が担うべき役割を明確化、現場に周知
- ② 業務プロセスの見極め・見直し・切り出し
- 業務プロセスにおける介護の専門性(付加価値)を仕分けし、「介護サポーター」に切り出し可能な業務を見極め
- その際、BPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)の手法を可能な限り活用
- 利用者の状態等に係る情報を「介護サポーター」と専門人材との間で円滑に共有
- ③ 「介護サポーター」の効果的な導入に向けた環境整備
 - ◆ 中小事業者への対応
 - 業務の分析・切り出しにリソースを割けない中小事業者に対して、中間支援団体等が成功事例を横展開
 - ◆ 業務負担増大への対応
 - IT利活用によるシフト調整の効率化等
 - ◆ 潜在的労働力への効果的なアプローチ(募集)方法
 - 「元気高齢者」等、ターゲットを明確にし、その特性に応じて訴求する方法で募集

➤ 2018.4.4 第25回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会:
「平成29年度介護従事者待遇状況等調査」の調査結果を公表

- ▶ 4月4日、第25回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(委員長 田中滋 埼玉県立大学理事長)が開催され、「平成29年度介護従事者待遇状況等調査」の調査結果が公表された。
- ▶ 介護職員待遇改善加算の取得状況は、加算を「取得(届出)している」事業所が91.2%、加算を「取得(届出)していない」事業所が8.8%。また、加算の種類別(I~V)の取得状況をみると、加算(I)を取得している事業所が、64.9%。
- ▶ 「介護老人福祉施設」の取得状況は、「取得(届出)している」が99.0%で、「取得(届出)していない」が1.0%。
- ▶ 介護職員待遇改善加算を取得(届出)していない事業所における加算を取得しない理由(複数回答)は、「事務作業が煩雑」が51.3%、「利用者負担の発生」が39.6%、「対象の制約のため困難」が26.8%。
- ▶ 「介護老人福祉施設」の状況は、「対象の制約のため困難」が25.6%、「事務作業が煩雑」が19.4%。
- ▶ 介護サービス施設・事業所における介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法(複数回答)は、「定期昇給を実施(予定)」が66.4%、「各種手当の引き上げまたは新設(予定)」が44.7%、「給与表を改定して賃金水準を引き上げ(予定)」が22.5%。

- ▶ 「介護老人福祉施設」の状況は、「定期昇給を実施（予定）」が 82.7%、「各種手当の引き上げまたは新設（予定）」が 52.6%、「給与表を改定して賃金水準を引き上げ（予定）」が 16.2%。
- ▶ 介護職員待遇改善加算を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成 28 年と平成 29 年を比較すると、加算（I）を取得（届出）している施設・事業所では 283,790 円から 297,450 円に 13,660 円 増加、加算（I）～（V）を取得（届出）している施設・事業所では 281,250 円から 293,450 円に 12,200 円 増加している。

➤ 2018.3.29 「人生の最終段階における医療・ケアの普及・啓発の在り方に関する報告書」公表

- ▶ 人生の最終段階における医療については、医療従事者から患者・家族に適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者本人による意思決定を基本として行われることが重要であるとし、人生の最終段階における医療に関する意思決定支援を図るために、国民に対する情報提供・普及啓発の在り方等について検討することを目的に、厚生労働省は「人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会」（座長：樋口 範雄 武蔵野大学法学部教授）を開催している。
- ▶ 3 月 23 日、第 6 回検討会を開催し、「資料 人生の最終段階における医療・ケアの普及・啓発の在り方に関する報告書（案）」について協議し、29 日とりまとめを公表した。
- ▶ 普及・啓発の方向性として、以下のとおり整理している。

【普及・啓発の方向性】

- 人生の最終段階は、いつ訪れるかは分からず、多くの場面で自ら意思を決定することは困難であると指摘がされている。そのため、本人が希望する人生の最終段階における医療・ケアを受けるためには、全ての人が、人生の最終段階にあるか否かを問わず、あらかじめ考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、その意思を伝えておくことが重要である。
- また、普及・啓発の対象は、本人であるか、その支え手であるかといったことや、本人である場合には、様々な心身の状態、年齢、社会的背景を踏まえ、対象の属性ごとに行う必要がある。このため、普及・啓発は、①人生の最終段階における医療・ケアの在り方を自分ごととして考える時期にある方、②そうした方を身近で支える立場にある家族等、③本人や家族等を支える医療・ケアチームの 3 つの属性ごとに、提供する情報の内容や支援方法を分けて行うことが必要である。
- 上記 3 つの対象の属性に応じた普及・啓発に加えて、取組の必要性に気づいた段階から、話し合うことができる気運づくりが必要であることから、④国民全体に向けた普及・啓発について検討することも必要である。

➤ 2018.3.9 平成 28 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果の公表

- ▶ 3 月 9 日、厚生労働省は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する平成 28 年度の調査結果を公表した。
- ▶ 調査結果では、
 - 「養介護施設従事者等による虐待」相談・通報件数 1,723 件／虐待判断件数 452 件
 - 「養護者による虐待」相談・通報件数 27,940 件／虐待判断件数 16,384 件
となっている。
- ▶ 養介護施設従事者等による被虐待高齢者の総数 870 人のうち、「身体的虐待」が 570 人（65.5%）で最も多く、次いで「心理的虐待」が 239 人（27.5%）、「介護等放棄」が 235 人（27.0%）だった。

- ▶ また、虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の職種の状況（395 件の事例における虐待者の総数 517 人）は、「介護職」が 419 人（81.0%）と最も多く、「管理職」が 23 人（4.4%）、「施設長」が 23 人（4.4%）、「経営者・開設者」が 11 人（2.1%）と経営者・施設長等も約 1 割を占めている。
- ▶ 調査結果を踏まえ、3 月 28 日、厚生労働省は、通知「平成 28 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について」を発出し、高齢者虐待防止に向けた体制整備の充実や再発防止に向けた取組の留意点等をあらためて示している。

➤ 2018.2.17 高齢社会対策大綱 閣議決定

- ▶ 2 月 17 日、政府は、「高齢社会対策大綱」を閣議決定した。

《高齢社会対策大綱：基本的考え方》

- (1)年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。
- (2)地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。
- (3)技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。

➤ 2018.1.26 社会保障審議会介護給付費分科会(第158回):平成30年度介護報酬改定案

- ▶ 社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田中 滋 慶應義塾大学 教授)(第 158 回)が開催された。厚生労働省から示された平成 30 年度介護報酬改定案が了承され、同日、その旨の答申がなされた。
- ▶ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、「従来型個室」では、要介護 3 で 695 単位(+13 単位:+1.91%)、要介護 4 で 763 単位(+14 単位:+1.87%)、要介護 5 で 829 単位(+15 単位:+1.84%)となっている。
- ▶ 「ユニット型個室」では、要介護 3 で 776 単位(+14 単位:+1.84%)、要介護 4 で 843 単位(+15 単位:+1.81%)、要介護 5 で 910 単位(+16 単位:+1.79%)となっている。
- ▶ 共生型サービスは、「共生型間介護」では、障害福祉制度の居宅介護事業所が、要介護者へのホームヘルプサービスを行う場合には、報酬は訪問介護と同様とされた。
- ▶ 「共生型通所介護」では、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとされ、例えば、障害福祉制度の生活介護事業所が、要介護者へのデイサービスを行う場合には、報酬は、「基本報酬所定単位数に 93/100 を乗じた単位数」とされた。
- ▶ 「共生型短期入所生活介護」では、障害福祉制度の短期入所事業所が、要介護者へのショートステイを行う場合には、報酬は、「基本報酬所定単位数に 92/100 を乗じた単位数」とされた。
- ▶ 「共生型通所介護」及び「共生型短期入所生活介護」において、生活相談員(社会福祉士等)を配置し、かつ、地域に貢献する活動(地域交流の場の提供、認知症カフェ等)を実施している場合には、「生活相談員配置等加算(13 単位/日)【新設】」を算定することができる。

➤ 2018.1.18 介護保険サービスの運営基準の改正が公布

- ▶ 平成 30 年 1 月 18 日、介護保険サービスの運営基準の改正が公布された。
- ▶ 「介護老人福祉施設」については、「入所者の医療ニーズへの対応」と「身体的拘束等の適正化」が盛り込まれている。
- ▶ 「身体的拘束等の適正化」については、以下の措置を講じなければならないとされている。

- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- ▶ 今回改正された基準は、平成30年4月1日から施行される。

➤ 2017.12.18 **社会保障審議会介護給付費分科会:平成30年度介護報酬改定に関する審議報告**

- ▶ 社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田中 滋 慶應義塾大学 教授)は、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告をとりまとめた。

『平成30年度介護報酬改定に関する審議報告の概要(抜粋)』

I 地域包括ケアシステムの推進

- ① **中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応**
 - ・タ-ミナルケアの実施数が多い訪問看護事業所、看護職員を手厚く配置しているグループホーム、たんの吸引などを行う特定施設に対する評価を設ける。
 - ・タ-ミナル期に頻回に利用者の状態変化の把握等を行い、主治の医師等や居宅サービス事業者へ情報提供するケアマネ事業所に対する評価を設ける。
 - ・特養の配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行ったことに対する評価を設ける。
 - ・特養内での看取りを進めるため、一定の医療提供体制を整えた特養内で、実際に利用者を看取った場合の評価を充実させる。

② 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進

- ・医療機関との連携により積極的に取り組むケアマネ事業所について、入退院時連携に関する評価を充実するとともに、新たな加算を創設する。
- ・訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔や服薬の状態等について、ケアマネから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。
- ・リハに關し、医療から介護への円滑移行を図るため、面積・人員等の要件を緩和するほか、リハ計画書の様式を互換性を持ったものにする。

③ 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設

- ・現行の「療養機能強化型」と「転換老健」に相当する2つの類型を設ける。
- ・床面積要件や、併設の場合の人員基準の緩和、転換した場合の加算など、各種の転換支援・促進策を設ける。

④ ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

- ・ケアマネ事業所の管理者要件を見直し、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。(一定の経過措置期間を設ける)
- ・利用者は複数の事業所の紹介を求めることができる旨説明することを、ケアマネ事業所の義務とし、これに違反した場合は報酬を減額する。

⑤ 認知症の人への対応の強化

- ・看護職員を手厚く配置しているグループホームに対する評価を設ける。
- ・どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、認知症高齢者への専門的なケア

を評価する加算や、若年性認知症の方の受け入れを評価する加算について、現在加算が設けられていないサービス(ショートステイ、小多機、看多機、特定施設等)にも創設する。

⑥ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- ・障害福祉の指定を受けた事業所について、介護保険の訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。
- ・療養通所介護事業所の定員数を引き上げる。

II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

① リハビリテーションに関する医師の関与の強化

- ・リハビリテーションに関する医師の詳細な指示について、リハビリのマネジメントに関する加算の要件とした上で、別途評価する。
- ・要支援者のリハビリについて、要介護者のリハビリに設けられている、リハビリのマネジメントに関する加算を設ける。

② リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充

- ・現在、介護予防通所リハに設けられているアウトカム評価(事業所評価加算:要支援状態の維持・改善率を評価)を介護予防訪問リハにも設ける。
- ・現在、通所リハに設けられている生活行為の向上のためのリハビリテーションに関する加算(6月で目標を達成できない場合は減算)を、介護予防通所リハにも設ける。

③ 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進

- ・訪問介護、通所介護、特別養護老人ホーム等において、通所リハ事業所等のリハビリ専門職等と連携して作成した計画に基づく介護を評価する。
- ・訪問介護の身体介護として行われる「自立生活支援のための見守り的援助」を明確化するとともに、身体介護に重点を置くなど、身体介護・生活援助の報酬にメリハリをつける。
- ・統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数(※)の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、ケアマネジャーは市町村にケアプランを届け出こととする。市町村は地域ケア会議の開催等により、届け出られたケアプランの検証を行い、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。

※「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、10月から施行。

④ 通所介護への心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入

- ・通所介護事業所において、自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を新たに評価する。

⑤ 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設

- ・特別養護老人ホーム等の入所者の褥瘡(床ずれ)発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し新たな評価を設ける。
- ・排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合の新たな評価を設ける。

⑥ 身体的拘束等の適正化の推進

- ・身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

Ⅲ 多様な人材の確保と生産性の向上

① 生活援助の担い手の拡大

・訪問介護について、介護福祉士等は身体介護を中心に担う(機能分化)とともに、生活援助については、人材確保の裾野を拡大するとともに、新研修を創設して質を担保する。

② 介護ロボットの活用の促進

・特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設ける。

③ 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件等の緩和

・定期巡回型サービスのオペレーターについて、夜間・早朝に認められている以下の事項を、日中についても認めることとする。

ア 利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」及び指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認める。

イ 夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認める。

④ ICTを活用したリハビリテーション会議への参加

・リハビリテーション会議(※)への医師の参加について、テレビ電話等を活用してもよいこととする。

※ 関係者間でリハビリテーションの内容等について話し合うとともに、医師が、利用者やその家族に対して、その内容を説明する会議

⑤ 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

・地域密着型サービスの運営推進会議等の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、以下の見直しを行う。

ア 個人情報・プライバシーの保護等を条件に、現在認められていない複数の事業所での合同開催を認める。

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービスに合わせて、年4回から年2回とする。

IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

① 福祉用具貸与の価格の上限設定等

・福祉用具貸与について、商品毎の全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定を行う(平成30年10月)。

・福祉用具専門相談員に対して、商品の特徴や貸与価格、当該商品の全国平均貸与価格を説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づける。

② 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等

・集合住宅居住者に関する訪問介護等の減算の対象を、有料老人ホーム等以外の建物にも拡大する。

・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物について、当該建物に居住する利用者の人数が一定以上の場合は、減算幅を見直す。

・集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

・定期巡回サービス事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。

③ サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し

・訪問看護ステーションからのリハビリ専門職の訪問について、看護職員との連携が確保できる仕組みを導入するとともに、基本サービス費を見直す。

・要支援者と要介護者に対する訪問看護については、サービスの提供内容が異なることから、基本サー

ビス費に一定の差を設けることとする。

④ 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等

・2時間ごとの設定としている基本報酬について、サービス提供時間の実態を踏まえて1時間ごとの設定に見直す。

・基本報酬について、介護事業経営実態調査による収支差率等の実態を踏まえた上で、規模ごとにメリハリをつけて見直す。

⑤ 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

・3時間以上の通所リハの基本報酬について、同じ時間、同等規模の事業所で通所介護を提供した場合の基本報酬との均衡を考慮しつつ見直す。

➤ 2017.10.26 第24回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会：平成29年度介護事業経営実態調査結果が公表

- ▶ 「第 24 回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会」(委員長:田中 滋 慶應義塾大学名誉教授)が開催され、平成 29 年度介護事業経営実態調査結果が公表された。
- ▶ 今回の実態調査から、調査対象期間を単月分から 1 年分に変更し、調査が実施された(平成 26 年度実態調査では、平成 26 年 3 月分の収支状況を調査)。調査結果によると、平成 28 年度決算による介護老人福祉施設の収支差率は 1.6% であり、平成 27 年度決算に比べて、▲0.9 ポイント低下している。
- ▶ 全サービス平均の収支差率は 3.3% で平成 27 年度決算に比べて、▲0.5 ポイント低下。22 種類の介護サービスのうち、平成 27 年度決算よりも収支差率が上昇したのは、認知症対応共同生活介護、短期入所生活介護等の 8 つのサービス。残りの 14 のサービスでは、収支差率は低下している。
- ▶ また、収入に対する給与費の割合は、介護保険 3 施設の中で、介護老人福祉施設が 64.6% と最も高く、平成 27 年度決算に比べて、0.8 ポイント上昇している。
- ▶ 今回の実態調査の結果について、各委員及び厚生労働省は、平成 27 年度介護報酬の▲2.27% 改定と、労働市場全体で人手不足の中での人員費の増加が、収支差率の低下に影響していると分析している。

《経過》

✓ 介護保険

2018. 7. 12	医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議（第5回）
2018. 6. 28	医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議（第4回）
2018. 6. 14	医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議（第3回）
2018. 5. 30	医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議（第2回）
2018. 5. 16	医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議（第1回）

▶ 5月16日、厚生労働省は「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」を設置し、16日に初会合を開いた。座長には、遠藤 久夫 国立社会保障・人口問題研究所所長が選出された。

▶ 国が保有するレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベース（介護DB）などの公的データベースを連結して第三者に提供する仕組みを検討する。

▶ NDBと介護DBに関しては、昨年閣議決定された「骨太の方針2017」に、2020年度までに「健康・医療・介護のビッグデータを連結し、医療機関や保険者、研究者、民間等が活用できるようにする」との方針が盛り込まれた。

▶ そのため有識者会議では、①地域における効果的・効率的で質の高い医療・介護の提供体制や地域包括ケアシステムの構築等の観点から、現在、個々に収集、管理、分析が行われているNDBと介護DBで保有する情報について、連結解析を可能とすること、②DPCデータおよびその他の公的データベース（全国がん登録データベースなど）との関係整理、③第三者提供の枠組みの整理一を検討する。

▶ 7月にNDBと介護DBの連結に関して中間取りまとめを行い、他の公的データベースとの整理を含めた最終取りまとめは今秋を予定している。

2017. 9. 28	平成28年「介護サービス施設・事業所調査」の結果の公表
2017. 5. 26	地域包括ケアシステム強化法案（介護保険法等改正法案）：参議院可決・成立
▶ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」は、5月26日参議院本会議で可決、成立した。	
▶ なお、5月25日に開催された参議院厚生労働委員会では、以下の6項目の附帯決議がなされた。	
<p>『地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成29年5月25日／参議院厚生労働委員会）』</p> <p>政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用者負担の更なる増加に対する国民の不安を払拭するため、政令で定める利用者負担割合が3割となる所得の額については、医療保険の現役並み所得者と同等の水準とすること。 利用者負担割合が2割となる所得の額を定める政令の改正を行おうとする場合には、所得に対して過大な負担とならないよう十分配慮するとともに、あらかじめ、当該改正による影響に関する予測及び評価を行うこと。 利用者負担割合の3割への引上げが施行されるまでの間に、平成27年に施行された利用者負担割合の2割への引上げに関する影響について、施行前後における介護サービスの利用の変化や、介護施設からの退所者数の状況、家計への負担、高齢者の地域における生活等に関する実態調査を十分に行った上で、その分析及び評価を行い、必要な措置を講ずること。また、利用者負担割合の3割への引上げの施行の状況について適切に把握し、分析及び評価を行い、必要な措置を講ずること。 軽度要介護者・要支援者に対する介護給付・予防給付等が地域で自立した生活を営み、生活の質を維持向上させること及び介護離職を防止する等家族の負担軽減に重要であることに鑑み、介護予防訪 	

問介護及び介護予防通所介護の総合事業への移行後の状況を把握し、検証を行うこと。また、介護保険の被保険者に対するサービスについては、介護又は支援の必要の程度の高低のみならず、それぞれの被保険者の心身の状況等に応じて、適切かつ必要なサービスが確保されるよう必要な措置を講ずること。

五 共生型サービスの実施に当たっては、従来、障害者が受けているサービスの量・質の確保に留意し、当事者及び関係団体の意見を十分に踏まえ、その具体的水準を検討、決定すること。

六 介護職員の処遇が著しく低いことに鑑み、優れた人材を介護の現場に確保し、要介護者等に対するサービスの水準を向上させるため、平成29年度から実施している介護職員の処遇改善の効果の把握を行うとともに、雇用管理及び勤務環境の改善を強力に進め、必要な措置を講ずること。

『改正法概要』

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

○全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・財政的インセンティブの付与の規定の整備（その他）
- ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

②医療・介護の連携等に關し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける（その他）
- ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする

2017. 3. 31	「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」：通知発出								
2016. 12. 20	社会保障審議会療養病床等の在り方等に関する特別部会：議論の整理								
2016. 12. 19	「平成29年度介護報酬改定に関する審議報告」								
2016. 12. 9	社会保障審議会介護保険部会：「介護保険制度の見直しに関する意見」								
2015. 4. 28	第6期計画期間・平成37年度等の介護保険料等・公表								
<p>▶ 厚生労働省は、第6期計画期間（平成27年度～29年度）及び平成37年度等の介護保険の第1号保険料と、第6期介護保険事業計画のサービス見込み量等をとりまとめ公表した。</p> <p>▶ 全国の介護保険料額（月額・加重平均）は「5,514円（第5期は4,972円）」となり、平成37年度には、「8,165円」になる見込みであることが示された。</p>									
<p>介護保険の第1号保険料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>第5期</th> <th>第6期</th> <th>平成32年度（見込み）</th> <th>平成37年度（見込み）</th> </tr> <tr> <td>4,972円</td> <td>→ 5,514円 (+10.9%)</td> <td>→ 6,771円 (+36.2%)</td> <td>8,165円 (+64.2%)</td> </tr> </table> <p>※ 第1期は2,911円、第2期は3,293円、第3期は4,090円、第4期は4,160円。</p>		第5期	第6期	平成32年度（見込み）	平成37年度（見込み）	4,972円	→ 5,514円 (+10.9%)	→ 6,771円 (+36.2%)	8,165円 (+64.2%)
第5期	第6期	平成32年度（見込み）	平成37年度（見込み）						
4,972円	→ 5,514円 (+10.9%)	→ 6,771円 (+36.2%)	8,165円 (+64.2%)						

✓ 科学的裏付けに基づく介護に係る検討会

2017. 3. 30	介護分野における今後のエビデンスの蓄積に向けて収集すべき情報について（中間とりまとめ）
2017. 3. 9	第5回科学的裏付けに基づく介護に係る検討会：中間とりまとめ案について
2017. 12. 21	第4回科学的裏付けに基づく介護に係る検討会：エビデンスの蓄積に向けて収集すべき情報
<p>▶ 平成29年12月21日、厚生労働省は、第4回科学的裏付けに基づく介護に係る検討会（座長：鳥羽 研二 国立長寿医療研究センター 理事長）を開催した。</p> <p>▶ この検討会は、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護サービスの方法論を確立し、普及していくために必要な検討を行うため設置されたもの。主な検討項目として、（1）既存のエビデンスの確認及び整理、（2）今後のエビデンスの蓄積に向けて収集すべき情報の整理、（3）その他、介護領域におけるエビデンスの蓄積及び活用に必要な事項の検討の3点が挙げられている。</p> <p>▶ 今後のエビデンスの蓄積に向けて収集すべき情報の整理については、主として年内に検討し、年度末までに中間とりまとめを行うこととしている。また、総論的な議論の他、各論的な議論として、（1）栄養、（2）リハビリテーション、（3）（主として介護支援専門員による）アセスメント、（4）ケアマネジメント、（5）認知症等のテーマについて検討を行う予定。</p> <p>▶ なお、科学的介護については、「未来投資戦略2017」において、平成32年度の本格運用開始を目指すこととされ、平成33年度以降の介護報酬改定で評価する方向性が盛り込まれている。</p> <p>▶ 今年度中にデータベースの初期仕様を確定させる必要を踏まえ、以下の論点について検討順序の軽重を議論し、データベースは、2020年度からの本格運用を目指すとしている。</p>	
2017. 11. 7	第3回科学的裏付けに基づく介護に係る検討会：エビデンスの蓄積に向けて収集すべき情報
2017. 10. 26	第2回科学的裏付けに基づく介護に係る検討会：エビデンスの蓄積に向けて収集すべき情報
2017. 10. 12	第1回科学的裏付けに基づく介護に係る検討会：検討会の趣旨、検討事項等、既存のエビデンスの確認、整理

✓ 認知症、その他高齢者対策

2017. 3. 21	高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等・調査結果（平成27年度）
<p>▶ 厚生労働省は、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の対応状況等を把握するため、各都道府県</p>	

を通じて調査を実施（平成19年度から毎年度調査）し、平成27年度の調査結果を公表した。

	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数 (※3)	相談・通報件数 (※4)	虐待判断件数 (※3)	相談・通報件数 (※4)
27 年度	408 件	1,640 件	15,976 件	26,688 件
26 年度	300 件	1,120 件	15,739 件	25,791 件
増減 (増減率)	108 件 (36.0%)	520 件 (46.4%)	237 件 (1.5%)	897 件 (3.5%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数

6. 障害者

- 2018.7.30 「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」報告書とりまとめ
- ▶ 7月30日、今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会(座長:阿部正浩 中央大学経済学部教授)は、研究会の報告書を取りまとめ、公表した。
 - ▶ 本報告書の内容は、今後、労働政策審議会(障害者雇用分科会)に報告し、議論に繋げていくこととされている。
 - ▶ なお、報告のなかでは、現在の就労継続支援A型事業所について、その利用者は雇用契約を締結しており、法定雇用率計算上の対象(計算上の分子に含まれる)であるが、一方で障害福祉サービスの報酬対象であることから、法定雇用率の計算においては控除すべきとの意見もあった旨が指摘されている(今後への検討課題)。
- 【「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」報告書】(事項)
- 多様な働き方のニーズ等に対応した障害者の雇用の質の向上に向けた取組の推進
 - 1 多様な希望や特性等に対応した働き方の選択肢の拡大
 - (1)週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に対する支援措置の創設
 - (2)自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保
 - (3)希望する障害者のテレワークの推進
 - 2 安心して安定的に働き続けられる環境の整備
 - (1)精神障害者等の個別性の高い支援を要する場合の支援の充実
 - (2)中高年齢層の障害者が希望により長く安定的に働く環境の整備
 - (3)地域における就労支援体制の機能強化
 - (4)障害者雇用の質の向上に向けた事業主の取組に対する支援措置の創設等
 - 中小企業における障害者雇用の推進
 - 1 中小企業における障害者の雇用状況と支援措置
 - 2 障害者が働きやすい環境を整備する中小企業の認証制度の創設
 - 3 中小企業に対する障害者雇用調整金及び障害者雇用納付金の適用
 - 障害者が長く安心して安定的に働き続けられる環境整備に繋げる制度の在り方
- 1 障害者雇用率制度の在り方**
- 2 障害者雇用納付金制度の在り方**
- 障害者雇用率制度の在り方(抜粋)**
- また、現在の法定雇用率の計算に当たっては、就労継続支援A型事業所の利用者についても雇用契約を締結していることから、計算式の分子(雇用されている障害者)の内訳に含まれている。就労継続支援A型事業所における雇用については、利用者である雇用者の数等に応じて障害福祉サービスの報酬が支払われる等、いわゆる一般の雇用とは異なることからも、就労継続支援A型事業所が増えれば増えるほど法定雇用率が引き上げられていくような仕組みは適当ではないとの意見が多く示され、法定雇用率の設定に当たっては、計算式の分子の数値から就労継続支援A型事業所の利用者数を控除した数を用いるべきとの意見も示された。
- 今後、法定雇用率の設定について、前述のような方法で決定していくこととする場合には、議論の際の参考データとして就労継続支援A型事業所の利用者数を控除した結果についても考慮しつつ、議論していくことも考えられる。
- その場合、後述の論点とも関連するが、就労継続支援A型事業所の利用者については、一般的の雇用契約を締結していることから、計算式の分子(雇用されている障害者)の内訳に含まれている。就労継続支援A型事業所における雇用については、利用者である雇用者の数等に応じて障害福祉サービスの報酬が支払われる等、いわゆる一般の雇用とは異なることからも、就労継続支援A型事業所が増えれば増えるほど法定雇用率が引き上げられていくような仕組みは適当ではないとの意見が多く示され、法定雇用率の設定に当たっては、計算式の分子の数値から就労継続支援A型事業所の利用者数を控除した数を用いるべきとの意見も示された。

用とは異なるものであることを前提にするのであれば、法定雇用率の計算式から控除するだけでなく、障害者雇用調整金及び報奨金の支給対象としないことや、当該事業所の利用者を障害者雇用率制度における雇用者とみなさないこと等の対応を検討すべきとの意見も示された。

➤ 2018.7.27 第15回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会:研究会報告書(案)

- ▶ 7月27日、厚生労働省は、第14回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会を開催し、前回示された素案にあげられた意見等を踏まえ、報告書(案)について協議した。
- ▶ 障害者雇用をめぐる現状について、1,000人以上の企業における法定雇用率を上回る実雇用率(2.16%)や、就労系福祉サービスの利用者実績に事業所数を書き込むなどの追加がなされる一方で、近年就労希望者数や雇用者数が大幅に増加している精神障害者について、長く安定的に働くことに課題を抱え職場定着率が低いこと、離職理由として労働条件や仕事の内容と同程度に、職場の雰囲気・人間関係や体力面での厳しさ、症状の悪化等を挙げる声が多いことなどの課題についても記載が追加された。

➤ 2018.7.20 第14回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会:研究会報告書(素案)

- ▶ 7月20日、厚生労働省は、第14回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会を開催し、これまでの議論を踏まえた、報告書(素案)を示し、議論を行った。

➤ 2018.6.29 第13回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会:障害者雇用促進制度の在り方について

- ▶ 6月29日、厚生労働省は、第13回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会を開催し、多様な働き方のニーズ等に対応した障害者の働き方の質の向上について、障害者雇用促進制度の在り方に関する協議を行った。以下、具体的な論点をあげている。

論点(地域の支援機関の連携促進や各種支援策の在り方について)

- 地域の就労支援の在り方等を考えるにあたり、次のような事項を前提に、どのような支援が重要なっているかを考えていく必要があるのではないか。
 - ・ 近年、ハローワークにおいては、障害者である新規求職者数が過去最高を更新し続けるとともに、精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難治性疾患など、希望される方の障害の多様化の傾向が見られること、
 - ・ 地域における支援機関の数は増加傾向にあるものの経験値や能力には大きな差が見られるケースもあること
 - ・ 企業においても、障害者雇用に関してノウハウの蓄積が見られる企業から、これまで雇用経験がない企業まで一様ではないこと
- これまで、地域のネットワークや支援の底上げ、中小企業対策、企業における対応力の強化、様々な専門的知見の活用といった視点で意見が出されてきたが、今後、どのような支援が求められていると考えられるか。
- 具体的には、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターに加え、産業医、理学療法士や作業療法士といった専門家や、企業在籍型の経験豊かなジョブコーチ等といった方々を含め、地域全体における障害者雇用の促進のため、今後、どのような役割を担ってもらうことが期待されるか。併せて、それぞれの支援機関・支援者が、どのように連携することが期待されるか。

➤ 2018.6.27 社会保障審議会障害者部会(第90回):第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の目標値の集計結果について

- ▶ 6月27日、社会保障審議会障害者部会(第90回)を開催し、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の目標値の集計結果について、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築についてそれぞれ協議した。

- 2018.6.22 第12回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会:中小企業における障害者雇用の推進
- ▶ 6月22日、厚生労働省は、第12回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会を開催し、多様な働き方のニーズ等に対応した障害者の働き方の質の向上について、中小企業における障害者雇用の推進に関する協議を行った。以下、具体的な論点をあげている。

論点(地域の支援機関の連携促進や各種支援策の在り方について)

- 中小企業における障害者雇用を推進する観点からは、障害者の働きやすい環境を整備する中小企業の認証制度を創設し、企業PRでの活用や、各種支援策の要件としていくこと等により、障害者雇用に取り組む企業の活動への後押しを進められることが考えられるのではないか。
- 加えて、これまでに議論されてきた週20時間未満勤務の障害者への対応や在宅就業障害者支援制度の見直し等については、フルタイムでの障害者雇用が困難であったりハードルが高いと感じる中小企業にとっても、障害者雇用や就労への取組が進みやすくなるという側面もあるのではないか。
- こうした取組を進めて行くとともに、あわせて、100人以下の企業のうち、法定雇用義務を超えて障害者を雇用する企業が全体の4分の1を占めている中で、これらの企業については、障害者雇用に伴う経済的負担を継続的に調整する仕組みが設けられていないが、中小企業における障害者雇用を進めるためには、上記の新たな取組に加え、100人超の企業と同様に、障害者雇用の取組に対する支援を継続的に実施する仕組みが求められているのではないか。具体的には、100人以下の企業に対する調整金の支給及び納付金の納付についても検討を進められることが考えられるが、その際には、対象企業としては、50人以上の規模の企業に限定することが考えられるのではないか。

- 2018.6.15 第11回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会:障害者雇用の質の向上
- ▶ 6月15日、厚生労働省は、第11回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会を開催し、多様な働き方のニーズ等に対応した障害者の働き方の質の向上について、地域の支援機関の連携促進や各種支援策の在り方に関する協議を行った。以下、具体的な論点をあげている。

論点(地域の支援機関の連携促進や各種支援策の在り方について)

- 地域の就労支援の在り方等を考えるにあたり、次のような事項を前提に、どのような支援が重要となっているかを考えていく必要があるのではないか。
 - ・ 近年、ハローワークにおいては、障害者である新規求職者数が過去最高を更新し続けるとともに、精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難治性疾患など、希望される方の障害の多様化の傾向が見られること、
 - ・ 地域における支援機関の数は増加傾向にあるものの経験値や能力には大きな差が見られるケースもあること
 - ・ 企業においても、障害者雇用に関してノウハウの蓄積が見られる企業から、これまで雇用経験がない企業まで一様ではないこと
- これまで、地域のネットワークや支援の底上げ、中小企業対策、企業における対応力の強化、様々な専門的知見の活用といった視点で意見が出されてきたが、今後、どのような支援が求められていると考えられるか。
- 具体的には、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターに加え、産業医、理学療法士や作業療法士といった専門家や、企業在籍型の経験豊かなジョブコーチ等といった方々を含め、地域全体における障害者雇用の促進のため、今後、どのような役割を担ってもらうことが期待されるか。併せて、それぞれの支援機関・支援者が、どのように連携することが期待されるか。

➤ 2018.6.13 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 公布

- ▶ 6月7日、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が衆議院で可決・成立し、13日公布された。公布の日から施行される。基本理念、国及び地方公共団体の責務等は以下のとおり。

一、基本理念

障害者による文化芸術活動の推進は、文化芸術の鑑賞等を含め障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与することを旨として行われなければならない。

二、国及び地方公共団体の責務等

国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。政府は、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

三、基本計画

文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならない。地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における計画を定めるよう努めなければならない。

四、基本的施策

国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動に関し、文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、芸術上価値が高い作品等の評価及び販売等に係る支援、権利保護の推進等の必要な施策を講ずるものとする。

五、障害者文化芸術活動推進会議

政府は、関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設ける。

➤ 2018.5.25 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 公布

- ▶ 5月25日、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律が公布された。2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる。

【法律の概要】

①理念規定／国及び国民の責務

○理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化

○「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道利用者による声かけ等）を明記

②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

○ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成

○事業者は、ハード・ソフト計画の作成・取組状況の報告・公表

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

○市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設

○近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定（承継効）制度及び容積率特例を創設

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

○貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化

○建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化

○障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記

【目標・効果】高齢者、障害者や、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現
《KPI》・利用者 3,000 人以上/日である旅客施設の段差解消率:87.2%(2016 年度末)⇒約 100%(2020 年度)
・国が示す先進的な研修(様々な障害特性への対応充実等)を行う東京オリンピック大会関連交通事業者の割合
:100%(2020 年度)
・バリアフリーのマスターplanを定める市町村数:(新規) ⇒ 300(2023 年度)

➤ 2018.5.18 第 10 回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会:障害者雇用の質の向上

- ▶ 5 月 18 日、厚生労働省は、第 10 回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会を開催し、多様な働き方のニーズ等に対応した障害者の働き方の質の向上について、在宅就業等の雇用以外の働き方をする障害者への対応(在宅就業支援制度等について)に関する協議を行った。
- ▶ 在宅雇用の在り方について、以下、具体的な論点をあげている。

論点(在宅雇用の在り方について)

- 障害者の在宅雇用の在り方について、これまで出されてきた意見等を踏まえると、具体的には次のような論点があるが、どのように考えるか。
- 障害者の雇用促進の観点から、地方部の求職者を、都市部の求人や、中小企業の求人などとの間で、在宅雇用によってマッチングする方法も考えられるが、具体的にどのような方策が求められているか。
- 障害者の在宅雇用を進める場合には、一般の労働者と比較しても、様々な配慮や、雇用している障害者の能力向上に向けた支援等が必要であると考えられるが、具体的にはどのような支援が必要であると考えられるか。

➤ 2018.5.11 第 9 回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会:有識者からのヒアリング

- ▶ 5 月 11 日、厚生労働省は、第 9 回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会を開催し、有識者からのヒアリング(東京大学先端科学技術研究センター 近藤 武夫 准教授)を実施するとともに、障害者雇用の質の向上について、前回示した論点(週 20 時間未満勤務の障害者への対応)に関する議論を行った。

➤ 2018.4.4 「平成 29 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の調査結果を公表

- ▶ 4 月 4 日、厚生労働省は、「平成 29 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の調査結果を公表した。
- ▶ 福祉・介護職員処遇改善加算の取得状況は、加算を「取得(届出)している」事業所等が 80.4%、福祉・介護職員処遇改善特別加算を「取得(届出)している」事業所等が 1.4%、「取得(届出)していない」事業所等が 18.2%。また、加算の種類別(I ~ V)の取得状況は、加算(I)を取得している事業所等が 52.1%。
- ▶ 福祉・介護職員処遇改善加算等を取得(届出)していない事業所等における加算を取得しない理由(複数回答)は、「事務作業が煩雑」が 31.0%、「対象職種の制約のため困難」が 16.5%、「キャリアパス要件を満たすことが困難」が 15.8%。
- ▶ 障害福祉サービス事業所等における障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法(複数回答)は、「定期昇給を実施(予定)」が 63.0%、「各種手当を引上げまたは新設(予定)」が 38.4%、「定期昇給以外の賃金水準を引上げ(予定)」が 26.1%。
- ▶ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)を取得(届出)している事業所等における福祉・介護職員(常勤の者)の平均給与額について、平成 28 年と平成 29 年の状況を比較すると、平成 28 年 9 月の 295,274 円から平成 29 年 9 月の 311,795 円へ 16,521 円 増加している。

➤ 2018.3.30 第4次障害者基本計画閣議決定

- ▶ 3月30日、政府は、障害者の自立や社会参加を支援する様々な施策の土台となる2018~22年度の「第4次障害者基本計画」を閣議決定した。20年東京パラリンピックを機に、施設やサービス、情報、制度などあらゆる面で「アクセシビリティー」(利用のしやすさ)を高めることなどが柱。
- ▶ アクセシビリティーの向上策では、1日の利用客が平均3千人以上の駅や空港など旅客施設のバリアフリー化率(段差解消)を16年度の87%から20年度に約100%に、ノンステップバスの導入率を53%から約70%に高める目標を掲げた。
- ▶ また、地域ごとに自治体や医療機関、PTAなど関係機関が連携する「障害者差別解消支援地域協議会」の組織率を、市町村(政令指定都市など除く)で17年4月時点の38%から22年度に70%以上へ高めることを目指すとした。

➤ 2018.3.30 第8回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会:障害者雇用の質の向上

- ▶ 3月30日、厚生労働省は、第8回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会を開催し、同研究会において今後検討を行う論点について協議した。

《これまでのヒアリングや、その後の研究会での議論等を踏まえた今後の論点》

※ 障害者雇用の現状の評価

論点1 多様な働き方のニーズ等に対応した障害者の働き方の質の向上

1-1 障害者の職業生活の自立の推進(障害者全般、中高年齢障害者、精神障害者等)

1-2 週20時間未満勤務の障害者への対応

1-3 在宅就業等の雇用以外の働き方をする障害者への対応(在宅就業支援制度等について)

1-4 地域の支援機関の連携促進や各種支援策の在り方 等

論点2 中小企業における障害者雇用の推進

論点3 その他、制度の在り方について

➤ 2018.3.22 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の関係省令・告示の公布、関係通知・事務連絡の発出

- ▶ 3月22日、厚生労働省は、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の関係省令・告示が公布された。
- ▶ この関係省令・告示の公布を受けて、3月30日、課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」、事務連絡「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&AVOL.1」等の関係通知・事務連絡が発出された。
- ▶ また、関係省令・告示の公布と同時に、パブリックコメントの結果が公表された。新設された「共生型サービス」に関する意見とそれに対する厚生労働省の考え方は以下のとおり。

《「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等について(概要)」に対して

寄せられたご意見に対して》(抜粋) ※●パブリックコメントに寄せられた意見 ○厚生労働省の考え方

- 安全性の確保の観点から、障害者、障害児、高齢者を同じ集団の中で日常的に支援するべきではないと考えるが、制度上は同じ集団内での支援を許容しているのか。

→○共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に対して同じ場所でサービスを提供することを想定しております。なお、適切なサービスの提供及び安全性の確保等の観点から、共生型サービスの対象サービスを、介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービスであり、原則として現行の基準該当サービスとして位置づけられているサービスとしています。

- サービス管理責任者が地域に貢献する活動に従事する場合、常勤専従要件違反にならないか。

→○サービス管理責任者が地域に貢献する活動に従事する時間につきましては、専従要件違反にはあたりません。活動内容に応じて常勤期間に含むか否かを判断することになります。

- 今回の「共生型サービス」の創設により、障害福祉の日中支援に、多くの介護保険事業者が参入する

ことが予想される。もうけ本位の事業者が参入してこないか不安である。

→○共生型障害福祉サービスの報酬につきましては、本来的な障害福祉サービス事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区別をして設定しますが、障害者へのサービスの質の確保のため、例えばサービス管理責任者を配置している場合等を加算で評価する予定です。また、共生型サービス事業所については、指定障害福祉サービス事業所で算定可能な加算について、基本的に同様に算定が可能になります。

●共生型サービスについて、65 歳を超えた方が共生型介護保険サービス事業所を利用する場合の報酬について、介護認定と障害支援区分の認定基準の違いもあり、現状の報酬を大きく下回ることになる可能性がある。同じサービスを提供して大きな報酬減少になるのであれば積極的に取り組まない方が良いという考え方になってしまいかねない。障害福祉サービスから別途特別な加算があるとサービスの拡大につながると考える。

→○指定障害福祉サービス事業所が介護保険法に基づく共生型介護保険サービスを行う場合の報酬については、障害者が 65 歳に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬と同等の水準で単位設定しています。

➤ 2018.3.12 第 76 回労働政策審議会障害者雇用分科会:障害者雇用対策基本方針の策定等

▶ 第 76 回労働政策審議会障害者雇用分科会(分科会長:阿部 正浩 中央大学経済学部 教授)が開催された。障害者雇用対策基本方針の策定及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱が諮問された。

《障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案(概要)》

【改正内容】

(1)障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「則」という。) 第 20 条の 2 第 1 項第 2 号ニに基づき支給する障害者介助等助成金について、聴覚障害者の職場定着や合理的配慮の観点から、要約筆記者等の委嘱を対象に追加するとともに、身体障害者手帳 4 級以下の聴覚障害者も対象とする。

(2)雇用する障害者に対する合理的配慮に係る企業内の取組を推進するため、則第 20 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき支給する障害者介助等助成金として、合理的配慮に係る相談に応じる職員を配置した場合や外部の障害者雇用専門機関に相談業務を委託した場合等に支給する助成金を新設する。

▶ また、障害者雇用分科会において設定した 2017 年度目標について、分科会が実施した中間的な評価の結果は、概ね以下とおり。

○ハローワークにおける障害者の就職件数について

[2017 年度目標]前年度(93,229 件)以上 / [4 月～2018 年 1 月実績]83,369 件

○障害者の雇用率達成企業割合 について

[2017 年度目標]2018 年障害者雇用状況報告において、46.5% 以上

/ 2018 年 6.1 報告の結果が出た時点で改めて評価

○精神障害者雇用トータルソポーターの相談支援を終了した者の中、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合について

[2017 年度目標]70% 以上 / [4 月～12 月実績]74.7% (前年同期実績 74.6%)

➤ 2018.1.18 障害福祉サービスの運営基準の改正が公布

▶ 1 月 18 日、障害福祉サービスの運営基準の改正が公布された。

▶ 主な改正内容は、「就労定着支援」や「自立生活援助支援」、「共生型サービス」等の新たなサービスの創設に伴うもの。改正された基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行される。

➤ 2018.1.10 「共生型サービスについて」【事務連絡】発出

- ▶ 1月10日、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課は、事務連絡「共生型サービスについて」を発出した。
- ▶ 新たに新設される「共生型サービス」の基準・報酬の検討状況を示すとともに、共生型サービスの指定申請方法の方向性が示されたもの。
- ▶ 具体的には、共生型サービスの指定申請方法は、既存の指定障害福祉サービス等の指定申請書と同様の記載事項としつつ、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法で共通する項目の一部については、既に指定事業者として指定権者に対して提出している事項と変更がない場合には、申請の記載内容・書類の提出を省略・簡素化することを予定している。
- ▶ また、現在、基準該当障害福祉サービス等を提供している事業所が、共生型サービスの事業所の指定を受ける場合には、申請書の定款や登記事項証明書等の他の事項についても申請の省略・簡素化を行っても差し支えない取り扱いとされる予定。

《経過》

✓ 障害者総合支援法等

2018.3.2	社会保障審議会障害者部会(第89回)：平成30年度障害福祉サービス等報酬改定
2017.3.31	障害福祉計画、障害児福祉計画(平成30～32年度)の基本指針が公布
《障害福祉サービス及び相談支援並に市町村都道府県の地域生活事業提供体制の整備並びに自立支援給付及地域生活事業円滑な実施を確保するため基本的な指針の一部を改正する告示について(概要)》	
2 主な改正内容	
(3) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定	
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
平成28年度末時点における施設入所者の <u>9%</u> 以上が平成32年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から <u>2%</u> 以上削減することを基本とする。	
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
「これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、成果目標を次のとおり設定する。	
・平成32年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。	
・平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。	
・都道府県は、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。	
・都道府県は、平成32年度末における入院3ヶ月後時点、入院後6ヶ月時点、入院後6ヶ月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ69%以上84%以上及び90%以上として設定することを基本とする。	
③ 地域生活支援拠点等の整備	
市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。	
④ 福祉施設から一般就労への移行等	
・平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の <u>1.5倍以上</u> にすることを基本とする。	
・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加することを目指す。	
・就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。	
・各年度における就労定着支援による <u>支援開始から1年後の職場定着率を80%以上</u> とすることを基本とする。	
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等	
・平成32年度末までに、 <u>児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本</u> とする。	
・平成32年度末までに、 <u>すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本</u> とする。	
・平成32年度末までに、 <u>主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本</u> とする。	

- ・平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

2016.5.25	障害者総合支援法等の改正法：参議院可決・成立
2016.5.25	発達障害者支援法の改正法：参議院可決・成立
2015.12.24	障害福祉サービス等経営実態調査の見直しについて：報告書
2013.4.1	「障害者総合支援法」施行

✓ 障害者権利条約

2016.7.5	障害者権利条約「第1回政府報告」
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障害者権利条約の第1回政府報告が国連・障害者の権利に関する委員会に提出された後、外務省ホームページに掲載された。 ▶ 政府報告は、障害者権利条約の規定に基づき、内閣府障害者政策委員会における障害者基本計画の実施状況の監視の議論も踏まえ、関係省庁が作成したもの。 ▶ 障害者政策委員会では、障害者施策における重点的な課題として、成年後見制度も含めた意思決定支援、精神障害者・医療的ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援、インクルーシブ教育システム、雇用、情報アクセシビリティについて、分野横断的な課題として、障害のある女性、障害者に関する統計について、重点的に検討し、これらを踏まえた内容も盛り込まれている。 ▶ 報告では「日本政府としては、条約の実施については不断の努力が必要であるとの認識であり、障害当事者・関係者の方からの意見を求めながら、今後政策を実施していきたい。課題としては、データ・統計の充実が挙げられ、特に性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類された、条約上の各権利の実現に関するデータにつき、より障害当事者・関係者の方のニーズを踏まえた収集が求められていると考えられるので、次回報告提出までの間に改善に努めたい」としている。 	
2014.1.22 「障害者の権利に関する条約」を公布	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成25年12月4日、「障害者の権利に関する条約の締結について国会の承認を求めるの件」（10月15日・閣議決定）が、参議院本会議で承認された。その後、平成26年1月20日、条約批准書を国連に提出し登録された。2月19日から効力が生じる。 ▶ 政府はこれまで、障害のある人の参画により障害者制度改革推進会議等での議論を重ね、障害者基本法をはじめ、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定などの国内法の整備を進めてきた。 	

✓ 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム

2016.12.8	相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム報告書
-----------	--------------------------------------

✓ 障害者差別解消法

2015.11.11	障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン
2015.3.25	改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」等
2015.2.24	障害者差別解消法基本方針・閣議決定
2013.6.19	「障害者差別解消法」成立

✓ 障害者政策委員会

2017. 12. 22	障害者政策委員会（第40回）：・障害者基本計画（第4次）の策定に向けた障害者政策委員会意見（案）
2017. 10. 20	障害者政策委員会（第39回）：・障害者基本計画（第4次）の策定に向けた障害者政策委員会意見（案）
2017. 9. 25	障害者政策委員会（第38回）：第4次障害者基本計画における各論の議論が終了

《スケジュール・概要》

【平成28年12月後半～平成29年1月】

- 各委員から寄せられた回答及び政策委員会での自由討議の結果を踏まえ、事務局で論点を総括的に整理した上で、「第4次障害者基本計画の枠組み（仮称）」の原案を作成

【平成29年2月24日】

- 障害者政策委員会（第32回）開催 ・ 「第4次障害者基本計画の枠組み（仮称）」について審議

【平成29年4月28日】

- 障害者政策委員会（第33回）開催 ・ 「第4次障害者基本計画の枠組み（仮称）」取りまとめ

【平成29年5月～9月（目途）】

- （第4次障害者基本計画案について審議）

【平成29年10月（目途）】

- 障害者政策委員会の意見として、第4次障害者基本計画案を取りまとめ、担当政務に手交

【平成29年11月～平成30年3月（目途）】

- 障害者政策委員会の意見に沿って、第4次障害者基本計画の政府案を作成

- パブリックコメント、関係者への事前説明、閣議手続

- 閣議決定、国会報告

【平成30年4月1日】

- 第4次障害者基本計画の計画期間開始（～平成35年3月末）

✓ 障害者雇用

2018. 2. 5	第75回労働政策審議会障害者雇用分科会：障害者雇用対策基本方針の改正について
2017. 12. 22	第74回労働政策審議会障害者雇用分科会：精神障害者である短時間労働者に関するカウント方法
<ul style="list-style-type: none">▶ 第74回労働政策審議会障害者雇用分科会（分科会長：阿部 正浩 中央大学経済学部 教授）が開催された。障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について諮問され、妥当とされた。▶ 法定雇用率は、原則として、週30時間以上働く障害者は1人、週20時間以上30時間未満働く障害者は0.5人に換算して算出されるが、精神障害者に限り、平成35年3月31日までに雇い入れられた者について、週20時間以上30時間未満の労働でも、雇用開始から3年以内か、精神障害者保健福祉手帳を取得して3年以内の場合1人と数え、精神障害者の雇用を促す改正内容。	
<p>2017. 12. 12 平成29年 障害者雇用状況の集計結果 公表</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けている。▶ 今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したもの。	

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率2.0%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は 49 万 5,795.0 人、対前年 4.5% (2 万 1,421.0 人) 増加
- ・実雇用率 1.97%、対前年比 0.05 ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は 50.0% (対前年比 1.2 ポイント上昇)

＜公的機関＞ (同 2.3%、都道府県などの教育委員会は 2.2%) ※ () は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

- ・国：雇用障害者数 7,593.0 人 (7,436.0 人)、実雇用率 2.50% (2.45%)
- ・都道府県：雇用障害者数 8,633.0 人 (8,474.0 人)、実雇用率 2.65% (2.61%)
- ・市町村：雇用障害者数 2 万 6,412.0 人 (2 万 6,139.5 人)、実雇用率 2.44% (2.43%)
- ・教育委員会：雇用障害者数 1 万 4,644.0 人 (1 万 4,448.5 人)、実雇用率 2.22% (2.18%)

＜独立行政法人など＞ (同 2.3%) ※ () は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

- ・雇用障害者数 1 万 276.5 人 (9,927.0 人)、実雇用率 2.40% (2.36%)

2017. 9. 20 第 1 回今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会：研究会の進め方

- ▶ 平成 29 年 10 月以降 4 回程度の関係者からのヒアリングを実施し、12 月頃ヒアリング等の意見を整理、平成 30 年 1 月以降ヒアリングで出された論点に沿って意見交換を行い、平成 30 年夏頃を目途に取りまとめを予定している。

2017. 5. 30 「障害者雇用率について (案)」の諮問及び答申：段階的に 2.3% に引き上げ

- ▶ 厚生労働省の労働政策審議会（会長 樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授）は、民間企業の障害者雇用率を 2.3% (当分の間 2.2%、3 年を経過する日より前に 2.3%) とすることなどを盛り込んだ「障害者雇用率について (案)」について、5 月 30 日塩崎恭久厚生労働大臣に答申した
- ▶ 平成 30 年 4 月から精神障害者の雇用が義務化され、障害者雇用率の算定式に精神障害者を追加すること等を踏まえたもので、改正後の障害者雇用率は、平成 30 年 4 月から施行される。

2013. 6. 13 「障害者雇用促進法改正法案」成立

✓ 障害者虐待防止法：障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

2017. 12. 27 平成 28 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等」公表

- ▶ 障害福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は、平成 27 年度から 3% 減少 (平成 27 年度 : 2,160 件 → 平成 28 年度 : 2,115 件) したものの、虐待判断件数は 18% 増加している (平成 27 年度 : 339 件 → 平成 28 年度 : 401 件)。
- ▶ また、相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合は、平成 27 年度から約 3% 増加している (平成 27 年度 : 16% (339 件 / 2,160 件) → 平成 28 年度 : 19% (401 件 / 2,115 件))。
- ▶ 虐待行為の類型は、「身体的虐待」が 57% と最も多く、次いで「心理的虐待」が 42%、「性的虐待」が 12%、「経済的虐待」が 10%、「放棄、放置 (ネグレクト)」が 7% となっている。
- ▶ 虐待者の職種は、「生活支援員」が 40% と最も多く、次いで、「その他従事者」が 11%、「管理者」が 8%、「指導員」が 8%、「世話人」が 7% となっている。
- ▶ 障害福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答) は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 65.1% と最も多く、次いで、「倫理観や理念の欠如」が 53.0%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 52.2%、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」が 22.0%、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が

22.0%となっている。

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			(参考) 都道府県労働局の 対応	
市区町村等への 相談・通報件数	4,606 件 (4,450 件)	2,115 件 (2,160 件)	745 件 (848 件)	虐待判断 件数
市区町村等による 虐待判断件数	1,538 件 (1,593 件)	401 件 (339 件)		581 件 (591 件)
被虐待者数	1,554 人 (1,615 人)	672 人 (569 人)		972 人 (1,123 人)

(注1) 上記は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、「平成28年度使用者による障害者虐待の状況等」(平成29年7月26日公表)のデータを引用。(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

2017.7.26 平成28年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果：公表

- ▶ 厚生労働省は、障害者虐待防止法にもとづき、障害者を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の状況や虐待を行った使用者に対して講じた措置などについて、平成28年度の状況をとりまとめ、公表した。
- ▶ 平成28年度においては、通報・届出件数、虐待が認められた件数ともに平成27年度より減少。

《概要》

- 通報・届出のあった事業所は、1,316事業所で前年度より0.7%減少
- 通報・届出の対象となった障害者は、1,697人で前年度より11.9%減少
- 使用者による障害者虐待が認められた事業所は、581事業所※1で前年度より1.7%減少
- 虐待が認められた障害者は972人で前年度より13.4%減少
- 虐待種別は、経済的虐待852人(81.6%)と最も多く、次いで心理的虐待115人(11.0%)、身体的虐待57人(5.5%)※2
- 障害種別を問わず、経済的虐待が認められた障害者が最も多い。経済的虐待を受けた障害者の中でも、知的障害者が474人であり、他の障害種別の障害者と比べて最も多い。
- 事業所の業種は、製造業が210件(36.1%)と最も多く、続いて、医療、福祉業が109件(18.8%)、卸売業、小売業が69件(11.9%)と多くなっている。
- 小規模事業所での虐待が多い。5~29人規模で289事業所(49.7%)と最も多く、続いて、5人未満の規模で117事業所(20.1%)、30~49人規模で74事業所(12.7%)と多くなっており、50人未満の規模で480事業所と全体の82.6%を占めている。
- 小規模事業所での経済的虐待が多く、5~29人の規模においては253事業所で経済的虐待が認められた。また、パート等で就労する障害者への経済的虐待が最多である。
- 虐待を行った使用者は591人(前年度比2.0%減)。使用者の内訳は、事業主508人(86.0%)、所属の上司71人(12.0%)、所属以外の上司4人(0.7%)、その他8人(1.4%)。使用者による障害者虐待が認められた場合に労働局がとった措置は1,022件

[内訳]

- ①労働基準関係法令に基づく指導等875件(85.6%)（うち最低賃金法関係600件(58.7%)）
- ②障害者雇用促進法に基づく助言・指導等132件(12.9%)
- ③個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等10件(1.0%)

④男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 5 件 (0.5%)

※1 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、複数計上。

※2 被虐待者の虐待種別については、重複しているものがある。

2016. 7. 27	平成 27 年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果：公表
2015. 12. 22	障害者虐待事例への対応状況等：調査結果・公表
2012. 10. 1	障害者虐待防止法 施行

7. 子ども・家庭福祉

- 2018.8.3 **社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会(第24回):都道府県社会的養育推進計画の策定等について**
 - ▶ 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会(第24回)(委員長:柏女 靈峰 淑徳大学教授)が開催され、7月6日に発出された「都道府県社会的養育推進計画」の策定等について、及び7月20日にとりまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等について報告された。
 - ▶ 第24回をもって、柏女委員長は委員長を辞任し、新たに山縣 文治 関西大学教授が選出された。
 - ▶ 「推進計画」の策定等をめぐって委員からは、「地域の実情は踏まえつつも」と記載された点を評価する意見のほか、計画の進捗状況に関するモニタリングにおいては、数値だけによる評価を行うこと、児童養護施設等の関係者に対するていねいな説明や、「骨太の方針2018」に即した抜本的な財政措置を求める等の意見が示された。
- 2018.8.2 **第4回保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会:関係団体ヒアリング**
 - ▶ 8月2日、厚生労働省は、「第4回保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」(座長:汐見 稔幸 東京大学名誉教授)を開催した。
 - ▶ 第4回では、「保育の質」を確保・向上するための取り組みと課題について、全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会へのヒアリングが行われた。
 - ▶ 全国保育協議会からは、①保育内容の充実、保育の質向上のため取り組み(「保育の質」をどう捉えるか、「保育の質」を担保するための人材養成、保育を「見える化」と質の向上につなげるツールの開発)、②多様なニーズへの対応、③保育の評価の方法等(自己評価、福祉サービス第三者評価事業)に関する、全国保育協議会・全国保育士会における各種取り組みについて発言があった。
 - ▶ 保育の質に関して福祉サービス第三者評価事業にふれ、受審した施設から業務改善につながったという意見があったことを紹介する一方で、第三者評価の評価基準については、改定された保育所保育指針にあわせた見直しが必要である、としている。
- 2018.7.30 **困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会(第1回):婦人保護事業の現状・今後の進め方**
 - ▶ 7月30日、厚生労働省は、困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会の第1回会合を開催した。
 - ▶ 本検討会は、婦人保護事業の発足後、支援ニーズの多様化に伴って事業対象が拡大してくるも、支援の現場からは婦人保護事業のあり方の抜本的な見直しが問題提起されてきたところで、一方で、売春防止法の規定の枠組みでは支援しきれない多様なニーズについては、この間、多くの民間での取り組みも進められてきていることから、困難な問題を抱える女性への支援のあり方という観点から、幅広い構成員の知見により検討するもの。
 - ▶ 堀 千鶴子構成員(城西国際大学 福祉総合学部 教授)が座長に、新保 美香構成員(明治学院大学 社会学部 教授)が座長代理に選出された。
 - ▶ 第1回では、参画する委員の活動内容や課題意識、本検討会での検討内容等について自由討議が行われた。
 - ▶ 多くの委員から、取り扱う内容について抜本的に検討を行うまでの期間が短いこと、また、先行研究の十分な活用について指摘があり、当初示された事務局の検討スケジュールについては意見等を踏まえて改めて示すこととされた。
 - ▶ 今後、各委員からの活動報告等を踏まえながら議論を進めていく。

- 【検討事項】 (1)対象とする「女性」の範囲・支援内容について
 (2)他法施策との関係や根拠法の見直しについて
 (3)婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能について

➤ 2018.7.27 **社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会「中間報告書」公表**

- ▶ 7月27日、厚生労働省は、厚生労働省は、「社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会」(座長:柏女 霊峰 淑徳大学 教授)の中間報告書を公表した。
- ▶ 本専門委員会は、放課後児童クラブが、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するために、社会保障審議会児童部会に設置された。今回の報告書は、平成29年度から10回にわたって議論を重ねた内容を中間的にとりまとめたもの。
- ▶ 報告書では、放課後児童対策における子どもの育成の理念として、①児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成、②子どもの「生きる力」の育成、③地域共生社会を創出することのできる子どもの育成の3つの視点を挙げている。
- ▶ その上で、子どもが育つ場は多様に用意される必要があり、総合的な放課後児童対策の展開が求められることとしており、こうした理念を踏まえ、放課後児童クラブの今後のあり方として、量・質ともに充実を図っていくことを提言している。

➤ 2018.7.20 **児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策**

- ▶ 7月20日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策がとりまとめられた。
- ▶ 子どもを守るため、子どもの安全確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく介入することや、子育て支援・家族支援の観点から、早い段階から家庭に寄り添い、支援することなどの取組を、地域の関係機関が、役割分担をしながら、確実かつ迅速に行う。これにより、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指している。
- ▶ 本対策では、まずは、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、緊急に実施すべき重点対策として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や、子どもの安全確認を早急に行う。また、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進めるとし、さらに、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保など、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示している。
- ▶ 財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じるとしている。

《緊急に実施する重点対策》(項目について抜粋)

I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底する。

II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「虐待通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する」という全国ルールに加え、立入調査の手順を見直し、全国ルールとして

徹底する。

Ⅲ 児童相談所と警察の情報共有の強化

○ 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底する。

Ⅳ 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

○ 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底する。

Ⅴ 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

○ 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報について、本年9月末までに市町村において緊急的に把握する。

○ 把握した子どもについては、目視すること等によりその状況の確認を進める。確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において、速やかに共有する。国は、緊急把握の実施状況を把握し、公表する。

Ⅵ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定

○ 2016年度から2019年度までを期間とする「児童相談所強化プラン」を前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を年内に策定する。

○ 新プランには、以下の事項を盛り込む。

①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司(2019年度から22年度までの4年間で約2,000人増員)、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策

②一時保護の体制強化策

③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化の方策

《児童虐待防止のための総合対策》

上記緊急対策に加え、以下の総合的な対策を講じる。

1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化

○児童相談所における専門性強化の取組促進

○より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進

○中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進

○適切な一時保護の実施

○子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化

○子どもの権利擁護の仕組みの構築

○児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

2 児童虐待の早期発見・早期対応

○乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進

○支援を必要とする妊婦への支援の強化

○相談窓口の設置促進等

○相談窓口等の周知・啓発の推進等

○在宅支援サービスの充実

○障害のある子どもとその保護者への支援の強化

○児童虐待に関する研修の充実

○非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

4 関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化

5 適切な司法関与の実施

6 保護された子どもの受け皿(里親・児童養護施設等)の充実・強化

- 都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進
- 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進
- 児童養護施設等における家庭的養育の推進

➤ 2018.7.19 平成 29 年度処遇改善等加算Ⅱの実施状況 公表

- ▶ 7月19日、内閣府は、平成29年度処遇改善等加算Ⅱの実施状況を公表した。
- ▶ 平成29年度に導入した保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の技能・経験に応じた「処遇改善等加算Ⅱ」について、施設から提出された平成29年度計画に基づき、各自治体が加算認定した状況を調査したもの。
- ▶ 調査結果によると、加算対象施設のある市町村数は1,309市町村で、うち加算認定有の市町村数は1,173市町村(89.6%)。各施設における認定状況は、保育所が80.1%(11,650か所/14,543か所)、幼稚園が52.7%(458か所/869か所)、認定こども園が82.1%(3,485か所/4,245か所)。
- ▶ 月額4万円の処遇改善の対象者・配分状況(副主任保育士/専門リーダー/中核リーダー)は、保育所では加算対象人数Aは61,402人分で実際の配分人数は94,840人。そのうち、月額4万円の処遇改善の対象者数は33,843人、月額5,000円以上4万円未満の対象者は60,997人。

➤ 2018.7.19 平成 28 年度認可外保育施設の現況取りまとめ 公表

- ▶ 7月19日、厚生労働省は、平成28年度認可外保育施設の現況取りまとめを公表した。都道府県、政令指定都市、中核市が実施した、平成29年3月31日現在の指導監督状況の報告を集計し、取りまとめたもの。「認可外保育施設」とは、児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設で、このうち、①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりの子どもが利用児童の半数以上、のいずれかを常時運営している施設については、「ベビーホテル」としている。
- ▶ 平成29年3月31日現在「認可外保育施設」の数は計6,558か所であり、前年(6,923か所)から365か所(5.3%)の減少となっている。その内、「ベビーホテル」は1,530か所、「その他の認可外保育施設」は5,028か所。
- ▶ 「ベビーホテル」の減少理由は、「廃止・休止」が156か所と最も多く、次いで、「転換」が128か所、「認可の施設・事業への移行」が49か所となっている。
- ▶ 「その他の認可外保育施設」の減少理由は、「認可の施設・事業への移行」が415か所と最も多く、次いで、「廃止・休止」が399か所、「転換」が65か所となっている。

➤ 2018.7.6 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について等、改正児童福祉法等関連通知発出

- ▶ 7月6日、厚生労働省は、都道府県知事・指定都市市長・児童相談所設置市長宛に、改正児童福祉法等に関連する5つの局長通知を発出した。
 - ①「都道府県社会的養育推進計画」の策定について
 - ②「フォースターリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」について
 - ③「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」について
 - ④一時保護ガイドラインについて
 - ⑤児童相談所運営指針の改正について
- ▶ 平成29年8月の「新しい社会的養育ビジョン」とともに、改正児童福祉法等の理念を踏まえ、既存の都道府県推進計画を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を策定することとして、

策定に当たって踏まえるべき基本的考え方や留意点などのポイントをまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を通知したもの。2018 年度から可能なものから、順次速やかに取り組みを進めつつ、2019 年度末までの新たな計画策定を求めている。

- ▶ また、「都道府県社会的養育推進計画」の策定と併せて、包括的な里親養育支援体制の構築及び乳児院・児童養護施設における円滑な取り組みの推進のため、「フォースターリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」及び「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」を示した。
- ▶ さらに、現状において、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示すものとして、児童相談所運営指針の一時保護に関する記載を削り、「一時保護ガイドライン」が作成された。
- ▶ 要領の検討に当たって、社会的養育ビジョンの取りまとめ以降、里親委託率の記載等をめぐって賛否が分かれていたが、発出された要領では、国における数値目標を記載しつつも、都道府県における地域の実情を踏まえた数値目標と達成期限を設定することとした。

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領(抜粋)」

2. 基本的考え方

- ・ 国においては、「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率 75%以上」、「概ね 10 年以内に学童期以降の里親等委託率 50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。

➤ 2018.7.4 全国知事会「児童虐待防止対策のさらなる強化に関する緊急提言」

- ▶ 7月4日、全国知事会 次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダー 尾崎 正直 高知県知事は、「児童虐待防止対策のさらなる強化に関する緊急提言」を、加藤 勝信厚生労働大臣に手交した。緊急提言の項目・主な内容は以下のとおり。

《児童虐待防止対策のさらなる強化に関する緊急提言》

(1)児童相談所の体制強化

- ◆「児童相談所強化プラン」を基盤としたさらなる体制強化に向けた支援及び専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースの増加への対応

(2)児童相談所間・自治体間の円滑な情報共有の迅速化

- ◆速やかに援助体制を確保し、切れ目のない相談・支援体制の確保

(3)関係機関の連携強化

- ◆要保護児童等を早期に把握し、迅速かつ的確に支援を開始するための警察等の連携体制の構築

(4)児童虐待の早期発見・早期対応

- ◆母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりの加速化

(5)保護された子どもの受け皿の充実・強化

- ◆里親・児童養護施設等の充実

- ・家庭養育優先の原則に基づき、各都道府県が地域の実情に応じて取り組む里親制度の推進や児童養護施設等の整備に対する支援の充実・強化

➤ 2018.7.4 第3回保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会:事業者ヒアリング
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 7月4日、厚生労働省は、「第3回保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」(座長:汐見 稔幸 東京大学名誉教授)を開催した。 ▶ 第2回に引き続き、事業者5名(社会福祉法人高原福祉会 村山中藤保育園「櫻」副園長 若山望氏、社会福祉法人後世福祉会 えひめ乳児保育園副園長上岡米子氏、社会福祉法人倉梯福祉会 さくら保育園園長森田達郎氏、株式会社ベネッセスタイルケア ベネッセ日吉保育園園長伊賀上知子氏、東京都北区立西ヶ原保育園園長久保正子氏)へのヒアリングが行われた。
➤ 2018.6.15 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6月15日、総理大臣官邸で児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開催された。 ▶ 会議では、児童虐待防止対策に関する取組及び目黒区の女児死亡事案に関する検証について議論が行われた。 ▶ 児童虐待防止対策に関する課題として、児童相談所・市町村の体制強化、児童虐待の早期発見・早期対応(妊娠期からの適切なケア、未就園児・未就学児の把握など)、児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底、関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化、適切な司法関与の実施、保護された子どもの受け皿(里親・児童養護施設等)の充実・強化等をあげている。 ▶ 目黒区の事案における検証については、東京都、香川県それぞれ委員会を構成し検証を行うが、国としても「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(委員長:山縣文治関西大学教授)において検証を予定している。
➤ 2018.6.13 改正民法成立「成人年齢18歳に」
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6月13日、成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案が、参議院本会議で賛成多数で可決、成立した。2022年4月1日に施行される。 ▶ 成人年齢の引き下げで、「成年」「未成年」で区別する約130の法律の適用年齢が18歳となる。 ▶ 一方、女性が結婚できる年齢は16歳から18歳に引き上げ、男性と同じにする。 ▶ 健康被害やギャンブル依存症に配慮し、飲酒、喫煙や公営ギャンブルは20歳未満禁止のまま。
➤ 2018.6.12 第2回保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会:事業者ヒアリング
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6月12日、厚生労働省は、「第2回保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」(座長:汐見 稔幸 東京大学名誉教授)を開催した。 ▶ 本検討会は、保育の質を「内容」「環境」「人材」の3つの観点から捉えた上で、主として保育の「内容」面から具体的な方策を検討することが目的とされている。 ▶ 第2回は、構成員2名(普光院 亜紀氏:保育園を考える親の会代表、松井 剛太氏:香川大学准教授)から「保育の質の確保・向上」に関する意見表明があり、保育の質を担保し、示していくためのツールのあり方等について意見が交わされた。その後、事業者2名(社会福祉法人はとの会理事長 濑沼幹太氏、社会福祉法人仁慈保幼園 妹尾 正教氏)へのヒアリングが行われた。
➤ 2018.6.4 第10回放課後児童対策に関する専門委員会:中間とりまとめ(案)
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6月4日、厚生労働省は、第10回放課後児童対策に関する専門委員会(委員長:柏女 靈峰 淑徳大学 教授)を開催した。 ▶ 「中間とりまとめ(素案)」(第9回)における意見を踏まえ、中間とりまとめ(案)が提示された。
➤ 2018.5.28 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告中間報告
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 5月28日、内閣府は、教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議の年次報告・中間報告をした。 ▶ 標記会議において、教育・保育施設等における死亡事故等について、地方自治体の検証報告をヒアリ

ングしており、ヒアリングをふまえ、事故の傾向分析、再発防止策等を検討している。

- ▶ 中間報告では、死亡事故の詳細として、施設別、年齢別、発生時状況別、入園からの日数別、発生時間帯別、死因別等の情報をまとめ、0～1歳児の睡眠中、預け始めの時期(入園から30日以内)の事故が多いとしている。負傷等の詳細では「骨折」が最も多く、発生時の状況は「屋外活動中」が5割以上、事故の誘因は「自らの転倒・衝突」が4割、「遊具からの転落・落下」が3割を占めている。
- ▶ 最終報告に向けては、「発生時の体制別」「事故防止マニュアルの有無」「職員配置」「施設の安全点検」「対象児の動き」「担当職員の動き」等についても分析を行い、死亡事故等について、事業者・地方自治体・国のそれぞれに向けた注意喚起・提言がとりまとめられる予定。
- ▶ また、あわせて平成29年1月1日から12月31日にあった事故についてとりまとめた『「平成29年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について』を公表した。
- ▶ 報告件数は1,242件であり、負傷等は1,234件(うち1,030件[83%]が骨折)、死亡8件。事故発生場所は、施設内が1,092件で、そのうち592件(54%)は施設内の室外で発生している。

▶ 2018.5.28 子ども・子育て会議(第35回):子ども・子育て支援新制度の現状について協議

- ▶ 5月28日、子ども・子育て会議(第35回)が開催され、子ども・子育て支援新制度の施行状況及び今後の課題について協議された。
- ▶ 子ども・子育て支援法附則第2条第4項において、法律の施行後5年を目途として、法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、とされている。
- ▶ 検討すべき事項として考えられているものは以下のとおり。
(1)法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項
ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目
イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目
(2)新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項
ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項
イ 制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項 など

▶ 2018.5.18 第1回保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会

- ▶ 5月18日、厚生労働省は、「第1回保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」(座長:汐見 稔幸 東京大学名誉教授)を開催した。
- ▶ この検討会は、改定保育所保育指針に基づく保育所等の特性を踏まえた保育の質の確保・向上を図るため、保育の質を支える「環境」や「人材」に係る取組などを広く視野に入れつつ、主として保育の「内容」面から具体的な方策等を検討することを目的に設置された。
- ▶ 検討事項には、①保育所等における保育の「内容」面に係る質の確保・向上に関する事項(改定保育所保育指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン」の見直し 等)、②その他、保育所等における保育の質の確保・向上に関することが挙げられている。

▶ 2018.5.15 第9回放課後児童対策に関する専門委員会:中間とりまとめ(素案)

- ▶ 5月15日、厚生労働省は、第9回放課後児童対策に関する専門委員会(委員長:柏女 露峰 淑徳大学 教授)を開催した。
- ▶ 第6回まで行われた論点整理及び関係者からのヒアリングを踏まえて、第7回から中間とりまとめの素案について協議している。次回、6月4日の第10回に、中間とりまとめ(案)が提示される予定。

【中間とりまとめ(素案) 項目】

1. 子どもたちの放課後生活の重要性とその理念

- (1) 児童の権利条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を保障する育成支援

- (2) 子どもの「生きる力」の育成支援
 - (3) 地域共生社会を創出することのできる子どもの育成支援
2. 放課後児童対策の歴史的推移と現状並びにその課題
3. 放課後児童クラブの今後のあり方
- (1) 待機児童の解消(いわゆる「量の拡充」について)
 - (2) 質の確保
 - ① 放課後児童クラブに求められるもの
 - ② 放課後児童支援員のあり方・研修について

➤ 2018.4.11 「平成 29 年 10 月時点の保育園等の待機児童数の状況について」公表

- ▶ 4 月 11 日、厚生労働省は、平成 29 年 10 月 1 日時点の待機児童の状況を取りまとめ公表した。

【ポイント】※報道発表資料から

- 例年、4 月以降も、年度途中に保育の申込みが行われるが、保育の受け皿整備は 4 月開園に向けて行われる場合が多く、年度途中開園は少ないため申込みに対して入園できない数は増加している。
- ※ 平成 29 年 4 月 1 日の待機児童数は 26,081 人だったが、0 歳児を中心に年度途中の申込みが増加し、平成 29 年 10 月 1 日の待機児童数は 55,433 人となっている(平成 28 年 10 月 1 日時点と比較し、7,695 人増加)。
- 待機児童数の対前年比 7,695 人増のうち、約 9 割が 0 歳児の増加(6,798 人増)であり、「育児休業中の者」など、待機児童数の取扱いに関する運用の見直しが影響していると考えられる。
- ※ 待機児童数の調査については、平成 29 年 4 月 1 日より新調査要領が適用されているが、経過措置を設けていることから、今般の調査については、新要領を適用した自治体と、旧要領を適用した自治体の両者が含まれる。

年齢区分別の待機児童数

	平成 29 年 4 月	平成 29 年 10 月	平成 28 年からの増減
3 歳 未 満 児	23,114 人	52,285 人	+8,095 人
うち 0 歳児	4,402 人	28,805 人	+6,798 人
うち 1,2 歳児	18,712 人	23,480 人	+1,297 人
3 歳 以 上 児	2,967 人	3,148 人	-400 人
全 年 齢 児 計	26,081 人	55,433 人	+7,695 人

➤ 2018.3.30 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律 成立

- ▶ 3 月 30 日、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が、参議院本会議で賛成多数で可決・成立し、31 日公布された。
- ▶ 事業主拠出金の率の上限を 0.25% から 0.45% に引き上げ、児童手当や企業主導型保育所の整備費等に限られる使途を見直し、認可保育所の運営費も充当対象とする。

➤ 2018.3.30 特定教育・保育施設等 平成 30 年度公定価格の告示

- ▶ 3 月 30 日、内閣府は、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」を公布した。
- ▶ 平成 30 年度の公定価格には、平成 29 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善(保育士・幼稚園教諭・保育教諭 +1.1%) が反映されている。

➤ 2018.3.30 「平成 29 年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 報告書」公表
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3 月 30 日、内閣府は、「平成 29 年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 報告書」を公表した。 ▶ 平成 28 年度における保育所(私立)全体の損益差額は 5.1%。 ▶ 地域区分別では、「20／100 地域」で 3.1%、「16／100 地域」で 4.8%、「15／100 地域」で 7.0%、「12／100 地域」で 4.9%、「10／100 地域」で 6.1%、「6／100 地域」で 5.0%、「3／100 地域」で 6.2%、「その他」で 4.5% となっている。 ▶ また、定員区分別では、「60 名以下」で 5.2%、「61～90 名」で 5.4%、「91～120 名」で 4.6%、「121～150 名」で 4.9%、「151 名以上」で 5.6% となっている。 ▶ 認定こども園(私立)全体の損益差額は 9.0%。事業類型別では、「幼保連携型認定こども園(私立)」で 8.3%、「幼稚園型認定こども園(私立)」で 11.3%、「保育所型認定こども園(私立)」で 11.3%、「地方裁量型認定こども園(私立)」で 12.1% となっている。
➤ 2018.3.30 「仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会報告書」公表
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3 月 30 日、厚生労働省は、「仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会報告書」を公表した。 ▶ 仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会(座長:武石恵美子法政大学キャリアデザイン学部教授)は、平成 29 年 6 月からヒアリングを含む 9 回にわたる議論をとりまとめ、報告書を公表した。 ▶ 女性の就業が進む中、依然として育児負担が女性に偏っている現状等を踏まえ、特に、男性による育児の促進を中心とした仕事と家庭の両立方策について検討してきた。 ▶ 報告所は、①仕事と育児の両立支援に係る現状と課題、②男女がともに育児をする社会にするための基本的考え方、③男女がともに育児をする社会にするための具体的な対応方針、といった視点から整理されている。
➤ 2018.3.8 平成 29 年 児童虐待疑い児童相談所通告件数 65,431 件(前年比 20%増)
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3 月 8 日、警察庁は「平成 29 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況を公表した。 ▶ 全国の警察が 2017 年に、虐待の疑いがあるとして児童相談所に通告した 18 歳未満の子どもは、前年比約 20%増の 65,431 人に上った。統計を取り始めた 2004 年以降、13 年連続の増加。 ▶ 通告内容は、暴言を浴びせられるなど「心理的虐待」が全体の約 7 割を占めて最も多く 46,439 人。うち保護者が子どもの面前で配偶者に暴力を振るう「面前 DV」が 6 割以上を占めた。暴行などの「身体的虐待」は 12,343 人、「怠慢・拒否(ネグレクト)」が 6,398 人、「性的虐待」251 人だった。 ▶ 生命の危険があるなどとして警察が一時保護した子どもは過去最多を更新し 3,838 人だった。摘発件数は前年比 57 件増の 1,138 件。うち約 8 割は殺人や傷害などの身体的虐待で、性的虐待は 169 件、ネグレクトは 21 件。刃物を示して「殺すぞ」と脅すなどの心理的虐待は 44 件だった。 ▶ 摘発事件の被害者は過去最悪だった昨年から 60 人増え 1,168 人。うち死者は 58 人だった。摘発された加害者 1,176 人のうち、実父は 488 人で最も多く、次いで実母、養父・継父などの順。
➤ 2018.3.2 企業主導型保育事業指導・監査 立入調査結果公表(平成 29 年度上半期分)
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 30 年 3 月 2 日、公益社団法人児童育成協会は、平成 29 年度上半期分の「企業主導型保育事業指導・監査 立入調査結果」を公表した。 ▶ 企業主導型保育事業は、待機児童解消の一つとして、平成 29 年度末までに新たに 5 万人分の保育の受け皿を確保するために、子ども・子育て支援法が改正され平成 28 年 4 月より創設された。 ▶ 平成 29 年 6 月 22 日、「子育て安心プラン」が示され、平成 29 年度末までに企業主導型保育事業では追加 2 万人分の保育の受け皿を確保し、平成 30 年度にはさらに 2 万人分を追加整備し、計 9

万人分に積み増すこととしている。

- ▶ 平成 30 年 2 月 28 日現在、2,365 施設・定員 54,645 人分の助成決定がされており、助成申請人数では、すでに平成 29 年度目標の 7 万人に達している。
- ▶ 企業主導型保育事業の開始にあたっては、都道府県への届出のみで設置の際や利用の際に市町村の関与を必要としない、職員配置基準の職員数のうち半数以上が保育士資格を有していればその他の保育従事者は「子育て支援員研修」等の受講のみで従事が可能、定員により設備基準は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の準用とする等、認可保育所より低い基準で整備・運営をすることが可能であり、整備助成・運営費助成がある。
- ▶ 企業主導型保育施設は、原則として年 1 回の立入調査による指導・監査が実施されるが、指導・監査業務の実施主体である児童育成協会（業務の一部を株式会社パソナに委託）が公表した平成 29 年度上半期分（4 月～9 月）の立ち入り調査結果では、実施した 432 施設のうち、303 施設（70.1%）に文書指導項目があった。
- ▶ 指導・監督基準を満たしているものは A 判定、指導・監督基準を満たしていない場合で、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるものは B 判定として口頭による改善指導が行われるが、B 判定以外のものは C 判定として文書指導が行われる。
- ▶ 文書指導が行われた主な項目は以下のとおり。

項目	件数
職員配置・資格	
・嘱託医との契約を締結すること	59 件
・必要な保育従事者数を確保すること	46 件
設備基準（食事提供状況の確認）	
・食事の提供は自園調理等により適切に行うこと	35 件
・検査用保存食材を保存すること	19 件
・定員 20 名以上に必要な医務室を整備すること	15 件
保育所保育指針の遵守	
・保育計画等を作成すること	125 件
・苦情処理規程の整備及び職員へ周知すること	41 件
健康管理・安全確保の徹底（午睡時の確認、事故発生防止）	
・乳幼児の利用開始時に健康診断結果を確認すること	61 件
・職員の健康診断を適正に実施すること（採用時又は定期）	48 件
・乳幼児の健康診断を実施すること	47 件
・アレルギー対応マニュアルを整備すること	23 件
・設備等の安全対策を適切に行うこと	13 件
・乳児室を保育室と区分すること	11 件
利用者への情報提供	
・児童相談所等の専門的機関の一覧表を整備すること	55 件
・保育内容及び利用料金等に関して掲示（提示）すること	31 件

※指導・監査施設数 432 施設：調査結果から全社協・政策企画部整理

- ▶ これら以外にも、「午睡時のうつぶせ寝への対応を適切に行うこと」、「定期的なプレスチェックを適切に行うこと」、「食事のアレルギー対策を行うこと」「午睡時の利用児童同士の間隔を十分に確保すること」等、乳幼児の生命を脅かしかねないような実態が、文書指導の項目から推察される。

- 2018.1.31 **社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会(第23回):計画の見直し要領(骨子案)②**
 - ▶ 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会(第23回)(委員長:柏女 靈峰 淑徳大学教授)が開催され、前回までの意見等を踏まえ、改めて計画の見直し要領(骨子案)が提示された。
 - ▶ 平成30年1月23日に開催された「児童の養護と未来を考える議員連盟(自由民主党)」は、「平成28年改正児童福祉法は、「子どもの権利」と「家庭養育優先原則」を明確化しており、旧児童福祉法下における「社会的養護の課題と将来像」に基づく都道府県推進計画は、全面的に見直されるべき」としており、骨子案は、「新しい社会的養育ビジョン」を大きく反映した記載内容に変わっている。
 - ▶ 計画上の数値目標の設定等は、依然、賛否が分かれているほか、「数値の是非に議論が集中し、養育の“質”にまで踏み込んで議論ができていない」、「計画の評価のための“指標例”は、一度定めれば今後継続的に把握していくことが求められるので慎重な議論が必要」等、多くの意見があげられた。
- 2017.12.8 **第10回子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ:一時保護ガイドライン(案)**
 - ▶ 第10回子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ(座長:山縣 文治 関西大学 教授)が開催され、前回に引き続き新しい社会的養育ビジョンを受けた児童相談所及び一時保護の見直しについて議論した。
 - ▶ 閉鎖的環境での保護に関して、その必要性や保護の期間を明示するか否かについて、賛否が分かれ多くの意見があげられた。
 - ▶ 何をもって閉鎖的環境・開放的環境と定義するのか、現行の実態においても委員によって様ざまであり、概ね物心両面で開放的であるか否かが重要であるとの方向性は共通するものの、保護の期間の明示についての議論は平行線のままであった。
- 2017.11.14 **第9回子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ:一時保護ガイドライン(素案)**
 - ▶ 第9回子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ(座長:山縣 文治 関西大学 教授)が開催され、新しい社会的養育ビジョンを受けた児童相談所及び一時保護の見直しについて議論した。
 - ▶ 一時保護ガイドライン(素案)に対して、構成員から提出資料があり、それぞれ発言があった。
 - ▶ ビジョンを取りまとめた奥山眞紀子構成員(国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長)は、素案では子どもの権利保障が貫かれていないとし、集団処遇ではない法律に則ったできるだけ家庭的環境を目指すガイドラインでなければならない旨発言した。また、都道府県推進計画に必要な内容を提起すべきであり、ガイドラインを読んでも都道府県がすべき事柄がわからないと指摘した。
 - ▶ 山本恒雄構成員(社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所 客員研究員)からは、「そもそも、子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループにおいて一時保護所のガイドライン策定を進めることに妥当性があるとは思わない、担当責任範囲を逸脱している」、「提案内容全体が全国69自治体120か所を超える一時保護所全体をカバーし得る保証がなく、大都市圏に限った業務ガイドライン策定は各自治体に対する妥当性や説得力をもたない」、「新しい社会的養育ビジョン」は単なる方向性を示した理念の提示段階であって、現実的な実効性や実現性については何ら照合性のあるエビデンスを確認できていない段階にあり、国が各自治体に対してガイドラインを示す妥当性はないとの意見資料提出があり、事務局が読み上げた(山本構成員は欠席)。
 - ▶ 山縣座長から、平成28年の児童福祉法改正が前提としてあり、本ワーキンググループでは改正法の趣旨を前に進めていくために必要な事柄について議論をしていくもの、との発言があった。
 - ▶ 事務局の山本内閣官房内閣審議官からは、ガイドラインは都道府県計画に資するものであるが、計画策定等自治体に作業を要請するには、成立した28年改正法など確立された制度である必要がある。ビジョンの中で更なる制度改正を求めている点については、都度改正をすることや、当然財源確保が必要となり、その中で計画策定をお願いしていくもの。実現し得ない計画策定を要請はできず、30年度予算確保の範疇における対応となる、との説明があった。

➤ 2017.10.25 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会(第20回)：「改正児童福祉法」及び「新しい社会的養育ビジョン」、今後の進め方について

- ▶ 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会(第20回)が開催された。社会的養育専門委員会は、10月6日に開催された第44回社会保障審議会児童部会において、平成28年児童福祉法改正において明確化された同法の理念等を実現していくため、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育施策を検討する専門委員会として、「社会的養護専門委員会」の名称を改めて「社会的養育専門委員会」として位置付たもの。委員長には、社会的養護専門委員会から引き続き、淑徳大学 柏女 靈峰 教授が選出された。
- ▶ 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた主な進め方について、社会的養育専門委員会における都道府県推進計画の見直し作業にあたり整理が求められる事項として、以下の4点があげられた。
 - 社会的養護を必要とする児童数の見込み
 - 市区町村における子ども家庭支援体制の構築に対する支援(追加)
 - 児童養護施設の小規模化、地域分散化の具体的な取組と養護可能な児童数の見込み
 - 家庭養護(里親やファミリーホーム)の推進の具体的取組と養護可能な児童数の見込み
- ▶ これらの検討を踏まえて提示される「見直し要領」を基に、都道府県に対し、それぞれの「推進計画」を全面的に見直すことを依頼することとしている。
- ▶ 各委員からは、「新しい社会的養育ビジョン」や社会的養育専門委員会における議論等についてそれぞれ意見があった。「新しい社会的養育ビジョン」の中で市町村に求められる役割について、現行の体制に鑑みて、十分に担えないのではないかとの、危惧する声が多くあった。
- ▶ 「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめた奥山 真紀子委員から、「示されているビジョンの実現に向けた工程は、ビジョンを議論してきた立場からすれば、従来の計画のベースである『社会的養護の課題と将来像』の単なる手直しという印象があり、またスピード感も遅い。今回のビジョンは『社会的養護の課題と将来像』の抜本的見直しである。」との発言があった。
- ▶ 柏女委員長は、「『社会的養護の課題と将来像』は、社会保障と税の一体改革の議論が進む中、限られた財源の中で社会的養護の取り組みを前進させるために、関係分野の代表者が参集し検討した結果の現実的な目標計画。課題と将来像の延長線にビジョンはある。」とした。

《経過》

✓ 子ども・子育て支援

2018. 2. 6	福祉系国家資格（介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士）を所有する者への保育士養成課程・試験科目の一部免除等を行う関係省令等の改正				
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 30 年 1 月 15 日、福祉系国家資格（介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士）を所有する者への保育士養成課程・試験科目の一部免除等を行う関係省令等の改正が行われた。 ▶ 平成 29 年 5 月 24 日に「保育士養成課程等検討会」（座長：汐見 稔幸 白梅学園大学学長）がとりまとめた報告書を踏まえて、以下の改正を行ったもの。 <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉系国家資格所有者（介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士）に対し、保育士試験の一部の科目（社会福祉・児童家庭福祉・社会的養護）の受験を免除するとともに、その他の科目についても、指定保育士養成施設において、試験科目に対応した教科目を履修した場合には、当該試験科目の受験を免除 ② 介護福祉士養成施設を卒業した介護福祉士に対し、保育士養成施設での履修科目の一部を免除 				
2018. 1. 15	子ども・子育て支援法改正案 閣議決定				
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成 30 年 2 月 6 日、政府は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案を閣議決定した。 ▶ 事業主拠出金の率の上限を 0.25% から 0.45% に引き上げ、児童手当や企業主導型保育所の整備費等に限られる使途を見直し、認可保育所の運営費も充当対象とする。 				
2017. 12. 4	第 9 回保育士養成課程等検討会：保育士養成課程等の見直しについて				
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「保育実習 I」における実習対象施設に「企業主導型保育事業」を追加する案が示されたことに対して、宮田裕司構成員（全国経営協 保育事業経営委員会委員長）から、「企業主導型保育事業は制度的に質の担保がない認可外施設。質の担保が重要と考える。」との意見が、網野武博構成員から、「実習 I は、児童福祉施設としてふさわしい場所が必要。企業主導型保育事業を加えるのであれば条件を付す必要がある。」との意見があつた。 ▶ 村松幹子構成員（全国保育士会 副会長）は、<u>「保育士を代表する立場として、質の高い実習指導を担保する観点から、「企業主導型保育事業」を実習対象施設に加えることについては慎重に検討する必要があると考える。」</u>と意見している。 ▶ とりまとめ・公表、関係省令等の改正、新たな保育士試験の適用（予定）については以下のとおり。 				
	《スケジュール》				
平成 29 年 12 月下旬	「保育士養成課程等の見直し（検討の整理）」とりまとめ・公表				
平成 30 年 3 月	中関係省令・告示及び通知の改正				
平成 30 年度	各養成施設における準備・周知等				
平成 31 年度	新たな保育士養成課程の適用（新たな幼稚園教職課程の適用と同時期）				
平成 32 年度	養成課程の見直しに伴う新たな保育士試験の適用				
2017. 9. 8	認定こども園に関する状況について（平成 29 年 4 月 1 日現在）公表				
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 内閣府子ども・子育て本部は、平成 29 年 4 月 1 日現在の認定こども園に関する状況について公表した。園数（公立・私立別、設置者別）、支給認定別・年齢別在籍園児数、都道府県別の認定こども園数についてみることができる。() 括弧内は平成 28 年 4 月 1 日時点の数。 ▶ 認定こども園は、全国で「5,081 園」となり、前年度の 4,001 園から 1,080 園増加している。 				
公私の別	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立	551 (451)	48 (35)	251 (215)	2 (2)	852 (703)

私立	3,067 (2,334)	759 (647)	341 (259)	62 (58)	4,229 (3,298)
合計	3,618 (2,785)	807 (682)	592 (474)	64 (60)	5,081 (4,001)

※認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園 377 か所、認可保育所 715 か所、その他の保育施設 35 か所、認定こども園として新規開園したものが 60 か所となっている。複数の施設が合併して 1 つの認定こども園になった場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。

※また、認定こども園から認定こども園以外の施設へ移行したものが 4 か所ある。

○設置者別園数

設置主体	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立	551 (451)	48 (35)	251 (215)	2 (2)	852 (703)
私立	社会福祉法人	1,897 (1,363)	0 (0)	276 (216)	1 (1)
	学校法人	1,167 (969)	741 (630)	12 (10)	0 (0)
	宗教法人	2 (1)	8 (7)	11 (9)	2 (1)
	営利法人	0 (0)	0 (0)	26 (19)	37 (31)
	その他法人	0 (0)	0 (0)	12 (6)	16 (17)
	個人	1 (1)	10 (10)	4 (2)	6 (8)
	(私立計)	3,067 (2,334)	759 (647)	341 (259)	62 (58)
合計	3,618 (2,785)	807 (682)	592 (474)	64 (60)	5,081 (4,001)

※その他法人は NPO 法人、公益法人、協同組合等

2017. 3. 31	改定保育所保育指針、改訂幼保連携型認定こども園教育・保育要領、改訂幼稚園教育要領が告示
▶	今回の保育所保育指針の改定は、「平成 20 年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化（子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等）を踏まえて、その内容がこれらの保育を取り巻く様々な社会の変化に沿ったものか検討すること、「また、幼児期の教育については、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化やこれを踏まえた幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等が文部科学省において進められ」、これとの整合性をはかることを目的に検討が進められた。
▶	保育所保育指針および幼稚園教育要領の見直し検討に合わせ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も整合性を確保するために同時期に検討がなされた。
2016. 3. 31	子ども・子育て支援法の改正法：参議院可決・成立
2015. 12. 4	保育士等確保対策検討会：緊急的な取りまとめ

✓ 社会的養護（施設の小規模化・家庭的養護の推進等）

2017. 10. 17	第 8 回子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ:新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた主な進め方について
▶	第 8 回子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループが開催され、8 月 2 日に示された新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた主な進め方について、ワーキンググループ、社会保障審議会社会的養育専門委員会（以下、専門委員会）、フォスター・アーリーライフ・プロジェクトチーム、乳児院・児童養護施設の多機能化・機能転換プロジェクトチームがそれぞれ検討する項目の工程が示された。
▶	ワーキンググループでは、29 年末に向けて一時保護ガイドライン、児童相談所運営指針の見直し、都道府県推進計画の見直し事項（児童相談所・一時保護関係）について検討し、専門委員会で行われる都道府県推進計

画の見直しに向けた見直し要領に反映していく。

- ▶ 29年度末に向けては、児童相談所の見直しについて、児童相談所の業務の在り方、弁護士を対象とした研修制度の検討等の調査研究事業が実施される。
- ▶ また、一時保護の見直しに関して、第三者評価基準・項目・評価方法を策定するとし、30年度に一時保護の専門家チームによる第三者評価のモデル実施を行い、31年度の検討を経て32年度以降に実施するとしている。
- ▶ 乳児院・児童養護施設の多機能化・機能転換プロジェクトチームでは、29年度末に向けて多機能化・機能転換のあり方について検討し、見直し後の推進計画への反映をはかっていくことが示されている。

2017.8.2

「新しい社会的養育ビジョン」とりまとめ

- ▶ 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（座長：奥山眞紀子 国立成育医療研究センターこころの診療部長）は、平成28年7月から16回にわたる議論をとりまとめ、「新しい社会的養育ビジョン」を、厚生労働大臣に手交した。
- ▶ ビジョンでは、「平成28年の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした」とし、改正法の理念を具体化するため、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直し、その具体化への工程を示している。
- ▶ その上で、特別養子縁組の推進は、概ね5年以内に現状の約2倍である年間1000人以上を目指すとの数値目標を掲げている。
- ▶ また、就学前の子どもについては、「家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォースタリング機関（包括的支援体制）事業の整備の確実に完了する」ことが明記されている。
- ▶ 具体的には、代替養育としての里親委託率の向上に向けた取組を開始するとし、「3歳未満は概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもは概ね7年以内に里親委託率75%を実現し、学童期以降は概ね10年以内に50%以上を実現する」としています。加えて、「ただし、ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、高度専門的な手厚いケアの集中的提供を前提に、小規模・地域分散化された養育環境を整え、その滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする。また、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。」としている。

2017.6.30

報告書「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」

- ▶ 「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」（座長：吉田恒雄 駿河台大学学長）は、平成28年7月から15回にわたる議論をとりまとめた。
- ▶ 改正児童福祉法では児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずることとされており、また、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討し、必要な措置を講ずることとされることから、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方等について検討してきたもの。

2017.6.14

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律成立

- ▶ 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案が、6月1日衆議院で可決、参議院で6月14日に可決・成立した。

《改正の趣旨》

虐待を受けている児童等の保護を図るために、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあつた場合に、家庭裁

判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

《改正の概要》

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。

② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。

③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

○ 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

○ 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

2017.3.29	市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ（第8回）
2016.5.27	児童福祉法等の改正法：参議院可決・成立

- ▶ 「児童福祉法等の一部を改正する法律」が参議院で可決・成立した。
- ▶ 本法は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるものである。

《概要》

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。

(4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

(5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

(1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。

(2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。

(3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。

(4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

○施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。

○施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。

○施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

【施行期日】 平成29年4月1日

（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

2016.4.25	児童相談所強化プラン：策定・公表
2015.11.30	児童養護施設等の小規模化等に関する調査結果

✓ 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

2016.3.10	社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会：報告（提言）
-----------	---

✓ 社会的養護関係施設第三者評価事業

2015.2.17	社会的養護関係施設の第三者評価等に関する改定通知・発出
-----------	-----------------------------

✓ 子どもの貧困対策

2016.8.1	子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況：公表
2014.8.29	「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定
2013.6.19	「子どもの貧困対策を推進するための法律案」可決・成立

✓ 児童虐待防止法関連

2017.8.17	平成29年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議
▶	厚生労働省は、全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議を開催し、児童福祉法改正の内容・趣旨等の確認とともに、8月2日に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が提出した「新しい社会的養育ビジョン」について、その位置づけ・進め方等について説明した。
▶	「平成26年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況」について説明があり、都道府県市が

被措置児童等虐待の事実を認めた事例は62件あった。

○ 施設等種別内訳

	社会的養護関係施設				ホリ亲ム・ファミリー	障害児入所施設等	一時保護委託先	合計
	乳児院	児童養護施設	期情治療障害施設	児童自立支援				
件数	0	38	0	4	8	10	2	62
構成割合	0.0	61.3	0.0	6.5	13.0	16.1	3.2	100.0

○ 形態別内訳

	児童養護施設	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	障害児入所施設
20人以上	20	0	0	6
13人～19人	3	0	0	4
12人以下	3	4	0	0
本園内ユニットケア(8人以下)	10	0	0	0
地域分園型ユニットケア(8人以下)	2	0	0	0
合計	38	4	0	10

2016.8.4	平成27年度「児童相談所での児童虐待相談対応件数」：公表
2015.12.14	社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（第19回）
2015.10.8	子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第11次報告）
2015.8.28	社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書

8. 生活困窮・生活保護

➤ 2018.7.27 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果(平成 30 年 5 月)

- ▶ 厚生労働省は、全国の支援状況調査の集計結果(平成 30 年 5 月分)を公表した。

(件数、人)

	新規相談受付件数 (①)	プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数 (就労支援 対象プラン 作成者分) (⑤)	增收者数 (就労支援 対象プラン 作成者分) (⑥)	就労・增收率 (④) (⑤+⑥)/③	
		人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり				
全国集計値	21,600	16.9	6,536	5.1	2,815	2.2	1,318	380	60%

各月における支援状況

	新規相談受付件数 (①)	プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数 (就労支援 対象プラン 作成者分) (⑤)	增收者数 (就労支援 対象プラン 作成者分) (⑥)	就労・增收率 (④) (⑤+⑥)/③	
		人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり				
4月分	19,174	15.0	6,081	4.8	2,742	2.1	1,229	365	58%
5月分(再掲)	21,600	16.9	6,536	5.1	2,815	2.2	1,318	380	60%
合計	40,774	15.9	12,617	4.9	5,557	2.2	2,547	745	59%

- ▶ 前年同月と比較すると、新規相談受付件数(+1,024)・プラン作成件数(+325)・就労支援対象者数(+722)・增收者数(+48)は増加し、就労者数(-156)は減少。

➤ 2018.7.13 ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果 公表

- ▶ 7月13日、厚生労働省は、平成30年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査(目視による概数調査)結果を公表した。本調査は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)等に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、毎年、各自治体の協力を得て行っているもの。

【全国調査(概数調査)結果 概要】

1. ホームレスが確認された自治体は、300市町村であり、前年度と比べて8市町村(▲2.6%)減少している。
2. 確認されたホームレス数は、4,977人(男性4,607人、女性177人、不明193人)であり、前年度と比べて557人(▲10.1%)減少している。
3. ホームレス数が最も多かったのは東京都(1,242人)である。次いで多かったのは大阪府(1,110人)、神奈川県(934人)である。なお、東京都23区及び指定都市で全国のホームレス数の約4分の3を占めている。
4. ホームレスが確認された場所の割合は、前年度から大きな変化は見られなかった。
(「都市公園」22.7%、「河川」31.0%、「道路」18.0%、「駅舎」4.9%、「その他施設」23.4%)

➤ 2018.6.29 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」に関する報告会

- ▶ 6月29日、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」に関する報告会が厚生労働省で開催された。

- ▶ 改正生活困窮者自立支援法・生活保護法の概要について説明があり、今後の対応について現時点での考え方方が示された。

《今後の方向性について・改正生活困窮者自立支援法関係 ※抜粋》

(1) 基本理念・定義の明確化

- ・本年7月末に、全国担当者会議を開催(予定)し、関係者に周知する
- ・生活困窮者の支援を行う相談員を対象とした研修会においてしっかりと伝達する
- ・事業実施自治体の関係部局に対して、自立相談支援事業等の利用勧奨の通知発出に併せて伝達する
- 社会的孤立の及ぼす影響等に関する調査研究事業」を実施し、地域共生社会を実現する上で課題の一つとなる「社会的孤立」に関する事項について、調査研究を行う。
- 評価指標の中で、つながりに関する評価項目について検討。

(2) 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- 改正を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携に関する各種通知の改正を行うとともに、事業実施自治体の各部局において効果的な利用勧奨が行えるよう、具体的な勧奨方法の共有。

(3) 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

- 事業実施自治体が、「支援会議」の設置・運営を適切に行えるよう、ガイドラインを策定予定。

(4) 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計相談支援事業の一体的実施の促進

- 就労準備支援事業・家計相談支援事業を効果的・効率的にした場合の家計改善支援事業の補助率の引き上げ(1/2→2/3)。
- 就労準備支援事業については、「定員15人以上」要件の緩和、就労体験の中での一括実施、障害福祉サービスとのタイアップによる実施、複数自治体による広域的な事業実施を可とする。
- 家計改善支援事業については、事業の専門性を維持しつつ複数自治体による広域的な事業実施(巡回又は特定の曜日のみの実施)を可とする。
- 都道府県事業の創設による事業実施自治体の体制整備
⇒以上の取組を3年間の集中実施期間に進め、完全実施をめざす。

(5) 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設

- 都道府県が管内自治体に対するリーダーシップを發揮することの重要性について、都道府県事業の効果的な活用事例等と併せて、様々な場で周知徹底を図ることにより、都道府県事業の活用を促進。

(8) 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- 一時生活支援事業については、ホームレスの方のみならず、いわゆるネットカフェに寝泊りしている方、家賃滞納等により退去せざるを得ない方、家庭の事情により自宅にいられなくなった方など、都市部に限らず事業の対象になりうる方が地方部においても存在することから、この事業の目的、必要性について周知するとともに、事業の広域実施等も推進しながらその実施を促進。
- ホームレス自立支援センターは、名称を「生活困窮者・ホームレス自立支援センター」に変更。
- 「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を隨時開催し、国土交通省とも情報共有を図る。

《今後の方向性について・改正生活保護法関係 ※抜粋》

(1) 進学準備給付金の創設等

- 進学準備給付金については、改正法の公布日(6月8日)に関係政省令・告示を発出。
- あわせて、保護の実施機関は、高校生等の子どものいる世帯を中心に早期から進路の把握に努め、大学等への進学を希望している高校生等に対する給付金の周知を行い、大学等への進学を希望する者が、経済的な理由で進学を断念することがないようにすることを周知。

(2)被保護者健康管理支援事業の創設

- 今年度できるだけ早期にマニュアル案を提示し、自治体における試行を行いながら、マニュアル案の改善・充実を図り、円滑な施行につなげていく。
- 生活保護需給世帯の子どもの健康管理支援については、モデル事業の実施を通じて取組事例の情報収集を行いながら、健康な生活習慣づくりに向けた支援のあり方について検討。

(4)貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- 社会福祉住居施設の最低基準、日常生活支援住居施設の基準や日常生活支援の委託の対象となる被保護者の要件、その他具体的な運用について、関係者の参画を得て検討を進める。
- 保護施設のあり方については、関係者の参画を得て、部会報告書で示された論点を中心に、無料低額宿泊所の見直しの実施状況も踏まえ、今後検討。

➤ 2018.6.28 通知 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について 発出

- ▶ 6月28日、厚生労働省は、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について(通知)」(厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名)を発出した。
- ▶ 通知の中で、子ども食堂は、「子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待」されることが示された。
- ▶ 他方で、子ども食堂に対する関心が薄い地域や、学校・教育委員会の協力が得られない地域であることから、通知では、子ども食堂の活動に関して運営者や関係機関との連携・協力を推進するよう要請している。
- ▶ 具体的には、学校、公民館等の社会教育施設、PTA及び地域学校協働本部や、教育委員会等が実施する学習・体験活動等の事業関係者を通じて、困難を抱える子どもたちを含む様々な子どもたちに地域の子ども食堂の情報が行き届くよう、行政において、福祉部局と教育委員会等が連携し、子ども食堂の活動について情報共有を図るなどの協力を求めている。
- ▶ また、社会福祉法人のなかには、「地域における公益的な取組」の一環として、子ども食堂の運営を含めて地域住民の交流や協働の場の創出等に取り組んでいるところもあることから、子ども食堂の運営者に対して、地域の社会福祉法人の取組と連携して活動を展開していくことが効果的であることも示されている。

➤ 2018.6.25 「生活保護受給世帯出身の大学生等の生活実態の調査・研究」の結果を公表

- ▶ 6月25日、厚生労働省は、「生活保護受給世帯出身の大学生等の生活実態の調査・研究」の結果を公表した。
- ▶ 調査対象者は、生活保護世帯出身で、大学・短期大学・専修学校・各種学校に在籍している者(2017年4月1日時点)のうち、生活保護世帯と同居している者4,445件(回収数は2,025件)。
- ▶ 2017年度の生活保護世帯の高等学校進学者数は17,641人、進学率は93.6%、大学等進学者数は4,282人、進学率は35.3%。

進学までの状況

- ・生活保護世帯出身の大学生等の約60%が、高校2年生までに大学等への進学を考え始めている。
- ・主な進路相談者については、親が約65%と最も多く、次いで、学校の先生が約42%。
- ・塾や予備校、通信教育を利用して、受験勉強した生徒は約11%。

進学後の生活状況

- ・生活保護世帯出身の大学生等は、日本学生支援機構「平成28年度学生生活調査」(JASSO調査)

と比べて収入に占める奨学金とアルバイト収入の割合が高い。

・出身者の奨学金を利用している割合(約 87%)は、JASSO 調査(約 49%)と比べて高い。

➤ 2018.6.8 **生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律 公布**

- ▶ 6月1日、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が、参議院本会議で可決・成立し、8日に公布された。
- ▶ 改正法では、生活困窮者自立支援法の「基本理念」を新設し、「生活困窮者の定義」を見直した(生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)。
- ▶ 就労準備支援事業と家計改善支援事業については、努力義務化が図られ、補助率の引き上げを含め、自立相談支援事業との一体的な実施を進めるべきものとしている。
- ▶ また、無料低額宿泊所の規制強化や、生活保護制度においてサービスの質が確保された宿泊所における必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設する。

《改正の概要》

1. 生活困窮者の自立支援の強化(生活困窮者自立支援法)

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ①自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ②都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設

③都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ①学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- ①シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化(生活保護法、社会福祉法)

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ①進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ①「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等健康管理支援の取組推進
- ②医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(4) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ①無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化

- ②単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
 - ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
 - ②現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
 - ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

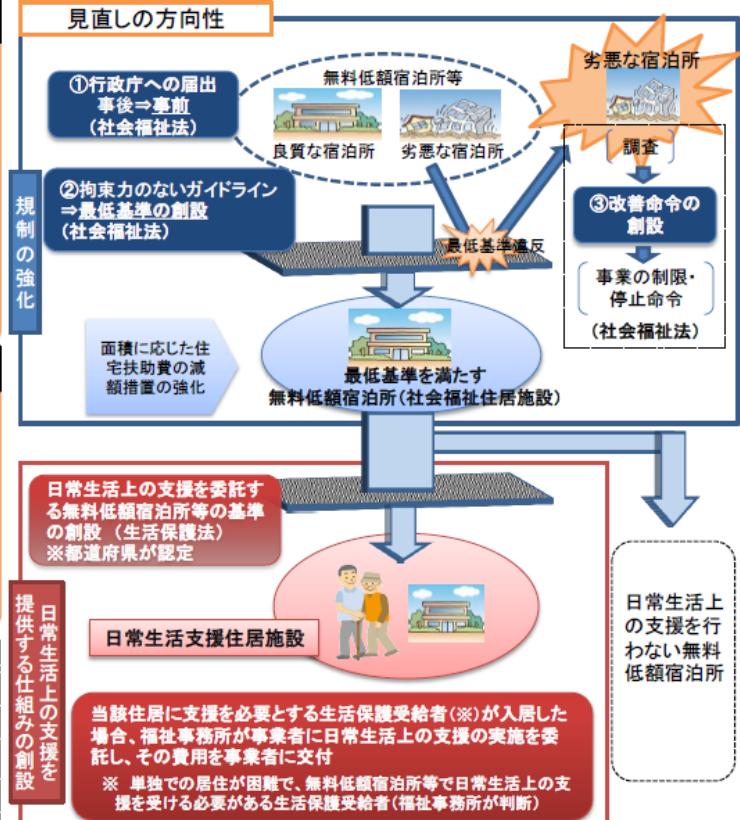
2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
 - ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状(平成27年6月)

- 施設数: 537、入所者数15,600人(うち生保受給者14,143人)
- 居室面積: 7.43m²未満200施設(43%) ガイドラインの基準: 7.43m²以上 7.43~15m²未満217施設(47%) 住宅扶助面積減額対象: 15m²以下
- 食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:

結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満
食費 453施設(84%) 28,207円
その他の費用 469施設(87%) 15,597円



(4)資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進(児童扶養手当法)

(1)児童扶養手当の支払回数の見直し(年3回(4月,8月,12月)から年6回(1月,3月,5月,7月,9月,11月))等

➤ 2018.4.9 居住支援法人の指定状況の公表

- ▶ 住宅セーフティネット法の改正により、平成29年10月から、家賃債務保証、賃貸住宅への情報提供、見守りなどの生活支援を行う「居住支援法人」が新たに位置づけられた。
- ▶ 居住支援法人の主な業務は、①登録住宅の入居者への家賃債務保証、②住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、③見守りなど要配慮者への生活支援等で、指定される法人は、社会福祉法人をはじめNPO法人や一般社団・財団法人、居住支援を目的とする会社等。
- ▶ 30年4月9日時点の居住支援法人の指定の一覧が公表され、指定は全国で43件あり、そのうち社会福祉法人は7件。
- ▶ NPO法人が16件で最も多く、株式会社13件、一般社団法人5件、一般財団法人1件、公益社団法人1件となっている。
- ▶ 29年12月にとりまとめられた「社会保障審議会生困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」では、社会福祉法人がサブリースなどにより直接住まいを提供することや、「居住支援法人」の指定を受けて、入居後の生活支援を行うことなど、住まいを確保しやすい環境を整備する役割を担う意義は大きいとされている。

➤ 2018.4.4 無届有料老人ホーム 2017年度 全国で1,046カ所(前年度比161カ所減)

- ▶ 厚生労働省は、法律で義務づけられた自治体への届け出をしていない有料老人ホームが、2017年度に全国で1,046カ所あったとの調査結果を発表した。前年度に比べて161カ所減っている。
- ▶ 都道府県別では、北海道が344カ所で最多となり、大阪府が100カ所、神奈川県が80カ所と続く。
- ▶ 一方、届け出のある有料老人ホームは、全国で12,608カ所だった。

《経過》

✓ 生活困窮者支援、生活保護制度等

2018.8.1	生活保護の被保護者調査（平成30年5月分概数）の結果：公表
▶ 厚生労働省は、平成30年5月分の被保護者調査（概数）の結果をとりまとめ、公表した。	
《概要》	
○被保護実人員は2,103,644人となり、前月より22人減少した。また、対前年同月と比べると、26,838人減少。	
○ <u>保護率（人口百人当）</u> は、1.66%となった（前年同月1.68%）。	
○被保護世帯は1,637,825世帯となり、前月より2,545世帯増加した。また、対前年同月と比べると、1,733世帯減少。これを <u>世帯類型別</u> にみると、対前月対前年同月では、 <u>高齢者世帯（特に単身世帯）</u> の数は増加し、高齢者世帯を除く世帯の数は減少した。	
○高齢者世帯は880,195世帯（54.0%）となり、対前年同月差で19,235世帯増加し、同伸び率は2.2%となった。なお、 <u>高齢者世帯の内訳</u> は、 <u>単身世帯</u> が802,146世帯（49.2%）、 <u>2人以上世帯</u> が78,049世帯（4.8%）となっている。	
2017.12.15	社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書とりまとめ
▶ 平成29年12月15日、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（部会長：宮本太郎 中央大学法学部教授）は審議の報告書をとりまとめた。	
《生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書（ポイント）》	
1. 地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援の実現	
○生活困窮者に <u>関係行政窓口等で自立相談支援機関の利用勧奨</u> を行う等、関係機関の連携を促進。	
○生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための <u>関係機関間の情報共有の仕組み</u> を設ける。	
○ <u>生活困窮者の定義や目指すべき理念</u> に関する視点について、 <u>法令において明確化</u> 。	
○就労準備支援事業、家計相談支援事業は、取り組みやすくなる事業実施上の工夫、都道府県による実施上の体制の支援、 <u>自立相談支援事業と一体的な支援の実施が重要</u> 。法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所設置自治体で実施されるようとする。	
○従事者の研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりについて、 <u>都道府県事業として明確に位置づけ</u> 。	
○ <u>希望する町村は一次的な自立相談支援機能を担い</u> 、都道府県と連携して対応できるようにする。	
2. 「早期」、「予防」の視点に立った自立支援の強化	
○就労準備支援事業について、年齢要件を撤廃。資産収入要件を必要以上に限定しないよう見直す。	
○データに基づき、生活保護受給者の生活習慣病の発症予防・重症化予防を更に推進する「 <u>健康管理支援事業</u> 」を創設する。国は、 <u>生活習慣病の状況等を分析して情報提供を行う</u> など、地方自治体の取組を支援する。	
3. 居住支援の強化	
○ <u>社会的に孤立している生活困窮者</u> に対し、必要な見守りや生活支援、緊急連絡先の確保などを行い、 <u>地域住民とのつながり</u> をつくり、相互に支え合うことにも寄与する取組を新たに制度的に位置づけ。	
○ <u>無料低額宿泊事業</u> について、最低基準の法定化、事前届出制等により <u>法令上の規制を強化</u> 。	
○ <u>単身での生活が困難な生活保護受給者</u> について、 <u>質が担保された無料低額宿泊所等</u> で、 <u>日常生活上の支援を受け生活できるような仕組み</u> を検討。	
4. 貧困の連鎖を防ぐための支援の強化	
○ <u>子どもの学習支援事業</u> について学習支援のほか、 <u>生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化</u> 。	

- 生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、生活保護特有の事情が障壁になることがないよう、制度を見直す。

5. 制度の信頼性の確保

- 後発医薬品については、更なる使用促進のため、その使用を原則とする。医師等が後発医薬品の使用を可能と認めていることや、薬局等における在庫等の問題がないことなど、必要な条件を満たした上で実施するよう留意。

- 有料老人ホーム等について、介護保険と同様、居住地特例の対象とする。

- 資力がある時に受けた保護費の返還について、保護費との調整を行うこと等を可能とする。

2017. 12. 14

生活保護基準部会報告書とりまとめ

- ▶ 平成 29 年 12 月 14 日、社会保障審議会生活保護基準部会（部会長：駒村 康平 慶應義塾大学 教授）は報告書を取りまとめた。平成 25 年 1 月 18 日付けの同部会報告書及び平成 27 年 1 月 9 日付けの同部会報告書で検討課題とされた事項を中心に、平成 28 年 5 月から平成 29 年 12 月まで同部会を 15 回開催し、議論を重ねてきたもの。報告書を受け、厚生労働省は生活保護法などの改正法案をまとめ、来年の通常国会に提出する方向。
- ▶ 主な検討課題は、①生活扶助基準に関する検証、②有子世帯の扶助・加算に関する検証、③勤労控除及び就労自立給付金の見直し効果の検証、④級地制度に関する検証、⑤その他の扶助・加算に関する検証、⑥これまでの基準見直しによる影響の把握であるが、今般、⑥の影響把握を行った上で、①及び②を中心に、一定の検証結果をとりまとめた。とりまとめに至らなかった課題については、今後、継続的に議論を行う必要があるとしている。
- ▶ なお、報告書の結びでは、今回行う基準額の見直しによる影響について、その実態を継続的に把握し、今後の検証の際には参考にする必要があること等が付記されている。

《生活保護基準部会報告書（抜粋）》

V その他

- 今回行う基準額の見直しによる影響について、その実態を継続的に把握し、今後の検証の際には参考にする必要がある。
- 生活扶助基準の定期検証年以外の年における社会経済情勢の生活扶助基準への反映方法や、全国消費実態調査の実施年以降の社会経済情勢の変化の検証結果への反映については、議論を十分に尽くすことが出来ず、今回の検証における判断を見送ることとした。
なお、社会経済情勢や制度が大きく変化した際ににおいても、最低生活保障の水準が急激に低下することがないよう、必要な措置を講じることは当然である。
- また、その他の扶助・加算については、まずは厚生労働省において、検証に必要なデータの収集・整理や検証手法の開発を、データが利用可能となる時期を踏まえて、適切に行っていくことを求めたい。
- 特に、各種加算については、生活扶助基準（第 1 類費及び第 2 類費）では賄いきれない特別な需要に対応するためのものであり、特別な需要（生活課題）は何か、その特別な需要に対応するためにはどのような費用が必要かという観点から、他法他施策との関係にも留意しながら検証を行う必要がある。

2017. 4. 7

生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会

2017. 3. 17

「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」とりまとめ

- ▶ 生活困窮者自立支援法の附則に基づき、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 27 年 12 月 24 日）においては「2017 年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第 2 のセーフティネットとし

ての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る 2018 年通常国会への法案提出を含む）」とされている。

- ▶ 厚生労働省は、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うための検討会を設置・開催している。
- ▶ 生活困窮者自立支援法の施行上の課題を中心に、今後の生活困窮者自立支援のあり方等に関する検討し、論点の整理を行う。なお、検討会では、一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を踏まえ、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会での議論を念頭に置きつつ検討を進めるとしている。
- ▶ 自立相談支援事業については、広く相談を受けとめるための関係機関との連携の実態、潜在的な支援ニーズ等が論点とされている。また、就労支援については、ニーズにそった事業体系となっているか、また、自立支援と地域づくりの両面からの事業の効果と課題等が議論されてきた。
- ▶ 7 回の検討会を経て、「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」をとりまとめ公表した。

《生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理・抜粋》

1 生活困窮者自立支援法の果たしてきた役割、課題と今後の方向性

～全国各地の支援を太く大きく育てていくために～

【法制度のあり方を充実するための 8 つの視点】

- (1) 日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援を行えるようにし、生活困窮の深刻化を予防すること。
 - (2) 自立相談支援機関における相談機能は、包括的な支援の「入口」として、経済的困窮の課題を抱える人であるかどうかに関わらず、社会的孤立や生きづらさを含め、すべての相談を断らないことを基本とすること。
 - (3) 法の支援を積極的に展開していくために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、生活困窮者を含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することを基本に据えること。こうした仕組みの構築を、個別支援を通じて実現していくこと。
 - (4) 包括的な支援をより的確、効果的に行うために、就労、家計面の支援を全国的に充実すること。
 - (5) 就労、家計面と共に自立を支える要素である居住面について、現行法において想定されている一時的・過渡的な支援に加えて、本来的に長期継続性のある「住もう」ための支援を行えるようにすること。
 - (6) 貧困の連鎖防止、子どもの貧困への対応の観点から、家族の基盤が弱い子ども、家族を頼れない子どもの存在も念頭に、子どもに対する学習を始めとした総合支援とともに、子どものための世帯支援を強化すること。
 - (7) 高齢の生活困窮者に対し、本人の意向を踏まえつつ就労、家計、居住面の支援が組み合わせられるよう、支援体系を整備すること。
 - (8) 地域の自発性を重視しつつも、実施主体である自治体の役割を明確化して自治体ごとの支援体系を底上げし、全国的な支援の質を向上すること。その際には、自治体間の協力等の創意工夫も期待されること。
- もとより、生活困窮者の自立支援は、法や他制度に基づき実施される支援だけでは完結しない。今後の法のあり方は、こうした自立支援の本質に沿って、地域社会・資源との間で開かれた柔軟な関係性を持てるものでなければならない。

○ この検討会は、生活困窮者自立支援に様々な立場で携わる構成員により、7回にわたる白熱した議論をしてきた。この論点整理は、その議論の「熱」をそのまま生かしてとりまとめたものである。今後、厚生労働省の社会保障審議会において、この論点整理についての具体的な制度設計の検討が進められることと併せ、生活困窮者の自立支援が社会的課題として意識づけられ、多くの力の参画を得て拡がっていくことを強く期待する。

2 今後さらなる対応を要する課題と主な論点（個別論点）

まだ支援につながっていない生活困窮者への対応

- ・自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援することが必要
- ・経済的困窮かどうかに関わらず、すべての相談を断らないことを徹底することが必要

→ (1) 自立相談支援事業のあり方に関する論点

- ・自立相談支援事業において自治体が支援員をしっかりと配置できるような枠組みの必要性
- ・関係機関において既に生活困窮の端緒を把握している人をしっかりと相談につなげる仕組みの必要性（生活保護、税部門、学校等）
- ・都道府県等の関係機関（地域自殺対策推進センター等）との連携強化
- ・法の対象者の方

支援メニューの不足

- ・地域に就労の場等を求める取組は試行錯誤している自治体も多い段階
- ・就労準備支援・家計相談支援は、支援において不可欠だが、実施率は約3割～4割
- ・住まいを巡る課題への支援の不足
- ・当座の資金ニーズへの対応
- ・生活保護の支援との一貫性の確保の必要性

対象者に応じた支援の必要性

- ・貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応、高齢の生活困窮者への支援が社会的課題 自治体の取組のばらつき
- ・先進的に取り組む自治体と取組が脆弱な自治体の差の拡大

→ (2) 就労支援のあり方に関する論点

- ・就労準備支援事業の必須化
- ・自治体における無料職業紹介の積極的な取組
- ・認定就労訓練事業所に対する経済的インセンティブ

(3) 家計相談支援のあり方に関する論点

- ・家計相談支援事業の必須化

(4) 子どもの貧困への対応に関する論点

- ・子どもの学習支援事業の内容の標準化と、貧困の連鎖防止のための総合的な事業としての再構築
- ・学習支援を世帯支援につなげる

(5) 一時生活支援のあり方に関する論点

- ・一時生活支援事業の広域実施推進

(6) 居住支援のあり方に関する論点

- ・どのような居住支援が考えられるか
- ・新たな住宅セーフティネットの活用

(7) 高齢者に対する支援のあり方の論点

- ・高齢者への就労、居住支援
- ・高齢期になる前の予防的支援

(8) 関連する諸課題に関する論点

- ・生活福祉資金の貸付要件等の見直し
- ・生活保護との間での支援の一貫性の確保

(9) 支援を行う枠組みに関する論点

- ・制度理念の法定化、人材養成研修のあり方
- ・基礎自治体を支援する都道府県の役割、町村部の施行に町村役場が当事者として参画する枠組みの必要性
- ・社会福祉法人が行う生活困窮者に対する支援との連携

2016. 8. 25

無料低額宿泊所等の状況に関する調査の結果：公表

▶ 厚生労働省は、平成 27 年 6 月末時点での「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する無料低額宿泊事業を行う施設の状況に関する調査」と「社会福祉各法に法的位置付けのない施設の状況に関する調査」の結果をとりまとめ、公表した。

《概要》

1. 無料低額宿泊事業を行う施設について

(1) 入所者数：15, 600 人（うち、生活保護受給者数 14, 143 人）

(2) 施設数：537 施設

○運営主体別の施設数

総数	内訳					
	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	NPO 法人	営利法人	無回答等
537 (100%)	24 (4.4%)	2 (0.4%)	15 (2.8%)	413 (76.9%)	53 (9.9%)	30 (5.6%)

2. 社会福祉各法に法的位置付けのない施設について

(1) 入所者数：16, 578 人（生活保護受給者又は生活保護申請者に限る。）以下、内訳

- ①サービス付き高齢者向け住宅：71
- ②高齢者を対象とした施設：7, 952
- ③ホームレスを対象とした施設：3, 210
- ④アルコール依存症者を対象とした施設：467
- ⑤薬物依存症者を対象とした施設：234
- ⑥簡易宿泊所：706
- ⑦その他：3, 938

(2) 施設数：1, 236 施設 以下、内訳

- ①サービス付き高齢者向け住宅：8
- ②高齢者を対象とした施設：626
- ③ホームレスを対象とした施設：196
- ④アルコール依存症者を対象とした施設：41
- ⑤薬物依存症者を対象とした施設：42
- ⑥簡易宿泊所：40
- ⑦その他：283

2017. 2. 27

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

2016. 7. 15

平成 28 年度「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」の結果：公表

- ▶ 厚生労働省は、平成 28 年の「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」の結果をとりまとめ、公表した。本調査は、全国の福祉事務所設置自治体における事業実施状況を国において把握し、その調査結果を自治体へ提供することにより各自治体における取組の推進に資することを目的とするものである。主な調査内容は、①自治体の基礎データ、②法に規定する事業の実施状況、③自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業における支援員の配置状況である。

《概要》

1 任意事業の実施状況

○平成 28 年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、大幅に増加

- ①就労準備支援事業 253 自治体 ⇒ 355 自治体 (41%増)
- ②家計相談支援事業 205 自治体 ⇒ 304 自治体 (48%増)
- ③一時生活支援事業 172 自治体 ⇒ 236 自治体 (37%増)
- ④子どもの学習支援事業 300 自治体 ⇒ 423 自治体 (41%増)

○任意事業の実施割合（実施予定を含む）は、就労準備支援事業は 39%、家計相談支援事業は 34%、一時生活支援事業は 26%、子どもの学習支援事業は 47%

2-1 各事業の実施状況【自立相談支援事業】

○自立相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて 61.0%の自治体が委託により実施している。委託先は社会福祉協議会が 79.2%と最も多く、次いで NPO 法人（14.3%）や社会福祉法人（社協以外）（8.4%）

○事業の実施場所については役所・役場内が 56.2%、委託先施設内が 37.4%

○約半数（47.7%）の自治体が被保護者就労支援事業と一体的に実施

2-2 各事業の実施状況【就労準備支援事業】

○事業の実施場所については委託先施設内が約 6 割（56.3%）

○運営方法については、直営方式との併用を含めて 91.6%の自治体が委託により実施

○委託先は NPO 法人（31.4%）が最も多く、次いで社会福祉協議会（24.3%）

2-3 各事業の実施状況【家計相談支援事業】

○運営方法については、直営方式との併用を含めて 87.8%の自治体が委託により実施

○委託先は社会福祉協議会が 68.9%と最も多い

○事業の実施場所については委託先施設内（51.0%）が最も多く、次いで役所・役場内（28.0%）

2-4 各事業の実施状況【一時生活支援事業】

○運営方法については、直営方式との併用を併せると 61.9%の自治体が委託により実施

○委託先は社会福祉法人（社協以外）（34.9%）が最も多く、次いで NPO 法人（30.8%）

○事業の実施場所については民間物件を賃貸（30.9%）が最も多く、次いで委託先施設内（30.1%）

2-5 各事業の実施状況【子どもの学習支援事業】

○運営方法については、直営方式との併用を併せると 74.2%の自治体が委託により実施

○事業内容については、学習支援の他、居場所の提供型（75.2%）と進路相談支援型（69.3%）が主

○支援対象は生活保護世帯（91.7%）が最も多く、次いで就学援助受給世帯とひとり親世帯が約 6 割

3-1 支援員の配置状況【自立相談支援事業】

○事業従事者数は、実人数で約 4,400 人

○職種別では、相談支援員が約 2,600 人と最も多い

○兼務の状況では、生活困窮者自立支援制度関連事業以外の事業を兼務している割合（45.6%）が最も高い。各種任意事業の中では、被保護者就労支援事業と兼務している割合（22.2%）が高い

○支援員の体制は、人口に比例して配置数が増えている

○保有資格について、3 職種とも「社会福祉士」「社会福祉主事」の保有割合が高い。また、就労支援員

は他職種に比べて、「キャリアコンサルタント」や「産業カウンセラー」の割合が高い

3-2 支援員の配置状況【就労準備支援事業】

- 事業従事者数は、実人数で約1,000人
- 就労準備支援担当者のうち、専任は28.6%
- 兼務の状況では、被保護者就労準備支援事業を兼務している割合（42.2%）が最も高く、次いで、「左記以外の事業（33.5%）」「自立相談支援事業」（31.8%）
- 支援員の体制は、人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格について、就労準備支援担当者では「キャリアコンサルタント」「社会福祉士」の保有割合が高い一方で、その他職種（事務員等）では「介護福祉士」「保健師」「産業カウンセラー」の保有割合が高い

3-3 支援員の配置状況【家計相談支援事業】

- 家計相談支援事業における事業従事者数は、実人数で約630人
- 家計相談支援員のうち、専任は25.8%
- 兼務の状況では、自立相談支援事業と兼務している割合（80.8%）が最も高く、次いで、「左記以外の事業（43.0%）」「就労準備支援事業（26.0%）」
- 支援員の体制は、人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格について、家計相談支援員では「社会福祉士」「社会福祉主事」「ファイナンシャルプランナー」の保有割合が高い一方で、その他職種（事務員等）では「ファイナンシャルプランナー」「社会保険労務士」「産業カウンセラー」の保有割合が高い

2013.12.6

生活保護法改正法、生活困窮者自立支援法成立

- ▶ 生活保護法改正法及び、生活困窮者自立支援法が衆議院で可決・成立した。

9. 予 算

➤ 2018.7.10 平成 31 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について 閣議了解

- ▶ 7月10日、政府は、平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について閣議了解した。
- ▶ 高齢化などに伴う社会保障費の自然増の見込みについて、6000 億円と見積もる。経済財政運営と改革の基本方針「骨太の方針」では、16~18 年度に 1.5 兆円の伸びに抑える目安を設けたが、19 年度以降は目安を置いていない。

1. 要求

- 年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増(6,000 億円)を加算した範囲内で要求。ただし、増加額について、「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すこととし、その結果を平成31年度予算に反映させる。
- 地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。
- 義務的経費については、前年度当初予算額と同額を要求。義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可。参議院議員通常選挙に必要な経費の増等については加減算。
- その他の経費については、前年度当初予算額の100分の90(「要望基礎額」)の範囲内で要求。
- 予算の重点化を進めるため、「基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、各省は、前年度当初予算における他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望。

2. 予算編成過程における検討事項

- 要求・要望について、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を基調とした効率化を行う。その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、「新経済・財政再生計画」における歳出改革の取組を継続するとの方針を踏まえ措置する。



➤ 2018.3.28 平成 30 年度予算 成立:一般会計総額は 97 兆 7,100 億円

- ▶ 3 月 28 日、平成 30 年度予算が成立した。一般会計総額は 97 兆 7,128 億円(29 年度:97 兆 4,547 億円)。社会保障関係費は 32 兆 9,732 億円、1.5%の増。
- ▶ 成長と分配の好循環の拡大に向け、全世代型社会保障の基盤強化をはじめとし、引き続き夢を紡ぐ子育て支援など一億総活躍社会の実現に取り組むとともに、働き方改革や人材投資・生産性向上の取組を推進することとしている。大きな柱として、①働き方改革の着実な実行、②質の高い効率的な保健・医療・介護の提供の推進、③全ての人が安心して暮らせる社会に向けた環境づくりの 3 つが挙げられている。
- ▶ 「働き方改革の着実な実行」では、「介護、生活衛生等の分野における生産性向上の推進」に 59 億円、「保育・介護人材の確保」に 31 億円が計上された。
- ▶ 「質の高い効率的な保健・医療・介護の提供の推進」では、新規項目として「介護保険の保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」に 200 億円が計上された。
- ▶ 「全ての人が安心して暮らせる社会に向けた環境づくり」では、「保育等の受け皿拡大・保育人材の確保」に 1,071 億円、「地域の支え合いの再生、包括的な相談支援等の推進」に 35 億円、「生活困窮者等の自立支援の強化」に 519 億円が計上された。
- ▶ 社会福祉法人関係では、新規項目として、「小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進」に 6.3 億円が計上された。この事業は、地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進することとしている。
- ▶ また、「社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業」に 1 億円が計上され、平成 29 年度に引き続き、会計監査人設置義務のない社会福祉法人を対象に、モデル的に会計監査人を設置し、その導入効果等の検証等を行う「会計監査人設置モデル事業」を実施することとしている。1 法人あたり 200 万円を上限に、平成 30 年度は 50 法人程度での実施を予定している。
- ▶ さらに、新規項目として、「介護職のイメージ刷新等による介護人材確保対策の強化」に 3.7 億円が計上された。本事業は、介護職の魅力・社会的評価の向上を図り、介護分野への参入を促進するため、介護を知るための体験型イベントの開催など、多様な人材の確保・育成に向けた取組を推進することとしている。また、在留資格「介護」の創設に伴い、介護福祉士を目指す外国人留学生等の日常生活面での相談等の支援体制の環境整備を図ることとしている。
- ▶ なお、内閣府予算案では、「子どものための教育・保育給付」に 9,031 億円が計上され、平成 29 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善(保育士平均+1.1%)を平成 30 年度の公定価格にも反映する「保育士等の待遇改善」等が盛り込まれている。

➤ 2018.2.1 平成 29 年度補正予算:参議院可決・成立:厚生労働省補正予算は 1,293 億円

- ▶ 平成 30 年 2 月 1 日、参議院予算委員会、本会議で政府案どおり可決・成立した。
- ▶ 補正予算は、2 兆 7073 億円の追加歳出を計上。生産性革命と人づくり革命に 4,822 億円、九州北部豪雨の災害復旧費や防災・減災対策費として 1 兆 2,567 億円が盛り込まれた。
- ▶ 厚生労働省補正予算の総額は、1,293 億円。人づくり革命の推進として、前倒しによる保育の受け皿の整備、保育園等の ICT 化の予算が盛り込まれた。

平成30年度の社会保障の充実・安定化について

〈30年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.4兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

3.2兆円

○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.39兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成30年度の増収額8.4兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.2兆円を向け、
 - ②残額を
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
- に概ね1:2で按分した額をそれぞれに向ける。

平成30年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成30年度 予算案	平成30年度 予算案		(参考) 平成29年度 予算額
			国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	(注3) 6,526	(注4) 2,985	3,541	6,526
	社会的養護の充実	416	208	208	416
	育児休業中の経済的支援の強化	17	(注5) 10	6	17
医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携・在宅医療の推進等				
	・地域医療介護総合確保基金(医療分)	934	622	311	904
	・診療報酬改定における消費税財源等の活用分	473	335	138	442
医療・介護	地域包括ケアシステムの構築				
	・地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	724
	・平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,196
医療・介護	・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	434	217	217	429
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充				
医療・介護保険制度の改革	・低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664	832	832	1,664
	・保険者努力支援制度等 (基金取り崩しによる措置を含めた総額)	(注6) 1,527	1,527	0	800
	・財政安定化基金の造成	(1,697)			
医療・介護	被用者保険の拠出金に対する支援	160	160	0	1,100
	70歳未満の高額療養費制度の改正	700	700	0	700
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	248	217	31	248
難病・小児慢性特定疾病への対応	被用者保険の拠出金に対する支援	246	123	123	221
	70歳未満の高額療養費制度の改正	2,089	1,044	1,044	2,089
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	644	618	26	256
年 金	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	50	47	3	44
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	18,659	10,732	7,927	18,388
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大				
合 計					

➤ 2017.12.22 平成29年度補正予算案 閣議決定:厚生労働省予算案 総額1,293億円

- ▶ 平成29年12月22日、平成29年度補正予算案が閣議決定された。
- ▶ 厚生労働省補正予算案の総額は、1,293億円で、①「生産性革命」の推進(112億円)、②「人づくり革命」の推進(659億円)、③九州北部豪雨等からの復旧や防災・減災対策等の強化(381億円)を大きな柱としている。
- ▶ 「生産性革命」の推進では、「介護事業所における生産性向上の推進」に2.9億円、「介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生に対する修学資金等の貸付け」に14億円が計上された。
- ▶ また、「人づくり革命」の推進では、「『子育て安心プラン』の前倒しによる保育の受け皿整備の推進」に643億円、「保育園等における事故防止対策の推進」に3.1億円、「保育園等におけるICT化の

「推進」に 13 億円が計上された。

- ▶ その他、障害者支援施設や介護施設等に関する防災対策を含めた基盤整備の推進のため、施設の耐震化等を支援する「社会福祉施設の耐震化・防災対策等」に 90 億円が計上された。

▶ 2017.8.25 平成 30 年度予算概算要求

- ▶ 厚生労働省の平成 30 年度予算の概算要求は、一億総活躍社会の実現のため、働き方改革や人材投資・生産性向上の取組等が重点事項として折り込まれ、平成 29 年度(30 兆 6,873 億円)比で 2.4% 増の 31 兆 4,298 億円と過去最大となった。
- ▶ 高齢化により増大する社会保障関係費は、6,300 億円の自然増を見込んでいる。2015 年 6 月に閣議決定された骨太の方針では、社会保障費の伸びを 2016~2018 年度の 3 年間で 1.5 兆円程度にすることを目安にしており、年末の予算案決定までに、1,300 億円の抑制が必要となる。

《厚生労働省予算案・概要》

一般会計

(単位:億円)

区 分	29 年度 予算額 (A)	30 年度 予算額 (B)	増△減 額 (C) ((B)-(A))	増△減 率 (C)/(A)
一般会計	306,873	314,298	7,426	2.4%
うち 年金医療等に係る経費	288,481	294,972	6,491	2.3%
うち 新しい日本のための優先課題推進枠	-	2,005	2,005	-

10. 人材確保

➤ 2018.7.13 総務省「平成 29 年就業構造基本調査結果」公表

- ▶ 7月13日、総務省は平成29年就業構造基本調査の結果を公表した。
- ▶ 就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎調査を得ることを目的に、5年ごとに実施しているもの。
- ▶ 今回の調査結果のうち、過去1年間(平成28年10月～29年9月)に「介護・看護のため」に前職を離職した者は、9万9,100人(過去1年間に前職を離職した者に占める割合1.8%)で、うち男性は2万4,000人、女性は7万5,100人となっており、女性が約8割を占めている。
- ▶ 就業状態別では、調査時点で有業者は2万4,600人、無業者は7万4,500人となっている。
- ▶ 平成24年と比べると、過去1年間に「介護・看護のため」に前職を離職した者はほぼ横ばいで、調査時点で有業者は7,000人増加、無業者は9,000人減少となっている。

➤ 2018.6.29 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 成立

- ▶ 6月29日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)が参議院で可決・成立した。
- ▶ 働き方改革関連法は、労働基準法や労働契約法など合計8つの法律で構成され、(1)残業時間の上限規制、(2)高度プロフェッショナル制度、(3)同一労働同一賃金が盛り込まれている。

(1) 残業時間の上限規制

- 現行の労働基準法が定めている労働時間は「1日8時間、週40時間」だが、企業と労働者が協定を結んだ場合に限り、法定労働時間を超えて仕事をさせることが可能だった(いわゆる36協定)。
- 厚生労働省では、36協定を結んだ場合でも、残業時間について「月45時間、年360時間」を限度にする目安を定めていたが、強制力はなかった。
- 今回、残業時間の上限規制では「月45時間、年360時間」という基準が明確化され、繁忙期など、残業を行う必要がある場合においても、45時間を超えて残業できるのは6か月までとされ、年間の上限は720時間となる(休日労働を含めない場合)。休日労働を含めた場合、単月では100時間未満、複数月の平均では80時間未満に制限される。
- 上限規制を超えて労働させた企業には、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科される。
- 大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月からの適用となる。
- また、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、使用者は5日について、毎年、季節を指定して与えなければならない。
- なお、新技術・新商品の研究開発業務には上限規制が適用されず、自動車運転、建設、医師に対する上限規制の適用は5年後となっている。

(2) 高度プロフェッショナル制度

- 高度プロフェッショナル制度は、年収が高い一部の専門職について労働時間規制の対象から外す。
- 対象の年収は、1年間に支払われると見込まれる賃金が「平均の3倍を相当程度上回る水準」と規定し、政府は年収を1,075万円以上と想定、詳細は今後政省令で定める。
- 制度を導入するためには、労働側と企業が合意し、対象者本人も適用に同意することが条件となっている。また、実際に制度を運用する場合には、年間104日の休日取得が義務付けられる。

○企業規模を問わず 19 年 4 月からの適用となる。

(3) 同一労働同一賃金

○正社員と非正社員は、現行でも仕事の内容や責任の程度、転勤・異動の範囲などが同じなら待遇も同じにする必要がある。今回の法改正では、待遇ごとの性質や目的などに照らして不合理かどうか判断すべきとした。企業には、待遇差の内容やその理由を非正社員に説明する義務が課される。

○具体的にどのような待遇差が違法かは、今後、労働政策審議会で議論し「ガイドライン」を定め、法の施行と同時に適用される。厚労省が 2016 年 12 月に公表したガイドライン案では、通勤手当などの手当や、食堂の利用などの福利厚生では原則、待遇差を認めておらず、基本給や賞与は経験や能力の差などに応じた違いを認めている。

○大企業は 2020 年 4 月から、中小企業は 2021 年 4 月からの適用となる。

➤ 2018.3.30 通知「介護に関する入門的研修の実施について」発出

- ▶ 3 月 30 日、厚生労働省は、介護分野への介護未経験者の参入を促進するため、介護に関する入門的研修の実施に関する基本的な事項を定めた通知「介護に関する入門的研修の実施について」を発出した。
- ▶ 研修の主な対象者は、企業等で定年退職を予定している者や、中高年齢者、子育てが一段落した者。実施主体は、都道府県及び市区町村であり、社会福祉法人をはじめとする民間団体へ委託して実施することも可能とされている。
- ▶ 研修は、「基礎講座」(3 時間)と「入門講座」(18 時間)の計 21 時間。「基礎講座」では、介護に関する基礎知識や介護の基本を学び、「入門講座」では、基本的な介護の方法や認知症の理解、障害の理解、介護における安全確保を学んでいく。「基礎講座」と「入門講座」の 2 段階に分けていることから、例えば、企業等で働いている者を対象に講座を開催する場合には、基礎講座のみを実施するなど、柔軟に研修を実施することが可能とされている。
- ▶ 研修修了者は、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修課程の一部が免除される。

➤ 2018.3.29 「EPA 介護福祉士候補者」の技能実習生としての取り扱いが示される

- ▶ 3 月 29 日、外国人技能実習機構は、介護職種にかかる技能実習計画の認定申請関係の Q&A を追加し、「EPA 介護福祉士候補者」の技能実習生としての取り扱いを示した。
- ▶ 過去に EPA 介護福祉士候補者として介護業務に従事していた者であっても、滞在期間の満了後、本国に 1 ヶ月以上帰国することを要件に、介護職種の技能実習生となることが可能としている。

《よくある質問(介護職種にかかる技能実習計画の認定申請関係)》

No.4-5【質問内容】

介護職種の前職要件について、具体的にどのような課程であれば、「同種の業務に関連する教育課程」として認められるのか。

【回答】

「同種の業務に関連する教育課程」としては、高齢者・障害者の介護に関する教育課程のほか、看護師を養成する課程が認められます。これらに該当しない場合であっても、

- ・ 身体のしくみやコミュニケーション技術に関する科目が含まれていること
- ・ 対人ケアの技術に関する科目が含まれていること
- ・ 介護施設や病院等における実習・演習が含まれていること を満たす課程であれば、「同種の業務に関連する教育課程」として認められます。

No.4-6【質問内容】

過去にEPA 介護福祉士候補者として介護業務に従事していたが、介護福祉士国家試験に合格しなかつた者について、介護職種の技能実習生となることは認められるのか。

【回答】

過去にEPA 介護福祉士候補者として介護業務に従事していた者についても、介護職種の技能実習生となることは認められます。ただし、EPA 介護福祉士候補者としての滞在の満了後、本国に1ヶ月以上帰国することを要件としています。

➤ 2018.3.27 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」公表

- ▶ 3月27日、厚生労働省は、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」を公表した。
- ▶ 報告書は、平成28年12月以降、地域共生社会の実現に向けて求められるソーシャルワークの機能やその中で社会福祉士が担うべき役割、多様化・複雑化する地域の課題に対応できる実践力の強化のための方策等について、5回にわたって議論した内容を整理したもの。
- ▶ 報告書では、社会福祉士が担う今後の役割として、地域共生社会の実現に向けて、地域の様々な主体と連携した取組が必要となる中で、地域住民の活動支援や関係者との連絡調整などの役割を果たすこと等を挙げている。
- ▶ その上で、今後の対応の方向性として、①社会福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直し、②地域全体での社会福祉士育成のための取組の推進、③社会福祉士の役割等に関する理解の促進を示している。
- ▶ 厚生労働省では、今回の報告書を踏まえ、平成30年度、社会福祉士の養成カリキュラムの見直しを検討していくこととしている。

《ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について(概要)》

＜総論＞

- 社会福祉士は、高齢者支援、障害児者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で活用されている。また、社会保障分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活用が期待されている。
- 少子高齢化の進展など、社会経済状況の変化によるニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の制度では対応が難しい様々な課題が顕在化してきている。また、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指しており、社会福祉士には、ソーシャルワークの機能を発揮し、制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発といった役割を担うことができる実践能力を身につけることが求められている。
- 地域共生社会の実現に向けた各地の取組には、社会福祉士が中心となり、地域住民等と協働して地域のニーズを把握し、多職種・多機関との連携を図りながら問題解決に取り組んでいる事例などがある。地域の様々な主体と連携した取組が必要となる中で、社会福祉士には、地域住民の活動支援や関係者との連絡調整などの役割を果たすことが求められている。

＜各論＞

- (1)社会福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直し
- 複合化・複雑化した個人や世帯への対応のほか、地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークの機能を発揮できる社会福祉士を養成するため、養成カリキュラムの内容や実習及び演習を充実。
- (2)地域全体での社会福祉士育成のための取組の推進
- 職能団体や養成団体だけでなく、行政や地域住民等の地域の様々な関係者とともに連携・協働して、学び合いや活動の機会を設けることにより、地域でソーシャルワークの機能が発揮される取組を推進。

(3)社会福祉士の役割等に関する理解の促進

- 社会福祉士による地域共生社会の実現に向けた活動状況等を把握し、社会福祉士が果たしている役割や成果の「見える化」を図り、国民や関係者の理解を促進。

➤ 2017.12.25 柔軟な働き方に関する検討会 報告書取りまとめ

- ▶ 柔軟な働き方に関する検討会(座長:松村 茂 東北芸術工科大学 教授)は、検討会の報告書を取りまとめ公表した。厚生労働省は、報告を踏まえ、今後、雇用型テレワーク、自営型テレワーク、副業・兼業のガイドライン等の策定・改定を行い、柔軟な働き方の普及促進や環境整備を図っていくとしている。
- ▶ 報告書では、副業・兼業について「副業・兼業を希望する労働者が年々増加する一方、多くの企業では、副業・兼業を認めていない現状にある。業種や職種によってさまざまな実情があるが、社会の変化に伴い企業と労働者との関係が変化していく中、労働者が主体的に自らの働き方を考え、選択できるよう、副業・兼業を促進することが重要である。また、労働者の活躍をひとつの企業内に限定しない副業・兼業は、企業にとって優秀な人材を活用する手段ともなりうる。」が、「副業・兼業の現状や促進の方向性、労働者と企業それぞれの留意点と対応方法等を盛り込んだガイドラインを策定するとともに、モデル就業規則を改定し、広く周知を図っていくことが必要」としている。

《検討経過》

第1回(10月22日):雇用型テレワーク、自営型テレワーク、副業・兼業の現状と課題

第2回(10月31日):テレワーク、副業・兼業の取組に係る企業等、産業医からのヒアリング

第3回(11月6日):自営型テレワークに関する調査(速報)報告、ガイドライン改正に当たっての論点

第4回(11月20日):雇用型テレワーク、自営型テレワーク、副業・兼業のガイドライン案等

第5回(12月11日):雇用型テレワーク、自営型テレワーク、副業・兼業のガイドライン案等

第6回(12月19日):柔軟な働き方に関する検討会:報告書(案)について

➤ 2017.9.26 第11回 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会:求められる介護福祉士像 議論のとりまとめ

- ▶ 同委員会がとりまとめた「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」(平成27年2月25日)では、介護人材の類型化・機能分化については、実態を把握・検証し、具体的な検討・整理を進めること、また、平成28年度を目指して一定の方向性を示すべきとされ、平成28年10月5日に委員会での議論が再開された。
- ▶ 平成29年9月26日、第11回会議が開催され、求められる介護福祉士像の議論のとりまとめを示した。

議論のとりまとめ～求められる介護福祉士像＜ 今回の改正で目指すべき像 ＞

1. 尊厳と自立を支えるケアを実践する
2. 専門職として自律的に介護過程の展開ができる
3. 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
4. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる
5. QOL(生活の質)の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる
6. 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる
7. 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する
8. 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる
9. 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる

10. 介護職の中で中核的な役割を担う

+

高い倫理性の保持

➤ 2017.8.17 すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申される

- ▶ 厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今日までに答申した平成 29 年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめた。
- ▶ これは、7 月 27 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会で調査・審議した結果を取りまとめたもの。
- ▶ 答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、9 月 30 日から 10 月中旬までに順次発効される予定。

【平成 29 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・改定額の全国加重平均額は 848 円(昨年度 823 円)
- ・全国加重平均額 25 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降、昨年度と並んで最大の引上げ
- ・最高額(東京都 958 円)に対する最低額(高知県等 8 県 737 円)の比率は、76.9%(昨年度は 76.6%。なお、この比率は一昨年度から 3 年連続の改善)

➤ 2017.7.27 第 49 回中央最低賃金審議会

- ▶ 厚生労働省は、第 49 回中央最低賃金審議会を開催した。
- ▶ 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告では、公益委員見解として、平成 29 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安を示した。

平成 29 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	26 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	25 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	24 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	22 円

➤ 2017.6.27 第 48 回中央最低賃金審議会

- ▶ 厚生労働省の中央最低賃金審議会は、2017 年度の最低賃金の引き上げに向けた議論を始めた。
- ▶ 政府は 3 月にまとめた働き方改革の実行計画で、最低賃金の「年 3%程度」の引き上げとともに全国平均で 1000 円をめざす方針を示している。

《働き方改革実行計画(関係部分抜粋)》

「~、最低賃金については、年率 3%程度を目指して、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1000 円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」

➤ 2017.6.16 労働政策審議会建議 同一労働同一賃金に関する法整備について

- ▶ 労働政策審議会(会長 樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授)は、6 月 16 日、厚生労働大臣に対し、同一労働同一賃金に関する法整備について建議を行った。

- ▶ 平成 29 年 4 月から、労働条件分科会・職業安定分科会・雇用均等分科会同一労働同一賃金部会(部会長 守島 基博 学習院大学経済学部経営学科教授)において、6 回にわたり議論を重ねてきたもの。

《同一労働同一賃金に関する法整備について(建議)》 ※抜粋(下線、全社協政策企画部)

1 基本的考え方

○ 賃金等の待遇は、労使によって決定されることが基本である。しかしながら同時に、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正を進めなければならない。このためには、

- (1) 正規雇用労働者-非正規雇用労働者両方の賃金決定基準・ルールを明確化、
- (2) 職務内容・能力等と賃金等の待遇の水準の関係性の明確化を図るとともに、
- (3) 教育訓練機会の均等・均衡を促進することにより、一人ひとりの生産性向上を図る

という観点が重要である。

また、これを受けて、以下の考え方を法へ明記していくことが適当である。

- ・ 雇用形態にかかわらない公正な評価に基づいて待遇が決定されるべきであること
- ・ それにより、多様な働き方の選択が可能となるとともに、非正規雇用労働者の意欲・能力が向上し、労働生産性の向上につながり、ひいては企業や経済・社会の発展に寄与するものであること

○ その上で、不合理な待遇差の実効ある是正のため、昨年末に政府が提示した「同一労働同一賃金ガイドライン(案)」について、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえ、当部会で審議し、最終的に確定していくとともに、確定したガイドラインの実効性を担保するため、労働者が司法判断による救済を求める際の根拠となる規定の整備、労働者に対する待遇に関する説明の義務化、行政による裁判外紛争解決手段等の整備など、法改正を行うことにより、企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を実効ある形で進め、どのような雇用形態を選択しても納得が得られ、個人個人が、自らの状況に応じて多様な働き方を自由に選択できるようにしていく必要がある。

➤ 2017.3.28 働き方改革実現会議(第 10 回):働き方改革実行計画

- ▶ 政府は、「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえ、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等の審議のため、働き方改革実現会議(議長:内閣総理大臣)を設置・開催している。
- ▶ 第 10 回会議は、これまでの審議をふまえた「働き方改革実行計画(案)」について審議した。各議員からは、計画が各企業で実行されていくことに期待するとともに、大企業の働き改革が中小企業にしわ寄せがいかないよう、労働政策審議会等、計画を行動に移していくための詳細設計段階で、中小零細企業の実態を十分にふまえた検討が要請された。
- ▶ 審議を経て、原案どおり「働き方改革実行計画」を決定した。

➤ 2017.3.17 働き方改革実現会議(第 9 回):働き方改革実行計画(骨子案)

- ▶ 第 9 回会議は、3 月 13 日、労使合意をふまえた経団連、連合の両会長と総理の会談を受け、「時間外労働の上限規制等に関する政労使提案」を提示した。また、「働き方改革実行計画(骨子案)」について審議した。

《時間外労働の上限規制等に関する政労使提案から抜粋》

【時間外労働の上限規制】

<原則>

- 週 40 時間を超えて労働可能となる時間外労働時間の限度を、原則として、月 45 時間、かつ、年 360 時間とし、違反には次に掲げる特例を除いて罰則を課す。

<特例>

- 特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年 720 時間(=月平均 60 時間)とする。

- かつ、年 720 時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることのできない上限を設ける。
- この上限については、
 - ①2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで 80 時間以内を満たさなければならないとする。
 - ②単月では、休日労働を含んで 100 時間未満を満たさなければならないとする。
 - ③加えて、時間外労働の限度の原則は、月 45 時間、かつ、年 360 時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年 6 回を上限とする。
- 他方、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことに鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設けることとし、行政官庁は、当該指針に関し、使用者及び労働組合等に対し、必要な助言・指導を行えるようにする。

【勤務間インターバル制度】

- 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法を改正し、事業者は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならない旨の努力義務を課し、制度の普及促進に向けて、労使関係者を含む有識者検討会を立ち上げる。また、政府は、同制度を導入する中小企業への助成金の活用や好事例の周知を通じて、取り組みを推進する。

《働き方改革実行計画 骨子案》

1. 働く人の視点に立った労働制度改革の意義

(1) 経済社会の現状と今後の取組の基本的考え方

(2) 本プランの実行

(ロードマップに基づく長期的かつ継続的な取組)(フォローアップと施策の見直し)

2. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善

(1) 同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備

(同一労働同一賃金のガイドラインの概要)

① 基本給の均等・均衡待遇の確保 ② 各種手当の均等・均衡待遇の確保

③ 福利厚生や教育訓練の均等・均衡待遇の確保 ④ 派遣労働者の取扱

(法改正の方向性)

① 労働者が司法判断を求める際の根拠となる規定の整備

② 労働者に対する待遇に関する説明の義務化 ③ 行政による裁判外紛争解決手続の整備

④ 派遣労働者に関する法整備

(2) 法改正の施行に当たって

3. 賃金引上げと労働生産性向上

(1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善

(2) 生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備

4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

(法改正の方向性) (時間外労働の上限規制) (パワーハラスメント対策、メンタルヘルス対策)

(勤務間インターバル制度) (見直し) (現行制度の適用除外等の取扱)

(事前に予測できない災害その他事項の取扱) (取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

(企業本社への監督指導等の強化) (意欲と能力ある労働者の自己実現の支援)

5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

(1) 雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援

(2) 非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援

(3)副業・兼業の推進に向けたガイドライン等の策定

6. 女性・若者的人材育成など活躍しやすい環境整備

(1)女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援などの充実

(2)多様な女性活躍の推進

(3)就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備

7. 病気の治療と仕事の両立

(トライアングル型支援などの推進)

8. 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労

(1)子育て・介護と仕事の両立支援策の充実・活用促進

(2)障害者に寄り添った就労支援の推進

9. 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援

(1)転職者の受け入れ企業支援や中途採用の門戸拡大のための指針策定

(2)中途採用の拡大に向けた職業能力・職場情報の見える化

10. 誰にでもチャンスのある教育環境の整備

11. 高齢者の就業促進

12. 外国人材の受け入れ

13. 10年先の未来を見据えたロードマップ

(時間軸と対応策の提示) (他の政府計画との連携)

《経過》

✓ 福祉・介護人材確保対策

2016. 4. 14	介護のシゴト魅力向上懇談会（第4回）
	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、介護の仕事や職場の魅力向上を更に進めるため、業務プロセスの改善とテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用による業務負担の軽減、生産性の向上等について、先進的な現場の実践を踏まえた議論を行い、今後の政策検討の参考にすることを目的とする懇談会を設置・開催している。 懇談会では、①介護分野における業務プロセスの改善に向けた取組、②介護分野におけるテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用に向けた取組等を検討事項としている。 第4回会議では、議論の整理（骨子の案）などをもとに議論した。骨子案では、魅力ある職場づくりのための実践として、①業務の生産性と効率性の向上、②成長を実感できる人材育成と業務の専門性の確保、③利用者本位の仕事観、が柱として掲げられている。
2016. 3. 30	介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会：とりまとめ
	<ul style="list-style-type: none"> 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会が議論をとりまとめた。 「介護キャリア段位の取組み実績と評価」を整理し、その上で、「介護キャリア段位の取組みを踏まえた介護事業所・施設における人材育成の考え方」と「介護キャリア段位の仕組みの見直し」についての方向性が整理されている。 今後に向けて、「介護キャリア段位は、今後も先進的な取組みとして期待されるが、このような取組みで得られた成果や課題については、介護人材の育成を含む介護の質の向上に幅広く活かしていくことも求められる」とし、「介護人材の育成に関しては、介護人材の類型化・機能分化や介護福祉士の養成・教育の在り方など様々な課題があることから、介護キャリア段位の取組は、これらと整合性を持って進めていく必要がある」としている。
2015. 4. 13	介護雇用管理改善等計画の全部改正案・答申
2015. 2. 25	社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（第5回）：とりまとめ
2014. 10. 14	福祉人材確保対策検討会（第7回）：議論の取りまとめ
2014. 9. 3	人材不足分野等における人材確保・育成対策推進会議：取りまとめ

✓ 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会等

2016. 11. 18	外国人技能実習の適正実施等に関する法律：参議院可決・成立
2016. 10. 28	外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 報告書～EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっての必要な対応について～
2016. 10. 4	外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会：とりまとめ

✓ 介護・障害福祉従事者の人材確保・処遇改善法

2014. 6. 20	「介護・障害福祉従事者の人材確保・処遇改善法」成立
-------------	---------------------------

✓ その他

2015. 12. 1	雇用政策研究会：平成27年度報告書・公表
-------------	----------------------

11. 災害対策

- 2018.8.2 平成 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージの公表
- ▶ 政府「平成 30 年 7 月豪雨被災者生活支援チーム」は、「平成 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」をとりまとめ公表した。
1. 基本方針
- 被災地の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、速やかに予備費等で対応を進めていく。今後も、本パッケージに基づき、被災者の安心感を確保し、被災自治体が財源に不安なく安心して復旧・復興に取り組めるよう、隨時、予備費等の措置を講じていく。
 - 地域ごとの災害の特性を踏まえたきめ細かな災害応急復旧を早急に進めていくとともに、被災した中小企業等が事業継続に向けて予見性と希望をもって取り組めるよう、被災地における地域経済の再生に向けた寄り添い型の支援を迅速に実施する。
2. 緊急対応策
- (1) 生活の再建
- 廃棄物、がれき、土砂の処理
 - 住宅再建等
 - 金融支援等(生活福祉資金(緊急小口資金)の特例貸付等)
 - 切れ目のない被災者支援(仮設住宅入居者等への見守りや日常生活上の相談支援等)
- (2) 生業の再建
- 中小企業・小規模事業者の支援等(「寄り添い型支援」の創設)
 - 観光業の風評被害対策
 - 農林漁業者の支援(営農維持・一日も早い経営再開)
 - 地域の雇用対策
- (3) 災害応急復旧
- 災害復旧事業の迅速化
 - 河川の浚渫、樹木の撤去、岩・土砂等への対応
- (4) 災害救助
- 応急救助
 - 自衛隊の活動
- 2018.7.9 平成 30 年 7 月豪雨による被害(台風 12 号の被害状況を含む)
- ▶ 台風 7 号及び前線等の影響により、東日本から西日本の 11 府県で大雨特別警報が発表されるなど、広範囲での豪雨により甚大な被害が発生した。8 月 8 日 19 時 00 分現在、死者 221 人、行方不明者 9 人、負傷者 414 人(重傷 69 人、軽傷 342 人、程度不明 3 人)、住宅の全壊 5,617 棟、半壊 8,291 棟、一部破損 4,890 棟、床上浸水 8,867 棟、床下浸水 19,181 棟(消防庁まとめ)。
- 2018.6.18 平成 30 年 6 月 18 日 大阪北部を震源とする地震
- ▶ 6 月 18 日午前 7 時 58 分ごろ、大阪府北部を震源として最大震度 6 弱の地震が起きた。大阪北部で震度 6 弱を観測したほか、近畿地方の広い範囲で被害が出た。7 月 29 日 9 時 30 分時点の被害状況は、死者 5 人、負傷者 435 人(重傷 17 人、軽傷 418 人)、住宅の全壊 12 棟、半壊 273 棟、一部破損 41,459 棟。避難所については、8 月 4 日をもってすべて閉鎖された。
- 2018.6.8 改正災害救助法が成立
- ▶ 6 月 8 日、改正災害救助法が参議院本会議で全会一致で可決・成立した。大規模災害時の避難所運営や仮設住宅整備など 10 項目に関する権限を、都道府県から政令市に移すことを可能にする。

➤ 2018.6.6	国土強靭化アクションプラン 2018 決定
▶	平成 25 年 12 月 11 日に国土強靭化基本法(以下、「基本法」)が公布・施行され、平成 26 年 6 月 3 日には、基本法に基づき、国土強靭化基本計画(以下「基本計画」)が閣議決定された。さらに、取り組むべき具体的な個別施策等を示した国土強靭化アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)を国土強靭化推進本部においてこれまで 4 回決定している。
▶	6 月 6 日、国土強靭化推進本部は中長期的な視野の下で国土強靭化を推進していくため、PDCA サイクルを機能させるべく「国土強靭化アクションプラン 2018」を決定した。
▶	国土強靭化アクションプラン 2017 等に掲げたプログラムの進捗状況を把握・評価するほか、新たに発生した災害等を踏まえ、プログラムの充実・改善を図り、国土強靭化の取組を計画的かつ着実に進化させるとともに、基本計画策定以降の4年間の施策の達成状況の整理を行い、5 年目を迎える基本計画の見直しにも反映させていくこととしている。
➤ 2018.4.9	平成 30 年 4 月 9 日 島根県西部を震源とする地震
▶	4 月 9 日に発生した島根県西部を震源とする地震は、島根県大田市で震度 5 強、出雲市、雲南市、川本町、美郷町で 5 弱を観測した。けが人は重傷者が大田市 2 人、軽傷者が大田市 2 人、出雲市 3 人、奥出雲町で 1 人発生。水道管の破損による断水が大田市で発生。
➤ 2018.2.15	平成 30 年 2 月 4 日からの大雪による災害に係る災害救助法の適用【第 3 報】
▶	2 月 4 日からの大雪による災害により、福井県は福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町、越前市の 9 市町に災害救助法の適用を決定している。
➤ 2017.12.14	「災害救助に関する実務検討会」最終報告を公表
▶	平成 29 年 12 月 14 日、内閣府は、「災害救助に関する実務検討会」の最終報告を公表した。
▶	本検討会は、今後の大規模災害に備え、救助の事務の円滑な実施という観点から、救助の実施体制や広域調整の在り方等について、実務担当者による検討・調整を行うために設置された。
▶	最終報告は、平成 28 年 12 月の設置以降、5 回の実務検討会、3 回の作業グループの議論の内容を整理したもの。
▶	最終報告では、内閣府の見解として、大規模・広域的災害に備えて迅速かつ円滑な事務実施のため、現行の委任方式に加えて、「包括道府県」と連携体制が取れる指定都市を新しい救助主体とすることが提言されている。あわせて、都道府県の広域調整が適切に機能するように、法律で明記するとともに、指定基準を具体化する中で適切な措置を講じることが必要であるとしている。
➤ 2017.10.25	平成 29 年 9 月 15 日から同月 19 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
▶	平成 29 年 9 月 15 日から 19 日にかけて、台風第 18 号により、各地に甚大な被害がもたらされた。
▶	このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が 10 月 20 日に閣議決定され、10 月 25 日公布・施行された。
➤ 2017.8.8	平成 29 年 6 月 7 日から 7 月 27 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について(閣議決定)
▶	政府は 8 日、九州北部の豪雨を含む 6~7 月の豪雨災害を一括して激甚災害に指定することを閣議決定した。道路や橋、農地などの復旧事業で国の補助率を 1~2 割引き上げるなどし、被災自治体の復興を支援する。

<ul style="list-style-type: none"> 対象は、6月7日から7月27日までの梅雨前線や台風3号による豪雨被害。農業被害は全体額が指定基準を超えたため、地域を限定せず支援する。 道路などのインフラ被害では福岡県の朝倉市、東峰村、添田町と大分県日田市の4市町村が、中小企業被害では朝倉市、東峰村がそれぞれ基準を上回り、「局地激甚災害」として指定された。
<p>➤ 2017.7.5 平成29年7月九州北部豪雨</p> <ul style="list-style-type: none"> 梅雨前線の停滞の影響により、7月5日から、福岡県、大分県の九州北部において甚大な豪雨被害が発生した。 福岡県、大分県では、死者34人、家屋全壊102棟などの大きな被害が生じている。また、両県で18カ所の避難所が開設され、891人が避難している(7月18日(火)7時現在、総務省消防庁発表)。福岡県は朝倉市、添田町、東峰村の3市町村に、大分県は日田市、中津市の2市に災害救助法が適用された。
<p>➤ 2017.5.19 「水防法等の一部を改正する法律」公布:要配慮利用者施設の避難確保計画作成・避難訓練実施を義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等、近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律案」が、平成29年5月12日参議院で全会一致で可決・成立した(19日公布)。 洪水や土砂災害のリスクが高い区域の要配慮者利用施設(社会福祉施設、医療施設、学校等)について、その管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化(改正前:努力義務)。 <p>○避難確保計画の作成・避難訓練の実施率:約2%(716/31,208施設)(平成28年3月) ⇒ 関係機関と連携し、2021年までに100%を実現。</p>
<p>➤ 2017.4.11 「防災基本計画」の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年熊本地震及び平成28年台風第10号災害の教訓等を踏まえた各編の修正を行った。
<p>➤ 2016.10.21 鳥取中部地震</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部でマグニチュード6.6(最大震度6弱)の地震が発生した。 同日、鳥取県は県内4市町(倉吉市、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町)に災害救助法の適用を決定した。
<p>➤ 2016.8.30 平成28年台風10号</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年台風10号の発生にともない、北海道は20市町村、岩手県は12市町村に災害救助法の適用を決定した。 8月30日、岩手県は、被災者生活再建支援法の適用を決定した。 9月19日、当該災害は激甚災害(対象は全国)として指定されている。
<p>➤ 2016.4.14 平成28年熊本地震</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月14日のマグニチュード6.5(最大震度7)、4月16日のマグニチュード7.3(最大震度7)の地震発生後、熊本地方を中心に甚大な被害が広がっている。 これに対し、4月26日に激甚災害の指定、5月2日に特定非常災害の指定がなされている。

《経過》

✓ 避難所

2017.3.31	「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」
	<p>▶ 内閣府は、平成28年熊本地震で明らかとなった課題等を踏まえ、平成28年10月から「地方公共団体の受援体制に関する検討会」を設置して議論を進め、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定した。</p>

✓ 災害対策基本法

2014.1.17	中央防災会議：防災基本計画の見直し
2013.6.17	「災害対策基本法改正案」成立
2012.6.27	改正「災害対策基本法」 公布

12. その他

- 2018.7.30 年金担保融資制度は平成34年3月末の予定で申込受付を終了
 - ▶ 年金担保貸付制度・労災年金担保貸付制度は、平成22年12月の閣議決定において廃止することが決定され、23年12月及び26年12月の2回にわたる制度の見直しが行われ、事業規模の縮減が図られてきたが、厚生労働省から「34年3月末の予定で申込受付を終了する」旨の方針が示された。
 - ▶ 34年3月末の予定で申込受付を終了するまでの間は、従来通り、年金担保貸付の申込が可能。また、年金担保貸付の返済期間及び返済方法は従来と同様であり、34年3月末予定の申込受付終了時に残っている借入額を、繰り上げて返済する必要はない。
 - ▶ また、制度廃止後の高齢者の資金ニーズに対しては、一定の要件を満たす者について、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の利用が可能と示している。
 - 2018.6.27 「建築基準法の一部を改正する法律」公布
 - ▶ 6月27日、「建築基準法の一部を改正する法律」が公布された。
 - ▶ 最近の大規模火災・防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物の整備の推進などの社会的要請等に対応して規制を見直した。
 - ▶ 既存建築物の適切な維持保全・改修等を通じた建築物の安全性の確保や密集市街地の解消の実現、古民家の商業的利用や、空き家等のグループホーム・保育所としての活用といった既存建築物の活用等による経済活性化を目的としている。
- 《法律の概要》
- 建築物・市街地の安全性の確保
- 維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大(大規模倉庫等を想定)。
 - 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政による指導及び助言の創設。
 - 防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和。
- 戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化
- 戸建住宅等(延べ面積200m²未満かつ階数3以下)を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする。
 - 用途変更に伴う建築確認不要の規模上限を100m²から200m²に見直し。
- 大規模な建築物等に係る制限の合理化
- 既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入。
 - 新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合も制限を緩和。
- 木造建築物等に係る制限の合理化
- 耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し(高さ13m・軒高9m超→高さ16m超・階数4以上)
 - 上記の規制を受ける場合についても、木材のあらわし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し。
 - 防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し。
- <その他>

- ①老人ホーム等の共用の廊下や階段について、共同住宅と同様に、容積率の算定基礎となる床面積から除外
- ②興行場等の仮設建築物の存続期間(現行 1 年)の延長等
- ③用途制限等に係る特例許可手続の簡素化

➤ 2018.6.19 「自殺対策白書」閣議決定

- ▶ 6 月 19 日、政府は、「平成 29 年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況(自殺対策白書)」を閣議決定した。自殺者数は、平成 10 年以降、14 年連続して 3 万人を超える状態が続いているが、24 年に 15 年ぶりに 3 万人を下回り、29 年は 2 万 1,321 人となった。
- ▶ 年齢階級別の自殺者数の推移を見ると、50 歳代は平成 15 年を境に減少傾向にあり、近年は 60 歳代から 20 歳代の各年齢階級においても減少傾向にある。
- ▶ しかし、若い世代の自殺は深刻な状況にあり、15 歳から 39 歳の各年代の死因の第 1 位は「自殺」であり、10 歳から 14 歳においても、1 位の「悪性新生物」に続く 2 位となっている。15 歳から 34 歳という若い世代で死因の第 1 位が自殺であるのは先進国では日本のみ。死亡率(人口 10 万人あたりの死者数)に占める自殺の割合は、ドイツで 7.7、米国で 13.3、英国で 6.6 などだが、日本は 17.8 と高い傾向にある。

➤ 2018.4.27 通知「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について」

- ▶ 4 月 27 日、厚生労働省は「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について」を都道府県・指定都市・児童相談所設置市に通知した。
- ▶ 児童養護施設等(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び一時保護所並びに障害児入所施設)において、万が一子ども間の性的暴力等の事案が発生した場合に適切な対応をとることが必要であるため、各施設における相談支援等の対応について示した。
- ▶ 児童養護施設等において実施された具体的な取り組みについては、追って把握する予定としている。

➤ 2018.4.2 有料老人ホームの設置運営標準指導指針について

- ▶ 4 月 2 日、厚生労働省は無届け施設における火災が相次いだことなども踏まえ、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」の改正通知を都道府県・指定都市・中核市に通知した。
- ▶ 入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームに対する適切な指導監督が不可欠となっており、昨年の老人福祉法改正において、事業停止命令の創設、前払金保全措置の義務の対象拡大等、所要の改正が行われたことを踏まえたもの。
- ▶ このほか、平成 30 年度介護報酬改定が行われたことや、総務省から「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」があったこと等を踏まえ、指針が改正されたもの。

➤ 2018.1.12 日本の世帯数の将来推計(全国推計)公表

- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所は、2018(平成 30)年推計の「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」をまとめ、公表した。
- ▶ 推計は 5 年ごとに実施され、家族類型別(「単独」「夫婦のみ」「夫婦と子」「ひとり親と子」「その他」の 5 類型)にみた将来の世帯数を求める目的としている。今回は、2015(平成 27)年の国勢調査を基に、2015~40 年の 25 年間についての将来推計を行った。推計結果のポイントは以下の 4 点。

《推計結果のポイント》

1 世帯総数は 2023 年をピークに減少開始、平均世帯人員は減少が続く

- ・世帯総数は 2015 年の 5,333 万世帯から増加し、2023 年の 5,419 万世帯でピークを迎えるが、その後は減少に転じ、2040 年には 5,076 万世帯まで減る。
- ・平均世帯人員は、小規模な世帯が増加することにより 2015 年の 2.33 人から減少を続け、2040 年には 2.08 人となる。

2 「単独」「夫婦のみ」「ひとり親と子」の割合が増加

- ・2015~40 年の間に「単独」世帯は 34.5%→39.3%、「夫婦のみ」は 20.2%→21.1%、「ひとり親と子」は 8.9%→9.7%と割合が上昇する。一方で、かつて 40%以上を占めた「夫婦と子」は 26.9%→23.3% に、「その他」は 9.5%→6.6%と低下する。なお、前回推計と比べ、2020 年以降「単独」や「夫婦と子」の割合は増加する一方で、「ひとり親と子」の割合は減少している。

※ 前回推計の 2035 年時点と比較すると「単独」は 1,846 万世帯(37.2%)が 2,023 万世帯(38.7%) に増加、「夫婦と子」は 1,153 万世帯(23.3%)が 1,246 万世帯(23.8%)に増加、「ひとり親と子」は 565 万世帯(11.4%)が 507 万世帯(9.7%)に減少している。

3 世帯主の高齢化が進み、65 歳以上の高齢世帯が増加する

- ・2015~40 年の間に世帯主が 65 歳以上である世帯は 1,918 万世帯→2,242 万世帯に、75 歳以上である世帯は 888 万世帯→1,217 万世帯に増加する。
- ・全世帯主に占める 65 歳以上世帯主の割合は 36.0%→44.2%に増加する。また 65 歳以上世帯主に占める 75 歳以上世帯主の割合も 46.3%→54.3%と増加し、高齢世帯の高齢化も一層進展する。

4 高齢者の独居率が上昇

- ・2015~40 年の間に 65 歳以上男性の独居率は 14.0%→20.8%、女性は 21.8%→24.5%と上昇する。75 歳以上では、男性は 12.8%→18.4%と上昇するが、女性は 26%前後でほとんど変化しない。

➤ 2017.7.25 自殺総合対策大綱:閣議決定

- ▶ 政府は、平成 29 年 7 月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を閣議決定した。
- ▶ 自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成 19 年 6 月に初めての大綱が策定された後、平成 20 年 10 月に一部改正、平成 24 年 8 月に初めて全体的な見直しが行われた。
- ▶ 平成 24 年の大綱はおおむね 5 年を目途に見直すこととされていたことから、平成 28 年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえたもの。
- ▶ 見直し後の大綱では、
 - ・地域レベルの実践的な取組の更なる推進
 - ・若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の更なる推進
 - ・自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少することを目指し、平成 38 年までに平成 27 年比 30%以上減少させることを目標とすることを掲げている。

➤ 2017.6.27 平成 28 年 国民生活基礎調査の結果 公表

- ▶ 厚生労働省は、「平成 28 年国民生活基礎調査」の結果を取りまとめ公表した。
- ▶ 国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画、運営に必要な基礎資料を得ることを目的に、昭和 61 年を初年として 3 年ごとに大規模な調査を、その間の各年は調査事項と対象世帯の少ない簡易な調査を実施している。

- ▶ 平成 28 年は、11 回目の大規模な調査の実施年に当たり、6 月に世帯票・健康票は約 29 万世帯、介護票は約 8 千人、7 月に所得票・貯蓄票は約 3 万世帯を対象として調査し、世帯票・健康票は約 22 万世帯、介護票は約 7 千人、所得票・貯蓄票は約 2 万世帯を集計。
- ▶ なお、熊本地震の影響により、熊本県については調査を実施していないため、今回の結果は熊本県分を除いて集計。

《調査結果のポイント》 <>は、平成 25 年調査(前回の大規模調査)の結果

1 世帯の状況

- ・高齢者世帯は 1327 万 1 千世帯<1161 万 4 千世帯>、全世帯の 26.6%<23.2%>と世帯数、割合とも過去最高

2 所得等の状況

- ・1 世帯当たり平均所得金額は 545 万 8 千円<537 万 2 千円>と増加
- ・相対的貧困率は 15.6%<16.1%>で対 24 年 0.5 ポイントの低下、子どもの貧困率は 13.9%<16.3%>で対 24 年 2.4 ポイントの低下
- ・生活意識が「苦しい」とした世帯は 56.5% で 2 年連続低下

3 健康の状況

- ・がん検診の受診率はいずれも上昇傾向
胃がん 男 46.4%<45.8%>、女 35.6%<33.8%>、肺がん 男 51.0%<47.5%>、女 41.7%<37.4%>
大腸がん 男 44.5%<41.4%>、女 38.5%<34.5%>
子宮がん(子宮頸がん) 女 33.7%<32.7%>、乳がん 女 36.9%<34.2%>

4 介護の状況

- ・同居の主な介護者と要介護者等がいずれも 65 歳以上の割合は、54.7%<51.2%>で上昇傾向

➤ 2017.6.2 平成 28 年人口動態統計月報年計(概数)の結果 公表

- ▶ 厚生労働省は、平成 28 年人口動態統計月報年計(概数)の結果を取りまとめ公表した。
- ▶ 人口動態調査は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とするもの。

《調査結果のポイント》

- 出生数 976,979 人で過去最少(対前年 28,698 人減少)
- 合計特殊出生率 1.44 で低下(同 0.01 ポイント低下)
- 死亡数 1,307,765 人で戦後最多(同 17,321 人増加)
- 自然増減数 △330,786 人で過去最大の減少幅(同 46,019 人減少)
- 婚姻件数 620,523 組で戦後最少(同 14,633 組減少)
- 離婚件数 216,805 組で減少(同 9,410 組減少)

➤ 2017.4.10 日本の将来推計人口(平成 29 年推計) 公表

- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所は、平成 29 年度の「日本の将来推計人口」をとりまとめ、公表した。
- ▶ 平成 27 年国勢調査の確定数が公表されたことを受け、これを出発点とする新たな全国将来人口推計(日本の将来推計人口)を行ったもの。

※全国の将来の出生、死亡、ならびに国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいてわが国の将来の人口規模ならびに男女・年齢構成の推移について推計(対象は外国人を含めた日本に在住する総人口)。

《概要》

- 30～40歳代の出生率実績上昇を受け推計の前提となる合計特殊出生率は上昇
- ・推計の前提となる合計特殊出生率は、近年の30～40歳代の出生率実績上昇等を受け、前回推計の1.35(平成72(2060)年)から1.44(平成77(2065)年)に上昇(中位仮定)。
- ・平均寿命は、平成27(2015)年男性80.75年、女性86.98年から、平成77年(2065)年に男性84.95年、女性91.35年に伸長(中位仮定)。
- 前回推計と比較して人口減少の速度や高齢化の進行度合いは緩和
- ・総人口は、平成27(2015)年国勢調査による1億2709万人から平成77(2065)年には8,808万人と推計(出生中位・死亡中位推計、以下同様)。
- ・老年人口割合(高齢化率)は、平成27(2015)年の26.6%から平成77(2065)年には38.4%へと上昇。
- ・この結果を前回推計(長期参考推計の2065年時点)と比較すると、総人口は8,135万人が8,808万人、総人口が1億人を下回る時期は2048年が2053年、老年人口割合(2065年)が40.4%から38.4%と、人口減少の速度や高齢化の進行度合いは緩和。
- ・老年人口(高齢者数)のピークは2042年で前回と同じ(老年人口は3,878万人から3,935万人へと増加)。
- 出生仮定を変えた場合の2065年の総人口、高齢化率
- ・出生の仮定が、高位仮定(1.65)の場合の平成77(2065)年の総人口と老年人口割合(高齢化率)は、それぞれ9,490万人、35.6%、低位仮定(1.25)の場合には、8,213万人、41.2%と推計。また、出生率(平成77(2065)年)を1.80に設定した場合には、1億45万人、33.7%と推計。

《経過》

2015.6.17	公職選挙法改正：選挙権年齢の引き下げ
	<ul style="list-style-type: none">▶ 公職選挙法改正法案が、参議院で可決・成立した。この改正により、選挙権が得られる年齢が現在の「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられる。▶ この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めてその期日を公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用するとされ、来年夏の参議院選挙から適用される予定である。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～ 政策動向」として発行。

◇通巻「第 37 号」Ver. 1 ◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>